

令和2年 8月
令和2年 9月

指宿市議会会議録

第2回臨時会
第3回定例会

指宿市議会会議録目次

令和2年第2回市議会臨時会

会期日程	1
8月4日	
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定による出席者	2
職務のため出席した事務局職員	3
開会及び開議	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
議案第59号及び議案第60号一括上程	4
提案理由説明	4
議案第59号及び議案第60号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	7
閉議及び閉会	8

令和2年第3回市議会定例会

会期日程	9
9月1日	
議事日程	11
本日の会議に付した事件	12
出席議員	12
欠席議員	13
地方自治法第121条の規定による出席者	13
職務のため出席した事務局職員	13
開会及び開議	14
会議録署名議員の指名	14
会期の決定	14
議案第61号～議案第88号一括上程	14
提案理由説明	14
議案第61号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	33

議案第62号～議案第64号（質疑，委員会付託省略，表決）	34
議案第65号及び議案第66号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	35
議案第67号～議案第74号（質疑，決算特別委員会付託）	36
議案第75号～議案第88号（質疑，委員会付託）	37
新たに受理した陳情上程（委員会付託）	38
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙	38
散 会	40

9月4日

議事日程	42
本日の会議に付した事件	42
出席議員	42
欠席議員	42
地方自治法第121条の規定による出席者	42
職務のため出席した事務局職員	43
開 議	44
会議録署名議員の指名	44
議案第89号上程	44
提案理由説明	44
議案第89号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	45
散 会	46

9月17日

議事日程	47
本日の会議に付した事件	47
出席議員	47
欠席議員	47
地方自治法第121条の規定による出席者	47
職務のため出席した事務局職員	48
開 議	49
会議録署名議員の指名	49
一般質問	49
吉 村 重 則 議員	49

1. 新型コロナ対策について

2. 教育問題について	
下川床 泉 議員	60
1. 姉妹都市である人吉市の水害支援について	
2. コロナ禍における人と人との結びつきについて	
新川床 金 春 議員	70
1. 池田湖の市分譲地について	
2. ごみの不法投棄等について	
3. 入湯税の取扱いについて	
東 勝 義 議員	88
1. 建設予定の市民会館について	
2. 地熱の恵み活用プロジェクトについて	
延 会	103

9月18日

議事日程	105
本日の会議に付した事件	105
出席議員	105
欠席議員	105
地方自治法第121条の規定による出席者	105
職務のため出席した事務局職員	106
開 議	107
会議録署名議員の指名	107
一般質問	107
前 原 五 男 議員	107
1. 総合振興計画への取り組みについて	
西 田 義 哲 議員	117
1. 新世代通信システム5Gに備えた高速通信網の整備について	
2. サッカー・多目的グラウンドについて	
高 田 ちよ子 議員	127
1. 安心・安全な生活のために	
2. あそびについて	
3. 指宿市の未来のために	
恒 吉 太 吾 議員	138
1. 食育の推進と特産品の情報発信について	

2. かがしま国体・かがしま大会の開催と体育施設等の利活用について	
延 会	155

9月23日

議事日程	156
本日の会議に付した事件	156
出席議員	156
欠席議員	156
地方自治法第121条の規定による出席者	156
職務のため出席した事務局職員	157
開 議	158
会議録署名議員の指名	158
一般質問	158
山本敏勝議員	158
1. 新型コロナウイルス感染症について	
2. 教育行政について	
3. 文化財保護について	
4. 教育（学校）現場について	
井元伸明議員	171
1. 池田湖湖畔の分譲地について	
2. 光通信基盤整備について	
前之園正和議員	180
1. 政治姿勢について	
2. コロナ禍における諸政策について	
3. 市役所各庁舎等の通信環境整備について	
議案第90号上程	196
提案理由説明	196
議案第90号（質疑、委員会付託）	197
散 会	199

9月28日

議事日程	201
本日の会議に付した事件	202
出席議員	202

欠席議員	202
地方自治法第121条の規定による出席者	202
職務のため出席した事務局職員	203
開 議	204
会議録署名議員の指名	204
議案第77号～議案第80号（委員長報告，質疑，討論，表決）	204
議案第75号及び議案第76号（委員長報告，質疑，討論，表決）	206
議案第81号（委員長報告，質疑，討論，表決）	207
議案第86号～議案第88号（委員長報告，質疑，討論，表決）	216
議案第82号～議案第84号（委員長報告，質疑，討論，表決）	218
議案第85号及び議案第90号（委員長報告，質疑，討論，表決）	219
審査を終了した陳情（委員長報告，質疑，討論，表決）	220
閉会中の継続審査について（議案第67号～議案第74号）	221
報告第5号，報告第6号及び議案第91号一括上程	222
提案理由説明	222
報告第5号及び報告第6号（質疑）	225
議案第91号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	225
意見書案第2号及び意見書案第3号一括上程（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）	226
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果	227
閉議及び閉会	227

参考資料

意見書第2号	228
意見書第3号	229

第 2 回 臨 時 会

令和 2 年 8 月 議 会

令和2年第2回指宿市議会臨時会会期及び会期日程

1. 会 期 1日間（8月4日）

2. 会期日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
8月4日	火	本会議	・会期の決定 ・議案第59号及び議案第60号一括上程 (議案説明, 質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決)

第 2 回 臨 時 会

令和 2 年 8 月 4 日

(第 1 日)

第2回指宿市議会臨時会会議録

令和2年8月4日 午前10時00分 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第59号 令和2年度指宿市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第4 議案第60号 令和2年度指宿市一般会計補正予算（第7号）について

---

### 1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

### 1. 出席議員

- |          |         |          |         |
|----------|---------|----------|---------|
| 1 番 議 員  | 坂 元 茂 教 | 2 番 議 員  | 東 勝 義   |
| 3 番 議 員  | 西 田 義 哲 | 4 番 議 員  | 新宮領 實   |
| 5 番 議 員  | 前 原 五 男 | 6 番 議 員  | 山 本 敏 勝 |
| 7 番 議 員  | 齋 藤 佳 代 | 8 番 議 員  | 恒 吉 太 吾 |
| 9 番 議 員  | 東 伸 行   | 10 番 議 員 | 井 元 伸 明 |
| 11 番 議 員 | 西 森 三 義 | 12 番 議 員 | 吉 村 重 則 |
| 13 番 議 員 | 前之園 正 和 | 14 番 議 員 | 松 下 喜久雄 |
| 15 番 議 員 | 高 橋 三 樹 | 16 番 議 員 | 高 田 ちよ子 |
| 17 番 議 員 | 下川床 泉   | 18 番 議 員 | 新川床 金 春 |
| 19 番 議 員 | 福 永 徳 郎 | 21 番 議 員 | 木 原 繁 昭 |

---

### 1. 欠席議員

な し

---

### 1. 地方自治法第121条の規定による出席者

- |        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 市 長    | 豊 留 悦 男 | 副 市 長   | 有 留 茂 人 |
| 教 育 長  | 吉 元 鈴 代 | 総 務 部 長 | 中 村 孝   |
| 市民生活部長 | 鶴 本 八 郎 | 健康福祉部長  | 西 浩 孝   |

|        |       |        |       |
|--------|-------|--------|-------|
| 産業振興部長 | 大迫格史  | 農政部長   | 田之上辰浩 |
| 建設部長   | 山崎一磨  | 教育部長   | 鶴窪誠作  |
| 山川支所長  | 前菌佳生  | 開聞支所長  | 今村将吾  |
| 総務部参与  | 下吹越 寿 | 総務部参与  | 谷口澄子  |
| 総務課長   | 野元伸浩  | 財政課長   | 東 忠孝  |
| 健康増進課長 | 廣森政宏  | 商工水産課長 | 上田和成  |
| 観光課長   | 上川床 聡 |        |       |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |      |         |      |
|-----------|------|---------|------|
| 事務局長      | 川路 潔 | 次長兼議事係長 | 木下英城 |
| 主幹兼調査管理係長 | 平畑卓哉 | 議事係主査   | 古川浩仁 |

### △ 開会及び開議

午前10時00分

○議長（木原繁昭） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、令和2年第2回指宿市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

### △ 会議録署名議員の指名

○議長（木原繁昭） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、高橋三樹議員及び高田チヨ子議員を指名いたします。

### △ 会期の決定

○議長（木原繁昭） 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

### △ 議案第59号及び議案第60号一括上程

○議長（木原繁昭） 次は、日程第3、議案第59号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについて、及び、日程第4、議案第60号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第7号）について、の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

### △ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） 今次、第2回指宿市議会臨時会に提出いたしました案件は、補正予算の専決処分の承認を求める案件1件、補正予算に関する案件1件の計2件であります。

まず、議案第59号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、令和2年7月15日をもって、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次は、議案第60号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第7号）について、であります。

本案は、歳入歳出にそれぞれ2,606万8千円を追加し、予算の総額を327億187万円にしようとするものであります。

なお、議案の詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○総務部長（中村孝）** それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の1ページを御覧ください。

議案第59号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。別冊の令和2年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,846万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を326億7,580万2千円にしたものであります。

第2条で地方債の補正を計上しておりますが、これは7ページの第2表、地方債補正でお示しのとおり、地方債を追加したものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から説明いたしますので、14ページを御覧ください。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1現年単独災害復旧費2,476万4千円の補正につきましては、農道27か所、水路28か所において、法面崩壊や水路閉塞等の災害が発生し、現計予算で不足することから、災害復旧費を計上したものであります。

同じく、目2現年補助災害復旧費472万6千円の補正につきましては、水路1か所において、水路閉塞が発生したことから、災害復旧費を計上したものであります。

同じく、項2土木施設災害復旧費、目1現年単独災害復旧費3,950万円の補正につきましては、市道28か所、里道3か所、河川2か所、水路3か所において、崩土や水路閉塞等の災害が発生し、現計予算で不足することから、災害復旧費を計上したものであります。

同じく、目2現年補助災害復旧費1,705万円の補正につきましては、市道1か所の法面崩壊等及び河川1か所の護岸崩壊等が発生したことから、災害復旧費を計上したものであります。

15ページを御覧ください。同じく、項3教育施設災害復旧費、目1現年単独災害復旧費1,192万4千円の補正につきましては、小学校3校、中学校1校、指宿商業高等学校において、雨漏り等の被害を受けたことから、災害復旧費を計上したものであります。

同じく、項4その他公共施設災害復旧費、目1現年単独災害復旧費50万円の補正につきましては、小田墓地公苑内において、法面崩壊が発生したことから、災害復旧費を計上したものであります。

なお、今回の災害箇所及びその状況については、大雨被害に対する災害復旧費等に関する参考資料を配布させていただいておりますので、詳しい説明については割愛させていただきます。

次は、歳入について御説明いたしますので、13ページを御覧ください。

款15国庫支出金888万1千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの国庫負担金であります。

款19繰入金7,768万3千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの繰入金であります。

款22市債1,190万円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの市債であります。

次は、提出議案の3ページを御覧ください。

議案第60号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第7号）について、であります。別冊の令和2年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,606万8千円を追加して、歳入歳出予算の総額を327億187万円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明いたしますので、12ページを御覧ください。

款4衛生費、項1保健衛生費、目3健康増進費、節18負担金補助及び交付金500万円の補正につきましては、指宿市民が新型コロナウイルス感染症に感染した際に、その者が居住する住宅等の消毒や清掃等を行った場合、また、指宿市内に勤務する者が新型コロナウイルス感染症に感染した際に、その者が勤務する事務所等の消毒や清掃等を行った場合、その費用を支援することにより、市民及び市内事業者等の負担軽減を図るとともに、積極的な消毒活動を喚起し、市民への感染リスクの低減も図ることを目的とした、指宿市新型コロナウイルス感染症に係る消毒費補助金の交付に伴う補助金を計上するものであります。

款6商工費、項1商工費、目2商工業振興費、節10需用費54万9千円、節11役務費21万9千円、節18負担金補助及び交付金1,200万円のうち、1,000万円の合計1,076万8千円の補正につきましては、売上減少が著しい飲食店等を救済するため、商品の品質向上、市民の購買意欲を喚起する、テイクアウト商品販売促進事業の実施に伴う補助金等を計上するものであります。

同じく、節18負担金補助及び交付金1,200万円のうち、200万円の補正につきましては、市内のホテル・旅館や飲食店等が新型コロナウイルス感染症防止対策に取り組んでいることを分かりやすくPRし、安心して利用できる施設であることを宣言することにより、感染拡大の防止と経済活動の推進の両立を図る、感染防止対策済み店認証モデル事業の実施に伴う補助金を計上するものであります。

同じく、目3観光費、節10需用費23万2千円から節18負担金補助及び交付金676万8千円までの合計830万円の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により教育旅行の日程や目的地を変更する学校が見受けられることから、その教育旅行を本市に誘致するため、体験型学習やそうめん流しでの食事に係る費用を助成する、教育旅行支援事業の実施に伴う補助金等を計上するものであります。

次は、歳入について御説明いたしますので、11ページを御覧ください。

款15国庫支出金2,179万8千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの国庫補助金であります。

款19繰入金427万円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの繰入金であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時13分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 議案第59号及び議案第60号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（木原繁昭） これより、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第59号及び議案第60号の2議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第59号及び議案第60号の2議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第59号を採決いたします。

本案は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第59号は、承認することに決定いたしました。

次に、議案第60号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 御異議なしと認めます。

よって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 閉議及び閉会

○議長(木原繁昭) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じ、併せて、令和2年第2回指宿市議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時15分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 木 原 繁 昭

議 員 高 橋 三 樹

議 員 高 田 ちよ子

# 第 3 回 定 例 会

令和 2 年 9 月 議 会

令和2年第3回指宿市議会定例会会期及び会期日程

1. 会 期 28日間（9月1日～9月28日）

2. 会期日程

| 月 日  | 曜 | 区 分 | 会 議 の 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------|---|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 9月1日 | 火 | 本会議 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・会期の決定</li> <li>・議案第61号～議案第88号一括上程（議案説明）</li> <li>・議案第61号及び議案第65号並びに議案第66号<br/>（質疑，委員会付託省略，討論，表決）</li> <li>・議案第62号～議案第64号（質疑，委員会付託省略，表決）</li> <li>・議案第67号～議案第74号（質疑，決算特別委員会付託）</li> <li>・議案第75号～議案第88号（質疑，委員会付託）</li> <li>・新たに受理した請願上程（委員会付託）</li> <li>・鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙</li> </ul> |
| 2日   | 水 | 休 会 | 一般質問の通告限（12時）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 3日   | 木 | 〃   | 総務水道委員会（10時開会）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 4日   | 金 | 本会議 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第89号上程<br/>（議案説明，質疑，委員会付託省略，討論，表決）</li> </ul> 文教厚生委員会（本会議終了後）                                                                                                                                                                                                                         |
| 5日   | 土 | 休 会 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 6日   | 日 | 〃   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 7日   | 月 | 〃   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 8日   | 火 | 〃   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 9日   | 水 | 〃   | 産業建設委員会（10時開会）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 10日  | 木 | 〃   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 11日  | 金 | 〃   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 12日  | 土 | 〃   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 13日  | 日 | 〃   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 14日  | 月 | 〃   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 15日  | 火 | 〃   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 16日  | 水 | 〃   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 17日  | 木 | 本会議 | 一般質問                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 18日  | 金 | 〃   | 一般質問                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 19日  | 土 | 休 会 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 20日  | 日 | 〃   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 21日  | 月 | 〃   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 22日  | 火 | 〃   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

| 月 日 | 曜 | 区 分 | 会 議 の 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----|---|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 23日 | 水 | 本会議 | 一般質問<br>・ 議案第90号上程（議案説明， 質疑， 委員会付託）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 24日 | 木 | 休 会 | 委員長報告に対する質疑・討論の通告限（12時）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 25日 | 金 | 〃   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 26日 | 土 | 〃   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 27日 | 日 | 〃   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 28日 | 月 | 本会議 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議案第75号～議案第88号及び議案第90号<br/>（委員長報告， 質疑， 討論， 表決）</li> <li>・ 審査を終了した請願（委員長報告， 質疑， 討論， 表決）</li> <li>・ 閉会中の継続審査について（議案第67号～議案第74号）</li> <li>・ 報告第5号及び報告第6号一括上程（説明， 質疑）</li> <li>・ 議案第91号上程<br/>（議案説明， 質疑， 委員会付託省略， 討論， 表決）</li> <li>・ 意見書案第2号及び意見書案第3号一括上程<br/>（説明・質疑・委員会付託等省略， 表決）</li> <li>・ 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果</li> </ul> |

# 第 3 回 定 例 会

令和 2 年 9 月 1 日

(第 1 日)

### 第3回指宿市議会定例会会議録

令和2年9月1日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第61号 令和2年度指宿市一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第4 議案第62号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第5 議案第63号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第6 議案第64号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第7 議案第65号 市営野球場本部棟等改修工事（建築）請負契約の締結について
- 日程第8 議案第66号 財産の取得について
- 日程第9 議案第67号 令和元年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第68号 令和元年度指宿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第69号 令和元年度指宿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第70号 令和元年度指宿市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第71号 令和元年度指宿市温泉配給事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第72号 令和元年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第73号 令和元年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について
- 日程第16 議案第74号 令和元年度指宿市公共下水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について
- 日程第17 議案第75号 新たに生じた土地の確認について
- 日程第18 議案第76号 町の区域の変更について
- 日程第19 議案第77号 指宿市手数料条例の一部改正について

- 日程第20 議案第78号 指宿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第21 議案第79号 指宿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第22 議案第80号 指宿市体育施設条例の一部改正について
- 日程第23 議案第81号 令和2年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第24 議案第82号 令和2年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第25 議案第83号 令和2年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第26 議案第84号 令和2年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第27 議案第85号 令和2年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第28 議案第86号 令和2年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第29 議案第87号 令和2年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第30 議案第88号 令和2年度指宿市温泉供給事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第31 新たに受理した陳情上程
- 日程第32 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員

1 番 議 員 坂 元 茂 教	2 番 議 員 東 勝 義
3 番 議 員 西 田 義 哲	4 番 議 員 新宮領 實
5 番 議 員 前 原 五 男	6 番 議 員 山 本 敏 勝
7 番 議 員 齋 藤 佳 代	8 番 議 員 恒 吉 太 吾
9 番 議 員 東 伸 行	10 番 議 員 井 元 伸 明
11 番 議 員 西 森 三 義	12 番 議 員 吉 村 重 則
13 番 議 員 前之園 正 和	14 番 議 員 松 下 喜久雄

15 番 議 員	高 橋 三 樹	16 番 議 員	高 田 千ヨ子
17 番 議 員	下川床 泉	18 番 議 員	新川床 金 春
19 番 議 員	福 永 徳 郎	21 番 議 員	木 原 繁 昭

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	豊 留 悦 男	副 市 長	有 留 茂 人
教 育 長	吉 元 鈴 代	総 務 部 長	中 村 孝
市民生活部長	鶴 本 八 郎	健康福祉部長	西 浩 孝
産業振興部長	大 迫 格 史	農 政 部 長	田之上 辰 浩
建 設 部 長	山 崎 一 磨	教 育 部 長	鶴 窪 誠 作
水道事業部長	園 田 猛 志	山 川 支 所 長	前 蘭 佳 生
開 聞 支 所 長	今 村 将 吾	総 務 部 参 与	下吹越 寿
建 設 部 参 与	荻 定 治	総 務 課 長	野 元 伸 浩
危機管理課長	山 下 秀 一	健幸増進課長	廣 森 政 宏
スポーツ振興課長	紺 屋 聖 一		

1. 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	川 路 潔	次長兼議事係長	木 下 英 城
主幹兼調査管理係長	平 畑 卓 哉	議 事 係 主 査	古 川 浩 仁

△ 開会及び開議

午前10時00分

○議長（木原繁昭） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、令和2年第3回指宿市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（木原繁昭） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、下川床泉議員及び新川床金春議員を指名いたします。

△ 会期の決定

○議長（木原繁昭） 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月28日までの28日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から9月28日までの28日間と決定いたしました。

△ 議案第61号～議案第88号一括上程

○議長（木原繁昭） 次は、日程第3、議案第61号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めることについて、から、日程第30、議案第88号、令和2年度指宿市温泉供給事業会計補正予算（第1号）について、までの28議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） 今次、第3回指宿市議会定例会に提出いたしました案件は、補正予算の専決処分の承認を求める案件1件、人事に関する案件3件、契約に関する案件1件、財産の取得に関する案件1件、決算に関する案件8件、新たに生じた土地の確認に関する案件1件、町の区域の変更に関する案件1件、条例に関する案件4件、補正予算に関する案件8件の計28件であります。

まず、議案第61号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、令和2年8月21日をもって、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次は、議案第62号、議案第63号及び議案第64号、人権擁護委員候補者の推薦について、であります。

まず、議案第62号は、指宿地域の現委員であります中園伸宏氏が、本年12月31日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。同氏の住所、生年月日はお示しのとおりであります。同氏には、平成11年8月から指宿地域の人権擁護委員として多大な御尽力をいただいているところであり、当該委員として適任者であると思っているところであります。

次に、議案第63号は、指宿地域の現委員であります井立田詠子氏が、本年12月31日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。同氏の住所、生年月日はお示しのとおりであります。同氏には、平成26年10月から指宿地域の人権擁護委員として多大な御尽力をいただいているところであり、当該委員として適任者であると思っているところであります。

次に、議案第64号は、指宿地域の現委員であります福崎恭子氏が、本年12月31日をもって任期満了となることから、新たに、長山君代氏を委員候補者として法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。同氏の住所、生年月日はお示しのとおりであります。同氏は、行政職員として長きにわたり、地域住民の福祉向上と地域発展のために努めていただいたところであり、当該委員として適任者であると思っているところであります。何とぞ、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次は、議案第65号、市営野球場本部棟等の改修工事（建築）請負契約の締結について、であります。

本案は、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格1億5,000万円以上である市営野球場本部棟等の改修工事（建築）請負契約の締結について、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第66号、財産の取得について、であります。

本案は、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格2,000万円以上である財産の取得について、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第67号、令和元年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、から、議案第72号、令和元年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計歳入歳出決算の認定について、

までの6議案であります。

これらの6議案は、一般会計ほか、各特別会計の歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものであります。

なお、決算付属書類をお示ししてありますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

次は、議案第73号、令和元年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について、であります。

本案は、指宿市水道事業会計の決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。

また、剰余金処分につきましては、令和元年度未処分利益剰余金1億8,490万9,369円のうち、1億3,287万6,206円を資本金へ組み入れ、2,000万円を減債積立金へ、203万3,163円を利益積立金へ、3,000万円を建設改良積立金へ積み立てるため、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第74号、令和元年度指宿市公共下水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について、であります。

本案は、指宿市公共下水道事業会計の決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。

また、剰余金処分につきましては、令和元年度未処分利益剰余金2,952万7,167円のうち、1,100万円を減債積立金へ、152万7,167円を利益積立金へ、1,700万円を建設改良積立金へ積み立てるため、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第75号、新たに生じた土地の確認について、であります。

本案は、国土交通省及び指宿市が施工した指宿港海岸公有水面埋立、1工区が竣功したことから、本市の区域内に新たに生じた土地の確認をするため、地方自治法第9条の5の第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第76号、町の区域の変更について、であります。

本案は、国土交通省及び指宿市が施工した指宿港海岸公有水面埋立、1工区が竣功したことから、本市の町の区域を変更するため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第77号、指宿市手数料条例の一部改正について、であります。

本案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正が行われたこと等から、この条例の所要の改正をしようと

するものであります。

次は、議案第78号、指宿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、であります。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第79号、指宿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、であります。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第80号、指宿市体育施設条例の一部改正について、であります。

本案は、地方自治法第244条の2第1項の規定により、指宿市サッカー・多目的グラウンド（仮称）の名称、位置、使用時間及び使用料を定めるため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第81号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について、であります。

本案は、歳入歳出にそれぞれ7億6,419万5千円を追加し、予算の総額を334億8,706万5千円にしようとするものであります。

次は、議案第82号、令和2年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、であります。

本案は、歳入歳出にそれぞれ725万円を追加し、予算の総額を68億5,536万4千円にしようとするものであります。

次は、議案第83号、令和2年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、であります。

本案は、歳入歳出にそれぞれ201万円を追加し、予算の総額を7億3,426万4千円にしようとするものであります。

次は、議案第84号、令和2年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、であります。

本案は、歳入歳出にそれぞれ1億1,902万2千円を追加し、予算の総額を55億8,100万6千円にしようとするものであります。

次は、議案第85号、令和2年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第1号）について、であります。

本案は、歳入歳出にそれぞれ6万3千円を追加し、予算の総額を2億6,003万2千円にしようとするものであります。

次は、議案第86号、令和2年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について、であります。

本案は、収益的収入に5万6千円を追加し、収益的収入の予定額を7億7,399万5千円に、収益的支出に185万7千円を追加し、収益的支出の予定額を6億9,510万7千円に、資本的支出に64万5千円を追加し、資本的支出の予定額を10億1,132万6千円にしようとするものであります。

次は、議案第87号、令和2年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について、であります。

本案は、収益的収入に905万4千円を追加し、収益的収入の予定額を8億1,924万8千円に、収益的支出に499万4千円を追加し、収益的支出の予定額を7億6,493万円に、資本的収入に3,750万2千円を追加し、資本的収入の予定額を7億3,291万6千円に、資本的支出に4,531万2千円を追加し、資本的支出の予定額を10億6,065万9千円にしようとするものであります。

次は、議案第88号、令和2年度指宿市温泉供給事業会計補正予算（第1号）について、であります。

本案は、収益的支出に103万円を追加し、収益的支出の予定額を3,813万4千円にしようとするものであります。

なお、議案第62号から議案第64号までと、議案第67号から議案第74号までを除く、各議案の詳細につきましては、関係部長等に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（中村孝） それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の1ページを御覧ください。

議案第61号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。別冊の令和2年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を327億2,287万円にしたものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明させていただきますので、12ページを御覧ください。

款4衛生費、項1保健衛生費、目3健康増進費、節12委託料2,100万円の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染の不安を感じている市民が、行政検査でのPCR検査対象外となった場合でも、自由診療でPCR検査が受けられるよう、指宿医師会と共同で検査体制の拡充を図るため、検査費用の一部を市が助成する、新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査委託事業の実施に伴う委託料を計上したものであります。

次に、歳入について御説明いたしますので、11ページを御覧ください。

款15国庫支出金2,100万円の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創

生臨時交付金であります。

次は、提出議案の7ページを御覧ください。

議案第66号、財産の取得について、であります。

本案は、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格2,000万円以上である上野分団消防ポンプ自動車の取得について、議会の議決を求めるものであります。取得する財産は、消防ポンプ自動車1台。取得の方法は指名競争入札、取得金額は2,178万円、契約の相手方は、鹿児島市松原町12番32号、鹿児島森田ポンプ株式会社、代表取締役尾曲昭二であります。入札結果につきましては、お手元に配布いたしました入札執行調書のとおりでございます。

次は、提出議案の28ページを御覧ください。

議案第81号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について、であります。別冊の令和2年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7億6,419万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を334億8,706万5千円にしようとするものであります。

第2条で、繰越明許費を設定するものであります。内容につきましては、8ページの第2表、繰越明許費でお示しの各事業について、繰越明許費の金額を設定するものであります。

第3条で、債務負担行為の補正をするものであります。内容につきましては、8ページの第3表、債務負担行為補正でお示しのとおり、事項の追加と期間の変更をするものであります。

第4条で、地方債の補正をするものであります。内容につきましては、9ページの第4表、地方債補正でお示しのとおり、事業債の追加と限度額をそれぞれ変更するものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から主なものについて御説明をさせていただきますが、今回の補正予算の各目に人件費を計上しております。これにつきましては、職員の育児休業や4月1日に行いました人事異動による予算の整理及び共済費の負担率改定等に伴う増減であります。なお、各目の人件費につきましては、37ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

なお、今回の補正予算の概要につきましては、別冊の提出議案の概要18ページから22ページにも掲載をしておりますので、併せて御覧ください。

それでは、説明の都合上、歳出の方から主なものについて御説明させていただきますので、18ページを御覧ください。

款2総務費、項1総務管理費、目7企画費、節11役務費25万8千円の補正につきましては、サッカー・多目的グラウンドの芝管理業務を行う際に必要な大型特殊自動車運転免許取得に係る手数料を計上するものであります。

同じく、節12委託料1,361万円のうち、1,238万円の補正につきましては、令和3年1月にオ

ーペンするサッカー・多目的グラウンドのオープニングイベント等の開催に係る委託料を計上するものであります。

同じく、節12委託料1,361万円のうち、123万円の補正につきましては、定住者・移住者の窓口を広げるため、指宿市公式ホームページ内に定住・移住者専用のウェブサイトを構築するための委託料を計上するものであります。

19ページを御覧ください。

同じく、目9情報政策費、節18負担金補助及び交付金2億690万円の補正につきましては、光ブロードバンドの未接続地域へ光通信基盤整備を実施する業者へ支出する高度無線環境設備推進事業補助金を計上するものであります。

同じく、目11共生・協働推進費、節18負担金補助及び交付金145万1千円の補正につきましては、自治公民館建設及び広報用放送施設設置に伴う補助金申請があったことから、補助金を計上するものであります。

同じく、目13諸費、節22償還金・利子及び割引料104万8千円の補正につきましては、令和元年度の児童手当交付金等の確定に伴う国庫支出金精算返納金を計上するものであります。

22ページを御覧ください。

款3民生費、項1社会福祉費、目3老人福祉費、節18負担金補助及び交付金968万円の補正につきましては、介護施設等の簡易陰圧装置設置事業の要望があったことから、地域介護基盤整備事業費補助金を計上するものであります。

同じく、目4社会福祉施設費、節10需用費25万3千円の補正につきましては、山川老人福祉センター事務室に設置している空調機に不具合があることから、修繕料を計上するものであります。

同じく、目8介護保険総務費、次のページの節27繰出金92万円の補正につきましては、介護保険特別会計の補正に伴う繰出金を計上するものであります。

同じく、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節18負担金補助及び交付金1,678万5千円の補正につきましては、国庫補助金を活用し、新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業等を実施する保育園等に対して支出する補助金を計上するものであります。

同じく、目2児童措置費、節18負担金補助及び交付金758万9千円の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策による学校の臨時休校に伴い、特別に開園した保育園や感染拡大防止を図る特別事業等を実施した保育園等に対する補助金を計上するものであります。

同じく、目4児童福祉施設費、次のページの節10需用費48万8千円及び節17備品購入費1万5千円の合計50万3千円の補正につきましては、利永保育所における新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴う消耗品費等を計上するものであります。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、次のページの節10需用費から節19扶助費までの合計583万4千円の補正につきましては、新型コロナウイルス感染拡大状況によって

は、乳幼児健診を現在実施している集団検診から、医療機関における個別健診方式へ切り替える体制を整えるための委託料等を計上するものであります。

同じく、目3健康増進費、節10需用費から節17備品購入費までの合計254万6千円の補正につきましては、感染症予防対策の広報や、発生時の注意喚起等で使用する公用車2台を購入することに伴う備品購入費等を計上するものであります。

26ページを御覧ください。

款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節8旅費4万3千円、節10需用費35万5千円のうち31万8千円、節11役務費11万6千円のうち11万円、節13使用料及び賃借料60万円の合計107万1千円の補正につきましては、10月から任用予定の農山村・棚田地域デザインを担当する地域おこし協力隊員の活動に伴う使用料及び賃借料等を計上するものであります。

同じく、節10需用費35万5千円のうち3万7千円、節11役務費11万6千円のうち6千円、節17備品購入費115万円の合計119万3千円の補正につきましては、コロナ禍において実施できない技術研修会等に代わり、個別農業指導を実施するための公用車購入に伴う備品購入費等を計上するものであります。

同じく、節18負担金補助及び交付金18万円の補正につきましては、鳥獣被害の増加により、電気柵導入補助の申請件数も増加していることから、鳥獣被害対策実践事業補助金を計上するものであります。

同じく、目6農地費、次のページの節17備品購入費38万5千円の補正につきましては、レイクグリーンパーク、えぷろんはうす池田に設置するAED購入に伴う備品購入費を計上するものであります。

同じく、項2林業費、目2林業振興費、節12委託料130万7千円の補正につきましては、適伐期にある市有林を伐採し、建設資材として活用するための委託料を計上するものであります。

同じく、節18負担金補助及び交付金150万円の補正につきましては、JR山川駅付近で発生した落石事故について、鹿児島県が県営単独治山事業として実施することとなったため、市負担金を計上するものであります。

同じく、節24積立金715万6千円の補正につきましては、森林環境譲与税の増額通知に伴い、指宿市森林環境譲与税基金への積立金を計上するものであります。

28ページを御覧ください。

同じく、項3水産業費、目2水産業振興費、節10需用費210万1千円の補正につきましては、コロナ禍により影響を受けている養殖業者を支援するとともに、児童・生徒の食育を図るため、地元養殖魚を学校給食に提供するための購入費用を計上するものであります。

同じく、目3水産業施設費、節18負担金補助及び交付金85万円の補正につきましては、国の緊急事態宣言の発令に伴い、道の駅山川港活お海道に市が休業要請したことから、その期

間のテナントに対する休業協力金等支援に伴う補助金を計上するものであります。

款6商工費，項1商工費，目2商工業振興費，節10需用費62万1千円のうち46万1千円，節11役務費17万4千円のうち8万2千円，節12委託料392万7千円のうち66万円，節18負担金補助及び交付金1,415万円のうち900万円の合計1,020万3千円の補正につきましては，登録した市内の飲食店が店内でグルメ券を販売する自立型グルメ事業の実施に伴う補助金等を計上するものであります。

同じく，節10需用費62万1千円のうち16万円，節11役務費17万4千円のうち9万2千円，節12委託料392万7千円のうち326万7千円の合計351万9千円の補正につきましては，現在，実施しているテイクアウト・デリバリー支援事業の期間延長と，配達対象エリア拡大に伴う委託料等を計上するものであります。

同じく，節18負担金補助及び交付金1,415万円のうち440万円の補正につきましては，鰹節製造業の売上低迷により製品や鰹節原料の冷凍庫での保管期間や在庫量が増加していることから，負担となっている保管料金を助成するため，補助金を計上するものであります。

同じく，節18負担金補助及び交付金1,415万円のうち75万円の補正につきましては，国の緊急事態宣言の発令に伴い，道の駅いぶすき彩花菜館に市が休業を要請したことから，その期間のテナントに対する休業協力金等支援に伴う補助金を計上するものであります。

29ページを御覧ください。

同じく，目4温泉施設費，節10需用費288万1千円及び節12委託料35万6千円のうち，予算組み替えによる減額77万円の合計211万1千円の補正につきましては，ヘルシーランド露天風呂熱交換器及びレジヤセンター重油タンク修繕に係る予算組替及び修繕料を計上するものであります。

同じく，節12委託料35万6千円のうち112万6千円及び節13使用料及び賃借料6万6千円の合計119万2千円の補正につきましては，砂むし会館砂楽における待ち時間を解消するためのアプリ導入に伴う委託料等を計上するものであります。

30ページを御覧ください。

款7土木費，項2道路橋りょう費，目2道路維持費，節14工事請負費3,000万円の補正につきましては，特に観光客が利用する道路について，外側線等を引き直しすることに伴う工事請負費を計上するものであります。

同じく，項5都市計画費，目1都市計画総務費，節18負担金補助及び交付金908万1千円の補正につきましては，公共下水道事業会計の補正に伴う負担金等を計上するものであります。

32ページを御覧ください。

款9教育費，項2小学校費，目1学校管理費，節10需用費130万円の補正につきましては，校舎等の修繕に伴い，予算不足が見込まれるため，修繕料を計上するものであります。

同じく，節12委託料319万円の補正につきましては，新生山川小学校体育館の舞台幕更新

等に伴う委託料を計上するものであります。

同じく、目2教育振興費、節12委託料147万2千円、節13使用料及び賃借料76万5千円の減額及び節17備品購入費1億4,582万6千円のうち1億4,559万8千円の合計1億4,630万5千円の補正につきましては、G I G Aスクール構想に基づくタブレット端末整備等に伴う備品購入費等を計上するものであります。

同じく、節17備品購入費1億4,582万6千円のうち22万8千円の補正につきましては、理科教育設備整備費等補助金の交付決定に伴う備品購入費を計上するものであります。

同じく、目3学校教育振興費、節10需用費585万円及び節17備品購入費585万円の合計1,170万円の補正につきましては、各学校で行う新型コロナウイルス感染症対策に伴う消耗品費等を計上するものであります。

同じく、節18負担金補助及び交付金530万円の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症予防対策等として3密を避けるため、修学旅行のバス台数を増やす費用及び修学旅行を中止した際に発生するキャンセル料に対する補助金を計上するものであります。

33ページを御覧ください。

同じく、項3中学校費、目1学校管理費、節10需用費80万円の補正につきましては、校舎等の修繕に伴い、予算不足が見込まれるため、修繕料を計上するものであります。

同じく、節12委託料310万円の補正につきましては、自家用電気工作物定期点検の指摘事項を改善するため、分電盤等漏電保護対策に伴う委託料を計上するものであります。

同じく、目2教育振興費、節12委託料427万4千円、節13使用料及び賃借料304万9千円の減額及び節17備品購入費6,254万7千円のうち6,140万2千円の合計6,262万7千円の補正につきましては、G I G Aスクール構想に基づくタブレット端末整備等に伴う備品購入費等を計上するものであります。

同じく、節17備品購入費6,254万7千円のうち114万5千円の補正につきましては、理科教育設備整備費等補助金の交付決定に伴う備品購入費を計上するものであります。

同じく、目3学校教育振興費、節10需用費200万円及び節17備品購入費200万円の合計400万円の補正につきましては、各学校で行う新型コロナウイルス感染症対策に伴う消耗品費等を計上するものであります。

同じく、節18負担金補助及び交付金990万円の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症予防対策等として3密を避けるため、修学旅行のバス台数を増やす費用と修学旅行を中止した際に発生するキャンセル料等に対する補助金を計上するものであります。

同じく、項4高等学校費、目1学校管理費、節10需用費176万1千円のうち80万3千円及び次のページの節17備品購入費169万6千円の合計249万9千円の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に伴う備品購入費等を計上するものであります。

同じく、節10需用費176万1千円のうち95万8千円の補正につきましては、グラウンド土流

出に伴う整地等に伴い、予算不足が見込まれるため、修繕料を計上するものであります。

34ページを御覧ください。

同じく、目2教育振興費、節7報償費4万3千円の補正につきましては、相談時間や件数の増加に伴い、予算不足が見込まれるスクールカウンセラーに係る報償費を計上するものであります。

同じく、節10需用費49万3千円の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策による臨時休校に伴い、課題等の印刷により予算不足が見込まれる消耗品費を計上するものであります。

同じく、節12委託料1,210万円の補正につきましては、GIGAスクール構想に基づく校内LAN整備等に伴う委託料を計上するものであります。

同じく、項6社会教育費、目7社会教育施設費、節10需用費12万2千円及び節17備品購入費46万2千円の合計58万4千円の補正につきましては、時遊館COCCOはしむれで実施する新型コロナウイルス感染症対策に伴う備品購入費等を計上するものであります。

同じく、節12委託料300万円及び節14工事請負費1億4,998万円の合計1億5,298万円の補正につきましては、時遊館COCCOはしむれ空調設備改修事業に伴う工事請負費等を計上するものであります。

35ページを御覧ください。

同じく、項7保健体育費、目2社会体育施設費、節12委託料220万円の補正につきましては、山川勤労者体育センター改修工事に伴う設計委託料を計上するものであります。

同じく、目3学校給食センター費、節14工事請負費556万円の補正につきましては、指宿学校給食センターの敷地外周フェンス設置に伴う工事請負費を計上するものであります。

同じく、節17備品購入費276万5千円の補正につきましては、指宿学校給食センターで使用しているフードスライサーの不具合に伴う備品購入費を計上するものであります。

款12諸支支出金、項1基金費、目2農業振興促進基金費、節27繰出金14万6千円の補正につきましては、貸付者からの納付に伴う農業振興促進基金への繰出金を計上するものであります。

36ページを御覧ください。

款13予備費、項1予備費、目1予備費、節30予備費800万円の補正につきましては、今後の不測の事態に備えるため、予備費を計上するものであります。

次は、歳入について御説明いたしますので、15ページを御覧ください。

款2地方譲与税846万3千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの森林環境譲与税であります。

款15国庫支出金5億7,487万2千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの事業に係る交付金及び補助金であります。

16ページを御覧ください。

款16県支出金1,070万9千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの事業に係る補助金であります。

款18寄附金320万円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの一般寄附金であります。

款19繰入金3,302万9千円の増額と、3億3,363万7千円の減額の合計3億60万8千円の減額補正につきましては、節及び説明欄にお示しの繰入金であります。

17ページを御覧ください。

款20繰越金3億2,105万7千円の補正につきましては、令和元年度一般会計の歳入歳出決算の確定に伴い、繰越金を増額するものであります。

款21諸収入20万2千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しのその他雑入であります。

款22市債1億4,630万円の補正につきましては、節区分及び説明欄にお示しの市債であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○市民生活部長（鶴本八郎） それでは、命によりまして、市民生活部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の18ページを御覧ください。

議案第77号、指宿市手数料条例の一部改正について、であります。

本案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正が行われたこと等から、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容について御説明申し上げますので、19ページを御覧ください。

これまで、個人番号の通知カードの再交付につきましては、指宿市手数料条例の別表第1の22の項、個人番号の通知カードの再交付に基づき手数料を徴収していたところですが、個人番号の通知カードが廃止されたことから、この項を削除するものであります。

次に、同表23の項については、個人番号カードの再交付手数料の文言の整理を行うものであります。

次に、22の項の削除により、23の項を22の項に繰り上げ、24の項から45の項までを1項ずつ繰り上げるものであります。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○健康福祉部長（西浩孝） それでは、命によりまして、健康福祉部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の20ページを御覧ください。

議案第78号、指宿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、であります。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

21ページを御覧ください。

改正の主な内容につきましては、家庭的保育事業者等による卒園後の受け皿に係る連携施設の確保について、必要な措置を講じているとき、又は、連携施設の確保が著しく困難であると認めるときに、連携施設の確保を求めないことができることとし、また、居宅訪問型保育事業の事業内容について、保護者の疾病、疲労、その他の身体上、精神上、若しくは環境上の理由により、家庭において乳幼児を養育することが困難な場合という事項を追加するものであります。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行することとしております。

次は、提出議案の22ページを御覧ください。

議案第79号、指宿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、であります。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

23ページを御覧ください。

改正の主な内容は、放課後児童支援員の資格要件について、条例適用の日から令和5年3月31日までの間、国の実施要綱と同様に、令和5年3月31日までの研修修了予定者を支援員とみなすことで、支援員確保の負担軽減を図るとともに、新型コロナウイルス感染症対策のために小学校臨時休業に伴い開所をした、平時においては国庫補助対象外である事業所について、国庫補助金の対象とするものであります。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行することとしております。

次は、提出議案の29ページを御覧ください。

議案第82号、令和2年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、であります。別冊の令和2年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の43ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ725万円を追加し、歳

入歳出予算の総額を68億5,536万4千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明いたしますので、51ページを御覧ください。

款8諸支出金，項1償還金及び還付加算金，目1一般被保険者保険税還付金，節22償還金・利子及び割引料725万円の補正につきましては，新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者において，国民健康保険税の減免に係る還付金の増加が見込まれることから，償還金・利子及び割引料を増額するものであります。

次は，歳入について御説明いたしますので，50ページを御覧ください。

款3県支出金，項1県補助金725万円につきましては，県からの補助金であります。

次は，提出議案の30ページを御覧ください。

議案第83号，令和2年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について，であります。別冊の令和2年度指宿市各会計補正予算，予算に関する説明書の55ページを御覧ください。

補正の内容は，第1条で，歳入歳出予算の総額に，歳入歳出それぞれ201万円を追加し，歳入歳出予算の総額を7億3,426万4千円にしようとするものであります。

それでは，説明の都合上，歳出の方から御説明いたしますので，63ページを御覧ください。

款4諸支出金，項1償還金及び還付加算金，目1還付加算金，節22償還金・利子及び割引料201万円の補正につきましては，新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者において，後期高齢者医療保険料の減免に係る還付金の増加が見込まれることから，償還金・利子及び割引料を増額するものであります。

次は，歳入について御説明いたしますので，62ページを御覧ください。

款5諸収入，項2償還金及び還付加算金201万円の補正につきましては，鹿児島県後期高齢者医療広域連合からの償還金であります。

次は，提出議案の31ページを御覧ください。

議案第84号，令和2年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について，であります。別冊の令和2年度指宿市各会計補正予算，予算に関する説明書の67ページを御覧ください。

補正の内容は，第1条で，歳入歳出予算の総額に，歳入歳出それぞれ1億1,902万2千円を追加し，歳入歳出予算の総額を55億8,100万6千円にしようとするものであります。

それでは，説明の都合上，歳出の方から御説明いたしますので，76ページを御覧ください。

款2保険給付費，項1介護サービス等諸費，目5居宅介護住宅改修費，節18負担金補助及び交付金300万円と，同じく，項2介護予防サービス等諸費，次のページの目4介護予防住宅改

修費，節18負担金補助及び交付金340万円の補正につきましては，給付費の増加が見込まれることから，負担金補助及び交付金を増額するものであります。

79ページを御覧ください。

款6諸支出金，項1償還金及び還付加算金，目1第1号被保険者還付金，節22償還金・利子及び割引料465万円の補正につきましては，新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した第1号被保険者において，介護保険料の減免に係る還付金の増加が見込まれることから，償還金・利子及び割引料を増額するものであります。

同じく，目2償還金及び還付加算金，節22償還金・利子及び割引料7,494万3千円の補正につきましては，令和元年度介護給付等の確定に伴う国，県及び社会保険診療報酬支払基金への返納金であります。

款7繰出金，項1一般会計繰出金，目1一般会計繰出金，節27繰出金3,302万9千円の補正につきましては，令和元年度介護給付費等の確定に伴う一般会計への繰出金であります。

次は，歳入について御説明いたしますので，74ページを御覧ください。

款3国庫支出金，項1国庫負担金128万円は，介護給付費に対する国庫負担金であります。

款4支払基金交付金，項1支払基金交付金172万8千円は，介護給付費に対する社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。

款5県支出金，項1県負担金80万円は，介護給付費に対する県負担金であります。

款7繰入金，項1一般会計繰入金92万円は，介護給付費等に対する市負担分の繰入金であります。

75ページを御覧ください。

同じく，項2基金繰入金1,209万円は，今回の補正の財源調整として，財政調整基金からの繰入金であります。

款8繰越金，項1繰越金1億220万4千円の補正につきましては，令和元年度介護保険特別会計決算に伴う前年度繰越金であります。

以上で，説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○建設部長（山崎一麿） それでは，命によりまして，建設部所管の議案について，追加して御説明申し上げます。

提出議案の16ページを御覧ください。

議案第75号，新たに生じた土地の確認について，であります。

本案は，平成30年第3回指宿市議会定例会において，指宿港海岸の公有水面埋立について同意する議決をいただき，国土交通省並びに指宿市が施工しておりましたが，このうち，太平次公園側から約200m間の1工区の埋立てが竣功したことから，地方自治法第9条の5第1項の規定に基づき，本市の区域内に新たに生じた土地1万1,237.41㎡を確認する議会の議決を

求めるものであります。

新たに生じた土地について御説明申し上げますので、参考資料の46ページの埋立竣功区域平面図を併せて御覧ください。

確認いただく土地は、湊四丁目1274番8，湊三丁目1581番7から1590番2を経て1592番5に至る間の土地に接する護岸に接する国有海浜地，湊三丁目1592番5から1635番2を経て1643番4に至る間の土地に接する護岸の地先公有水面埋立地です。土地の面積は，国土交通省の竣功面積が2716.54㎡，指宿市の竣功面積が8,520.87㎡で，合わせて1万1,237.41㎡であります。

次は，提出議案の17ページを御覧ください。

議案第76号，町の区域の変更について，であります。

本案は，議案第75号の確認により，新たに生じた土地を湊三丁目に包括し，町の区域を変更しようとすることから，地方自治法第260条第1項の規定により，議会の議決を求めるものであります。新たに生じた土地は，湊三丁目の地先に位置することから，今回，この区域を湊三丁目に包括変更しようとするものです。湊三丁目に包括される区域は，湊四丁目1274番8，湊三丁目1581番7から1590番2を経て1592番5に至る間の土地に接する護岸に接する国有海浜地，湊三丁目1592番5から1635番2を経て1643番4に至る間の土地に接する護岸の地先公有水面埋立地です。

以上で，説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○開聞支所長（今村将吾） それでは，命によりまして，開聞支所所管の議案について，追加して御説明申し上げます。

提出議案の32ページを御覧ください。

議案第85号，令和2年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第1号）について，であります。別冊の令和2年度指宿市各会計補正予算，予算に関する説明書の83ページを御覧ください。

補正の内容は，第1条で，歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万3千円を追加し，歳入歳出予算の総額を2億6,003万2千円にしようとするものであります。

それでは，説明の都合上，歳出の方から御説明させていただきますので，91ページを御覧ください。

款1経営費，項1管理費，目1総務管理費，節3職員手当等及び節4共済費までの合計6万3千円の補正につきましては，共済費の負担率改定等に伴う補正であります。人件費につきましては，92ページの給与費明細書を御参照いただきますようお願い申し上げます。

次に，歳入について御説明いたしますので，90ページを御覧ください。

款4繰入金，項1基金繰入金，目1唐船峡そうめん流し整備等基金繰入金6万3千円の補正につきましては，今回，補正の財源調整といたしまして，唐船峡そうめん流し整備等基金繰入

金を増額するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育部長（鶴窪誠作） それでは、命によりまして、教育委員会所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の6ページを御覧ください。

議案第65号、市営野球場本部棟等改修工事（建築）請負契約の締結について、であります。

当該請負契約につきましては、7月30日に1者による条件付一般競争入札の結果、落札業者が決定いたしましたので、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、市営野球場本部棟等改修工事のうち、建築工事で、契約の方法は、条件付一般競争入札、契約金額は4億1,250万円であります。契約の相手方は、指宿市山川岡児ヶ水201番地5、常盤建設・藏菌組特定建設工事共同企業体で、代表者は、株式会社常盤建設、代表取締役尾辻義治であります。入札の結果につきましては、お手元に配布いたしました入札執行調書のとおりでございます。工事の概要につきましては、市営野球場の本部棟、ダッグアウト、ブルペン、サイドスタンド、外構等に係る建築工事を行うものであります。

なお、工期につきましては、令和3年9月30日の完成を予定しているところであります。

次は、提出議案の24ページを御覧ください。

議案第80号、指宿市体育施設条例の一部改正について、であります。

本案は、地方自治法第244条の2第1項の規定により、指宿市サッカー・多目的グラウンド（仮称）の名称、位置、使用時間及び使用料を定めるため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容につきまして御説明申し上げますので、25ページを御覧ください。

第2条の表中において、名称を、いぶすきフットボールパーク、位置を、指宿市東方8790番地1と定めるものであります。

第4条の表中において、施設の使用時間をメイングラウンドについては、午前8時30分から午後6時まで、サブグラウンド、多目的グラウンド、次のページの芝生広場及びクラブハウスについては、午前8時30分から午後10時までと定めるものであります。

別表第6の次に、別表第6の2として、いぶすきフットボールパークの1時間当たりの使用料を追加するものであります。メイングラウンドを専用する場合の使用料については、使用者が入場料を徴収しない場合で、アマチュアスポーツに使用する場合、児童・生徒は600円、児童・生徒以外の者は1,200円、アマチュアスポーツ以外に使用する場合は2,400円と定めるものであります。また、使用者が入場料を徴収する場合で、アマチュアスポーツに使用する

場合、児童・生徒は1,200円、児童・生徒以外の者は2,400円、アマチュアスポーツ以外に使用する場合は4,800円と定めるものであります。

次に、サブグラウンドを専用する場合の使用料については、使用者が入場料を徴収しない場合で、アマチュアスポーツに使用する場合、児童・生徒は500円、児童・生徒以外の者は1千円、アマチュアスポーツ以外に使用する場合、児童・生徒以外の者は1千円、アマチュアスポーツ以外に使用する場合、児童・生徒は1千円、児童・生徒以外の者は2千円、アマチュアスポーツ以外に使用する場合、児童・生徒以外の者は4千円と定めるものであります。

次に、多目的グラウンドを専用する場合の使用料については、使用者が入場料を徴収しない場合で、アマチュアスポーツに使用する場合、児童・生徒は400円、児童・生徒以外の者は800円、27ページを御覧ください。アマチュアスポーツ以外に使用する場合、児童・生徒以外の者は1,600円と定めるものであります。また、使用者が入場料を徴収する場合、アマチュアスポーツに使用する場合、児童・生徒は800円、児童・生徒以外の者は1,600円、アマチュアスポーツ以外に使用する場合、児童・生徒以外の者は3,200円と定めるものであります。

次に、芝生広場を専用する場合の使用料については、使用者が入場料を徴収しない場合で、アマチュアスポーツに使用する場合、児童・生徒は400円、アマチュアスポーツ以外に使用する場合、児童・生徒以外の者は800円、使用者が入場料を徴収する場合、アマチュアスポーツに使用する場合、児童・生徒以外の者は800円、アマチュアスポーツ以外に使用する場合、児童・生徒以外の者は1,600円と定めるものであります。

次に、クラブハウスを専用する場合の使用料については、小会議室1及び小会議室2は100円。大会議室は200円と定めるものであります。

備考3において、メイングラウンド、サブグラウンド及び多目的グラウンドの半面を使用する場合の使用料は、この表に基づき算出した使用料に2分の1を乗じて得た額とすると定め、備考1、備考2及び備考4の規定は、他の体育施設と同じ内容となっております。

なお、附則において、この条例は令和3年1月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○水道事業部長（園田猛志） それでは、命によりまして、水道事業部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の33ページを御覧ください。

議案第86号、令和2年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について、であります。別冊の令和2年度指宿市公営企業会計補正予算書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第2条におきまして、予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、収入に係る第1款水道事業収益の第2項営業外収益を5万6千円増額し、水道事業収益を7億7,399万5千円に、営業外収益を6,825万5千円に、支出に係る第1款水道事業費用の第1項営業費用を

22万7千円減額し、第2項営業外費用を208万4千円増額し、水道事業費用を6億9,510万7千円に、営業費用を6億5,437万2千円に、営業外費用を3,914万7千円にしようとするものであります。内訳につきましては、収入が今回の補正に伴う消費税及び地方消費税還付金の増額で、支出が4月1日に行われました定期人事異動等に伴う人件費の減額及び一時借入金に係る支払利息の増額であります。

第3条におきまして、予算第4条に定めた資本的収入及び支出のうち、支出に係る第1款資本的支出の第1項建設改良費を64万5千円増額し、資本的支出を10億1,132万6千円に、建設改良費を8億685万8千円にしようとするものであります。内訳につきましては、納入通知書等印刷用プリンタ購入費の増額であります。

第4条におきまして、一時借入金の限度額を設定しようとするものであります。

第5条におきまして、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費を22万7千円減額し、1億614万5千円にしようとするものであります。

なお、7ページ以降に実施計画及び給与費明細書を添付してありますので、参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛をさせていただきます。

次は、提出議案の34ページを御覧ください。

議案第87号、令和2年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について、であります。別冊の令和2年度指宿市公営企業会計補正予算書の25ページを御覧ください。

補正の内容は、第2条におきまして、予算第2条に定めた業務の予定量の（4）主要な建設改良費のイ、污水管渠建設費を4,528万5千円増額し1億3,070万3千円に、ニ、雨水ポンプ場建設費を2万7千円増額し2億9,676万1千円にしようとするものであります。

第3条におきまして、予算第3条に定めた収益的収入及び支出で、収入に係る第1款公共下水道事業収益の第1項営業収益を905万4千円増額し、公共下水道事業収益を8億1,924万8千円に、営業収益を4億3,855万2千円に、支出に係る第1款公共下水道事業費用の第1項営業費用を499万4千円増額し、公共下水道事業費用を7億6,493万円に、営業費用を7億679万8千円にしようとするものであります。内訳につきましては、収入が今回の補正の財源として、雨水処理負担金を増額するもので、支出が4月1日に行われました定期人事異動等に伴う人件費の減額及び潟口雨水ポンプ場流入水路浚渫業務委託料を増額するものであります。

第4条におきまして、予算第4条に定めた資本的収入及び支出のうち、収入に係る第1款公共下水道事業資本的収入の第1項企業債を1,480万円増額し、第4項他会計補助金を2万7千円増額し、第5項補助金を2,267万5千円増額し、公共下水道事業資本的収入を7億3,291万6千円に、企業債を3億3,940万円に、他会計補助金を940万3千円に、補助金を3億783万円にしようとするものであります。支出に係る第1款公共下水道事業資本的支出の第1項建設改良費を4,531万2千円増額し、公共下水道事業資本的支出を10億6,065万9千円に、建設改良費を6億5,125万円にしようとするものであります。内訳につきましては、収入が今回の補正の財源

として企業債、他会計補助金及び補助金を増額するもので、支出が4月1日に行われました定期人事異動等に伴う人件費の減額、下水道管渠ストックマネジメント計画策定業務委託料及び下水管渠再構築長寿命化工事費を増額するものであります。

第5条におきまして、指宿市浄水苑及び湧山雨水中継ポンプ場等維持管理業務委託、包括的民間委託が令和3年度から令和7年度までの5か年に渡ることから、債務負担行為を設定しようとするものであります。

第6条におきまして、予算第6条に定めた起債の限度額を、今回の補正の財源として増額しようとするものであります。

第7条におきまして、予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費を404万4千円減額し、3,771万2千円にしようとするものであります。

第8条におきまして、予算第10条に定めた一般会計から補助を受ける金額を2万7千円増額し、1億7,157万円にしようとするものであります。

なお、29ページ以降に実施計画及び給与費明細書を添付してありますので、参照していただきますようお願いを申し上げます、以後の説明は割愛させていただきます。

次は、提出議案の35ページを御覧ください。

議案第88号、令和2年度指宿市温泉供給事業会計補正予算（第1号）について、であります。別冊の令和2年度指宿市公営企業会計補正予算書の45ページを御覧ください。

補正の内容は、第2条におきまして、予算第3条に定めた収益的収入及び支出で、支出に係る第1款温泉供給事業費用の第1項営業費用を103万円増額し、温泉供給事業費用を3,813万4千円に、営業費用を3,386万4千円にしようとするものであります。内訳につきましては、温泉使用料システム改修業務委託料の増額であります。

なお、49ページ以降に実施計画を添付してありますので、参照していただきますようお願い申し上げます、以後の説明は割愛をさせていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時24分
再開 午前11時39分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 議案第61号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（木原繁昭） これより、質疑に入ります。

まず、議案第61号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第61号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 御異議なしと認めます。

よって、議案第61号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第61号を採決いたします。

本案は、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 御異議なしと認めます。

よって、議案第61号は、承認することに決定いたしました。

△ 議案第62号～議案第64号(質疑, 委員会付託省略, 表決)

○議長(木原繁昭) 次に、議案第62号から議案第64号までの3議案について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第62号から議案第64号までの3議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 御異議なしと認めます。

よって、議案第62号から議案第64号までの3議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、採決いたします。

まず、議案第62号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 御異議なしと認めます。

よって、議案第62号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第63号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 御異議なしと認めます。

よって、議案第63号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第64号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 御異議なしと認めます。

よって、議案第64号は、同意することに決定いたしました。

△ 議案第65号及び議案第66号(質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決)

○議長(木原繁昭) 次に、議案第65号及び議案第66号の2議案について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第65号及び議案第66号の2議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 御異議なしと認めます。

よって、議案第65号及び議案第66号の2議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第65号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 御異議なしと認めます。

よって、議案第65号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第66号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 御異議なしと認めます。

よって、議案第66号は、同意することに決定いたしました。

△ 議案第67号～議案第74号(質疑、決算特別委員会付託)

○議長(木原繁昭) 次に、議案第67号から議案第74号までの8議案について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第67号から議案第74号までの8議案については、委員会条例第6条の規定により、9人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 御異議なしと認めます。

よって、議案第67号から議案第74号までの8議案は、9人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、坂元茂教議員、東勝義議員、前原五男議員、山本敏勝議員、西森三義議員、吉村重則議員、下川床泉議員、新川床金春議員、福永徳郎議員、以上9人を指名いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時46分

再開 午後1時00分

○議長(木原繁昭) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

御報告申し上げます。

休憩中に開催されました決算特別委員会において、委員長に前原五男議員、副委員長に坂元茂教議員がそれぞれ互選されましたので、御報告いたします。

△ 議案第75号～議案第88号（質疑、委員会付託）

○議長（木原繁昭） 次に、議案第75号から議案第88号までの14議案について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

○18番議員（新川床金春） 議案第81号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第9号）、教育費のGIGAスクールの件について、タブレット端末導入については大変嬉しく思っていますが、確認させていただきます。タブレット端末の対象範囲について、全児童が対象になっているのかと思いますが、小学校、中学校別の対象範囲はどのようになっているのか、質疑します。

○教育部長（鶴窪誠作） タブレットの端末の導入につきましては、市内小・中学校の全学年が対象となっております。

○18番議員（新川床金春） 2回目に入ります。タブレット端末の購入費として、小学校で1億4,630万5千円、中学校で6,245万7千円となっています。購入費はあるんですけども、通信費の予算計上がされていません。学校内だけ使うのか、タブレットの端末の活用範囲はどのように計画されているのか、質疑します。

○教育部長（鶴窪誠作） タブレット端末の活用につきましては、まず、家庭での学習におきましては、予習・復習等に活用できるドリル機能ソフトウェアを導入する計画でありますので、家庭でも活用ができると考えております。また、学校での活用につきましては、インターネットを活用した調べ学習、調べたものをまとめて発表する学習等に活用することを考えております。

○18番議員（新川床金春） 3回目に入ります。タブレット端末導入の先進自治体がたくさんあり、昨年度、文教厚生委員会で視察した自治体では、児童・生徒にタブレットを貸与していました。そして、児童・生徒が自宅で予習、復習した内容を担任がインターネットを介して成績を確認すると、そして、それが次の日の授業に役立っていました。指宿の端末は自宅では使えない。インターネットは使えないという機種なのかどうなのか、質疑します。

○教育部長（鶴窪誠作） 今回、導入するタブレット端末につきましては、インターネットの活用もできる場所です。現在、市では家庭におけるWi-Fi環境について、現在、調整中でありまして、オンライン授業の実施についても、今後、調査・研究を行うこととしております。

○議長（木原繁昭） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 前之園正和議員。

○13番議員(前之園正和) 通告はしてありませんでしたが、ただいまのことで、タブレット費用は計上してあるけれども、通信費はどうなっているのかという質疑が2回目にあつたんですが、これについては明確な答弁なかったのかなと思います。Wi-Fi下だけでやるのであれば、そのWi-Fiを持っているところがということになりますが、LTE機能を使うとなれば、通信費がまたいるわけですが、その通信費がどのようになっているかについて伺いたいと思います。

○教育部長(鶴窪誠作) 通信費の予算につきましては、今回の第9号補正には予算計上していないところであります。

○13番議員(前之園正和) ということは、機器導入と、実際に利用するのは別に考えているということになるわけでしょうか。まずは機器導入をして、実際に使うときには通信費も計上すると、別立てってということになるんですか。通常は機器導入すれば、同時に通信費も計上ってのが普通ではないかと思うんですけれども。

○教育部長(鶴窪誠作) 通信費につきましては、まず、家庭でのWi-Fi環境を調査する必要があります。全家庭にWi-Fi環境が整っているか調査を行いまして、その後、整っていない場合については、モバイルWi-Fiルーターの貸与、また、通信費については、その後検討したいと考えております。

○議長(木原繁昭) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、議案第81号を除く13議案については、お手元に配布いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託し、議案第81号については、各常任委員会の所管に従い分割付託いたします。いずれも休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

△ 新たに受理した陳情上程(委員会付託)

○議長(木原繁昭) 次は、日程第31、新たに受理した陳情を議題といたします。

新たに受理した陳情1件については、お手元に配布の陳情文書表のとおり、総務水道委員会に付託いたします。休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

△ 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

○議長(木原繁昭) 次は、日程第32、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行いま

す。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合は本市をはじめ、県内全市町村で構成し、後期高齢者医療制度の運営主体となる特別地方公共団体であります。広域連合議会議員につきましては、鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約第7条第2項第2号の規定により、市議会議員から6人を選出することになっておりますが、現在、2名の欠員が生じております。令和2年7月9日に告示を行い、候補者の届け出を締め切ったところ、候補者の届け出数が選出すべき議員の2人を超えたことから、同規約第8条第2項及び第9条第3項の規定により、選挙を行います。この選挙は同規約第8条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多い者から順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行うことができません。

お諮りいたします。

選挙結果の報告につきましては、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票数のうち、候補者の得票数までを報告することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 御異議なしと認めます。

よって、選挙結果の報告につきましては、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票数のうち、候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

選挙の方法は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(木原繁昭) ただいまの出席議員は20人であります。

候補者名簿を配布いたします。

(候補者名簿配布)

○議長(木原繁昭) 候補者名簿の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 配布漏れなしと認めます。

投票用紙を配布いたします。

(投票用紙配布)

○議長(木原繁昭) 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

(投票箱確認)

○議長（木原繁昭） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、投票用紙に記載の上、順番に投票願います。

（投票）

○議長（木原繁昭） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開場）

○議長（木原繁昭） これより、開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に福永徳郎議員、坂元茂教議員、東勝義議員を指名いたします。

開票の立ち合いをお願いいたします。

（開票）

○議長（木原繁昭） 選挙結果を報告いたします。

投票総数20票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票19票、無効投票1票であります。

有効投票中、川越桂路議員1票、木原繁昭議員15票、前川原正人議員3票、以上のおりであります。

△ 散 会

○議長（木原繁昭） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 1時24分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 木 原 繁 昭

議 員 下川床 泉

議 員 新川床 金 春

第 3 回 定 例 会

令和 2 年 9 月 4 日

(第 2 日)

第3回指宿市議会定例会会議録

令和2年9月4日 午前10時00分 開議



1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第81号 令和2年度指宿市一般会計補正予算（第10号）について

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員

1 番 議 員	坂 元 茂 教	2 番 議 員	東 勝 義
3 番 議 員	西 田 義 哲	4 番 議 員	新宮領 實
5 番 議 員	前 原 五 男	6 番 議 員	山 本 敏 勝
7 番 議 員	齋 藤 佳 代	8 番 議 員	恒 吉 太 吾
9 番 議 員	東 伸 行	10 番 議 員	井 元 伸 明
11 番 議 員	西 森 三 義	12 番 議 員	吉 村 重 則
13 番 議 員	前之園 正 和	14 番 議 員	松 下 喜久雄
15 番 議 員	高 橋 三 樹	16 番 議 員	高 田 チヨ子
17 番 議 員	下川床 泉	18 番 議 員	新川床 金 春
19 番 議 員	福 永 徳 郎	21 番 議 員	木 原 繁 昭

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	豊 留 悦 男	副 市 長	有 留 茂 人
教 育 長	吉 元 鈴 代	総 務 部 長	中 村 孝
市民生活部長	鶴 本 八 郎	健康福祉部長	西 浩 孝
産業振興部長	大 迫 格 史	農 政 部 長	田之上 辰 浩
建 設 部 長	山 崎 一 磨	教 育 部 長	鶴 窪 誠 作
水道事業部長	園 田 猛 志	山 川 支 所 長	前 蘭 佳 生
開 闢 支 所 長	今 村 将 吾	総 務 部 参 与	下吹越 寿

総務部参与	谷口澄子	建設部参与	荻定治
総務課長	野元伸浩	財政課長	東忠孝
建設監理課長	東恵一		

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	川路潔	次長兼議事係長	木下英城
主幹兼調査管理係長	平畑卓哉	議事係主査	古川浩仁

△ 開 議

午前10時00分

○議長（木原繁昭） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

本日、9月4日は休会の日ではありますが、議事の都合により、特に会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（木原繁昭） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、西田義哲議員及び新宮領實議員を指名いたします。

△ 議案第89号上程

○議長（木原繁昭） 次は、日程第2、議案第89号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第10号）について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） 今回、追加して提出いたしました案件は、補正予算に関する案件1件であります。

議案第89号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第10号）について、であります。

本案は、歳入歳出にそれぞれ1,000万円を追加し、予算の総額を334億9,706万5千円にしようとするものであります。

なお、議案の詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（中村孝） それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

追加提出議案の1ページを御覧ください。

議案第89号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第10号）について、であります。別冊の令和2年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,000万円を追加して、歳入歳出予算の総額を334億9,706万5千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明いたしますので、12ページを御覧ください。

款13予備費、項1予備費、目1予備費、節30予備費1,000万円の補正につきましては、接近が予想される台風10号の勢力が強く、災害の発生が予想されることから、災害等の今後の不測の事態等に備えるため、予備費を増額計上するものであります。

次は、歳入について御説明いたしますので、11ページを御覧ください。

款19繰入金，項2基金繰入金，目5財政調整基金繰入金1,000万円の補正につきましては，今回の補正の財源調整として，財政調整基金からの繰入金であります。

以上で，説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時04分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き，会議を開きます。

△ 議案第89号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）

○議長（木原繁昭） これより，質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので，質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております，議案第89号は，会議規則第37条第3号の規定により，委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって，議案第89号は，委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより，討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので，討論を終結いたします。

これより，議案第89号を採決いたします。

本案は，原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって，議案第89号は，原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま議案第89号が可決されましたが，計数の整理を要するものにつきましては，その整理を議長に委任されたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、計数の整理は議長に委任することに決定いたしました。

△ 散 会

○議長（木原繁昭） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午前10時06分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 木 原 繁 昭

議 員 西 田 義 哲

議 員 新宮領 實

第 3 回 定 例 会

令和 2 年 9 月 17 日

(第 3 日)

第3回指宿市議会定例会会議録

令和2年9月17日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 一般質問
- 

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり
- 

1. 出席議員

|          |         |          |         |
|----------|---------|----------|---------|
| 1 番 議 員  | 坂 元 茂 教 | 2 番 議 員  | 東 勝 義   |
| 3 番 議 員  | 西 田 義 哲 | 4 番 議 員  | 新宮領 實   |
| 5 番 議 員  | 前 原 五 男 | 6 番 議 員  | 山 本 敏 勝 |
| 7 番 議 員  | 齋 藤 佳 代 | 8 番 議 員  | 恒 吉 太 吾 |
| 9 番 議 員  | 東 伸 行   | 10 番 議 員 | 井 元 伸 明 |
| 11 番 議 員 | 西 森 三 義 | 12 番 議 員 | 吉 村 重 則 |
| 13 番 議 員 | 前之園 正 和 | 14 番 議 員 | 松 下 喜久雄 |
| 15 番 議 員 | 高 橋 三 樹 | 16 番 議 員 | 高 田 ちよ子 |
| 17 番 議 員 | 下川床 泉   | 18 番 議 員 | 新川床 金 春 |
| 19 番 議 員 | 福 永 徳 郎 | 21 番 議 員 | 木 原 繁 昭 |

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 市 長    | 豊 留 悦 男 | 副 市 長   | 有 留 茂 人 |
| 教 育 長  | 吉 元 鈴 代 | 総 務 部 長 | 中 村 孝   |
| 市民生活部長 | 鶴 本 八 郎 | 健康福祉部長  | 西 浩 孝   |
| 産業振興部長 | 大 迫 格 史 | 農 政 部 長 | 田之上 辰 浩 |

|         |         |          |         |
|---------|---------|----------|---------|
| 建設部長    | 山崎一磨    | 教育部長     | 鶴窪誠作    |
| 山川支所長   | 前菌佳生    | 開聞支所長    | 今村将吾    |
| 総務部参与   | 下吹越 寿   | 総務部参与    | 谷口澄子    |
| 健康福祉部参与 | 山元成之    | 建設部参与    | 荻 定治    |
| 市長公室長   | 山下浩二    | 総務課長     | 野元伸浩    |
| 危機管理課長  | 山下秀一    | 財政課長     | 東 忠孝    |
| 税務課長    | 坂元一博    | 環境政策課長   | 前田安隆    |
| 地域福祉課長  | 出島雅彦    | 健康増進課長   | 廣森政宏    |
| 商工水産課長  | 上田和成    | 観光課長     | 上川床 聡   |
| 農業技術課長  | 富永敏尚    | 耕地林務課長   | 湯ノ口 孝章  |
| 土木課長    | 下馬場健一   | 学校教育課長   | 常 深 章   |
| 歴史文化課長  | 中 摩 浩太郎 | スポーツ振興課長 | 紺 屋 聖 一 |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |      |         |      |
|-----------|------|---------|------|
| 事務局長      | 川路 潔 | 次長兼議事係長 | 木下英城 |
| 主幹兼調査管理係長 | 平畑卓哉 | 議事係主査   | 古川浩仁 |

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（木原繁昭） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（木原繁昭） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、前原五男議員及び山本敏勝議員を指名いたします。

## △ 一般質問

○議長（木原繁昭） 次は、日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、吉村重則議員。

○12番議員（吉村重則） おはようございます。前回の質問するとき、マスクでしたら、本当に苦しかったものですから、フェイスシールドを着用させて、一般質問をさせていただきま

す。

私は、日本共産党の議員の1人として、平和憲法の改憲に反対し、市民の命と暮らしを守る立場から、通告に基づいて質問いたします。

新型コロナウイルスは、指宿市内でもクラスターが起き、影響が出ています。長期に共存する必要になってきました。共存のための新しい生活様式の模索と定着が社会の課題になっています。新型コロナウイルス感染症対策専門家会議は、実践例として、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いの3つを挙げました。これは感染経路の中心は飛沫感染と接触感染と考えられること。閉鎖空間において、近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染の拡大リスクがあること。発症前2日の者や無症状の者から感染があること。人と人の距離を確保することにより、大幅に感染リスクが下がることは、ウイルスの特徴を考えると合理的な判断です。ところが、国の制度は40人学級で人と人の間隔が1m確保できません。政府としては最低1m、人と人の距離を空けることを新しい生活様式として推奨し、テレビの司会者もスーパーのレジでも距離をとるようにしているのに、学校の教室だけ身体的距離と無関係にコロナ前と同じというのは説明のしようのない矛盾です。しかも、地球規模の乱開発、グローバル化の中で、新たなウイルスが人にうつってくる頻度が高まっています。厚生労働省によると、この30年間に少なくとも30の感染症が新たに出現していることです。ですので、今の事態が終息すればおしまいという話ではありません。身体的距離を確保するために、学級規模を見直す必要があります。国に責任があります。しかし、1日で最も長い授業で座る場所は、少なくとも身体的距離の保障を

目指すように大人が努力しないという筋は通らないのではないのでしょうか。

それでは、通告に基づいて質問いたします。

新型コロナ対策について。特別定額給付金に質問いたします。申請は終了しているが、給付率はどのぐらいか。また、6月議会でも取り上げましたが、4月28日以降の新生児への給付について検討はしているのか。

次に、PCR検査について質問いたします。新型コロナウイルス感染症に感染の不安を感じている市民が自由診療でPCR検査が受けられるように、医師会と協同で検査体制の拡充を図り、検査費用の一部を助成する制度は、市内の医療機関がPCR検査の体制ができており、医師会の協力があって実現したものと思います。これまで何人が受け、どのような業種の人が受けているのか。

次に、教育問題について質問いたします。大成小学校への進入道路について質問します。この道路については、この前、大成小の校舎の改修工事用の資材を積んだ大型トラックが底をつかえさせ、撤収させるため、3時間ぐらいかかり、国道226号では渋滞が起っておりま。また、成川区から平成22年に要望書が来ていると思うが、どのような検討がされているのか。また、大成小の進入道路についての質問項目であります。学校への経路と理解していただき、正門、階段について質問いたします。同僚議員が子供たちの安心・安全の立場から改良の質問がされてきたが、どのような検討がされているのか質問し、これで1回目の質問といたします。

**○市長（豊留悦男）** 教育問題につきまして、大成小学校の進入道路についての御質問でございます。平成22年7月に地元成川区長から、大成小学校正門前道路は変則交差点であるため、改善をしてほしいという旨の要望書が提出されました。その要望を受けまして、国道226号から市道成川送信所線へ入ってすぐの花壇を撤去し、道路高を下げるなどの検討も行ったところでございます。山川高校前交差点周辺の学校施設の配置や地形、交通の状況などを勘案しますと、登下校時の安全確保、交通の安全の確保をするためには、国道交差点部の道路高を上げることが望ましいと判断したところでございます。これまで、学校再編による施設配置が決定されていなかった状況もあり、その計画ができなかった経緯もあります。今後、議員の御指摘のとおり、登下校の安全、子供たちの安全確保のためにはどうしたらいいのか、ということ等について、検討をしなければならないと思っているところでございます。

以下、いただきました質問等につきましては、担当部長等が答弁をいたします。

**○総務部参与（下吹越寿）** 特別定額給付金の給付率につきましては、対象世帯2万254世帯に対し、給付済世帯が2万209世帯であり、約99.8%でございました。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 特別定額給付金の新生児への給付についてでございますが、本市におきましても、どのような形で給付ができるのか、ただいま様々な観点から検討をしているところでございます。

次に、PCR検査についてでございますが、9月16日現在までに12名の方が検査を受けられております。業種につきましては、個人情報に当たりますので、確認はいたしてはおりません。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 大成小学校西門のあり方につきましては、様々な視点から検討を行っておりますが、現時点においては方針は決定していないところであります。今後も引き続き、検討してまいりたいと考えております。

**○12番議員（吉村重則）** まず、特定定額給付金の0.2%の方が支給、貰ってないって言ったら、給付を受けていないということですけども、この方々はこの給付金について、もう理解をした上で、例えば辞退するとか、そういう関係で給付を受けていない方なんですか。

**○総務部参与（下吹越寿）** 給付を受けていない世帯でございますけれども、45世帯ございました。その中でですね、受給を辞退した申請世帯ですが、10世帯。未申請が35世帯ございました。これらにつきましては、申請の7月下旬から未申請の方の御自宅を訪問するなど、申請期限等の周知を図ったところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** 給付を受けていない10世帯については辞退したと。35世帯については、給付があるということ認識した上で受けていないという理解でよろしいんですか。

**○総務部参与（下吹越寿）** この残りの35世帯というのが問題でございましたけれども、先ほども被りますけれども、申請が8月11日まででございましたので、約1か月前までに再度の申請期限等を記したチラシと申請書等を再送付しております。また、35世帯は高齢者がちょっと多いものでしたので、高齢者世帯につきましては、地域の館長さんや民生委員等からの情報をいただきながら、可能な限り、直接お会いするなどして申請期限等の説明や早めの申請を干渉したところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** 本人は理解した上での辞退ということなんですか。

**○総務部参与（下吹越寿）** この35世帯につきましては、施設に入っている方等もいらっしゃいましたので、先ほども言いましたように、できる限り、地域の館長さんとか民生委員さん等に通じて接触を図りながら、説明をしていったところなんです。それが必ず理解されたものかというのは、こちらでは承知していないところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** 施設に入っている方ということなんですけれども、家族の方もいらっしゃったのか、それとも、もう本人は理解されていないんじゃないかと思ったりするんですけども、その給付があることについても知らなかったんじゃないかと思うんですけども、その辺の確認はされているんですか。

**○総務部参与（下吹越寿）** 繰り返しになりますけれども、できるだけその地域の情報を、その方の情報を集めながら、例えば、館長さんの方から、その息子さんがどこにいるよとか、そういう情報を、いるならそこにまた連絡とってみたり、また、施設に入っている方もいらっしゃいますので、その施設長とか責任者の方へ連絡をとって、できる限りその申請の手續

きをするよう促したところでございます。先ほどの繰り返しになりますが、必ずしもその理解されて申請しなかったというのについては、こちら、承知していないところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** 今の状態であれば、本人は寝たきりの方もいるかもしれませんが、それは。本当に知らない状態で、もう給付が終わったんじゃないかと。だから、これについては、6月の時点でも、市長が基本台帳に載っていない方もいるかもしれないんだという面では、徹底して調査をして、できるだけ給付をしていくんだという答弁もされているわけですよ。ですから、貰えていない35世帯については、この新生児、4月28日以降の新生児と同様に、やっぱり対象に挙げながら、それでも申請がないときには、本人の意志だと思うんで仕方ないと思うんですけども、寝たきりの方もいたりとか、そういうのであれば、何らかの対策は必要じゃないかと思うんですけども、その辺の対策は、今後、考えていないのかどうか。

**○総務部参与（下吹越寿）** 今後の対策というのは、申請期限が8月11日で切れておりますので、これから申請というのはないところでございます。未申請の、先ほど35世帯って言ったのは、その宛所に尋ね当たらないということで返ってきたりとかですね、そういうところもあります。未受領の方もいらっしゃるし、先ほどその手立てをとということですけども、手立てにつきましては、繰り返しになりますけれども、地域を御存知の館長さん方に頼りながらですね、できるだけ情報収集したところです。それと、鹿児島県行政書士会とも委託契約を結んで、地域にいらっしゃる方にもその行政書士会を通じての申請もされたり、こちらで可能な限り考えられる手段につきましては、執ったと思っているところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** 貰えていない方については、何らかの検討をしていただきたいと。それと、4月28日の新生児については、6月の時点でも前向きに検討するという答弁だったと理解しているんですけども、私は、この9月議会で補正予算の中に上がってくるかなと期待をしていたんですよ。鹿児島市も9月の補正で、来年の4月1日付までのあれを補正で組んでいますよね。検討すると言われても、もう12月議会になるというような状況になると思うんですけども、ただ前向きに検討はするけれども、支給についてはどうなるか分からないというのが現状じゃないんですか。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 議員が言われましたとおり、支給をするとなりますと、最終的には12月議会ということになるんだろうと思います。そういう支給も含めまして、今現在、担当課の方で検討しているところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** コロナの関係で仕事を失ったりとか、収入が減ってきていると、現実を考えたときに、新生児を抱えている家庭の皆さんにとっては、すごく厳しい状況なんですよね。そういう中で、12月でもいいんだろうかと思うんですけども、本当にそれでは

しいんですか。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 今回のコロナの関係で、様々な方が職を失ったりとか、そういう方もいらっしゃるんだろうとは思いますが。ただ、現実的に、子どもがこの新生児の方への給付につきましても、どういう形がいいのかということで、今、検討している最中でございまして、今しばらく時間をいただければというふうに思っております。

**○12番議員（吉村重則）** 新生児への支給の形ということであれば、商品券になるかもしれない、現金になるかもしれない、その辺の検討もされるのかな、答弁の中身からそういう感じはするんですけども、やっぱり本人にしてみれば、新生児のために自分で必要なものに充てたいわけですよ。そういう面では現金ということで、是非、検討していただきたい。

あと、進入道路については、県の国道があるということで、いろんな問題はあると思います。勾配がきつかったりとか、いろんな問題があり、だけど、大成小の、今、改修工事の中で、1・2年生が大成小の体育館で授業を受けているわけですよ。その中で、避難用のもの、改修されたら、今、使われている資材は避難用に使うということも、いままで答弁の中で返ってきているんですよ。ですから、避難施設にもなると。それと、山川地区の統廃合という部分では、これまでとは違う、やっぱり保護者もどんどん入って来るわけですので、是非、前進的な改良をお願いしたいと思います。

それと、あと階段については、検討してきたということですけども、子供たちの声とか、その辺は聞き取っているのか。それとも、教員の皆さんの声も反映された検討がなされているのかどうか。その辺はどうなっているか。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 西門の階段の件につきましては、学校の方に対しては聞き取りを行っております。今までも事故等もなく、特に支障はないということを聞いております。

**○12番議員（吉村重則）** 学校には聞いているけれども、それはもう、校長なり教頭なり、答弁しているかもしれないんだけど、現実にはどういう検討がされているかについては、教育委員会として掴んでいないということなんですか。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 大成小学校の西門のあり方につきましては、階段の危険性もありますけれども、来年、新生山川小学校となりまして、バスターミナルができて、そちらの方にも入り口ができることとなります。そちらの活用も考えた場合、西門を閉鎖してそちらを活用とした場合、通学路の一部変更も必要となります。そうした場合、一部区間が国道を通るということとなりますので、そういう点も含めて、様々な観点から検討しているところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** それだったら、そのバスターミナルからの搬入口、この前ですけども、水路を一旦分断して、今、完全に開放、通学路としてのあれを、完全に上の水路も撤去されている状況なんですけれども、ああいう状態までするんだったら、あそこからバスの搬入とか乗り入れ、水路を地下の方に回して、国道を横断するときには、国道の下を通って

いると思うんですね。そういうことが検討されてもよかったんじゃないかと。だけど、そういう入り口が、今度増えるから、西門の廃止をするかどうかを、今後、検討すること自体も、本当に子供たちの実態を掴んだ検討がされているんだろうかっていうのを感じるんだけど、その辺はどうなんですか。

**○教育部長（鶴窪誠作）** まず、第一に、通学時の児童の安全性が第一でありますので、そこを含めて、今後も十分検討していきたいと考えております。

**○12番議員（吉村重則）** 今後、検討するという部分では、子供さんの意見とか、やっぱり現場の教員の皆さんの声を反映した中で、今後、検討をしていただきたい。これは要求しておきます。

続いて、休校による教育の遅れについて。夏休みについては、7月が学校になって、8月、1か月間の夏休みだったわけですけども、どのような構想を、例えば、平日だったら授業時間を延ばすとか、土曜日を学校にするとか、そういうことなんかは全然検討をしているのかどうか。

**○教育長（吉元鈴代）** 教育委員会主催の行事の削減とか、それから、各学校の行事の精選を行うとともに、夏季の休業を10日間、短縮したところがございます。これによりまして、臨時休業の遅れを取り戻すことはもちろん、2学期以降の授業時数に余裕をもたすことができたところがございます。

**○12番議員（吉村重則）** ということは、2月以降の授業については、コロナ前の同じ授業体形、時間的に言えば、平日も延ばすとか、土曜日を登校日にするとか、そういうことは検討はしていないということよろしいんですか。

**○教育長（吉元鈴代）** 検討していないということではなくて、これでもう十分授業は足りているということで御理解いただきたいと思います。

**○12番議員（吉村重則）** 十分授業時数は足りているということだけでも、土曜日の登校日も出てくる可能性がある。それと、平日の時間数も6時間授業が7時間授業とか、そういうこともあり得るということなんですか。

**○教育長（吉元鈴代）** そういうことはあり得ません。平常どおりでおこないます。

**○12番議員（吉村重則）** 休校にした、指宿の場合は、中央からすると、休校日がそんなに長くはなかったという面で、子供への影響は少ないという捉え方している部分があると思うんですけども、休校による、やっぱり、子供たちの、何て言うの、教育の理解度のあれがかなり差が出てきているんじゃないかと。それと、自宅でのテレビゲームとか、そういうところ。それと、やっぱりコロナに対する不安なんかによる、子供がストレスを感じている部分があると思うんですけども、その辺はどのように捉えているんですか。

**○教育長（吉元鈴代）** 各学校では臨時休業に入る前に、子供たちに対しまして生活リズムの重要性や学習の仕方等について、発達の段階に応じた指導をまいりました。また、ストレ

スをためないように、家の中や家の周辺でできる簡単な運動も紹介しております。それから、各家庭と連絡をし、子供たちの心身の健康状態を家庭訪問や電話連絡等で把握してきたところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** 夏休みも短くなり、子供たちは学校で友達と会ったり、学校で授業なんか受けているんですけども、子供自身の、指宿市内の、小・中学校の子供自身のそういう精神的な、いろんなストレス、その辺は全然ないということによろしいんですか。

**○教育長（吉元鈴代）** 今のところ、そういった報告は受けておりませんが、学校では子供たちの自尊感情を高め、仲間づくりを促す参加型学習が推進できるよう、実践例や実施方法などを紹介したりしまして、ストレスや悩みを安心して相談できる、かごしま教育ホットライン24や子どもの人権SOSミニレターなどの相談機関を紹介しておりますので、そういったところで、もしあった場合はそちらの方に相談をする、そういったものもあります。

**○12番議員（吉村重則）** 子供への影響という部分でいったら、コロナ前だったら学校ではしゃいだり、友達と取組み合いしたり、いろんなことがされてきているわけですよね。感染症対策として、例えば給食だったら、もう対面じゃなくして、前の方だけ向くとか。学校で本当に友達同士であんまり話をするとか、そういう感染症対策としての、そういう取組とか、その辺はされていないんですか。もうコロナ前とほとんど変わらん状態で、子供たちは自由に、友達とも遊びがされているという理解でよろしいんですか。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 感染症予防対策につきましては、基本的な感染症予防対策として、登校時には家庭での検温及び風邪症状などの健康状態をチェックしております。また、マスク着用はもちろんのこと、手洗いは30秒程度かけて、水と石鹸で丁寧に洗うことや、給食の前後の外出後等には、こまめに手洗い、うがいに努めることも指導しております。また、集団感染リスクの対応としまして、換気は気候上、可能な限り、常時2方向の窓を開けるなど、密閉の回収や児童・生徒の間隔を最大限とるように座席配置をするなど、密集の回避を行っているところであります。このように、コロナ対策につきましては、万全な対策を現在も講じているところであります。

**○12番議員（吉村重則）** 万全な対策をとっていると、それは理解できますよ。もうどこでも、本庁においても、職員がもう消毒をしたりとか、いろんなことをして体制をとりながらしているわけです。だけど、子供たちが本当に、やっぱり担任の先生といろいろやりながらいろんなものを学んでいくわけですので、そういう子供たちの行動に対するものはどうなるってところで聞いているんですよ。その辺はどうなんですか。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 子供たちへの指導につきましては、学校の方で適切な指導がされていると思っております。

**○12番議員（吉村重則）** 学校で取り組んでいるけれども、教育委員会は知らないということなんですか。教育委員会としては、その辺は全然、もう学校任せで、しているというのが現

実なんですか。

○**教育長（吉元鈴代）** 教育委員会の方ではガイドラインを出してございまして、その都度指導しております。以上です。

○**12番議員（吉村重則）** ガイドライン出したとしても、実際、子供たちがどういう不安を抱えて、どういうストレスを感じてやってるとか、そこは現場の方は分かっているかもしれんけれども、教育委員会としては、子供の事実関係については捉えていないってことになるんですか。

○**教育長（吉元鈴代）** 捉えていないわけではないんですけども、学校からの報告は受けてございまして、そのときの指導もしております。よろしいでしょうか。

○**12番議員（吉村重則）** いろんなガイドライン出したり、教育委員会としては、指針として各学校に出すわけですよ。そういう中で、子供たちがストレスによって、本当に不安を感じたりとか、いろんなものを持ちながら学校に来るわけですよ。コロナ前のときと、コロナが発生して、感染症、指宿でも……、一時休校、感染者が出たりして、一時休校になったりしていますよね。そういう中で、子供たちのそういう不安な気持ち、その辺については、ちゃんとしたあれは、調査とか、そういうことをしていないということになるんですか。

○**教育長（吉元鈴代）** 教育委員会と、小学校、中学校の管理職は一枚岩になって動いております。学校ですること、教育委員会ですることを、ちゃんと指導を伴って、子供たちには指導しております。そして、まず、もし学校でそのようなこと、不安に思っていることなどがありましたら、管理職の方がその都度、教育委員会の方に報告をしてくれることになっておりますけれども、現在のところ、その報告もございません。

○**議長（木原繁昭）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時40分

○**議長（木原繁昭）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○**12番議員（吉村重則）** 先ほど、質問の中で、学校名を出しましたけれども、ここについては取り消します。よろしく申し上げます。

○**議長（木原繁昭）** お諮りいたします。

ただいま、吉村重則議員から先ほどの発言について、会議規則第65条の規定により、学校名について発言取消申し出がございました。

取消の申し出を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（木原繁昭）** 御異議なしと認め、よって、吉村重則議員からの発言取消の申し出を許可することに決定いたしました。

**○12番議員（吉村重則）** 感染症対策で、いろんな取組をされているということについては理解をしましたがけれども、こんだけの取組をしていながら、40人学級の中で、人身の距離について、そんだけの取組をしながら、その辺も検討していく。本当言えば、国が少人数学級、例えば20人以上の学級に、そういう制度にするべきだし、国に責任があるのは事実、それは認めます。しかし、それだけのいろんな取組をしながら、人体的な距離については全然検討がされていないんじゃないですか。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 教育委員会では、文部科学省や鹿児島県教育委員会からの通知等を基に、児童・生徒の机の間隔につきましては、1mを目安に教室内で可能な限り間隔をとるようしております。併せて、授業中も常時2方向の窓を開けたり、休み時間ごとに空気を入れ替えたりするなどを組み合わせることにより、教室内での感染予防について徹底し、万全を期しているところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** 文部省の指導、国からの指導に沿って、いろんなことは取り組んでいるということですがけれども、少人数学級という部分では、感染対策にしても、教員の皆さんは、現場の職員の皆さんは大変ですよ。いろんなことを取り組みながら、コロナ対策として、また、授業の時間の問題、内容の問題、いろんなことで過重負担になってきているわけですね。そういう部分から考えたり、また、子供のそういう距離の問題、一日の中でほとんどが授業時間と、クラスの中で近距離でするわけですので、これは何らかの努力、検討が必要だと思うんですけれども、ただもう国からの方針とか、そういうところだけで、40人学級でも、それはもうクラスがそういう状態だから、できるだけ対策はしながら、そういうことについては、もう検討がされていかないということでは理解してよろしいんですか。

**○学校教育課長（常深章）** 一番多い学級で39名の学級がございましたので、その学級の机の横幅とか縦幅を調べさせていただきました。そうしたところ、余計な物、横、サイドにあるものを移動してもらったりしながら、1mを確保しております。前後も70cm、国の基準、県の基準、満たしている、各学校で工夫しているのを見ておりますので、御理解いただければと思います。また、各学校に担当指導主事を派遣しまして、学習状況等をつぶさに参観させてもらっております。以上です。

**○12番議員（吉村重則）** 教育委員会の努力そのものは認めていかなければならないと思います。しかし、さっきも言ったように、このウイルスというのは、厚生労働省が発表しているように、30年間で30以上の、エイズとかエボラ熱とか、そういうウイルスが人間に感染してきているわけですね。ですから、この新型コロナが終わったから終わりじゃないという部分を考え、また、子供たちのそういうコロナ対策、ウイルス対策というのを考えるのであれば、国に対して、早急に少人数の学級を要求していくべきだと思うんですよ。市の方で取り組む最大のことは、もう今が限界なのかなっていうのを感じるんですけれども、それと同時に、少人数学級、それと、現場の先生の皆さんの過重負担も解消するためにも、教員を増や

す、そういう必要があると思うんですよね。その辺ではどう考えているんですか。

**○市長（豊留悦男）** 今回のコロナ禍において、学校教育の問題というのは、ここにいらっしゃる議員も同じ思いだろうと思います。このコロナ禍において、学習の問題、心の問題、その他、教員の問題、様々な問題があるのも承知しております。30人学級につきましては、県の市長会としても、30人学級が望ましいという、そういう話し合いをしておりますので、文科省等への陳情、お願いというのをしていきたいと思っております。それと、時数の問題等もありましたので、私、学校におりましたから、ここに議員の皆さんにも、是非、理解をしていただきたいことを申し上げます。つまり、教育課程と、1年間の教育を通じた学習計画、過程というのがあります。その中で、余裕時数がおよそ、各学年平均しますと30時間弱あります。その中では、欠時数、つまり、運動会の練習、予行練習、そして、学習発表会のための欠時数というのが恐らく50時間ぐらい、各学年、あります。つまり、行事の精選と、教育長が申し上げましたけれども、今回、授業時数が足りなくても、運動会の開催の仕方、予行練習をしない、各学年での練習を少なくする。そうして月々の授業時数の確保に努めている。それは、今日は学校教育課長がここにおりますけれども、月々に時数の報告があり、足りない部分については教育委員会の指導主事等が出向いて指導いたします。そして、ときには教務主任等を読んで、研修会の中で、その実情を各学校の実態に基づいて情報交換をしながら、どのようにして指宿市の小・中学校として時数の確保を図るかという研修会も実施しております。その都度、学校教育課長が私のところに来て、学力向上という大きな教育の目標を達成するために、時数確保、その他、指導方法の工夫、これまでやっていた授業等の見直し、校内行事等の見直しをやって、できる限り、子供たちの心、学習面に対しては配慮していきたいという報告を受けておりますので、私もその点は、学校教育、そして、教育委員会のやり方については、ある程度安心をするとともに評価をしているところであります。大成小学校、その他、議員がおっしゃること。それはよく分かっております。恐らく、ここにいらっしゃる議員の皆さんも、このままでは心配なのだという方が大方だろうと思いますので、今日いただいた質問等を基に、また、教育委員会の方では、更に学習の確保を含めた教育内容の精選、指導方法の改善、心の問題の解決等を図っていくことを期待をしているところであります。こうしていろいろな教育問題を出していただく、それはまさしく、今、喫緊の課題であると私も捉えておりますので、是非、その点は御理解をいただきたいと思っております。

**○12番議員（吉村重則）** 今回、一般質問にあたり、保護者の方々ともいろいろ懇談をしてきたんですけれども、山川地区において統廃合をするということで、住民説明会をしているんですよね。その中で、説明の中で、各学校から2・3名の職員は、その統合した学校の方に出しますよという説明なんかもされてきているみたいですよね。子供たちにとっては、コロナの中でいろんなストレスを感じると同時に、統廃合によって、知らないところに行くわけで

すよ。そういう中でのストレス。だから、子供の実情によって違うと思うんですけども、すぐ慣れる子供さんもいるでしょうし、障害を持っている子供さんの場合は、今まで教員として、各学校でいた教員の現場の先生がいたから学校に行けたということがある中で、新生山川小になった場合に、その学校の先生が、説明会の中で何人かは、2・3人は学校に配置しますよという説明もしてて、もう統合せざるを得ないかなということを理解してきているんですよ。その辺で、来年、新生山川になった場合の、その教員の定数はもう、その児童の数によって決まってくると思うんですけども、そういう学校からの配置については、どのように考えているのか。

**○教育長（吉元鈴代）** 議員の御指摘、ごもっともだと思います。統廃合にかかりまして、子供たちの不安というものは、解消するためにはその学校の先生方が一緒に異動するということが理想ではございます。現在、大成小学校の異動の数も関わってくるとは思いますけれども、人事権のある県の教育委員会の方に切にお願いしたいと思います。

**○12番議員（吉村重則）** 住民説明会の中で、人事権が教育委員会の方にあるような言い方で捉えているから、それは違うよということで話なんかもしたんですけども、それは要望としてあげてくれるかもしれないけれども、そういう保証はできないんじゃないかというところで、親としては、本当にそういうことをちゃんと説明しているんだから、ちゃんとしてほしいということで、できたら、教育長含めて、部長も含めて、懇談もしたいということが、声が上がってきているんですよね。その辺ではどうですか。

**○教育長（吉元鈴代）** 関係のある小学校区の保護者の方々とは、これから懇談をしたいというふうに考えております。

**○12番議員（吉村重則）** 次に、GIGAスクール構想について。さっきも最大39人のクラスがあるという答弁がされたわけですけども、単に1人で、もう教員の皆さんも使い慣れてきていると思うんですけども、そういう中であっても、子供の理解度なんか考えた場合に、指導員そのものを各学校に1人ぐらい配置するような計画はないのかどうか。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 今回、導入を予定しております1人1台の端末につきましては、ドリル学習ソフトウェアを使用することにより、プリントの印刷や学習結果の確認等の手間が省け、教員の業務が改善されると期待されております。

**○12番議員（吉村重則）** ということは、私が今質問した支援員とか、そういう指導員、各学校に1人ぐらい必要じゃないかということについては答弁されていないんですよね。そこはどうなんですか。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 現時点におきましては、指導員等の任用は考えておりません。ただ、操作方法につきましては、教職員を対象に研修を行いたいと考えております。

**○12番議員（吉村重則）** 本当、障害を持っている子供さんも遅れさせたら駄目なんですよ。タブレット使いこなす、本当に現場の教員が一番分かっているし、子供と対面で授業す

るのが一番基本だと思うんですけども、そういうあれがあるから大丈夫だということにはならないと思うんですけども、その辺はどうなんですか。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 子供たちにつきましては、ICT機器に対しての順応性が極めて高く、あまり期間をおかずに使いこなせていくようになると考えております。特に小学校では、感覚的な操作がしやすい端末機器を導入しようと計画しておりますので、格差を感じることなく使いこなせるようになると考えております。また、高い技術を用いた活用を現時点では考えておりませんので、校内研修等で基本的な操作を理解するだけで、指導員が付かなくても十分に対応できると考えております。

**○12番議員（吉村重則）** 支援員も含めて、その辺では指導を徹底してもらいたいし、今後、タブレットを使うことによって、子供への健康被害、この辺も是非調査していただきたいということを要望して、一般質問を終わります。

**○議長（木原繁昭）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

**○議長（木原繁昭）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、下川床泉議員。

**○17番議員（下川床泉）** 皆さん、こんにちは。17番、下川床泉でございます。一般質問をいたしますので、どうぞよろしくお願いたします。

いままでに経験したことがないほど大きな台風10号が接近をして、大分心配をいたしましたけれども、思ったほど大きな被害もなくほっとしています。この台風で怪我をされた方、住居や農産物等に被害を受けられた方々にお見舞いを申し上げます。避難所の開設など迅速な対応をとり、コロナ禍の中、なかなか大変だったであろうというふうに思いますが、執行部の皆様方には心から感謝を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響で、かねてと違う日常になってしまいました。楽しいはずの夏休みもステイホーム、withコロナの掛け声の中、どこにも行けない、何も楽しくなかった夏休みで終わってしまいました。様々な体験をしてもらいたいと、子ども会をはじめとする地域活動も制限され、活動ができませんでした。卒業、進学、就職を控えている3年生は、最後の夏の大会も完全燃焼とはいかなかった生徒もたくさんいたのではないかなと思います。そんな悔しい経験をたくさんした夏も終わりを告げようとしています。高校、中学校の体育大会が開催されました。保護者のみの応援が許された学校と、残念ながら保護者の応援もなしで、生徒のみの体育大会になった学校もありました。また、平日に開催される学校もあります。しかし、ある学校の選手宣誓で、こんなときに私たちのために体育大会を開催してくださった方々に心から感謝します、正々堂々と戦いますという選手宣誓がありました。一刻も早く終息しますようにと念じながら、今日は株式会社指商オリジナルマ

スクを着けて、二つの項目について一般質問をいたします。

まず、一つ目は、姉妹都市人吉市の水害支援についてであります。テレビなどの報道を見て、見慣れた球磨川下りやカヌー教室やラフティングを楽しんだ、あの川が氾濫をして、大きな被害が出ていますが、支援当時の状況はどうだったのか、お尋ねをいたします。

次に、コロナ禍における人と人との結びつきについてのうち、新型コロナウイルス感染症の現況について、指宿市の感染者は何人なのか、クラスター関連は何人なのか。そしてまた、厚生労働省が推奨している接触アプリの活用については、どのような状況になっているのか。接触確認アプリを取り込んでもらえるように、どのような宣伝をしたのかをお尋ねをいたしまして、1回目の質問といたします。

**○市長（豊留悦男）** 人吉市の水害、マスコミ・テレビ等における報道に愕然といたしました。被災直後に、機を逸せずして、指宿南九州消防組合の署員を派遣をいたしました。拠点になる車両も派遣をいたしました。そして、その直後、職員も派遣をしたところでございます。その報告では、多くの家屋が浸水被害を受けており、市内を通る国道等は一部で寸断されている。浸水被害を受けた家屋内から運び出されるとされる家財や家電の災害ごみが道路に散乱していると、そのままになった状況であるとの報告もありました。また、氾濫した球磨川周辺の地域においては、家屋内に土砂が堆積しているものもあり、そういう悲惨な状況が数多く見られますという報告でありました。被害の甚大さを痛感した報告でもありました。私は7月27日、人吉市を訪問し、その復旧の様子、そして、人吉市の職員に対する労いの労をかけたところであります。そのときには、支援物資だけではなく、指宿市の消防団の支援金を持ってまいりました。と同時に、指宿市職員の支援金も持ってまいりました。大変喜ばれるとともに、姉妹都市の支援に対して心から感謝をしますという、人吉市長の言葉もいただいたところでございます。恐らく、長期にわたる支援になるかと思えますけれども、コロナ禍の支援については、できる限り県内で対応したいという思いもありましたので、その後、また、その状況等を把握しながら、今後、どのような支援ができるのか、考えていきたいと思っております。

以下、いただいた質問等については、関係部長等が答弁をいたします。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 新型コロナウイルス感染症の現況についてでございますが、本市の陽性者の確認状況は、7月3日に1例目が確認され、現在で71名となっております。また、クラスター関連では48名の市民の方が感染をされております。

次に、接触確認アプリについてでございます。接触確認アプリ、通称COCOAとは、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性がある、通知を受けることができるスマートフォンアプリです。無症状でもいち早く行政検査を受診することができ、感染拡大の防止につながることを期待をされております。広報紙8月号に掲載をしておりますが、今後も引き続き周知徹底に努めてまいりたい、いうふうに考えております。

**○17番議員（下川床泉）** 2回目以降の質問をさせていただきます。

人吉市までの交通手段としては、高速道路とか一般道とかJRとかあると思いますけれども、その当時は寸断されていたということでもございましたけれども、今現在、そういう高速道路、一般道の通行、そして、JRの運行の状況についてはどんなふうになっているのかをお尋ねをいたします。

**○総務部長（中村孝）** 九州自動車道につきましては、災害発生直後は八代インターチェンジからえびのインターチェンジ間が通行止めとなっておりますけれども、7月7日から解除となっております。一般道につきましては、人吉市内の一部市道や人吉市から八代市の間を結ぶ国道219号・県道等が現在も一部通行止め・片側交互通行となっているところがあり、高速道路の八代インターチェンジから人吉インターチェンジ間を無料にして、国道219号の代替路として利用ができる措置が取られているところでございます。また、JRにつきましては、隼人駅から八代駅を結ぶ肥薩線におきまして、吉松駅から八代駅までの間が未だ運休となっているところでございます。

**○17番議員（下川床泉）** 先ほど、指宿市役所の職員が交代でボランティアに行ってくださったということでもございました。大まか、何人の方々が何日間ぐらい行ったのか、また、どのような活動をされてきたのか、お尋ねをいたします。

**○総務部長（中村孝）** 本市につきましては、姉妹都市である人吉市と災害時等の相互応援に関する協定を締結していることもあり、災害発生直後の7月9日から7月31日までの21日間、4名1組体制の支援班を組織しまして、実人数で40名の職員を派遣したところでございます。また、従事内容としましては、各地から送られてきた支援物資の受入を行い、物資を種類別に振り分ける作業をはじめ、被災者への物資の受け渡しに従事したところでございます。

**○17番議員（下川床泉）** 一般道が通れない中、高速道路はもう開通したあとだっただろうというふうに思いますけれども、そうして市役所の職員の方々が40人ほど行ってくださったということで、様々な活動をしていただいたということでもございました。指宿市から物的支援ということで、何か支援をしたものなのか、そこら辺りはどうなっておりますか。お尋ねいたします。

**○総務部長（中村孝）** 本市からの物的支援といたしましては、マスク1万枚。それと、備蓄用飲料水、500mlのペットボトル1,200本。それと、消毒液720ml50本を7月9日に職員を派遣した際に一緒に届けているところでございます。

**○17番議員（下川床泉）** 人吉市と交流のある公民館とかもあるわけですがけれども、そういうところが、最初の頃はタオルがほしいということで、公民館を中心に集めたのではないかなというふうに思いましたけれども、その後、何かほしいものが、こういうものを準備をしてほしいというような連絡は、人吉の方から来ていないでしょうか、お尋ねいたします。

**○総務部長（中村孝）** 本市としましては、当初、職員を派遣する際に、必要な物資等について

人吉に伺ったところでございます。人吉の方からは、国からの物資支援であるとか、各地からの多くの支援物資が届いているということで、特に要望等はなかったところであります。しかしながら、本市としましては、本格的な復旧活動に向けて、今後も必要と思われる飲料水、感染防止・復旧作業時での粉じん対策として使用頻度の高いマスク等を支援物資として届けさせていただいたところでございます。また、市民から支援物資として預かりましたタオル等につきましても、職員派遣の際に、一緒に届けたところでございます。

**○17番議員（下川床泉）** 先ほど、市長の方からも答弁がありました、支援金について、公民館を中心に集めてあり、他の団体でも集めたりしているかと思えますけれども、他の団体も含めて、どのぐらい集まって、お持ちをしたのか、お尋ねをいたします。

**○総務部長（中村孝）** 姉妹都市である人吉市への災害義援金につきましては、指宿市自治公民館連絡協議会が各地区を通じて、市民への協力を依頼したところであり、多くの善意の義援金が集まり、既に人吉の方へ送金をしているところでございます。また、全てを把握はできておりませんが、把握できている取組団体等につきましては、指宿市自治公民館連絡協議会をはじめといたしまして、指宿市消防団、指宿商工会議所、指宿市観光協会、指宿市サッカー協会、指宿市議会議員、指宿市職員互助会、指宿市職員労働組合、指宿市役所バレーボール部・バトミントン部・野球部となっております。一部の団体の義援金につきましては、市長が直接人吉の方に届けており、把握できている金額につきましては、7団体分を合わせると約460万円となっているところであります。

**○17番議員（下川床泉）** 今後、人吉の方から、何かほしいものがあるというようなこともあるかもしれませんが、そういうときのための備蓄と言いますか、準備としては十分にあるのでしょうか、お尋ねをいたします。

**○総務部長（中村孝）** 今後の支援物資等につきましては、人吉の方に更に要望等があれば支援に取り組んでいきたいと考えているところでありまして、本市の方も、そういう本市の避難用の備蓄等もありますので、それを含めて対応していきたいという形で考えております。

**○17番議員（下川床泉）** 今後の支援策として、子ども会の交流会に参加をした子供たちのその親から、ボランティアに行きたいという電話もいただきました。きっと、他にもボランティアに行きたいなという方もいらっしゃるのではないかなというふうに思いますけれども、こういうコロナの関係でなかなか行きにくいところもあるわけですが、コロナが落ち着いた頃でもいいわけですが、市民ボランティアを募集して、市で派遣をするというような考えはないのかをお尋ねいたします。

**○総務部長（中村孝）** 市民ボランティアを募集して市で派遣する考えはないかとの御質問ですが、新型コロナウイルス感染症の全国的な発生を踏まえまして、被災地では、熊本県外からのボランティアの受入をお断りされている状況でありますので、今後、人吉市の要請に応じて、本市としては対応をしてまいりたいと考えております。

**○17番議員（下川床泉）** 是非、コロナ禍が終わったあとでもいいかなというふうに思います。まだまだ2・3年は復旧にかかるのではないかなというふうにも思いますので、是非ですね、コロナ禍が終わったあと、そういうボランティアも募集をしながら、復旧に向けての活動ができればなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

そしてまた、姉妹都市である人吉市との交流をなるべく早く再開をして、人吉市を盛り上げるというような施策も考えていかなければいけないのかなというふうに思います。今回の台風10号の接近で、人吉市の方々が熊本市内の方に避難をしているニュースも見ました。まだまだ人吉市内の避難所で暮らしている方々も多いのだらうというふうに思います。聞くとところによると、避難所暮らしが長期にわたる方々もいらっしゃるのではないかなと心配をしています。そういう方々を、もう少ししてからだらうと思いますけれども、このG o T oキャンペーンが、国のG o T oキャンペーンがある間に、指宿市に招いて、ゆっくりと温泉に入ってもらい、宿泊をしてもらい、食事してもらい、ほっとしてもらえるような企画を考えると、子供たちの交流として、修学旅行に来てもらう、のような企画はできないのか。子ども会の人吉市との交流も、コロナの関係で延期をしてございましたけれども、できれば12月ぐらいにできないかなという話もしてありましたけれども、水害の関係でなかなかそれも難しいと。再開が、是非、早めに再開をして、子供たちを盛り上げるというようなことができないのか、行政としてどのような考えがあるのかをお尋ねをします。

**○総務部参与（下吹越寿）** 市民の皆様におかれましても、これまで、人吉市とは様々な交流が続けてこられております。令和2年7月豪雨の災害、また、今度の10号の台風も影響があったのではないかと思います、御心配されていることと思います。今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、御存知のように、指宿温泉祭での交流をはじめ、指宿市・人吉市子ども会交歓会など、姉妹都市交流に関するイベントが中止や延期になっているところでございます。市としましても、新型コロナウイルスの感染症が収束して、そのあと、国の施策、先ほど申しましたG o T oキャンペーンとか、市の施策等を活用しまして、1日でも早く市民の交流や、姉妹都市としての交流が再開できることを心から願っているところでございます。

**○17番議員（下川床泉）** 水害が起こったばかりで、なかなか今すぐに企画をとすることは難しいのかもしれない。コロナ禍が落ち着いた頃を見計らって、是非、人吉の皆さんに指宿に来てもらうような企画をですね、考えてもらえればありがたいなという思いで質問をいたしましたので、今後検討していただければありがたいというふうに思います。

次に、コロナ禍における人と人との結びつきについて。新型コロナウイルス感染症の現況について御答弁をいただきました。また、厚生労働省が推奨している接触アプリの活用について、そしてまた、宣伝についても答弁をいただきましたけれども、私もそのアプリには入っております、毎日それを見ながら、6月21日から、今、昨日現在、86日間使用中と。陽

性者との接触を確認するを見ると、過去14日間、陽性者との接触は確認されませんでした。これを見ながら、ほっとしながらですね、活動をしているというような現況もあります。是非、市民の皆さん方にもですね、このアプリに入ってもらって、また、県全体でも入っていただくと、心配が少しでもなくなってくるというふうに思いますので、積極的な宣伝をしていただければなというふうに思います。様々な行事が中止になったり、延期になったり、以前のような活動が制限されていますけれども、その影響について、まず、学校行事としてできていない行事があるのか。例えば、卒業式や入学式、新年度の参観日、その後の様々な学校行事が中止や延期、若しくは規模を縮小して実施したのものがあるというふうに思いますけれども、どのような行事があったのか。そしてまた、それについての対応策はどうしたのか、お尋ねをいたします。

**○教育長（吉元鈴代）** コロナ禍における学校行事についてでございますが、学校行事には、主なものとして修学旅行や運動会・体育大会、集団宿泊学習、1日遠足などがございます。感染症対策が難しい集団宿泊学習や職場体験学習については、多くの学校でやむを得ず中止になりました。しかし、感染症対策の配慮をしながら、実施可能な学校行事につきましては、各学校で実施する努力をしているところでございます。例えば、修学旅行は期日や目的地を変更しながら、何とか実施する方向で検討しております。また、運動会・体育大会は、来賓など、入場者の制限や種目の削減など、密を避けることを工夫しながら実施しております。

**○17番議員（下川床泉）** ありがとうございます。そしてまた、同じく、PTA行事等で影響が出ているものがあるのかをお尋ねいたしますが、PTA総会が開催できていない学校もあるかというふうに思います。PTA会長が誰なのかが分からない新入生の保護者もいらっしゃるのではないかなと思いますが、PTA行事で影響を受けている行事があるのかをお尋ねをいたします。

**○教育部長（鶴窪誠作）** PTA行事は、目的に応じて様々な行事があり、学校と保護者をつなぐ大切な役割を担っております。主なPTA行事として、学級PTAやPTA総会、奉仕作業、また、リサイクル活動などがありますが、今回のコロナ禍において、多くの学校で書面での開催となった行事が学級PTAやPTA総会であります。2学期には、感染症対策を十分に講じた上で、様々なPTA行事を計画している学校も多く、教育活動に保護者の理解と協力を得られるよう、工夫しているところでございます。

**○17番議員（下川床泉）** 先ほども質問が同僚議員の方からありましたけれども、児童・生徒のいじめの状況はどうか。それは、コロナの影響があるのかどうか。そういうのを把握しているものがあるのかどうかをお尋ねをいたします。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 毎月、各学校からいじめの認知状況について報告を受けておりますが、現在のところ、コロナ禍の影響によるいじめは認知していないところであります。

**○17番議員（下川床泉）** であるならば、いじめがないということでございますので、良かつ

たなというふうに思います。ただ、学校に登校ができない児童や生徒はいないのかということについては、例えば、大学についてはリモート授業が主流になり、地方から大学に入学したけれども、まだ1回も大学に行っていないという生徒もいます。授業料を払い、家賃を払い、このまま大学生でいる意義を見出せない方もいます。思ったようにアルバイトができず、家賃を払えず、やむなく退学、休学をした生徒もたくさんいらっしゃいます。また、就職活動も一気に氷河期に入ってしまった。心配は尽きないと思います。同じように、小・中学生でコロナ禍の中、心配をしたりして、精神的に学校に登校できないというような児童・生徒はいないのかをお尋ねをいたします。

**○教育部長（鶴窪誠作）** コロナ禍の影響により、精神的に不登校状態に陥った子供は、現在のところ、いないと学校からは報告を受けております。

**○17番議員（下川床泉）** 精神的に登校できない児童・生徒はいないということで、大変ありがたいことだと思っておりますが、また今後ですね、心配をし過ぎたりして登校できない子供たちもいるかもしれませんので、是非、心の教育等にですね、力を入れていただければありがたいなというふうに思います。

次に、地域行事の中で影響があった行事はどんなものがあったのか、公民館活動等でいいかなというふうに思いますので、お尋ねをいたします。

**○総務部参与（谷口澄子）** 地域の様々な行事についても、全国においては、未だに感染者が報告されている現状でありまして、新しい生活様式の実践が求められていることから、感染状況を鑑みながら、密を避けるため、開催の制限や活動自粛をしているようです。例えば、地区の総会などにつきましては、書面による決議方法や、集って祝う敬老会も記念品等の配布のみに変更するなど、新しい生活様式を取り入れながら実施しているようでございます。しかしながら、運動会や夏祭りなどは、万が一のときを考えて、やむを得ず中止したところが多いと聞いております。

**○17番議員（下川床泉）** 青少年活動ではどんな影響があったのか。例えば、子ども会など、青少年活動として影響があった行事はどんなものがあったのかをお尋ねをいたします。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 青少年活動では、子ども会育成連絡協議会の人吉市・指宿市合同交流会、中学生及び高校生を対象としたジュニアリーダークラブの行事、青少年の補導活動につきましても中央補導、山川みなと祭りやかいかいもん夏祭りに係る特別補導など、多くの行事が中止、又は延期になっております。これらの活動の中止等により、子供たちが主体的に企画・実践・交流する機会、地域で子供を見守り育てる機会、保護者の学びや交流の機会が失われ、ひいては児童・生徒の健全育成機能が低下することが懸念されております。したがって、今後は、感染予防対策を徹底しながら、参加対象者の絞り込みや分散開催など、実施できる方法はないか、引き続き検討してまいりたいと考えております。

**○17番議員（下川床泉）** あと、家庭生活の中で影響はどんなものがあったのか。DVとかの

被害、相談はないのかをお尋ねをいたします。

○**健康福祉部長（西浩孝）** ストレスや生活不安などから、家庭生活におけるDVの増加や深刻化が懸念はされるところではございますが、本市におきましては、今のところコロナ禍を原因とする家庭内暴力についての相談は受けてはいないというところでございます。

○**17番議員（下川床泉）** 今のところはないということでしたけれども、また影響が長引くとそういうこともあり得るかもしれませんので、注意をしていただきながら、相談に乗っていただければなというふうに思います。

社会体育、部活とか、スポーツ少年団の活動で、対外試合とかはどんなふうになっているのか、お尋ねをいたします。

○**教育部長（鶴窪誠作）** 部活動やスポーツ少年団の活動については、本市での新型コロナウイルスの発生状況等により、随時、児童・生徒の安全を第一に、活動自粛等の協力をお願いしているところであります。また、それに併せて対外試合等についても自粛や延期の検討をお願いするなどしています。

○**17番議員（下川床泉）** それでは、社会人のスポーツ、練習や大会はどのようになっているのかをお尋ねをいたします。

○**教育部長（鶴窪誠作）** 社会人大会等の体育施設での実施状況につきましては、今年4月から8月末までの5か月間では、47件の大会等の予約に対し、6大会等が開催されております。残りの大会は、全て新型コロナウイルス感染症の影響によりキャンセルとなっております。

○**17番議員（下川床泉）** 社会体育施設、体育館等の開放については、今現在は、通常どおり借りられるのか。借りるのに何か条件等あるのか、お尋ねをいたします。

○**教育部長（鶴窪誠作）** 体育施設につきましては、現在、全施設解放をしております。体育施設の開館等に当たりましては、社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドラインに基づきまして、施設内に消毒液を設置し、手指の消毒、使用備品等の消毒、さらに、トレーニング室の利用者に対しましては、特に3密になりやすい状況から入場制限等を行うなど、感染防止に取り組んでいるところであります。

○**17番議員（下川床泉）** 次に、商店街の活動ということでお尋ねをいたします。商店街の活動がなかなか難しい、厳しい状況だというふうに思います。先日、指宿テイクアウト祭りということで、1千円の食事が500円でできるというのがあって、電話しましたけれども、あらゆるところがいっぱいになりました、予約いっぱいになりましたということで、すごい人気があったなというふうに思いますけれども、そういうことも含めて、そういう商店街の打開策としてはどういうものがあるのか、お尋ねをいたします。

○**産業振興部長（大迫格史）** 市としましては、商工会議所や商工会と連携を図り、4月以降、いぶすきプレミアム商品券やグルメ券の発行、テイクアウト・デリバリー支援事業などに取組、地域内での消費喚起策に努めてきております。さらに、アクリル板や消毒液など、感染

防止に係る物品購入の補助や、商工会議所を中心に実施する感染防止対策済み安心店認証モデル事業への支援を行うなどして、感染防止対策にも取り組んでいるところでございます。

**○17番議員（下川床泉）** 商工会議所から執行部、議会の方にも要望書が届いているかというふうに思いますけれども、この要望書にはどのように回答するつもりなのか、したのか、お尋ねをいたします。

**○産業振興部長（大迫格史）** 提出された要望書は、感染が収まらない中、事業主や飲食店に対し、引き続き支援をお願いする内容でございました。市としましては、今後も、この感染症が長期化することを考慮し、一過性の直接支援よりも、感染対策を講じながら、多くの事業者に波及効果の高い消費喚起策を中心に実施していく方法を取り組ませていただきたいと回答させていただいております。

**○17番議員（下川床泉）** あと、コロナの関係で、情報以外の噂の打ち消しについて、施設名とか、お店の名前とか、地区名とかは公表しないというルールがあるということだろうというふうに思います。市民としては、公表してほしいという声もありますし、例えば、石鹸で手を洗うのに、30秒間手を洗いなさいというふうに言われています。ハッピーバースデーを2回歌うと30秒なるからということですが、それを歌いながら手を洗うわけですが、つい、指宿で流行ってなければ早口で歌ってしまいます。指宿で流行るようになってからはゆっくりと、30秒超えるぐらいゆっくりとですね、ハッピーバースデーを歌いながら手を洗うと。近くでそういうコロナ感染者が出て来たりすると、気をつけたりする度合いが違って来るわけですが、ここで質問したいのは、そのSNSなどでの噂の打ち消しについて、市の方でもいろいろと対処をして、ホームページ等に出していただいたりしながらですね、その噂の打ち消しについて頑張ってくださいというふうに思いますけれども、その打ち消しについて、どのように対処をしているのかをお尋ねをいたします。

**○健康福祉部長（西浩孝）** これまで広報紙、防災行政無線、ホームページ、広報車での情報提供及び広報活動により、正しい情報に基づいた、冷静な対応を市民の方には呼び掛けをしてまいったところでございます。

**○17番議員（下川床泉）** いずれにしましても、報道以外に出された情報しかない。あとは、全て噂話だというふうに思いますので、学校名とかもちろんないわけですし、地区名も絶対出ることはないというふうに思います。今後ともですね、そういう噂話が広まらないような対応をとっていただくようお願いをしたいなと思います。

あと、マスク、アルコール消毒液などの在庫の状況はどのようになっているのか。また、納入先等は、一時期不足していたときがあったわけですが、そういうものについては、今は大丈夫なのかをお尋ねをいたします。

**○健康福祉部長（西浩孝）** まず、マスク等の備蓄でございますが、マスクが約4万8千枚、手指用、物品用などに使用しますアルコール消毒液約120ℓ、殺菌消毒液約480ℓ分を在庫として保

有しているところでございます。また、納入先の確保についてでございますが、マスク、消毒液などの購入につきましては安定をしていることから、十分な備蓄が確保できており、納入に際しましても、納入先は確保できているというところでございます。

**○17番議員（下川床泉）** 今後の見通しについてお尋ねをいたします。新型コロナウイルス感染症は、今後、どのようになっていくのか。ワクチンや薬はどんなふうになっていくのか、なかなか難しいと思いますけれども、聞いている範囲でお答えを願えればというふうに思います。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 新型コロナウイルス感染症は、現時点では、ワクチンや治療薬は存在せず、治療方法としましては対処療法が中心となっております。収束の切り札として期待が高まっているワクチンではございますが、政府は、全国民に提供できる数量を確保することを目指し、海外の製薬会社との間で基本合意を結び、2億4,000万回分のワクチンを確保したと発表しておりますので、このワクチンの供給が始まれば収束に向かうものと期待をしているところでございます。

**○17番議員（下川床泉）** そのワクチンがですね、早くできて、それがまた、後遺症もないようなワクチンであるようにですね、願っています。

今後、冬に向けてインフルエンザ等も流行って来るかなと心配をされております。そのインフルエンザのワクチンについては確保、それから、指宿市としての補助等々については、どんなふうはこの冬はされるつもりなのかをお尋ねをいたします。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 指宿医師会に確認をしましたところ、インフルエンザワクチンにつきましては、昨年度並みの供給は確保できているとのことでございます。また、インフルエンザワクチン予防接種委託事業につきましては、市民全員を対象とし、補助額1千円となっているところでございます。

**○17番議員（下川床泉）** 今後の見通しについて、私はこの質問の中で、心と心の距離が離れてしまうことが心配なので、今だからこそ心と心の距離を縮めるいろいろな施策が必要ではないのかというふうに思って質問をしているところでございます。公民館活動を中心に活動する地域行事や、学校を中心に活動する学校行事、PTA行事がなかなかできない状況の中で、孤独感を感じたり、寂しさを感じたりして、地域の方々と、PTAの方々と、心と心の距離が離れてしまうことが心配です。このコロナ禍の中ではありますけれども、コロナ後の活動を大いに盛り上げるためにも、今現在、心と心の距離を縮める活動、施策をする必要があるというふうに思いますけれども、その対策について、どのように考えているのか、お尋ねをいたします。

**○総務部参与（谷口澄子）** 自治会などは、住民の自由意志によって結成される任意団体でありますけれども、地域の方々が日常生活を安全・安心に暮らしていただくための地域の絆づくりに重要な組織でありまして、災害などの非常時におきましても、安否確認や避難所運営活

動などの活躍が期待され、基礎的な地域自治の担い手として、必要不可欠なものであると認識しております。自治会加入につきましては、各自治会で工夫を凝らし、加入促進を行っている聞き及んでおりますけれども、まだ自治会に加入されていない方には、地域の人と人とのつながりの必要性や有効性をどう伝えるか、また、加入して良かったと思える地域活動をどう展開するかなどを、今後も引き続き、自治会と連携しながら、自治会加入促進などを行っていきたいと思っております。

**○17番議員（下川床泉）** ありがとうございます。様々な青少年活動があったり、社会教育活動があったり、公民館の活動があったりするわけですが、そういうものが、今、なかなか活動ができていないという状況の中で、寂しい思いをしたりしている、孤独感を感じたりしている人たちもたくさんいらっしゃるかなというふうに思います。そういう人たちのためにもですね、このコロナ禍のあとの活動が大いに大事かなというふうに思って、この質問をしたところでございました。是非、いろんなところでですね、対策を講じながら、そういう活動が盛り上がり、ひいては、そのことが指宿発展のためにもなるかなというふうに、私、思っておりますので、今、答弁をいただいたとおりですね、よろしく願いをいたしまして、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

**○議長（木原繁昭）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時58分

再開 午後 1時01分

**○議長（木原繁昭）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、新川床金春議員。

**○18番議員（新川床金春）** こんにちは。18番、新川床。鹿児島市長の勇退の挨拶が新聞記事になっていました。

（発言する者あり）

**○議長（木原繁昭）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時01分

再開 午後 1時02分

**○議長（木原繁昭）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

**○18番議員（新川床金春）** こんにちは。18番、新川床金春です。鹿児島市長の勇退の挨拶が新聞記事になっていました。政治信条の、市民が主役を実践し、直接意見を交わしたことで、市民の声を市政に反映できたと、胸を張ったという記事が載っていて感銘しました。市民生活は新型コロナウイルス感染の影響で大変疲弊し、多くの市民が苦しんでいます。今は市民生活や基幹産業である農業、観光業をはじめとする産業支援策が必要です。市民が安心して生活できる環境づくりが急務であり、市の財政支援を多くの市民が望んでいることを把握していますか。市民生活が頻拍している中、令和2年度に大型事業が進められています。

令和2年度指宿市民会館運営協議会に委員として出席し、市民会館の建設費用等について確認しました。担当課の報告では、総額30数億円になるとのことでした。平成30年2月の市長選挙の選挙公約広報では、他候補より13億以上節約をしていますとなっていました。当初計画より数億円建設費が増額になっていることを多くの市民は知りません。建設費や今後の維持管理費を負担するのは市民です。市内12会場で市民に市民会館建設計画を説明し、市民の声を謙虚に受け止め、市民会館建設について再考していただきたいと申し添えておきます。

通告に従い一般質問を始めます。

まずはじめに、池田湖の市民、市分譲地問題について。南薩畑地かんがい事業の概況と事業実績についてですが、どのような計画で、受益者面積と組合員数及び事業費はどのようなになっているのか、答弁を求めます。

次に、ごみの不法投棄問題について。ごみの不法投棄に対する罰則規定について答弁を求めます。

次に、入湯税の取扱いについて。入湯税の概要と特別徴収義務者に課せられていた市税条例について答弁を求めます。

以上で、1回目を終わります。

**○市長（豊留悦男）** ごみの不法投棄に関する罰則規定につきましては、市において、指宿市空き缶ポイ捨て等防止条例があります。罰則につきましては、市の勧告・命令に従わなかった場合は、同条例第13条の規定により、5万円以下の罰金となっているところであります。

以下、いただきました質問等につきましては、担当部長等が答弁します。

**○農政部長（田之上辰浩）** 南薩畑地かんがい事業の概要とその実績についてですが、この事業は、南薩地域の農業発展のため、昭和45年に国営かんがい事業が開始されたのに続き、47年には県営の南薩畑地かんがい事業が着工され、およそ25年の歳月をかけて、国営事業が昭和59年に、県営事業は平成6年に完了しております。国営、県営の事業費は、700億円を超える壮大な事業であり、その後、比較的温暖な気候と畑地かんがいを利用した作付けがなされ、全国でも有数の食糧供給基地となっているところであります。受益面積につきましては、南薩3市で、6,072haでありましたが、年々、用途変更等により減少をしており、令和元年度には5,822haとなっております。また、受益戸数、組合員ですが、この事業が完了した当時は、平成6年度ですが、1万2,366戸、令和元年度においては1万815戸となっております。

**○市民生活部長（鶴本八郎）** 入湯税の概要と特別徴収義務者の責任等についてでございますが、入湯税につきましては、鉱泉浴場において入湯行為を行った者に対し課税するものであります。税率につきましては、入湯客の宿泊料金が6,001円以上の場合は150円、宿泊料金が6千円以下の場合は100円、宿泊を伴い、飲食及び休憩、その他、これらに類する利用行為で入湯した場合は100円、教員の引率の下、学校教育上の見地から行われる修学旅行等で入湯した場合は20円となっております。また、入湯税の特別徴収義務者は鉱泉浴場の経営者とさ

れており、入湯客に係る入湯税を徴収しなければならないことになっております。

○18番議員（新川床金春） 南薩畑地かんがい事業は、南薩台地の広大な畑作地帯で、指宿市、南九州市、枕崎市の3市で農業を営んでおります。農業生産額の実績はどのようになっているのか、答弁を求めます。

○農産技術課長（富永敏尚） 現在の農業生産額が市全体で約152億となっております。このうち、畑かん地域の生産額等については、集計はいたしていないところでございますが、面積で申し上げますと、大体、農用地区域が2,700ha程度ございまして、そのうち、畑かんが2,200程度あるということ踏まえますと、120億程度の生産額になるということで考えております。農地全体で申し上げますと、3,300程度ございまして、それと比較いたしましても、大体、3分の2程度でございますので、100億以上あるということで、把握をしているところでございます。

○18番議員（新川床金春） 南薩畑地かんがい事業では用水計画は単年度で考えず、長期間で池田湖の水収支が成り立つように計画することになってはいますが、管理水位を維持するためにどのような取組をしているのか、答弁を求めます。

○農政部長（田之上辰浩） 池田湖の管理水位につきましては、管理者である鹿児島県と南薩土地改良区において協定を交わしており、水位が66mを超えないように水門の開閉を行いながら、水位管理を行っているところであります。

○18番議員（新川床金春） 次に、池田湖の疎水事業の沿革について。開聞郷土誌に池田湖の疎水事業が記載されています。池田湖の疎水事業の目的について答弁を求めます。

○農政部長（田之上辰浩） 疎水事業につきましてですが、開聞町の郷土誌によりますと、安政4年に藩主島津斉彬が池田湖の池水をかんがい用水に充てるために、水利用開墾事業を命じ、着手されましたけれども、版籍奉還により中断しております。その後、県令大山綱良により、明治5年に着手されているところです。そして、完成が5年の月日を要し、同9年に完成したと記載されております。

○18番議員（新川床金春） 昭和の時代に池田湖の水位変化により、池田区民との紛争処理があったと記載されていますが、池崎地区ではどのようなことが起きたのか、答弁を求めます。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時13分

再開 午後 1時18分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○農政部長（田之上辰浩） 池田湖水位変化による池田地区民との紛争処理については、開聞町誌に記載されていると思いますけれども、通告の中では、そのような答弁を求めることは書いてありませんので、資料を持ち合わせていないところであります。

- 18番議員（新川床金春） 疎水事業の沿革について質問するので、そのページはコピーしてくださいねって言うてありますよ。担当課まで行って、説明してて、ただ水の問題なのでこれは出しているの、疎水事業の沿革に関係ないんですか、これは。
- 農政部長（田之上辰浩） 疎水事業の沿革につきましては、先ほど答弁したとおりであります。
- 18番議員（新川床金春） 疎水事業の沿革について、郷土誌の520ページまであるんですよ。だから、その中のことを沿革について言っていますよ。いいです。昭和の時代に、池田湖の水位変化により、大変なことがあったということですが、昭和の時代には干ばつが続き、池田湖の水位が年々低下し、田植えが不能になった時期はいつで、当時の池田湖の最高水位と水不足が発生した期間について答弁を求めます。
- 農政部長（田之上辰浩） 昭和の初期には干ばつがありまして、その中でも、昭和2年に最低水位58.6mを記録しております。また、昭和29年6月には、最高水位の68.6mを記載したと記録されております。
- 18番議員（新川床金春） 昭和29年、最高水位は幾らで、計画水位をオーバーしたのは幾らなのか、答弁を求めます。
- 農政部長（田之上辰浩） 昭和29年の最高水位につきましては、29年の6月に、今申したとおり、最高水位68.6mを記録したと、開聞町誌に、郷土誌に記載をされているところです。
- 18番議員（新川床金春） 平成9年に干ばつで水不足が発生し、給水制限が行われました。池田湖の最低水位と計画水位を下回った期間と、農業生産額が減少した額について答弁を求めます。
- 農政部長（田之上辰浩） 平成9年の渇水時の池田湖の最低水位ですが、9月4日に61.66mを記録しております。それと、干ばつ時の農産物の影響ですけれども、南薩畑かんにおける平成9年の渇水時の状況につきまして、南薩土地改良区では、全体的な傾向を把握できる資料はありませんでしたので、本市が把握している平成9年当時の山川町、開聞町の生産額の傾向を申し上げます。山川町の平成8年度の耕種作物の生産額は約55億円、開聞町では約35億円、2町合わせて約90億円となっております。これに対し、平成9年度は、山川町56億円、開聞町30億円で、2町合計で約86億円と、4億円の減少となっているところです。
- 18番議員（新川床金春） 次に、県の池田湖管理水位について。農政部長は、南薩土地改良区の管理水位62mから66m以上では高水水位ということでした。県の河川課に出向いて確認したのか、どうなのか、答弁を求めます。
- 建設部長（山崎一麿） 池田湖の管理水位につきましては、河川管理者である鹿児島県に確認しましたところ、昭和46年8月2日付け、池田湖の河川管理者である県知事から九州農政局南薩農業水利事務所宛の公文書において、高い水が66m、水が氾濫する意味に用いられる洪水は67mであると記載されておりました。したがって、高水位として66m、計画洪水水位

として67mで定めているとのことであります。

○18番議員（新川床金春） 県の南薩地域振興局が池田湖の管理しているということで、7月20日に出向きました。2人の課長と面会し、いろいろ聞いたんですが、そのときは、池田湖の治水上の計画高水は標高67mと言われましたが、県の方でそういう文書が2種類あるのかどうか、答弁を求めます。

○建設部長（山崎一麿） 私どもは、南薩地域振興局を含めて、県の河川課の管理部門に問い合わせし、高水位66m、洪水水位67mという昭和46年当時の文書を提示され、池田湖の管理はこれで進めているという回答をいただいたところでございます。

○18番議員（新川床金春） 治水について、詳しく答弁を求めます。

○建設部長（山崎一麿） 池田湖の高水位を66mと河川管理者は設定し、この66mを上回らない形で南薩土地改良区との協定を結んで、水位が65.5mになったときには開門する形で、南薩土地改良区と県の池田湖を管理しております河川課が覚書を結びまして、管理しているところでございます。

○18番議員（新川床金春） 洪水水位について答弁を求めます。

○建設部長（山崎一麿） 計画高水位につきましては、堤防や護岸などの設計の基本となる水位でありまして、この水位を上回る超過洪水では、堤防、護岸が危険な状態となることを意味する計画高水位でございます。計画洪水水位につきましては、予想される最大の洪水が発生した時の貯水池の、この場合では、池田湖の護岸でございますけれども、護岸の天端高さを表しているところでございます。

○18番議員（新川床金春） 次に入ります。4番目の干ばつ時に農作物等に及ぼす影響について。6千町歩の広大な畑地から生まれる1年間の農業生産額は、指宿の売上は分かりましたが、南九州類娃、枕崎を入れると400億程度になると思います。干ばつが発生した場合の農家に与える被害をどのように捉えているか、答弁を求めます。

○農政部長（田之上辰浩） 平成9年度の干ばつでもありましたように、農業生産額に多大な影響を及ぼすものと考えております。

○18番議員（新川床金春） 南薩畑地かんがい事業を行った3市の受益者1万戸と、国・県、南薩土地改良区は水不足を望んでいません。指宿市の要請で、南薩土地改良区は、現在、65.5mを目途に水位調整していると伺いましたが、それに間違いはないのか、再度、確認をとりま

○農政部長（田之上辰浩） 66.5mと建設部長が先ほど申しまして、そのときに協議を開始して、放流することということで答弁をしましたがけれども、これも南薩土地改良区と県と協定書を結んでおる中の両者合意の中で行っていることであります。また、その運用事項の中で、水位が65.5mに達し、更に65.8まで上昇することが予測される場合に、土地改良区の中央管理所から南薩地域振興局の建設部に通知されることになっております。その後、協議を

した上で、天候等判断しながら放流することになっているということになっています。ですので、水位が65.5mになったからといって、直ちに放流するというわけではありません。

○18番議員（新川床金春） 次に入ります。池田湖畔冠水対策工事について。平成29年度に内水の冠水対策事業を実施していますが、どのような工事を行ったのか、答弁を求めます。

○建設部長（山崎一麿） 平成29年度の池田湖畔1号線におきます冠水対策工事におきましては、平成27年度に浸水被害が発生したことから、池田湖の水位が66mを超えますと、内水の排水が困難になってまいりますので、道路の嵩上げと排水ポンプを設置する升並びにポンプを動かすための商用電源、商用電源を引き込む引き込み柱の工事を実施したところであります。

○18番議員（新川床金春） 事業内容を開示請求し、工事の内容を精査しました。側溝の縁の高さは66.3mですが、流末部、堰板の高さは幾らになっているのか、答弁を求めます。

○建設部長（山崎一麿） 側溝の底版高さが65.6、堰板の天板が66.3でございます。

○18番議員（新川床金春） 池田湖に行って、流末部の堰板を確認しました。3か所しか設置されていませんが、あれで水の流入は防げているのか、答弁を求めます。

○建設部長（山崎一麿） 堰板によって水の流入、流出を防げているかという御質問でございます。この堰板によって、池田湖から内部の方へ流入する水を抑制するために設置してある堰板でございます。完全に堰板によって水を止められるかといえばそうではございません。なお、入ってきた水につきましては、排水ポンプによって排出するというような構造になっているところでございます。

○18番議員（新川床金春） 住宅地における排水ポンプの騒音は市民の生活を脅かすと伺っています。確認しますが、排水ポンプ2台は消音タイプを整備していると思いますが、どのようなタイプが設置されたのか、答弁を求めます。

○建設部長（山崎一麿） ポンプにつきましては、一般的な水中ポンプであります。消音タイプであるかについては、ポンプメーカーに確認いたしましたところ、水中で作動しますので作動音はほとんどしないので、消音タイプはないということの回答をいただいております。

○18番議員（新川床金春） 水位の高さが65から65.8mになると、フラップゲートの開閉音が大変困っていると伺いました。フラップゲートの設置工事をするのは県だと思いますが、県とともに住民に工事の内容を説明したのか、答弁を求めます。

○建設部長（山崎一麿） フラップゲートの設置につきましては、当時、その構想について地域住民の方に説明したかどうかは把握していないところであります。

○18番議員（新川床金春） モニターをお願いします。令和2年7月に池田湖の水位が66m超えたので、内水対策で整備された水中ポンプが強制排水していると思い、池田湖にいました。なぜ、この周辺の地区住民から苦情がきたのか、答弁を求めます。

○建設部長（山崎一麿） 今年7月6日から8月11日までの37日間、ポンプによる排水を行いました。

た。平成29年度に冠水対策を実施して以来、初めての本格的稼働であったところであり、音が気になるので改善できないかとの意見を現地で住民の方から直接いただいたところです。音の内容につきましては、発電機の音、ホースの破れによる音及びポンプの稼働時と停止時に出る音の3種類が主なものであったというふうに聞いております。

○18番議員（新川床金春） モニターをお願いします。水中ポンプの設置場所になぜ仮設発電機があるのか、答弁を求めます。

○建設部長（山崎一麿） 仮設発電機につきましては、平成29年度に実施した際に商用電源を引き込んでいなかったところがございます。と申しますのも、商用電気を引き込みますと、基本料金が引き込んだすぐかかってまいります。稼働する時期や水位状況を見極め、直ちに商用電源に切り替えができるように計画しており、計画する中で、今年度はじめてポンプの稼働になりましたので、商用電源が来るまでの間、発電機を使用したところがございます。

○18番議員（新川床金春） 市民生活を守るために整備された強制排水ポンプの配水管は、弥次ヶ湯ポンプ場と同じように鋼管パイプでしっかり固定されていると思っていました。なぜビニールホースで対応しているのか、答弁を求めます。

○建設部長（山崎一麿） 鋼管パイプを使用しなかった理由につきましては、ビニール製のホースは汎用性に優れ、安価であり、現場への設置や取り換えも迅速に行える利点が多いため、採用しておったところがございます。

○18番議員（新川床金春） モニターをお願いします。一般家庭や家庭で使うような送水ホースです。ビニールホースは耐久性がなく、設置してすぐに破れていましたが、委託業者から破れたという報告があったのか、答弁を求めます。

○建設部長（山崎一麿） このホースの破れにつきましては、数回ほど住民の方々から連絡をいただきまして、対応したところがございます。

○18番議員（新川床金春） モニターをお願いします。田神川と大谷川の両側に、この分譲地は挟まれています。大谷川には土のう袋が設置されていますが、この土のう袋で内水対策になっているか、答弁を求めます。

○建設部長（山崎一麿） 写真の大型土のうにつきましては、大谷川左岸に設置した土のうでございます。この大型土のうにつきましては、池田湖が水位が66mを超えますと、池田湖の水が直接この市道を通じて入ってまいりますので、それを抑えるために設置した土のうでございます。なお、内水対策につきましては、池田湖からの水を極力、直接の水を抑え、陸側に排水されてくる水を池田湖の方にポンプによって内水排水するという計画でございますので、内水対策に必要な土のうであったというふうに考えております。

○18番議員（新川床金春） モニターをお願いします。池田湖が66.31になると、田神川と池田湖の水が池田湖湖畔第1号の方に流れてきます。設置された排水ポンプで強制排水していることですが、マッチポンプの役をし、市分譲地の内水の水位は低下しているのか、

答弁を求めます。

**○建設部長（山崎一麿）** 池田湖の水位が66mを超えますと、議員御指摘のとおり、陸側の方に入ってまいります。それを抑えるために、側溝には堰板を設置し、なおかつ、内水対策としてポンプで排出しているところがございますので、陸側で降った降雨が流れてくる水を速やかに池田湖の方へポンプによって排水しておりますので、効果はあったものというふうに考えております。

**○18番議員（新川床金春）** 次に、水位上昇による住宅浸水問題について。市民生活を守るために行われた公共事業だと思います。所有者は、住民から生活を脅かす排出音の中に、ホースが破れているから吸気音がすごいということがあります。排水ポンプは先ほど見えたように、タオルで結ばれていました。市民の生命、財産を守るためには、しっかりと交換していくべきだと思いますが、その辺、予算はないのか、答弁を求めます。

**○建設部長（山崎一麿）** 27年の浸水以来、29年に設置し、今回、初めてこの池田湖によって内水対策のポンプを設置いたしました。今回、いろいろな検証すべき事項、ホースの破れですとか、発電機の騒音ですとか、いろいろな問題が出てまいっておりますので、消音対策や排水方法についても、今後、検討してまいりたいというふうに考えております。

**○18番議員（新川床金春）** 地権者が20年前のことを思い出してくれました。池田湖は当時合併浄化槽でしたが、住宅地について、浄化槽が故障し、高度合併処理に交換しています。交換時期と補助金交付について、どのようになっていたか、答弁を求めます。

**○市民生活部長（鶴本八郎）** 環境政策の所管としまして、当時にも合併処理浄化槽に対する補助金の制度がございました。高度合併処理浄化槽につきましては、5人槽で50万4千円、6・7人槽で56万1千円、8から10人槽で66万9千円の補助金の額となっていたところです。

**○18番議員（新川床金春）** 平成14年度、故障した合併浄化槽の交換費用を本人は3万から5万程度負担し、あとは負担はしていないということでしたが、そのようなことはなかったのか、答弁求めます。

**○市民生活部長（鶴本八郎）** 高度合併処理浄化槽に対する補助金等に関連する資料等につきましては、保存年限が10年を経過していることから、現段階では判明しないところがございます。

**○18番議員（新川床金春）** 次に、国・県、南薩土地改良区とのこれまでの協議内容についてですが、南薩土地かんがい事業について、南薩土地改良区で会議が行われたと思います。また、池田湖水質環境計画、南薩地域水利用対策検討委員会等もありますが、池田湖の住宅浸水問題について、市として、会議の中でどのようなことを提案してきたのか、答弁を求めます。

**○農政部長（田之上辰浩）** 平成27年の深刻な浸水被害を受けまして、同年度に県、南薩土地改良区、指宿市との3者で水位対策についての意見交換会を行っております。また、水利用に

関しましては、南薩地域水利用対策検討委員会の幹事会総会で検討、協議がなされており、また、国営の畑かん施設の更新事業については、国営南薩地区連絡調整会議があります。その中で、許可水利権の変更等についても検討できないかという要請を行っているところであります。

**○18番議員（新川床金春）** 国営事業、県営事業で6千町歩の畑地かんがい事業を行われております。池田湖を調整池とする計画を維持するために、市分譲地の現状をしっかりと受益者に説明し、早急に対策をするのが市の責務だと思いますが、総代会やいろんな会で提案することはできないのか、答弁を求めます。

**○農政部長（田之上辰浩）** 水位の上昇に伴う被害の状況については、南薩土地改良区も理事長含め、重々把握をしているところであります。ですので、特段、私どもの方からその対策をとというような提案はしたことはないと考えております。

**○18番議員（新川床金春）** まだまだこの問題について質問したいんですが、時間の関係で、最終日に同僚議員が池田湖の分譲地について一般質問していますので、次の質問に入ります。

2番目のごみの不法投棄について。ごみの不法投棄に対する罰則規定は聞きましたが、市としてこれまでどのような処分をしたのか、答弁を求めます。

**○市民生活部長（鶴本八郎）** 市に不法投棄の相談が寄せられた場合など、調査を行うことになっており、投棄者が分かるような何らかの手掛かりがあり、投棄者が判明をすれば、投棄者に適正に処分するよう指導を行います。しかし、誰が捨てたか判明しないケースも多く、判明しなかった場合に、基本的には、土地の管理者、所有者等に処分をお願いするというような流れになってございます。一般的な取扱いとしましては、市としましても市内の生活環境保全に努める必要があることから、不法投棄防止看板や支柱の配布、また、明らかに第3者による不法投棄であると判断される場合等は、市で処分を行うケースもあるところですが、近年において、指導に従わず、市の方で条例、あるいは法律違反として対応した事例はないところでございます。

**○18番議員（新川床金春）** 次に、行政によるごみの不法投棄に対する罰則規定について伺います。行政の仕事は上司の指示、指導の下、行われると思いますので伺いますが、指示した上司や不法投棄した現認者は双方に罰則が適応されるのか、答弁を求めます。

**○市民生活部長（鶴本八郎）** 市の条例ですとか、国の法令におきましても、民間、行政の別はないところでございます。また、行政の仕事については、組織として行われることから、組織として責任が生じるものと認識しております。

**○18番議員（新川床金春）** 次に、魚見岳頂上付近の市有地の生ごみ不法投棄について。魚見岳頂上付近の市有地に菜の花マラソン大会で出た生ごみを不法投棄していますが、担当課として生ごみの不法投棄についてどのように捉えているのか、答弁を求めます。

- 建設部長（山崎一麿） 魚見岳頂上付近市有地の生ごみの不法投棄についてのお尋ねですが、菜の花マラソン時に使用した芋の残渣につきましても、当時、まちづくり公社において、指宿市清掃センターに搬入できない状況から処理場がなく、やむを得ず魚見岳公園内で刈草等の集積場にしていた場所に搬入したようであります。その経緯につきましても、まちづくり公社に確認しましたところ、平成27年度までは当時の指宿市清掃センターへ搬入されていましたが、平成28年度、29年度につきましても、ごみ処理施設への搬入が制限されていたため、まちづくり公社の判断で魚見岳公園内へ運んだようです。平成30年度以降は、指宿広域クリーンセンターへ搬入されており、公園内の搬入はしていないと聞いております。
- 18番議員（新川床金春） サツマイモの購入費に生ごみの処理費も入っていると伺いました。市の清掃センターが駄目だったら、南九州市の穎娃清掃センターに持って行って処分するのが当たり前だと思いますが、なぜそれをしなかったのか、答弁を求めます。
- 産業振興部長（大迫格史） いぶすき菜の花マラソン大会実行委員会事務局をしている指宿市観光協会によりますと、大会参加者数掛ける105円で積算した金額で、サツマイモの清算及び芋ふかしを契約しており、芋自体余らないので、処分費が必要という認識はないということでございます。
- 18番議員（新川床金春） それだったら、なぜ魚見岳に処分されたのか、答弁を求めます。
- 建設部長（山崎一麿） 菜の花マラソンのふかし芋を作る際の芋の残渣並びに腐った芋について、処理場への搬入が制限されていたことから、魚見岳公園内の、まちづくり公社で刈草等の集積場にしていた所に搬入したというふう聞いております。
- 18番議員（新川床金春） モニターをお願いします。7月に指宿まちづくり公社が魚見岳の不法投棄ごみの撤去作業を重機を使って撤去しています。ごみの処理費は幾らで、処理費の負担はどこがしたのか、答弁を求めます。
- 建設部長（山崎一麿） 回収費用につきましても、まちづくり公社の事業活動に伴って生じたものであることから、受託者自らの負担と責任において処理したと聞いております。費用につきましても、約22万円掛かったと聞いております。
- 18番議員（新川床金春） 魚見岳など、人通りの少ないところは、道路維持作業で出た刈草等を重機で押し込んでいるのか、答弁を求めます。
- 建設部長（山崎一麿） 道路維持作業におきまして、山手の指導などにつきましても、道路の機能上、又は景観上、支障がない範囲で、そのまま山に返しているところもございましたが、現時点での草木処理につきましても、土木課の仮置き場や指宿広域クリーンセンター、山川処分場や開聞処分場への搬入並びに有効利用として民間業者の堆肥場への搬入により対応しているところでございます。
- 18番議員（新川床金春） 市民から刈草が堆肥化するとミミズが発生し、イノシシの餌場となるが、イノシシの鳥獣被害で大変苦しんでいる魚見地区に、なぜごみの不法投棄するのか

と指導を受けました。鳥獣被害が発生している最中に、生ごみを不法投棄することは、どのようなことが起きると思っているのか、答弁を求めます。

○建設部長（山崎一磨） 集積しました草木が腐葉土となり、発生したミミズがイノシシの餌付けにつながることを懸念されるところであります。

○18番議員（新川床金春） 次に、魚見岳の鳥獣被害の現状と地域の取組についてですが、魚見岳は鳥獣保護区になっています。鳥獣駆除に制限がかかっていますが、農作物への被害状況はどうなっているのか、答弁を求めます。

○農政部長（田之上辰浩） 魚見岳を含む周辺地域の作物被害の質問ですけれども、この有害鳥獣捕獲の頭数について、状況等、述べさせていただきたいと思います。平成29年度が6頭、平成30年度が5頭、令和元年度が7頭、そして、本年は8月までに3頭の捕獲実績となっております。

○18番議員（新川床金春） 尾掛野菜生産組合はイノシシ対策として電気柵を整備していますが、事業費総額と市の補助金の割合、そして、個人の負担はどのようになっているのか、答弁を求めます。

○農政部長（田之上辰浩） 国の補助事業を活用しまして、有害鳥獣進入対策のための電気柵の設置をした経緯がございます。平成28年度には、総事業費43万5,515円、うち、国庫補助金が42万7千円、組合の負担金が8,515円になっております。また、29年度は、総事業費78万4,105円。うち、国庫補助金が78万4千円、組合の負担金が105円であります。

○18番議員（新川床金春） 魚見岳の現状は、イノシシが繁殖し、校区公民館や魚見小学校、魚見保育園の周辺まで下りてきております。イノシシ捕獲のために、市としてどのような支援策を検討しているのか、答弁を求めます。

○農政部長（田之上辰浩） 市の方では、この国の事業の他に、鳥獣被害対策実践事業としまして、1農家3万円を上限に電気柵の設置のための単独補助にも取り組んでおります。また、捕獲指示も、被害の情報を得ましたら直ちに発行しまして、猟友会による捕獲をお願いしているところであります。

○18番議員（新川床金春） 次に、ごみの不法投棄に対する市民の苦情等についての対応ですが、魚見岳の生ごみの不法投棄に対する市民の苦情に対して、どのように対応したのか、答弁を求めます。

○市民生活部長（鶴本八郎） 魚見岳の不法投棄等に対して苦情が環境政策課の方にもあったところでございます。地元の生産組合の方々の方から相談等もありまして、地元の生産組合の方々や尾掛地区公民館で他の関係部署とともにお話を伺い、私どもの方からは、これまでの状況をさせていただくとともに、今後の市の対応についてもお話させていただいたところでございます。今後は、現場の状況を確認した上で、適切な対応ができるよう、注意喚起に努めてまいりたいと思います。

○18番議員（新川床金春） 魚見岳頂上付近の市有地の生ごみ不法投棄を黙認するような言葉があったと聞いています。私に相談した方は、今日は大会議室でモニターを見ていると思いますが、どのようなことを市民に説明したのか、答弁を求めます。

○市民生活部長（鶴本八郎） 具体的にどのような内容であったか分からないところですが、環境政策課の方にも相談がございましたので、先ほど申し上げたように、生産組合の方々と尾掛地区公民館での話し合いを通じて説明をさせていただき、今後の市の対応についてもお話させていただいたところです。

○18番議員（新川床金春） 尾掛地区の方が、総務部長に相談したと思いますが、どうだったのか答弁を求めます。

○総務部長（中村孝） 魚見岳のごみの処理につきまして、地区の方から相談を受けております。その中で、不法投棄を黙認というのが誰の発言を捉えて言っているのかは分かりませんが、私は、その時点で現場や状況等について、詳しい状況については把握をできておりませんでしたので、その方からの説明を聞いたところでございます。そのときに、私の方は、その案件について、担当課の方から、そういう生ごみについては菜の花マラソンのときに、平成28年・9年ですかね、そのときに搬入していたもので、今は搬入をしていないという状況を聞いておりましたので、その状況について、こういうことでしたよということを本人に説明をしたところでございます。

○18番議員（新川床金春） 魚見岳では今でもごみの不法投棄が絶えません。ごみの不法投棄を防止するために、防災無線や広報紙等で周知することはできないのか、答弁を求めます。

○市民生活部長（鶴本八郎） 頻繁に不法投棄がなされるような場所につきましては、集落放送等通じて注意喚起を行うことも抑止効果にならうかと思っておりますので、周辺地域の公民館長さん方と相談の上、対応してまいりたいと思っております。

○18番議員（新川床金春） お願いします。次に、入湯税の取扱いについて入ります。入湯税は目的税であり、地方税第701にはどのようなになっているのか、答弁を求めます。

○税務課長（坂元一博） 地方税法第701条につきましては、鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設整備並びに観光振興に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯客に課税するものとしてございます。

○18番議員（新川床金春） 鉱泉浴場を利用する入浴客に課税する税です。指宿の温泉資源の保護及び利用に関する条例の第1号について答弁を求めます。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時05分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○総務部長（中村孝） 指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例でございますけれども、そ

の目的として、第1条の方で、この条例につきましては、温泉資源は、市及び市民の共有資源であるという認識の下、市内における温泉資源を保護するとともに、温泉資源の将来にわたる持続可能な活用並びに地域の産業振興及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とするとなっております。

○18番議員（新川床金春） 温泉資源は、今言われたように、市と市民の共有の財産です。これを利用して鉱泉浴場をする経営者は入湯税を取って、その料金に値する金額で入湯税を取るべきだと思いますが、間違いはないか答弁を求めます。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時07分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○市民生活部長（鶴本八郎） 鉱泉浴場所在の市町村につきましては、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に施設整備並びに観光振興に要する費用に充てるため、入湯税を課税するものとされているところでございます。

○18番議員（新川床金春） 次に、過去5年間の入湯税の内訳について。入湯税は料金で150円と100円に区分されていますが、その内訳について答弁を求めます。

○税務課長（坂元一博） 過去5年間の入湯税の内訳につきましては、平成27年度は、入湯税が150円のもの53万4,912人で8,023万6,800円、100円のもの3万4,858人で348万5,800円、20円のもの2万4,221人で48万4,420円、合計59万3,991人で8,420万7,020円。平成28年度は、150円のもの50万708人で7,510万6,200円、100円のもの3万6,044人で360万4,400円、20円のもの1万6,481人で32万9,620円、合計55万3,233人で7,904万2,200円。平成29年度は、150円のもの52万1,431人で7,821万4,650円、100円のもの2万9,258人で292万5,800円、20円のもの1万6,924人で33万8,480円、合計56万7,613人で8,147万8,930円。平成30年度は、150円のもの54万3,955人で8,159万3,250円、100円のもの2万8,647人で286万4,700円、20円のもの1万5,843人で31万6,860円、合計58万8,445人で8,477万4,810円。令和元年度は、150円のもの47万5,374人で7,130万6,100円、100円のもの2万7,145人で271万4,500円、20円のもの1万4,112人で28万2,240円、合計51万6,631人で7,430万2,840円となっております。

○18番議員（新川床金春） ありがとうございます。令和元年度からの5年間で約8,000万の入湯税が入っています。しかし、50万から60万のお客さんが入湯税を払っているのに、市内では全ての施設で入湯税を払っているのか、答弁を求めます。

○市民生活部長（鶴本八郎） 入湯税につきましては、本市の観光事業者等の了解を得まして、市の方で課税されると判断をしているところにつきましては、全て入湯税が支払われているところでございます。

○18番議員（新川床金春） 温泉事業者から市に入湯税に対する内容証明が届いていると思います。6月議会で、私が市民の声として入湯税の納付状況について確認しました。ある宿泊施設から、市に入湯税に対する内容証明が届いている内容について答弁を求めます。

○総務部長（中村孝） 議員のおっしゃる文書につきましては、今後、訴訟になる可能性を含んでおりますので、答弁することは差し控えさせていただきます。

○18番議員（新川床金春） 宿泊施設の入湯税の納付状況について、私は、税務課長や担当者と面談し、入湯税の支払い状況について確認していますが、何回ほど面談し確認したのか、答弁を求めます。

○税務課長（坂元一博） 議員と税務課内におきまして数回お話したことは覚えております。

○18番議員（新川床金春） 6月の一般質問をする前にも、税務課長と宿泊税の入湯税の取り扱いに、私は3回ほど協議したとっております。宿泊施設の入湯税について、市と協議をし、同市の方針に従って運営しているとの説明を税務課長から私は受けていませんが、間違いないか答弁を求めます。

○税務課長（坂元一博） 議員におきまして、説明はしてございません。

○18番議員（新川床金春） 私に届いた内容証明は、依頼会社の宿泊施設は開業した際、入湯税の取扱いについて指宿市と協議し、同氏の方針に従って運営してきましたと記載されていますが、宿泊施設からいただいた内容証明の内容に間違いないか、答弁を求めます。

○市民生活部長（鶴本八郎） 個別の事業者との協議内容等につきましては、守秘義務があり、答弁を行うことはできないところです。

○18番議員（新川床金春） まずはじめに断っておきます。地方税の取扱いです。職員の誰かがこの件に関していることが分かったら、公務員の服務規定に違反したことになり、法の裁きにより重大な処分がされることになると思います。伺います。入湯税の取扱いについて、誰が、宿泊施設の誰と、入湯税の何をどのように協議したのか、豊留市長に答弁を求めます。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時16分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○市民生活部長（鶴本八郎） 先ほども申し上げましたが、税務情報、その他、個別の事業者との協議等に関しては守秘義務があり、答弁を行うことはできないところです。

○18番議員（新川床金春） 宿泊施設の入湯税について、公文書の開示を請求しました。内容は開業時よりの入湯税の協議内容一式と、入湯税の特別徴収義務者としての指定届け依頼の公文書でした。応答拒否という決定をいただいておりますが、私は、文書です。内容は、会社の内容が分かるんじゃないかと、どういふのをしたかっていうだけですけれども、なぜ出な

かったのか、答弁を求めます。

○**市民生活部長（鶴本八郎）** 特定の法人の税務調査の記録や課税の有無、申告内容などの情報につきましては、文書が存在するとかしないことについてもお答えができないところです。

○**18番議員（新川床金春）** 宿泊施設の実質的経営者と、8月27日、木原議長が面談しています。その際、宿泊施設の方は、内容証明と同じ内容を話されたと、8月29日午前10時に議長室で、私に木原議長が直接説明してくれました。市と宿泊業者との入湯税の取扱いについて説明ができないということですが、実際、うちの議長が聞いているんですが、そういうことはなかったということですと通すんですか、答弁を求めます。

○**議長（木原繁昭）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時29分

○**議長（木原繁昭）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○**市民生活部長（鶴本八郎）** 先ほど議員の方からございました話につきましては、議長との話ということで、当方では分かりかねますので、答弁を差し控えさせていただきます。

○**18番議員（新川床金春）** 次に、市と協議し、目的税である入湯税を納めていない事業者についてですが、市に鉱泉入浴場を経営している事業所は何件で、入湯税を納めている事業所は何件あるのか、答弁を求めます。

○**市民生活部長（鶴本八郎）** 先ほども答弁させていただきましたが、市が課税対象と判断した事業者で入湯税を納めていない事業者はございません。浴場施設につきましては、県への申請が必要であり、公衆浴場法の許可による浴場施設や旅館業法の許可による浴場施設等がございます。そのうち、入湯税の課税対象として34事業者を特別徴収義務者に指定しております。

○**18番議員（新川床金春）** 広報いぶすきの9月号に、市税に対する記載がありました。今月号です。どのように記載されていたのか分かりますか。税務課長、答弁求めます。

○**議長（木原繁昭）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時33分

○**議長（木原繁昭）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○**税務課長（坂元一博）** 9月の広報紙につきましては、市税徴収強化月間という形で記載をしてございます。

○**18番議員（新川床金春）** その中に、税は公平性を保つために支払わなきゃいけないとか書いてあるんですよ。実際、鉱泉入浴場を使った人で払っていないというのが、オーナー会の話でした。これが事の始まりですけれども、実際は、宿泊施設は一般公衆浴場から入浴料を課して、宿泊者に提供しているようですが、そういうときは入湯税の対象になるのか、答弁

を求めます。

○**市民生活部長（鶴本八郎）** 個別の事業者の案件としてではなくて、一般論として申しまして、市の方で課税と判断している場合には、当然、徴収義務があり、市の方に支払っていただけねばならないところでございます。

○**18番議員（新川床金春）** 総務省市町村税課に入湯税について連絡し、いろいろ聞きました。担当者の説明では、地方税である入湯税を特定の宿泊者に憂慮するところは地方税法に違反しているような説明でした。実際、その業者が許可を取っていますよね。宿泊をする、温泉入浴するっていう許可制になっているんですけども、そういう許可の状況は市として把握しているのか、答弁を求めます。

○**市民生活部長（鶴本八郎）** 浴場につきましては、公衆浴場法の許可でございまして、旅館業法の許可がございまして、浴場を経営する段階で入湯税の課税対象となる場合には、その許可証等も付けていただいているところでございます。

○**18番議員（新川床金春）** 大会議室にホテル・旅館等の関係者も傍聴に見えております。入湯税の取扱いがしっかりされていなければ、8,000万円の入湯税を、観光客が50万から60万人払っていますけれども、それを徴収することを、自分たちだけする必要はないよねってなった場合の責任はどうなるのか、答弁を求めます。

○**市民生活部長（鶴本八郎）** 市としましては、浴場施設等がオープンをする段階でそれぞれ課税判断をしてきており、今後も適切に判断をしたいと考えております。

○**18番議員（新川床金春）** 同一敷地内にある会社の形態と営業体形について、聞き取りの中で、宿泊施設と一般公衆浴場の現状を把握するよということ伝えてはくれましたけれども、現場を確認に行ったのか、答弁を求めます。

○**市民生活部長（鶴本八郎）** 先ほども申し上げましたけれども、施設がオープンするとか、改修とか、そういったときどきにおいて調査等を行い、課税、課税でないという形の判断をしているところでございます。

○**18番議員（新川床金春）** ですから、私にきた会社の名前が親会社だったんですよ。ですから、その登記簿を取ったら、全て親会社になっていました。一体じゃないかなということを確認をしてくださいと、聞き取りの中で言ってありますよ。聞き取りに行かなかったんですか、税務課長。

○**市民生活部長（鶴本八郎）** 税務の調査を行った、行わなかった、そのことについても守秘義務がございまして、お答えすることができないところでございます。

○**18番議員（新川床金春）** 入湯税について、6月議会で、京都市、宮崎市、小田原市、長野市というのを参考にしたということでした。京都市のどこに入湯税を減免したり取らなくてもいいというのが書かれていたのか、答弁を求めます。

○**市民生活部長（鶴本八郎）** 京都市ですとか、宮崎市ですとか、入湯税の取扱いに関する資料

がホームページでございますので、そういったものも参考にするなどして、市としてもそのような取扱いとしているところでございます。

○18番議員（新川床金春） 京都市と宮崎市は行ってきました。私どもはそういうことをするようには書いていないということでした。どこを引用したのか、もう1回、答弁をお願いします。

○市民生活部長（鶴本八郎） 私どもが確認をいたしました資料には書いてございます。

○18番議員（新川床金春） どの書類に書いてあったのか、答弁を求めます。

○市民生活部長（鶴本八郎） 例えばですけれども、各市においては入湯税の特別徴収の手引きというものを作成してございまして、その中にあるところでございます。

○18番議員（新川床金春） ここに、4市、手引きありますけれども、どこに書いてあるのか、答弁を求めます。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時41分  
再開 午後 2時43分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○市民生活部長（鶴本八郎） 例えばですけれども、京都市の入湯税特別徴収の手引きとしましては、5ページに記載をされているところでございます。

○18番議員（新川床金春） どこを引用したか、答弁を求めます。

○市民生活部長（鶴本八郎） 6月議会で議員に説明をさせていただきましたのは、日帰り入浴の場合で、入湯料・入館料・休憩等、その他、名称にかかわらず入湯しようとする方が鉱泉浴場で日帰り入湯するために必ず必要がある基本料金を説明しております。その基本料金を基に、指宿市の場合ですと、1千円以下の場合が、課税が免除されるということで、説明をさせていただいたところです。

○18番議員（新川床金春） 私の知っている人が、その施設に宿泊して温泉に入りました。入浴料を払っていないんですよ。それはサービスで入っているんです。そのときはどうなるのか、答弁を求めます。

○市民生活部長（鶴本八郎） 支払っていないというようなお話、具体的なお話でしたが、個別の事業者の事象につきましては、守秘義務がありますので、答弁を控えさせていただきます。

○18番議員（新川床金春） 入湯税は市民のお金ですよ。指宿の財産ですよ。それを払ってないのに、それが市民に対して説明つくんですか。なぜ取っていないのか、しっかりと答弁してください。

○市民生活部長（鶴本八郎） 先ほどから申し上げておりますが、個別の施設につきましては、オープン当時など課税判断をしているところでございます。また、個別の法人等の税務情報

にしましては、地方公務員法でも当然守秘義務に関する罰則規定なども設けられております。さらに、地方税法にしましては、それより厳しい罰則規定が設けられていることから、この場での答弁を控えさせていただいているところでございます。

**○18番議員（新川床金春）** 最初は公衆浴場、そのあと宿ができていますよ。ですから、形態が変わっているんです。それがどうなったのかということで、税務課にもある施設の人が来たと思います。実際、うちは宿と温泉は別だよ。だったら全てのところが払わなくてもいいということになっていくのか、答弁を求めます。

**○議長（木原繁昭）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時47分

再開 午後 2時47分

**○議長（木原繁昭）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**○市民生活部長（鶴本八郎）** 個別の税務情報につきましては答弁を控えさせていただきますが、これまでも個々の施設に対して課税判断を行ってきておりますが、今後につきましても、現況調査等を行うなど、適正に対応してまいりたいと考えております。

**○18番議員（新川床金春）** 指宿で50万から60万人払っている人たちの入湯税を、今の答弁を聞いて、払わなくてもいいのかなと思う事業者が出てくると思いますよ。しっかりと調査し、そして、鉱泉入浴情報の特別徴収義務者になっている人たちを集めて、こういうことでしましたとかいうことをすることはできないのか、答弁を求めます。

**○市民生活部長（鶴本八郎）** 税務課の方には相談ですとか、指摘とか、様々な発言というのが寄せられるわけですが、やはり、それらの場合につきましても、一般論としてですが、それらの情報の精査を行うなど、その後、現況調査等を行うなどして適正に対応してまいりたいと考えております。

**○18番議員（新川床金春）** 現況はどんどん変わっていく施設もありますよ。建物を外から見ればわかりますよ。それを開業当時のままでいろんなのができていって、それがどうなのかっていうのは、調査するのは市の税務課の仕事です。実際、個人の家があって、そこに小屋ができればすぐ行きますよ。それと一緒にですよ。税務調査をしっかりとやって、市民のための市税の徴収はしっかりとやるべきだと思います。

入湯税について徴収しないのかどうか分からない会社があります。京都市は、入湯税と宿泊税をダブルで賦課していました。しかし、ダブルでするのは、指宿まで来るお客さんに失礼だと思います。二重課税にならないように、観光施設税など、泊まった人には全て課税をするようなことはできないのか、答弁を求めます。

**○市民生活部長（鶴本八郎）** 宿泊税につきましては、観光産業の振興を図る施策に要する費用や、インバウンドによる観光客の増加等に対応するために、水道施設の増設など、生活インフラ整備が必要となることから、その財源として京都市や金沢市、福岡市、北九州市などで

宿泊税が導入されているところでございます。鉱泉浴場における入湯行為の有無にかかわらず、生活インフラ整備に係る費用は必要なこともあり、他市においては鉱泉浴場を有しない民泊やビジネスホテルなどを含め、宿泊客全員が宿泊税の対象とされているようです。本市の観光産業につきましては、コロナウイルス感染症により大きな影響を受けている現況にあります。市としましては、コロナ後を見据え、新たな観光素材の創造や受入態勢の整備・強化に取り組み、誘客強化を行いたいと考えているところでございます。今後、観光事業者の御意見を伺うなどし、入湯税と宿泊税、観光施設税のあり方などについて検討してまいりたいと考えております。

**○18番議員（新川床金春）** 宿泊者はごみ、そして、汚水、いろんなものを流し、市道も使います。ですので、宿泊した人には取るような施策を、市として進めていって、市税の徴収率を上げていって、市民が喜ぶようにしていただきたいと申し添えて、質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（木原繁昭）** 暫時休憩いたします。

|    |    |       |
|----|----|-------|
| 休憩 | 午後 | 2時52分 |
| 再開 | 午後 | 3時05分 |

**○議長（木原繁昭）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、東勝義議員。

**○2番議員（東勝義）** こんにちは。2番、東勝義です。本日、最後の質問者となります。よろしくお願ひ申し上げます。

時間が限られておりますので、さっそく質問に入らせていただきます。6月議会での質問の中で、市民会館の建設について少し触れさせていただきました。新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の解除に伴い、政策の見直しをすることなく入札などの手続きに着手するとの回答を得ております。そこで、建設内容などについて掘り下げて質問させていただきます。

まず、市民会館建設に係る建設予定総額と、その財源の内訳について、詳しい説明をお聞かせください。

次に、最近全く話題にもなりません、特別調査委員会、いわゆる100条委員会設置の議案が2回も出され、審議されるほど市議会が紛糾し二分された地熱発電計画である地熱の恵み活用プロジェクトについてであります。6年もの歳月をかけてきているこの政策は、今、どのような状況になっているのか、お答えください。

残余の質問につきましては、次席にて行います。

**○市長（豊留悦男）** 地熱の恵み活用プロジェクトにつきましては、平成27年度に国の助成事業を活用し、地表調査等を実施してきたところであります。これまで、市民や議員の皆様には、残念ながら、調査井を掘削する旨の説明をし、掘削予算もお認めいただいたところでは

ありましたけれども、着手できていないところでもあります。

残余の質問につきましては、関係部長等が答弁いたします。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 市民会館の建設予定額と財源の内訳についてであります。市民会館の建設予定額は32億円を予定しております。その内訳につきましては、市民会館の建築工事費が28億3,280万円、新設の受変電設備からなのはな館への電気を供給するための配線改修工事費が3億1,000万円、工事監理業務委託費が5,720万円となっております。財源の内訳といたしまして、合併特例債が30億4,000万円、一般財源が1億6,000万円となっております。また、合併特例債の償還につきましては、現時点での見込み額で試算しますと、令和3年度から令和27年度までの25年間の償還計画で、償還額は、利子分も合わせ、約30億5,800万円となり、1年間当たりの償還額は、平均で1億2,200万円程度となります。この償還額につきましては、7割の交付税措置がございますので、実質、市の負担分が年間3,660万円程度となり、最終的な市の負担額は、利子分も合わせまして10億8,000万円程度となる見込みでございます。

**○2番議員（東勝義）** ありがとうございます。今、32億円という総額ですが、内訳、建設、電設工事が3億6,000万、3億幾らかかりますが、この電設工事がこの3億というのはどういう電設工事なのか、詳しく説明をお願いします。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 新設の受変電設備からなのはな館へ電気を供給するための配線改修工事費が3億1,000万円ということになります。この工事につきましては、現在、宿泊棟の西側にある県の電気室から本管の全て、中央ホール、体育館、屋内多目的広場へと送電線が配線されております。今回の設計では、県の電気室を経由せず、市民会館に新設する受変電設備から譲与を受けた、なのはな館の全ての施設、部屋に送電をしないことになるので、配線自体を全てやり替える工事となります。この工事費が3億1,000万円ということになります。

**○2番議員（東勝義）** 今、県から南側を譲り受けているという話です。それに対して、電設設備も全て県の持ち物じゃないのでしょうか。なぜ市のお金で電設設備を開線、また引き直す必要があるのか。県のものなのに市がするのはなぜか、お答えください。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 受変電設備につきましては、現在の県の施設を改修するものではなくて、新たに新設するものであります。

**○2番議員（東勝義）** それでは、県の電設設備は全く使わないということでしょうか。南側の電設設備は、例えば、県の電設設備を使っていますよね。それとは別に、市が電設設備を全てするというのでしょうか。

**○歴史文化課長（中摩浩太郎）** 現在、なのはな館の南側の市が所有している施設全てについては、議員御指摘のとおり、北側の県有施設の電気室から電気を引いているところでございます。ただ、現在の県の電気設備も設置から22年が経過しており、設備改修が必要な時期が迫っているところでございまして、部分的な改修のため、市の合併特例債の活用ができず、市

の負担が増えることとなります。ただ、そうした改修をした場合、電気室の建屋は県の所有、中の受変電設備は市の所有という形の、非常に歪な形となるところでございます。また、市民会館を建設した場合、完全に別になのはな館敷地の市民会館に電気を引こうとした場合について、九州電力と協議をいたしたところでございますが、九州電力によりますと、高压電源の引き込みについては、一つの敷地について一つの引き込みということは原則になっておりまして、現在、1か所引き込みがある以上、もう1か所引き込むことはできないということでございます。したがって、市民会館、なのはな館、それぞれで受変電設備を設置し、別々に高压電源を引き込むことはできないこととなります。以上のことから、今回まとめて、なのはな館の南側施設及び市民会館の電気工事を行うことが、非常に財源的にもインシャルコスト的にも効率的であるというふうなことであります。以上です。

**○2番議員（東勝義）** ということは、県の電設設備を市が請け負って全部やり替えるということでもよろしいんでしょう。それで県は承知しているということでもよろしいんでしょうかね。

**○歴史文化課長（中摩浩太郎）** 今回の工事につきましては、あくまで市の施設に必要な分について工事をするところでございます。県の電気室については、県としてはもう使わない普通財産の施設の中にございます。市が必要な分を引くということになっているところでございます。

**○2番議員（東勝義）** 故障の場合はどうなりますか。故障をもしした場合、県の施設とまた別々ということ、全く分からないんですが、全部県の持ち物と市の持ち物と別々なんです。それとも、1か所に集まって、そこから県の施設に、北側は県の施設がありますよね。まだ、これは県の持ち物です。南側は市の持ち物と、今、受託を受けているということですが、北側は今から使う予定があるんでしょうか。それとも、その電設設備について、3億幾らっていうのはすごいんですよ。私、九電工の支所長をしているもんですから、ちょっと聞いたんですが、やっぱり多いんじゃないかなっていう話を聞きました。それについて、ちょっともう1回、詳しく説明をお願いします。

**○歴史文化課長（中摩浩太郎）** 県有施設である北側建物については、現在、使われていないところでございます。現在のところは、なのはな館の南側の市が保有している施設については、その県が保有する電気室から電気を引いているところでございます。ただ、今回の工事については、工事によって新たな電気室を設けた場合、県が保有している電気室はそのあと使わないということになるところでございます。

**○2番議員（東勝義）** このなのはな館っていうのは、全く市の持ち物であって、県の補助金とかいうのは全く関係なく、市が全て改修、それから、改修工事をするということになる、言え、財産を貰ったということになるんでしょうか。

**○歴史文化課長（中摩浩太郎）** 元々北側の県有施設につきましては、それを解体して市民会館を建設し、その際に譲与施設もカバーできる、南側の施設でございまして、カバーできる受

変電施設を設け、一体の施設として活用する構想がございました。ところが、御承知のとおり、北側の建物の解体が困難になり、市民会館も進められない時期がございましたが、譲与を受けた南側の施設については、当面の間、県の電気室をお借りして再開することとなった次第でございます。市民会館を芝生広場に建設することが決定いたしましたので、当初の構想どおり、個別に受変電設備を設けるよりも、一体の新たな市の受変電設備を設けることが効率的、かつ、なのはな館の南側の市の保有施設もカバーできることから、受変電設備を設置するというところといたしております。

**○2番議員（東勝義）** もし、なのはな館の所に建設されないとすれば、別な所に建設するとすれば、この電源設備、電線設備ってというのは幾らぐらいなるか、お分かりでしょうか。

**○歴史文化課長（中摩浩太郎）** 先ほど来お答えしております3億1,000万の配線工事費というのが、市民会館の横に設置をする新たな電気室から、なのはな館の諸施設への全ての配線工事費となっておりますので、議員御質問の全く関係ない場所に市民会館を設置をする場合においては、この工事費は必要ないところになります。

**○2番議員（東勝義）** ですから、別な所に建てた場合、幾らぐらいの電設設備でできるのかわかってというのが、もし分かればです、お答えください。

**○歴史文化課長（中摩浩太郎）** 申し訳ございません。別な場所に建てた場合の市民会館内への電源配置工事、配線工事については、市民会館の建物工事内に含まれておりまして、その配線工事費が幾らかということについては、個別の数字までは把握していないところでございます。

**○2番議員（東勝義）** ありがとうございます。よろしいです。

次です。入札と建設着工予定。これについて、お伺いします。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 市民会館の入札予定といたしましては、11月に入札を行い、12月議会で契約議案を可決いただき、令和3年1月着工の場合は、令和4年5月から6月に完成する予定であります。

**○2番議員（東勝義）** 今年の11月に入札ということで、令和3年に着工、5年に完成ということによろしいんですか。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 令和3年1月に着工した場合は、令和4年5月から6月に完成する予定であります。

**○2番議員（東勝義）** それでは、コロナ感染症の影響で景気の悪化と市税の減収が予定される中、予定どおり建設を進めるのはどういう意義があるか、お答えください。

**○教育部長（鶴窪誠作）** この市民会館の整備事業は、現市民会館の施設の老朽化が原因となるもので、建て替えを早急に進めるべき事業であると考えております。現市民会館の機能を引き継ぐ施設として、これまでの利用実績や利用形態、今後の人口推移等を基に検討を行い、適切な規模で計画し、多くの要望をいただいて取り組んでいる事業でもあります。現在の市

民会館は老朽化が進み、早急に建設を進めなければ、照明機器や電源盤等の施設の故障が起因となる運営困難な状況に陥ることが想定され、その場合は、市民会館を利用する多くの方々に御迷惑を掛けることとなります。また、この事業を先送りすることで、公共単価の見直しによる工事費の上昇なども予想されることから、財源の確保等を含め、総合的に検討しながら事業を進めているところでございます。

**○2番議員（東勝義）** 私が言いたいのは、即急に建てなきゃいけない、その意義について言っているんです。今の市民会館は使えない、全く使えないというわけではないと思いますが、代替りの施設があるんじゃないでしょうか。体育館、それから、文化ホール、開聞のアリーナなど、いろいろ代替えの施設があると思うんですが、このコロナ禍の中で、早急に建設をしなければならないという、絶対、今年中にせんないけんという話ですよ。その意義についてお伺いします。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 山川文化ホールや開聞総合体育館など、類似の施設はございます。ただ、現市民会館と同等の機能には足りず、簡単に代替施設として活用することは困難であると考えております。また、先ほども説明いたしましたけれども、現市民会館、老朽化が進んでおりまして、いつ照明器具や電源盤等が故障なるかというのは、もうちょっと分からない状況でありますので、早急に建て替える必要があると判断したところがあります。また、先ほど財源につきましても、合併特例債の説明いたしましたけれども、有利な特例債等も活用できますので、財源の確保等も含めて、総合的に判断したところがあります。

**○2番議員（東勝義）** それでは伺います。合併特例債は期限が延びていると思いますが、何年までに使えるんでしょうか。

**○総務部長（中村孝）** 合併特例債の活用期限でございますけれども、令和2年度までが活用可能となっておりますけれども、これにつきましては、今、新規建設計画の手続きをやっておりまして、その中で5年間延長するという形で、今、手続きを進めているところでございます。

**○2番議員（東勝義）** ということは、5年間延長できるということで、今年中に着工しなければならないわけではないんですよね。

**○総務部長（中村孝）** 財源については令和2年度から5年間延長されますけれども、事業に関しては優先順位、やらないといけない事業については、その活用をしていくことになると思います。

**○2番議員（東勝義）** ということは、この合併特例債は期限が決められていて延びないということなんですか。今、早くしなければならないということですが、合併特例債は5年延びた、令和7年までって聞いたことがあるんですが、それとは別なんですか。

**○総務部長（中村孝）** 今、合併特例債の活用期限については、5年間、延長はできますけれども、この市民会館建設に当たりましては、先ほど教育部長の方も答弁をいたしておりますけ

れども、現市民会館の老朽化が進んでいるというようなことで、当初予算でも予算を上げて、議会の方でもお認めいただきました。その事業について、本年度、実施すべきだという判断をしているところでございます。

**○2番議員（東勝義）** 議会の方で認めたっていうのは、もう3月のことです。それから、コロナが発生しました。コロナの関係で市税っていうのが、すごくこだわってきます。それに対して、やはり、計画の見直しというのがあってもいいんじゃないかなと思うんですが、1、2年猶予を見る計画はないでしょうか。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 先ほども答弁させていただきましたけれども、市民会館の建設は老朽化が原因となる事業であります。工事着手が遅れた場合、照明機器や電源盤の故障を基に運営困難に陥ることが想定されております。また、工事が延期されることで、公共単価の見直しによる工事費の増加や、設計単価修正の委託業務が新たに発生することから、費用の上昇も予想されます。このようなことから、また、市民の文化の向上と福祉の増進を図るためにも早急に工事に着手し、本事業を進めることが必要であると考えているところであります。

**○2番議員（東勝義）** 他の自治体では、このコロナ禍の中で景気悪化を予想し、政策の見直しをされているところがいっぱいあります。指宿市は全くしません。財源的に余裕があるんでしょうかね。私ね、本当に皆さん方は給与をちゃんと貰っています。全然景気には関係ありません。今、本当に我々は肌身に感じているのは景気の悪化なんです。来年の税収がどれぐらいあるのか、今、税務課の課長に聞いてもいいでしょうけれども、分かりませんか。けれども、だから、この中で、こういう、何かな、贅沢なっていうか、本当に必要に不可欠で、来年なんとか使わなきゃいけないんだ、来年、再来年使わなきゃいけないんだという施設じゃないはずなんですよ。やっぱり、そこに対して、見直しをもう1回するべきじゃないかと思うんですが、見直しが無いっていうことでよろしいんですね。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 現時点では、先ほどから答弁させていただいておりますとおり、11月に入札を行う予定で考えております。

**○2番議員（東勝義）** 市民会館という以上、市民の声を聞くべきだと考えますが、アンケートを採る考えはないでしょうか。

**○歴史文化課長（中摩浩太郎）** 市民会館に関する利用者アンケートにつきましては、基本構想を策定した段階に利用者アンケートの形で採らせていただいているところでございます。

**○2番議員（東勝義）** それはコロナ禍ではない時期のことだと思うんですが、今、コロナの状態でもう1回アンケートを採る考えはないでしょうか。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 現在のところ、考えておりません。

**○2番議員（東勝義）** それでは、このコロナ禍での建設の着工ということですので、座席などのソーシャルディスタンスを考えた設計になっていると思うんですが、その設計の見直し料とか、設計をした経緯があるでしょうか。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 新市民会館のホールの客席数は、成人式や文化祭、プロ興行の利用と、また、本市の人口規模や人口推移等を基に検討をし、801席が本市にとって適切な席数として設計をしております。今後においても、新型コロナウイルス感染症のように想定できない事態もあるかと思いますが、新市民会館につきましては、現設計のまま建設を行い、予期せぬ事態発生の場合はそのときどきにおいて、運用面において最善な対策と活用方法を検討しながら、市民会館運営に努めてまいりたいと考えております。

**○2番議員（東勝義）** それでは、指宿市のこの市民会館というのは、全くソーシャルディスタンスを考えていない、コロナ禍ではない設計のまま行くってことでしょうか。私、他の自治体の方々に聞いたんです。すごく苦慮しているんですよ、建設に。どういう建物を建てたらいいか、今から1m離れたらいいか。やはり、そのソーシャルディスタンスを、801席でいいのか、それとも、隣のその、言えば、壁かな、フィルムを貼るとか、そういう、何か、計画の変更とか設計の変更なんかはしなきゃいけないと思うんですが、そのままではいいんでしょうかね。

**○歴史文化課長（中摩浩太郎）** 御質問の件につきましては、9月11日の西村経済再生担当大臣の発表によりますと、収容率要件について感染リスクの少ないイベント、クラシック音楽・コンサート等について、100%に緩和すると発表がっております。人数上限については5千人を越え、収容人員の50%までを可とすとなっておりますが、現在のところ、段階的にこの収容率が緩和をされてきているところでございます。議員御指摘のように、確かに現状ではそのような状況があるところでございますけれども、市民会館の建設スケジュールを、先ほど申し上げましたように、完成が令和4年の5月か6月ぐらいということになっておりまして、そのときまでにどのようなになってまいるかというのについては、現在、分からないところでございます。ただ、部長が御説明申し上げましたように、運用の中において、その対応をしてまいる考え方でございます。

**○2番議員（東勝義）** はい、分かりました。

次です。現在の市民会館や会議室などの建物はどのような予定になっているか、お聞かせください。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 現在の市民会館につきましては、解体等も含め、今後、検討を行い、方針を決める予定であります。

**○2番議員（東勝義）** 解体ということがありました。今、解体をして、跡地利用については考えているんでしょうか。それと、解体費用について、幾らぐらいなのか、お聞かせください。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 解体するかどうか、現時点では決定をしていなくて、今後、そこも含めて検討する予定であります。

**○2番議員（東勝義）** 解体はまだ決定していないということで、解体費用についても、まだ分

からないということによろしいんですか。

○**教育部長（鶴窪誠作）** そのとおりであります。

○**2番議員（東勝義）** 市民会館建設は、私にとっては本当に急ぐ理由が全く分かりません。ただ、今、景気の動向を見る必要があるんじゃないかと、私は商売人として思っているんです。ただ、今からヘルシーランドも、また、レジャーセンターかいもんについても、老朽が進んでおります。これについてもやはり、改修費用が出てくると思うんです。それと、今から小学校の跡地利用にもあります。また、アスファルト、市長、指宿の市道のちっちゃいとこころなんかはつぎはぎだらけの市道が多いんです、アスファルトが。そういうのに活用してもらいたいなと思っているところです。それと、人口減少対策。今、私に寄せられて来るのは、空き地、空き家。隣の空き地、空き家が草だらけでとか、蜂が多いとか、そういう苦情がいっぱい来ます。私も市民生活部にお願いに行くんですが、そういうことにお金を使っていたきたいと思っているんですが、本当に、この不要不急な政策の見直しは全くしないで、この市民会館は建てるということによろしいんですね。

○**市長（豊留悦男）** 財政的な心配をしていただいて、本当にありがたく思っております。私も、この市民会館については、今、必要なかどうかという観点で、部長会等でいろいろ議論をいたしました。なぜ必要なのかということは担当課から答弁したとおりであります。音響卓についても、今、借りているわけであります。空調についても、御案内のように、空調が効いたり効かなかったり。そして、照明もそうであります。最も大きな理由というのは、市民会館というのは高齢者の女性が使うのが圧倒的に多うございます。舞踊の発表会、その他。そうした場合に、和服を着て、あの座席では狭いのではないかと。団体からの要望もいただきました。つまり、今、造らないとすれば、私としては、もう市民会館は造れないよという、そういう指示を出しました。なぜかと申しますと、先ほど言いましたように、今後、新たに、何年か後に市民会館を造るとすると、恐らく、現在の予算額ではできないだろうというのが一つ。あと一つは、市民会館となのはな館の有機的な結合をした文化施設を造るというのがあります。それはどういうことかと申しますと、リハーサル室を含めて、なのはな館の中央ホールと市民会館との連携した施設にすることによって、建設費は少なくなるであろうというのが一つ。あと一つは、県の施設があるのはさっき申したとおりであります。後ろの県の施設が、今後、どうなるか全く見通しがつきません。議員の皆さんの中でも、残すべきだ、活用すべきだ、いや壊して、あそこに造るべきだ。なかなか意見が錯綜してまとまりませんでした。つまり、県の施設と市の施設が並列して建っている施設であります。県はこの電源施設が壊れたときに、修理するはずがありません。使っていないわけですから、県の施設として。とならば、そのときに新たに電源の施設を造るとしたら、そのときも多額の費用がいるだろう。そうすれば、市民会館と同時に使えるような電源施設を造るべきだという判断が二つ目であります。あと一つは、801席とした理由もあります。それは、1人1人の椅

子の幅を広くして、高齢社会に向かう文化施設として使いやすいように、喜ばれる施設にしてほしいという、そういう注文もしてあります。最終的に、この市民会館が今造らないとしたら、過去5年、10年、恐らくできないだろうと。私が市長をするとしたら、今できなかったら、もう市民会館は造れないとはっきり申し上げました。つまり、山川の文化ホール、開聞の、いわゆる補助ホールと言いますか、そういうところも使えるという判断もありましたけれども、そうしますと、大きな音楽会とか、いわゆる、中央からの方々を招いてのいろいろな文化的なイベントはできないだろうと。そうすると、確かにコロナ禍で厳しい時代だけれども、このコロナ禍の経済の回復というのは、恐らく数年かかりましょ。となりますと、今造らないとしたら、当分は造れないと。少々苦しいけれども、今だったら安くで、つまり、建設費を抑えることができるし、おまけに合併特例債という、これが活用できるうちに造った方がいいという判断をしたところでもあります。議員の申し上げました道路のこと、いろんなことありましょけれども、今後、そういう様々な生活インフラを含めて、予算の編成等に工夫をしながら、市民会館は造った方がいいだろうと、今がその時期だろうという判断をしたわけでございます。

**○2番議員（東勝義）** 県の施設、今のなのはな館っていうのは、あれは県が、もうこれ以上持っても無駄だという、逆に言えば、捨てた施設です。それを市が受け取って、管理料、幾らぐらいいりますか。

**○市長（豊留悦男）** いわゆる南の部分、市が使っている部分の管理料については、今後、調査をして発表したいと思えますけれども、あのなのはな館、県がいらんと言ってそのままにするわけにいかなかったわけでありまして。つまり、健康施設として、中央ホールでの健康教室や様々な市の行事として利用できるという判断でありました。県からの譲渡価格と言いますか、補修を含めて、それで決して十分とは思いませんでしたけれども、使い方によっては市民に役立つところだろうと、そういうことでやりました。いかがでございましょうか。なのはな館を利用した方々は、あの施設は市として県からの譲渡を受けなかった方がいいだろうという人が多いのか、やはり、市として利用できるようになって良かったと思うのか、それは今後の市民の判断だろうと思えます。私は少なくとも、あそこは市民の、高齢者が元気になる施設として、そして、医療費を少なくするための健康づくりの核として位置付けておりますので、お金の掛かった部分については、健康という貯金で取り戻したいというのが私の思いでありました。そういう意味で、今後、あそこを活用した様々な効果的な事業をすることによって、このなのはな館の活用、それをして良かったというような成果を出したいと思っております。

**○2番議員（東勝義）** 私もですね、市民会館、新しいのが建つのは嬉しいんです。誰でも新しいのが建つのは、それは誰でも嬉しいですよ。だけど、それに対して、本当に市民の方々が不安に思っているのは、市長も御存知のはずです。本当にいいのかなと。市民会館、今の市

民会館，改修した方がいいんじゃないかという方もいらっしゃいます。ただ，新しいのが建って，さあそれをどうするかこうするかと言ったときに，負債が，やっぱり合併特例債ってというのはあるかもしれません。ただ，本当に今，必要なのが，その市民会館なのか，やっぱりそこを考えてほしいなと思っているところ，今，質問したところであります。ただ，今から本当に，我々が議員として認めた以上，進むでしょう。それを活用するために一生懸命頑張ってもらいたい。それで，南側も，市長が言ったみたいに，ちゃんとした意味で，しっかりできるように，政策を組んでももらいたいと思います。

次に行きます。6年歳月をかけてきたこの政策というのは，地熱の発電のことですが，地熱量探査費用，ブルーラグーン視察費用，申請費用，それと，100万円近い裁判費用など，この政策に関連する国からの補助金や市の負担金などがありますが，その総額は幾らぐらいだったか，お答えください。

**○総務部参与（下吹越寿）** 本プロジェクトの地熱発電事業そのものに係る主な経費として，ヘルシーランド周辺地域の地熱資源の地表調査及びモニタリングに要した経費が3,213万円，温泉掘削許可申請に係る申請手数料が39万円でございます。次に，地熱発電事業が実施できるとなり，その余剰熱があった場合，発電以外にどのような活用ができるか，その調査等に要した経費として，先進地視察に要した経費が562万2,883円です。地熱の多段階活用の検討業務に要した経費が1,836万円，農産物市場調査の業務委託に要した経費が1,667万39円でございます。このほか，地熱発電事業者の公募型プロポーザルに係る審査委員会の経費が10万7,780円，発電事業者の公募の中止等を求める仮処分命令申立に係る法律事務業務の委託料が65万8,546円で，合計で7,393万9,248円でございます。財源の内訳ですが，約98%が，JOGMECや九州経済産業局からの補助金，助成金で，7,268万9,937円，残りの約2%が一般財源で，124万9,311円となっております。

**○2番議員（東勝義）** 7,300万円近いの，これは補助金。補助金を使って，この6年かけたこの事業ですが，今からするのかしないのか，中止なのか，それはどういう判断なのか，お願いします。

**○総務部参与（下吹越寿）** 今後のJOGMECの助成金を受けて，本プロジェクトの実施をするためには，令和元年度の助成金申請の不採択理由をクリアしなければなりませんので，その状況等を踏まえたものになると考えております。

**○2番議員（東勝義）** 進行するのか，中止なのか，2択です。

**○市長（豊留悦男）** やはり，この事業というのは，市にとってどういう効果があるのか，どういうメリットがあるのかという判断でやらなければならないと思います。やはり，この事業を始めるに当たっては，市の地域振興，観光振興にその果実を生かすという，そのことは変わっておりません。例えば，計画どおり行きますと，恐らく，今頃は2億円程度の基金があったはずであります。計画どおり行けばです。つまり，今回のコロナ禍のこの時期には，観

光の支援として使えたのかもしれませんが。地域振興に使えたのかもしれませんが。学校再編における基金として利用できたのかもしれませんが。かもしれませんがというのは、もしというのが前に付くからであります。やはり、この事業というのは市民の理解がないとできません。今後、この地熱を含めた自然エネルギーへの転換というのは、間違いなく施策として国も県も市も進めるだろうと思っております。つまり、このプロジェクトというのは、残念ながら認めてもらえませんでしたけれども、今後、民間を含めて、このプロジェクトを進めたいというのも出てくるかもしれません。ブルーラグーン構想というのもありましたけれども、観光業者にとっても、やはり、何らかの仕掛けをしないと、指宿の観光はこれでいいのかという声も聞いておりますので、それを生かすためにも、このプロジェクトのあり方というのを再度検討しながら、私としては、このプロジェクトは実現したいと、そのように思っております。

**○2番議員（東勝義）** 5・6ページに渡り、広報紙で大きく取り上げました。市民の皆様方、多くの方々が期待している、また、できるんじゃないかと思っている方々はいます。それに対して、今の現状ではできないと、その説明を、やはり、市長としてはすべきじゃないかと思うんですが、そういう説明の場を設けることが予定されているのか、それとも、広報紙で、今のところできませんというのか、お願いいたします。

**○市長（豊留悦男）** やはり、市民には丁寧に説明したいという私の強い思いがありました。ですから、市民会館等で地熱についての説明会をしたいという、その予算を計上させていただきました。残念ながら、その予算は認められませんでした。つまり、その理由というのは何なのかというのを考えながら、今後、関係省庁、関係機関が認めてくれるという、そういう見通し、予想がついたならば、議員のおっしゃったそのことは、積極的にやりたいと思いません。この地熱の問題については、いろいろ意見がありました。地域においても様々な亀裂が生じました。つまり、正しく理解し、正しくこの地熱の方向性というのを説明できなかった、それが理解できなかった大きな原因であろうと思っております。この事業は後世が判断することです。5年後、10年後、それが果たして正しい、または、市としてやるべき事業だったのかというのは、今判断ができるわけではありません。私がこの事業に希望を託したのは、人口減少が続くであろう、税収が少なくなるであろう、とあれば、市として、経営の一つとして、地熱のこの事業で得た益金を、今後の様々な事業に生かしたい、基金として積み立てたいと、そういう思いがあったからこそ、この事業というのは、賛否両論ありましたが、私の考え方はぶれなかったわけです。

**○2番議員（東勝義）** 地熱開発については、我々がいつも言っていました。反対ではないということをして言っていました。ただ、我々は市に対して、こういうやり方ではおかしいんじゃないか。実際、ちゃんとした収入があるためには、掘削井のところに市が関わっちゃ駄目だという、そういう観点で我々は反対してきたわけですが、今のところ、これでいいです。

前回の市長選において、地熱恵み活用プロジェクトを公約に掲げ再選されたことで、凍結状態にあったこのプロジェクトが進んだわけですが、解凍して進んだわけですが、全力で進めたこのプロジェクトが2回の賛成市議会議決を受けたにもかかわらず、JOGMECから2回とも不採択の通知を受けた。ということが考えられるか、市長、お願いします。

**○市長（豊留悦男）** JOGMECの判断というのについては、未だに私としては理解に苦しむところがあります。具体的なものについては言えませんけれども、やはり、この事業というのは、経産省を含めて、経産局を含めて、そのためのJOGMECという、自然エネルギーを開発するための機関ができたわけでありまして。つまり、そこで認められなかった、そのことは市民への理解が足りなかった、一部の団体の反対が強かった、その他、いろいろなことがあったらと思う。それは謙虚に受け止めます。それよりも何よりも、やはり、ここにいらっしゃる議員の皆さんが、いわゆる拮抗した判断をしていらっしゃる。賛成、反対が入り乱れて、そのことが、つまり、申請においても、いろいろな上部機関においても、判断としては難しかったのだらうなという気がいたします。しかし、私の熱意だけは、今後も上部機関には伝えていきたいと思っております。それが、私が3期目を目指すときにマニフェストとして掲げ、いろいろ市民の判断をいただいた、そのことに対する私の責任であろうと思うからであります。しかし、いろいろな意見があつて、これはどうしてもできないのだ、これはいけないのだという、そういう声等があつたらひざを突き合わせて、いつでも私は出て行って、皆さんの考え方、意見に耳を傾けたいと思っております。恐らく、民間を含めて、指宿の貴重な資源である地熱を活用した地域づくりをしたいというのは、きっとこれから出てくる。それは、間違いもないことだらうと思っております。これまで反対をしていた方々も、恐らく、原発の問題、その他、エネルギーの問題では、やはり、自然エネルギーというのを目指すべきだという、それは必ずや具体的な事業として現れてくるだらうと思っております。

**○2番議員（東勝義）** 私もこの地熱開発については、取材を受けたときに、担当の課長に言いました。この地熱っていうのは指宿の資源だと。それに活用することはすごくいいことだ、思っています。なぜ、国の政策である再生可能エネルギーを行政がしたのにもかかわらず、2回不採択になったか。行政と市議会の決定をJOGMECが信用していないっていうことなんです。なぜ信用しない。市長、私の考えを言ってよろしいでしょうか。議会の議決前に申請書を出したり、350人のアンケート調査を自分の都合のいいように出したり、地熱に関わる農家の許可を得てくださいっていうのに、その許可が得られないからといって、別な人たちの印鑑を出したり、こういうことをして、さあ、JOGMECが信用できるかと、どう思いますか。

**○市長（豊留悦男）** ただいまいただきました質問に対しては、これまでもいろいろ答えてまいりました。そのときどきにおいて、やはり、反省すべきことはあったのだらうと思っております。

アンケート調査の件についても、私は申し上げました。統計の取り方の問題だったのだと。つまり、イエス、ノーがどうだったのかという判断でしたということでもあります。どっちでもないというのは、その中から外した。しかし、それが的を得たものかどうかというのは、皆さんが御指摘のとおりであります。他にもございます。様々なそのときどきにおいて、この地熱に対する理解を得て、市民が納得できるような形での申請にすべきだったというのは、私もそのときどきの反省として持っております。しかし、いろいろなこの地熱に対する、自然への影響、魚への影響、海への影響、いろんなことを言われました。私が行ってびっくりしたのは、つまり、この地熱に反対する方々の、関係省庁への申し入れの書類がすごい数あったということでもあります。あと一つは、国会議員もそうであります。私は、関係省庁、関係する国会議員の事務所を全て回りました。一言でありました。こんなに反対意見が来ているじゃないか。これをどう解決するのか。私が言ったのは、その一つ一つを読み込んでください。正しい反論が提供されているのかどうか。科学的な根拠に基づく反論なのかどうか。様々なことを考えて、この指宿の地熱については判断をしてくださいというお願いもいたしました。何回も行きました。しかし、それが事実と関係者が判断すれば、もちろん許可するはずがありません。市民もそうであります。賛否両論のいろいろな論が展開をされました。チラシも配られました。つまり、そのチラシについても、私も反論する機会があるわけであります。ちょっと違うじゃないかと。でも、それを提案する市長自らが大手を振って大声で反論するわけにいかないわけです。この地熱の恵みプロジェクトというのは、5年後、10年後にどういう指宿にメリット、プラス効果をもたらすのかという、ただその1点で、私は、3期目の一つの公約として掲げたわけであります。そのことがまずいと、いけないとなったら、私の3期目の公約は、つまり、間違っていたということになります。当然、そのときには責任を取らなきゃなりません。公約というのは、そう軽々に変えることができません。私はそのときの公約というのは、これが正しいからやるのだ、そういう意味で、私の考え方は変わりませんということを言ったわけです。しかし、その変わらないことが、地熱のプロジェクトが実現するという方向に結び付かないとしたら、これは私の政策のまずさだと、素直に反省をしたいと思っております。

**○2番議員（東勝義）** それは市長の考えですね。全て反対意見があったからということなんです。私の考えを聞いてください。もし、議決の前に申請したことで、ちょっとおかしいんじゃないかということで議会で、市長、これはおかしいよという議決がなされた場合、やはり、あとあと変わってくると思うんです。なぜか、議員、私の、一人の、一つの議員です。議員の判断が、市長、これは良くないよと、おかしいよという判断を1回でもしとけば、市長が今言うアンケート調査の、変なアンケート調査を出したり、それに対してJOGMECがこのアンケート調査はおかしいんじゃないですかと言って、ちゃんとしたアンケート調査を出す、これ自体がおかしいんですね。そのときに、私も100条委員会の設置の議案を出

しました。10対9で負けましたけれども、これがもし逆だったら、多分、JOGMECは賛成をするんじゃないか、採択をするんじゃないかなと思うんです。やはり、そこに立って、自分のやったこと、やはりそうです、我々もそうです。信頼、信用、これが大事です。一旦そういうことを失ってしまうと、何をしても一緒です。だから今、市長が言うように、こんだけの反対意見があった。省庁、いろいろ回った。そういう人が、なぜそういう方々が出てきたか。私の判断ですが、議員の判断にやっぱり委ねられている。そこで、議員が、この20人の議員がちゃんとした判断をしておけば良かったんじゃないかなというのが、私の考えです。市長の考えとは違います。やはり、市長がJOGMECからの不採択を受けて、責任ということを言われました。確かにこれまでJOGMECは国が、行政がするのをば、今まで不採択したことがないんです。指宿市にとっては汚点です。それと、市長、並びに議員の決定を全く信用されていない、この責任は市長はどう考えていますか。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時03分

再開 午後 4時04分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○市長（豊留悦男） やはり、この問題というのは、民間を含めて、それぞれの考えがありました。これを集約するというのは至難の技であります。なぜか。地熱を巡る環境汚染の問題、海への問題、温泉への影響、その他、いろいろありました。そういうものを、どこで皆さんに理解を求めて申請をすべきかというのは、そのときどきの大きな課題であり、ハードルであったわけであります。しかし、私どもはJOGMECには、初めて私、行きました。担当者もなかなか的を射た回答はできなかったというのが、理由であります。申請の段階での認めるか認めないかというのを、ある団体の1人の意見を尊重する、これはあり得ないことであります。議会では10対9だったのかもしれませんが、議決したわけであります。しかし、この団体の代表者が反対するうちはできないという、そういう事業はこれまでであったのかということです。それと、予算が認められない前の申請の件であります。国の事業というのは、4月1日から申請をする事業というのはほとんどありません。つまり、来年度予算を組む段階で、1月、2月、3月に次年度の大きな事業については、事業計画を出し、申請書を出し、そして、その後、4月、5月に各省庁で審査をして6月頃決定するわけであります。つまり、申請の段階では予算にないことを、なぜ早く出したのかという、そのことも議会での議論になりました。議員としては当然のことだろうと思います。行政としては申請に間に合わせるためには、年度内にやる必要があったからであります。予算は組んでありませんでした。それは、事実であります。しかし、やるとしたら、期限に間に合うように出さなければならない。そういう意味で申請は出したわけであります。なぜかと申しますと、それまでに多くの議論を通して、この事業というのはやろうという方向性があったからであります。

様々なときどきで見方によってはおかしいというのもあったのも事実でありますし、そのことを否定するわけではありません。要は、この地熱の恵みというプロジェクトが指宿市にとっていいことなのか悪いことなのか、今後、どのような観点で市政発展、地域振興に役立つのかという、この事業の将来性、どうなるのかということを基に判断してほしいというのが、私であります。そのときの反対、賛成、そういうことじゃなくて、私は常に未来への投資である。現在利益とか、現在だけを考えないで、5年後、10年後の指宿をつくるためには、この事業は必要だと私は思っていると。本年度の施政方針の中でも申し上げました。やはり、将来の利益、現在益ではなくて未来益を考えましょう、そういうことをたびたび申し上げた理由もそこにあるわけであります。今回、また、議員の方で地熱の恵みプロジェクトのことを、こうして一般質問でいただきました。私はありがたいなと逆に思っているわけがあります。つまり、このプロジェクトをどうするのか。期限がありますので、早めに結論を出さなきゃなりません。そのためには、市民の意見も聞かなきゃなりません。大きな私の政治政策の一つでありましたので、先ほども申し上げましたけれども、今後、指宿市の将来を考えたときには、この事業というものを皆さんに説明を加えながらも、重要な事業だと、そう考えているということ、私はここで申し上げているわけであります。

**○2番議員（東勝義）** 今、言われてましたように、議決前に申請をした。申請をする前に緊急会議を開けばいいじゃないですか。言い訳をしないでほしいなと思います。一般社会ではかわったトップの方々が総辞職、又は部下の降格という責任の取り方があります。いつの間にか、副市長であった佐藤氏はいなくなりました。市長に至っては、どういうおつもりでしょうか。辞任する考えがありますか。それとも、そのまま続行する考えですか。

**○市長（豊留悦男）** こういう議会の場での私の任命に対する質問。それは、言えば私に対しては失礼な質問だと、私は思っております。なぜならば、この地熱というものをどう考えるかということでもあります。つまり、そのときどきの反省というのは、議員がおっしゃったみたいに、予算は組んでいないけれども年度内に出す必要があるのだという、臨時議会でもできる可能性はあったわけであります。しかし、年度末でそれはできないと判断したからやったわけです。それが詭弁に聞こえるかもしれません。しかし、そのときの判断が一番いいという判断をしたと思います。そのことで担当部下を処分する、そういうことは毛頭ありません。そのことで私が辞表、辞任をするということも毛頭考えておりません。それは、この事業を実現するために、私は市長として3年余りやってきたわけであります。私は、この事業というのは、指宿にとっては大切だよと、観光の振興にも大切だ、農業にも大切だ。この余熱を利用して農業団地を造ろう、農協の方々とも話をしたわけであります。漁協の方にも、海洋牧場を造って養殖漁業をやりたいという提案もいたしました。様々な事業に波及する、この事業というのは、地熱の事業というのは、私にとっては大切にしなければならない事業だということ、ここで皆さんにお伝えしているわけであります。

○2番議員（東勝義） そこなんです。大切な事業だからこそ、正直に一生懸命やってほしかったです。なぜか。指宿の資源です。その資源を上手く使うためには、ちゃんと認めてもらわなきゃいけない。それが認められなかったということは、やはり、市長、これはね、もっていないんです。ただ、7,300万近くのお金が掛かっています。これは補助金って言っても国民の税金です。辞任されないのであれば、減給、減俸、そういう判断はないでしょうか。

○市長（豊留悦男） 現段階では、そういうことは考えておりません。

○2番議員（東勝義） 検討もしないということではよろしいのでしょうか。

○市長（豊留悦男） そのとおりであります。

○2番議員（東勝義） はい、ありがとうございました。この二つの地熱の恵み活用プロジェクトについては、私が議員になって初めてした一般質問であります。これに関して、私がこっただけ言うのは、やはり、いい思い出がないからであります。この活用プロジェクトについては、今言ったみたいに、私も考え方によってはすごくいいことだと思っております。逆に、この地熱発電をしているところには、条例をつくって、税金でもかけて、税金でもかけてって言ったらかわいけれども、儲かっているところに少しでも、市の資源ですから、少しはくださいというエネルギー税を同様に導入してもいいんじゃないかなとは思っています。これは私の意見です。一般質問が本当に市長の機嫌を損ねたかもしれませんが、私にとってはこの議会もです。市長もです。やはり、自分で律する、自分の行動に責任を持つ、正直であれ。そういうことで、我々一生懸命頑張っています。これからも本当に市政のために我々一生懸命頑張っているつもりです。今から市議会も変わっていかなくちゃいけない。やはり、市のやり方も変わっていかなくちゃいけないんじゃないかなと思っております。本当に、市長に対して失礼な言葉があったかもしれませんが、真摯に受け止めて、トップとしてもう1回頑張ってもらいたいと思っております。

以上で終わります。

## △ 延 会

○議長（木原繁昭） お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、本日は、これにて延会することに決定いたしました。

なお、残余の質問は、明日に行いたいと思います。

本日は、これにて延会いたします。

延会 午後 4時14分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 木 原 繁 昭

議 員 前 原 五 男

議 員 山 本 敏 勝

# 第 3 回 定 例 会

令和 2 年 9 月 18 日

(第 4 日)

第3回指宿市議会定例会会議録

令和2年9月18日 午前10時00分 開議



1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|          |         |          |         |
|----------|---------|----------|---------|
| 1 番 議 員  | 坂 元 茂 教 | 2 番 議 員  | 東 勝 義   |
| 3 番 議 員  | 西 田 義 哲 | 4 番 議 員  | 新宮領 實   |
| 5 番 議 員  | 前 原 五 男 | 6 番 議 員  | 山 本 敏 勝 |
| 7 番 議 員  | 齋 藤 佳 代 | 8 番 議 員  | 恒 吉 太 吾 |
| 9 番 議 員  | 東 伸 行   | 10 番 議 員 | 井 元 伸 明 |
| 11 番 議 員 | 西 森 三 義 | 12 番 議 員 | 吉 村 重 則 |
| 13 番 議 員 | 前之園 正 和 | 14 番 議 員 | 松 下 喜久雄 |
| 15 番 議 員 | 高 橋 三 樹 | 16 番 議 員 | 高 田 チヨ子 |
| 17 番 議 員 | 下川床 泉   | 18 番 議 員 | 新川床 金 春 |
| 19 番 議 員 | 福 永 徳 郎 | 21 番 議 員 | 木 原 繁 昭 |

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 市 長    | 豊 留 悦 男 | 副 市 長   | 有 留 茂 人 |
| 教 育 長  | 吉 元 鈴 代 | 総 務 部 長 | 中 村 孝   |
| 市民生活部長 | 鶴 本 八 郎 | 健康福祉部長  | 西 浩 孝   |
| 産業振興部長 | 大 迫 格 史 | 農 政 部 長 | 田之上 辰 浩 |

|          |      |            |      |
|----------|------|------------|------|
| 建設部長     | 山崎一磨 | 教育部長       | 鶴窪誠作 |
| 水道事業部長   | 園田猛志 | 山川支所長      | 前菌佳生 |
| 開聞支所長    | 今村将吾 | 総務部参与      | 下吹越寿 |
| 総務部参与    | 谷口澄子 | 健康福祉部参与    | 山元成之 |
| 建設部参与    | 荻定治  | 市長公室長      | 山下浩二 |
| 総務課長     | 野元伸浩 | 環境政策課長     | 前田安隆 |
| 地域福祉課長   | 出島雅彦 | 健康増進課長     | 廣森政宏 |
| 商工水産課長   | 上田和成 | 観光課長       | 上川床聡 |
| 農政課長     | 鴨崎一郎 | 農業技術課長     | 富永敏尚 |
| 学校整備室長   | 中島裕一 | 学校教育課長     | 常深章  |
| スポーツ振興課長 | 紺屋聖一 | 学校給食センター所長 | 有馬芳文 |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |      |         |      |
|-----------|------|---------|------|
| 事務局長      | 川路潔  | 次長兼議事係長 | 木下英城 |
| 主幹兼調査管理係長 | 平畑卓哉 | 議事係主査   | 古川浩仁 |

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（木原繁昭） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（木原繁昭） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において齋藤佳代議員及び東伸行議員を指名いたします。

## △ 一般質問

○議長（木原繁昭） 次は、日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を続行いたします。

まず、前原五男議員。

○5番議員（前原五男） おはようございます。冒頭、感謝の意を表したいと思います。市の職員は市民のために働くということですが、それにもまして、今回の台風、そして、コロナ禍、その前の風水害、これに献身的に取り組んでいただきました。私どもの地域においても、NTTの電線の上に大木が圧しかかってきまして、農家の人たちが、今、大型機械になっておりますが、その大型機械が通れないということで難儀しておりました。そしたら、建設部長をはじめ、関係者の皆さんがNTTに電話していただいて、早急に、1週間ほどで復旧させてくださいました。ありがとうございました。また、ほかの職員も寝ずの仕事をしておりまして、私たちが分からないところで一生懸命徹夜の仕事をしています。本当に公務員というのは、今、市民からこき下ろされるような時代になっておりますけれども、我々が分からないところで一生懸命頑張っているところを、まず感謝いたしたいと思います。

さて、思い返せば、私が職員試験を受けたのは50年前でございます。その作文のお題が、公務員とは何ぞや、というのでありました。私はその字だけを解説したことを覚えております。公に務める人というのをまとめた覚えがあります。まさしく皆さんはその鑑であります。自信をもって仕事に励んでいただきたいと思います。

それでは、通告に従い、質問に入ります。

一つ目ですが、総合振興計画への取り組みについてであります。私たち議員は20名います。市長は1名です。そこで、首長という名の由来がそこにあるかと思えます。ここで、市長は400名の行政職員を束ねながら、頭脳集団を持っております。市民4万人のために、どのような気持ちでこの市政に当たり、運営に当たり、その気持ちをどう総合計画に反映させているか、お聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○市長（豊留悦男） 冒頭、議員から市役所職員に対する労いの言葉と言いますか、そういうのをいただきました。大変ありがたいと思っております。職員もますます頑張らなければならぬという、そういう気持ちになったのではないかと思います。

月1回、部長会をやっております。その中で、私は2・30分ほど話をさせていただく機会があります。市が向かう総合振興計画の件でございますけれども、それと同時に、今、部長さん方に課せられた課題というものをしっかりと認識をして、市民の負託に応えられるような行政に努めましょうという、そういう趣旨の言葉であります。先日の会では、坂村真民の言葉を例に出して、ぺこぺこするな、そして、ぐずぐずしないでやるべきことをどんどんやれという話をさせていただきました。真民五訓という中からであります。へらへらしたらいけないと。ここで、今、あなたたちがやらなければ、指宿はどうなるのか。総合振興計画に基づいた事業というものについては、自信をもって取り組んでいただきたい。特に建設部の皆さんには、申し訳ないと。今、多くの課題を抱えて、一つ一つ仕事をしていただいている。今、多くの事業が錯綜しているけれども、健康に注意して頑張ってください。計画的にこれまでやってきたらよかったのだけれども、今、いろんな事業が多く実施されている、また、されようとされている。今でないといけない事業であるから、皆さんはこのことをよく理解をした上で頑張ってもらいたい。今年の部長会での私の訓示は、ほぼ同じようなものであります。やるべきことをやらなかったら、どんどん課題は大きくなると。雪だるま式に問題を先送りしてはいけないのだと。今、頑張りましょうと。そのたびに、最後は申し訳ないと。皆さんに多大な苦労をおかけしていること、そして、多くの課題に果敢に挑戦するときであるということを含めて、いろいろ話をしているところでございます。指宿市長として3期目も3年目を迎えました。御案内のように、3期目のキーワードは実るという字を当てたところであります。1期目は変える、変わるとというのがキーワード、2期目が動く。そして、いよいよ3期目は実るときを迎えたいという意味からであります。世界に誇れる指宿をつくるため、特に市議会の議員の皆様方には御理解をいただきながら、職員と一丸となって、全力で取り組んできたと思っております。現在、ともすれば現在益や部分益、足元だけを優先する傾向がある。近視眼的で持続性に乏しい価値が、側面が強調されがちでもあります。今、やるべきことを明確にし、市民と行政が一丸となって、地域や指宿市の未来の発展を目指さなくてはなりません。今にもまして変化の厳しい時代が、不透明な時代が、生きる子供たちにやってまいります。現在益よりも未来に希望を持った未来益、部分益よりも全体益を大切に考え、市の将来に資するのであれば、何事にも確固たる信念を持ってやり抜くべきだと思ひながら、この振興計画も作成してあります。振興計画をつくるに当たっては、約2年余り、全体で20数回の会議を含め、市民の意見をいただきながら、各階、各層の方々に協力をお願いしてあります。実にその委員の名簿も27名を上回るほどであります。どうかこの市の総合計画、議員の皆様方にも既に計画作成段階では御理解をいただき、今後、指宿市が目

指す方向性というのを明らかにしてきたところでもあります。豊かな資源が織りなす食と健幸のまち、それを目指した振興計画、網羅してありますので、今一度、私を含めて、職員を含めて、議員の皆様方にも目を通していただいて、変えるべきところがあるとするれば、どしどし私どもに意見をいただきたいと思います。皆さんの意見を決して軽んじているわけではありません。目指すは市民の皆さんの健康のため、そして、豊かな指宿市の生活を保障するための振興計画であります。そういうことを含めて、改めてこの指宿市の総合振興計画、第2次に目を通していただければありがたいと思います。

以下、いただきました質問等につきましては、着座のうえで回答させていただきたいと思っております。

**○5番議員（前原五男）** 市長の力強いお言葉をいただきました。市長は有権者の過半数、約1万3,000人以上の市民に支持されました。私の得票は600票余りです。市長の約20分の1です。議を言うのも20分の1にせよというかも分かりませんが、私はこの600人の人たちの仕事のこと、幸せのことを考えております。だから、一生懸命、議は言います。いい議がありましたら、それを採用していただきたいと思います。

市長も議員も、私たち含め、市民の代表であり、そこで、その議員の声を振興計画にどのように反映されているのかをお伺いします。そして、市長が言いました、市民の幸せが僕の喜びだ。これには変わらないか、もう一度、御発言をお願いいたします。

**○市長（豊留悦男）** やはり、私の政治姿勢を含めて、市民の信託に込めているか、そういう趣旨の御質問だろうと思います。私は常に議員の皆様方には支持して下さった市民の方々がついている。1千人の市民が1人の議員を支えているのかもしれない。そういう意味で、意見は謙虚に承りながら、やはり議員の皆様方の考えというのは尊重してきたつもりであります。お互いがお互いを尊重しながら、人間として、人として、大切にしながら、市政は進んでいかないと、議会と行政の両輪が狂ったら、進むべき方向というのは狂うわけでありませぬ。それどころではありません。総合振興計画、絵に描いた餅になるわけでありませぬ。つくったはいいけれども、前に進まないという、これが市長としての一番欠点であり、市長としてやるべきことをやらない、責任が課せられる部分でもあります。今、議員がおっしゃいましたように、市長も市議会議員も4年ごとに選挙という厳しい選択が待っているところでもあります。私は行政機関の長として、市議会は議決機関として、それぞれの役割、独自の権限を持ち、市と市議会は、先ほど申し上げました車の車輪のように連携しながら、ともに市政の発展のために活動していかなければならないと思います。振興計画の策定、その他、様々な事業の推進においても、考えはいろいろありませぬ。最終的には市民の声をどのように生かしていくのか、どう進めたら継続可能な、持続可能な指宿市が保障されるのか、そういうところを考えながら、市政を進めてまいりたいと思っております。是非、議員の皆様方の御意見もいただきながら、みんなで指宿の将来を、豊かな未来をつくる努力をしたいと思

ているところであります。

**○5番議員（前原五男）** それでは、総合計画は、私、議員になって2年半が過ぎようとしておりますけれども、その計画期間は何年か教えてください。また、その計画は広く市民から意見を徴し、また、途中で計画の練り直しは行わないのか、お伺いします。

**○総務部参与（下吹越寿）** 総合振興計画は総合的なまちづくりの計画でございます。目指すべきまちの将来像を描き、まちづくりの目標を明確にする、今後10年間の羅針盤となるものでございます。現在の第2次指宿市総合振興計画は平成28年3月に、平成28年度から令和7年度までの10年間の計画期間として策定し、基本構想、基本計画、重点アクションプラン等で構成されております。また、施策の具体的な内容を部門別に体系化したものである基本計画につきましては、平成28年度から令和2年度までの5年間の前期基本計画として策定しており、令和3年度から令和7年度までの計画を後期基本計画として、今年度中に策定する予定でございます。前期基本計画の策定に当たっては、市民の声を計画に反映させるためにアンケート調査を実施したり、産・学・官の代表者らが集まる審議会で御審議いただきました。さらには、パブリックコメントも実施いたしております。後期基本計画の策定に当たりましても、昨年度実施したアンケート調査や、今年度開催する審議会などを通して、多くの市民の皆様からの声をお聞きしながら、また、前期基本計画の進捗状況、本市を取り巻く社会、経済、環境等の変化を適切に捉え、効率的で実効性のある施策の立案に努めてまいりたいと考えております。

**○5番議員（前原五男）** いろいろと苦労しながら、振興計画ができあがっていているんだと。あるいはアクションプログラム、組みながら、今日の市の発展のために施策しているんだということが分かりました。

山河を守り、人々を守れず。これが前のリゾート法案の結果であります。指宿市にもゴルフ場が三つほど名乗りを上げておりました。地区名を言いますが、水迫地区は、本当にそのリゾート法案の入り口となるところであったはずですが、それが、いろいろな反対運動でできておりません。今はどうですか。水迫や白山、この地区は過疎となっております。どうか市長・職員、こういう過疎地がなくならないように、やるべきときにやらないと、その法案というのは時効を迎えます。頑張ってくださいと思います。

二つ目の大きな項目へ移らしてもらいます。総合振興計画は議会への提案は必要と思うが、どうされているのでしょうか、お聞きいたします。

**○総務部参与（下吹越寿）** 総合振興計画については、以前は基本部分である基本構想については、議会の議決を経て定めることが義務付けされておりましたが、平成23年8月に地方自治法の一部が改正され、市町村の基本構想の策定義務に関する規定が削除されました。しかし、総合振興計画は従来から本市におけるまちづくりの最上位に位置付けられている計画であることを鑑み、基本構想については平成27年12月に指宿市議会の議決すべき事件を定める

条例を制定し、議会の議決を経ることとしていたところでございます。なお、本年度は後期基本計画の策定となりますので、議会の議決は要しないところでございますが、素案につきましては、議員の皆様にも事前にお示しをし、御意見等を賜りたいと考えております。

**○5番議員（前原五男）** ありがとうございます。丁寧にこの計画は進めていくということは分かりました。議決しなくてもいいけれども、指宿市の場合は諮りたいという気持ちを伝えていただきました。

では、お答えは必要でないかもですし、途中で答えていただきたいんですが、議会の採択があったということは、議決されたということは、この計画を知っている議員はいらっしゃるということなんですね。だから、私どもに、やっぱりその意義を説明していただきたい。反対はこういうのがあった、賛成はこういうのがあった、賛成が過半数を占めているから採択されているんだということですので、どういうことで反対だったということを教えてください。私ども新米議員はそれを除去して、指宿市のためになるのを練り上げていくという作業が入るわけです。意見として話をしてしまいましたが、次、三つ目の方に入ります。

地熱の恵みプロジェクトは、市民の大方の賛同を得て進めていただきたい。私は賛同いただいていると思うんですが、一部の人たちによって、今、頓挫していると思うんです。今後、どのようにこのプロジェクトを進めていくお考えなのか、お聞かせください。

**○総務部参与（下吹越寿）** 地熱の恵みプロジェクトの推進につきましては、昨日、市長の方が答弁したとおりでございますが、ここで繰り返しになりますが、市としましては、これまで多くの説明会や意見交換会等を開催し、丁寧に事業について説明させていただきました。地元住民からも早期実現を求める陳情書が提出され、市議会で採択されました。調査井の掘削予算も市議会でお認めいただきました。そして今、このコロナ禍において、このプロジェクトが実現できていたら、その収益が市民生活はもちろん、痛手を受けている本市のあらゆる産業や地域経済に対して、何らかの手助けになったのではないかとの声もあり、市としましても同じ思いを持っているところでございます。地熱資源はどこでもあるわけではございません。地熱を生かして得られた収益については、市の産業や地域を応援する支援金として活用していくこのプロジェクトは、指宿であるからこそ実現可能な取り組みであると考えておりますので、引き続き様々な観点、角度から、地熱という本市ならではの強みを市の発展のために有効活用できないか、十分に検討してまいりたいと考えております。

**○5番議員（前原五男）** もうそろそろ国の方の採択が待ち遠しい時期に来ております。頑張っていたと思います。私も含めて、議員の一部も皆さんとともに、あるいは昨日は反対であったけれども、こういうことが解決していただければ、私は反対ではないんだという、本当に私は嬉しかったです、その言葉に。だから、そういう賛成者が多くなり、議員を支持する人たちが動いていただければ、指宿はもっともっと発展していきだろうと思いま

す。私はいつも考えるんですが、指宿市は、あるいは指宿市の観光業、あるいは産業は、 $\pi$ を大きくしないと一向に1人当たりの所得は回ってこないと。だから、 $\pi$ を大きくしましょうというのが、私の考えです。どうですか。デフレ経済のときに、皆さん、気持ちが高揚しましたか。経済学の発端を話すれば、やっぱりインフレでない人間の気持ちというのは舞い上がりません。私たち100年時代、この人生において、やっぱり次をやろうって、次の給料が上がるからやろうって、次の所得が上がるからやろうと、農家も含め、私たちは一生懸命産業を興しながら、その産業を興す景気をつくっていくのが皆さん方の行政の仕事だと思っておるんです。どうか皆さん、この $\pi$ を大きくするためにも、地熱の方では、今まで一部のホテル経営者、一部の議員の反対で足踏みしているようですが、声なき声の市民のためにも、一生懸命頑張っていたいただきたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。お聞きいたします。

**○市長（豊留悦男）** これは、私自ら答弁をすべきだと思っております。変わらないこと、将来を見通したときに、指宿市が変わらないというのが人口減少であります。縮小する地域があるということでもあります。白山、水迫、永嶺のことをお話をされました。久保地区の私の後輩が国土交通省におります。その方から、先日手紙がまいりました。退官したので、指宿に帰って指宿の様子を見たいというような手紙でありました。ふるさとに帰ってきたときに、昔のふるさとが様子が感じられない、このことほど悲しいことはないというような趣旨であります。私たちがかつて生活をしていて、遊んでいた、その景観というのは、確実に消えつつあります。人口が減少するというのも事実であります。では、そのときに、人口減少に対応するような事業をどうするのか、市としての事業をどうするのか、それを、今、考えるべきだと思っております。この地熱に関しても、人口減少社会における市の財政的な裏付けとして市が経営をする、つまりお金を儲けるような事業をやらなければならないという観点で始めたのがこの事業であります。昨日もありましたように、その時々において、議員の皆様方には十分理解していただけなかった、疑義を生じたということについては、昨日も私はその点は反省すべきことだったのかもしれない、反省すべきことだったという趣旨の言葉を答弁の中に盛り込んだわけであります。私は、この地熱の恵みというのは誰の恵みなのか、市民の恵みであります。今回のコロナ禍において、この地熱というものの恩恵が市民に平等に配布、つまり、平等に受け継がれたとすれば、皆さんはきっと良かったと思ったはずであろうと私は思っております。しかし、様々な意見があります。温泉が枯れる、環境に影響がある、その他、いろいろあります。それは想像で言うわけではなくて科学的な根拠に基づき、そして、多くの経験値を基に判断すべきであろうと思っております。決してこの事業というのは、市民がマイナスになるような、一部の人たちにマイナスになるような事業にならないための努力をしているところでもあります。正しく理解をして、正しく事業を行い、そして、広く皆さんの、つまり市民の利益につながるという、そういう事業であるとすれば、これは

ぶれずにやりたいと言ったのは、昨日のある議員の答弁の中のとおりであります。そういう意味で、この地熱の恵みプロジェクト、地方創生総合戦略の中にも掲げてあります。是非、議員の皆さんには理解をしていただき、一緒になって進められたら、これほど嬉しいことはありません。是非、力を貸していただきたい。そして、理解をして、その推進役の1人として、議員の皆さんが力を貸してくださることを期待しております。

**○5番議員（前原五男）** 地熱の問題について、私は変遷をずっと書き出してみたんですが、まず、お湯が枯渇するから反対だと。お湯が枯渇するんであれば、20数年前にでき上がった山川発電所が動いているんじゃないかと。その近くであるのに、なぜ指宿のお湯が枯渇するんだという話をしました。そしたら、これが反対の第一の理由でした、最初。泉都を守る何とかの会というのが、フェイスブックにあります。これは宇宙遥かまで届くような電子媒体を使っただけの宣伝であります。こういう風評被害のあるようなことをやって、指宿で経済活動をやっている人が本当に指宿を大事に考えているんだろうかと思えます。そして、2番目に反対した理由が、還元井がないからだということでした。だけど、市長はそのときの答弁として、現在は試験井ですよと。だから、無理して2本、最初から掘る必要はないんじゃないかと。すごく経済観念のある、失礼な言い方かもしれんけれども、市長だなど私はそのとき思いましたよ。何億とかかるのを、無理やり2本掘る必要はないと。次、変わったのが、流末が海であるということでした。これは、重金属に対する怖い話をして、反対のための反対だと思います。そういうのがあれば、要は市長は止めますよということを発言しているわけです。いわゆる、議会で言ったということは重みがあります。だから、反対のための反対じゃなくて、みんな、よく考えてごらんください。

（発言する者あり）

**○5番議員（前原五男）** いや、皆様に訴えているんですよ、私は。だから、そういう反対のことを市長は全部打ち消して、対策を取るんだよと、打ち消すだけじゃないですよ、対応するという話をしているわけです。なぜそれが分からないのかなと、私は思っています。そして、次、言われたのは、これは非常にゆゆしき問題です。二重帳簿の話がありました。

**○議長（木原繁昭）** 前原議員、正面を向いて。

**○5番議員（前原五男）** 実際、そういうのがあったんですか。大変なことですよ、こういう話をされるのは。だから、これは場外で話をして、それから、あったと言うんであれば、堂々と議会でやればいいんですよ。困るようなことを議会で言われたって、これはやっぱり言われた方にしてはいい気持ちはしませんよ。まだ訴えられないからいいという気持ちもあります、私は。大変なことです。そういう話をされると。だから、このように私たちはいろんな多様な生活をしております。先ほど言ったように、地域の票、あるいは政治的な理念の問題、あるいは友達、市議会議員というのは非常に難しいです。票を獲得するためには。だけれど、その人たちのことも考えないといけないというのは、先ほど申したとおりです。その

代弁者としての議員活動もしていかなければなりませんけれども、地熱問題でも賛否が分かれているが、本当はこの地熱問題に賛否が分かれているというのはどの辺にあるのか、お聞かせいただきたいと思います。

**○総務部参与（下吹越寿）** 賛否の原因でございますが、本プロジェクトにつきましては、市民、議員の皆様の中にも賛否両論ございました。市としましては、可能な限り説明会や意見交換会を開催し、丁寧にこの事業について説明させていただきました。そうした経緯を経て、地元住民からも早期実現を求める陳情書が提出され、市議会で採択されました。調査井の掘削予算も市議会でお認めいただきました。市としましては、公平性、透明性をもって、正確な情報をもって、正確な情報に基づき、地熱という本市ならではの強みを市の発展のために有効活用できないか、様々な観点、角度から十分に検討し、実現に向け努力を続けてまいりたいと考えております。

**○5番議員（前原五男）** 今、言われたように、進めてまいりたいじゃなくて、やっていきますという力強い言葉を言ってくださいよ。こういう変な議員もいるんだと、あるいは変な議員が普通の議員になっているのかもしれないよ、言わないだけ、心の中では指宿のためになったでやろうという人たちは多いと思いますよ。なぜならば、自主財源を求めよというこの企画ですよ。あるいは実施していかなければなりません。こういう時期に、皆さん、今、立ち往生している場合じゃないんですよ。それはなぜならば、100%補助の時期がありましたよね。今は4分の3ですか、助成金は、25%は自己負担ですよ。自分の財布ですよ。これは私たちの財布だったら、皆さん、出しますか。1億だったら2,500万、自分の財布から出して、事業をせんにゃいかんのですよ。これが以前だったら、1億円そのまま持って来てくれたはずですよ。やっぱり先ほどから言うように、時期を失したら大変なことになりますよという話を私はしているところです。ましてや指宿の振興、とりわけ山川地区の発展のためにも必要と思われまます。そして、既に2億円の基金ができておられないといけなかったんです。観光業の皆さんがいろんな要望が来ました。2億円あれば、それこそ皆さんも協力したお金だからねということで、行政は気兼ねなく出されたと思いますよ。2億円稼ぐというのは大変なことです。自分が自由にできる金っていうのは、ほとんど地方公共団体にはないはずで、3分の2が交付金なり補助金なり、その上からの助けがないとできないはずで、ただ、自主財源であれば自分たちである程度、ひも付きでなくて自由にできる部分があったんだろうと私は思っております。どうかこのためにも、皆さん、思い切ってやってくださいよ。反対した人が責任を持つんじゃないですよ。あんときゃじゃったでねで終わりなんですよ。せんかったとは指宿市じゃらよ、市長やったよって、結果で言われるんです。よかったらおいがしたって言うんです、私みたいな議員は。でしょう。巷に帰れば分かりますよ、あなた方がね。自分で何も言わんでおって、おいが言ったで、おいがしたでという人たちが、巷にうようよしていますよ。私みたいに皆さんと語気を改めながら前向きにやろうかという

人っていうのは、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・どうか皆さん、この辺をよく考えていただいて、私たちは、よく市長も使いますけれども、今やらなければいつやるんだと、特に合併特例債というのは、あと5年と言われましたかね、早くやるべきことをやらないと、財源っていうのは限りがあるはずで、国にも。採択しませんよ。順番がありますよと言われて、時間が逃げて行って、はい終わりましたと言われてますよ。だから、この有利な時期に、やっぱり皆さん、力強く訴えていかないと、財源は枯渇するだけです。私は言いましたよ。指宿の方に要望するのは構わないけれど、国の方に出してくださいっていうのが正解ですよ。指宿に財源などあるはずはないでしょう。精一杯頑張っていますよ。精一杯頑張っているけれど、国の方に頼んだから、国は輪転機を回せば増刷できるはずで。だから、そういう面をもってですね、皆さん、今後は、この山川地区の地熱発電はどのような方向に持って行こうと考えているか、もう一度、お願いいたします。

**○市長（豊留悦男）** ただいまの質問を聞きながら、一方では市長としての私を責めているのかなという気もいたしました。いい事業だからやれよ、やると決断しろよ、決断はしております。しかし、一方では立場を入れ替えると、つまり、反対する人の立場に立つ、賛成する人の立場に立つ、それはお互いの生き方、人間尊重の心を育てる、まさしく人権教育の際たるものであります。反対意見は反対意見として、賛成意見は賛成意見として、どこで調整をするのか、擦り合わせをするのか、落とすところをどこに見つけるのか、非常に難しい問題でもあります。残念ながら、議会と執行部、決して両輪として動いているという、自信をもって私は言えません。厳しい判断があるからであります。いろいろな事業をやるにしても、昨日のある議員の中で、ある市の市長さんの言葉を言われました。私もああいう市長になりたいというのは偽らざる気持ちであります。リーダー性に欠けると言われるほど悔しい首長はいないと思います。ひたすらそれを受け取りながらも、議員の指摘に近づけるような市長として努力をしなければならないという思いもあります。今回の地熱の問題についても、サッカー場の問題についてもありますけれども、事を成せば必ず反対の意見があるというのは分かっております。要は反対の仕方です。反対をするにしても、お互いの立場をわきまえた上で反対をすべきだと、私は思います。いろんな場で、いろいろな事業の中でも様々な意見がありました。是非、思い出していただきたいと思います。総合スポーツ施設の整備においても、陸上競技場の整備、体育館の整備、野球場の整備、サッカー場の整備、その他、庁舎等の開聞庁舎、山川庁舎、多くの事業をやる中でも、全ての皆さんの賛同を得たとは思ってはおりません。しかし、今やらなければ、この事業というのは後年度、大きな財政負担が増えるというのは事実であります。サッカー場も遅れました。そのおかげで2億近くの工事費がかかったのは御案内のとおりであります。私がこう答弁している中でも、聞き方によっては何を馬鹿なことをいうのかと、聞くのと、そうかと思うのと、その違いが、この

指宿市の事業を混乱に貶めていることであろうと思います。私は素直に事実であれば、それが道理を得たものであれば、自分の思いを変える、そのことはお互いを尊重するという意味でも、今後も考えていきたいと思っています。対立的な構図、人権を無視したような言動の構図というのは、自らも、つまり、私自身も控えたいと思いますし、是非、そういう関係での事業の推進におけるいろいろな意見というのを、戦わせる必要があるかと思っています。地熱においては、昨日も申し上げました。この事業というのは、私の極めて大切にしなければならない3期目のマニフェストでもあります。だから、そのマニフェストを実現できないとすれば、私は大きな責任を感じなければなりません。その責任の取り方というのは様々かもしれませんが、覚悟はしているつもりであります。ですから、この事業というものについては、私は全力を持って進めていきたい。反対の方がいましたら、是非、市長室においでください。説得でき、そして、納得できるような資料で、協力を得るような努力をしてまいりたいと思います。

**○議長（木原繁昭）** 先ほどの発言の中に、議場の品位と秩序にかかわるような、不穏当ではないかと思われる発言がありました。不適切な発言は注意してください。

**○5番議員（前原五男）** 不適切だと捉えられたんだったら、お詫び申し上げます。

さて、私たちには、風評被害という言葉があります。やっぱり日本国中から見て、鹿児島県の指宿市っていうのは、霧島市、始良市、指宿市、3番目に住宅を構えたいという土地柄であります。外から見た場合の話です。私たちはお湯にどっぷり浸かって、ぬるま湯に浸かっているから、その良さが分からないんだろうと思っております。73歳になって、今、私は本当にいいところなのに、なぜなぜというのはたくさんあるんです。だから、このように全国の皆さんから見たら、指宿市に家を造りたいという人たちはたくさんいるんです。西大山駅を売り出してくれた人もいます。そしてまた、大きなIT企業のシニアリーダーも来ております。また、農学博士をされている方も来て、世界的な有名な人が来ております。だから、こういう人たちが来ているのに、指宿はもう少し雰囲気を変えていこうじゃありませんか。そして、いろんなハードな器を造っていただきます。施設を造っていただきました。これは、市長が造ったとか、市が造ったとか、そういう問題じゃないんです。職員一丸となって、議員も一丸となって、そして、市民が盛り上げて、1人ずつ呼んでいただければ4万人のお客さんが来るんですよ。皆さん、そういうことで、力を、私たち1人ではないけれども、みんながよしやろうという気持ちになれば、ふるさと納税が上がったように、この指宿も浮揚できるんです。肝に銘じて、私はまだまだ人生100年を歩んでいきたいと思っております。・・・・・・・・・・・・・・・・通告外ですけれども、お答えできるのがあれば。

**○議長（木原繁昭）** 通告外は。

**○5番議員（前原五男）** 駄目ですかね、はい。一応、その発言は取り消します。いずれにしても、次回に譲るとして、この3分の1に、自主財源のこの地方都市の指宿、自主財源の確保

に、今後とも市長、職員の更なる努力に、微力ながら私もお手伝いしていくことをお誓いしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（木原繁昭）** 座ってください。

先ほど前原議員の発言の中に、その中で取り消されましたんですが、先ほどの発言の取消の申し出がありました。

取消の申し出を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 御異議なしと認めます。

よって。

（発言する者あり）

**○議長（木原繁昭）** 先ほど通告外の質問をされました。それは、そのすぐあとに通告取消の申し出がございました。その取消の申し出を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 御異議なしと認めます。

よって、前原五男議員からの発言取消の申し出を許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時07分

**○議長（木原繁昭）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、西田義哲議員。

**○3番議員（西田義哲）** 議員番号3番、西田です。今回、新型コロナウイルスに感染された方々にお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになられた方にお悔やみを申し上げます。そして、日々懸命に治療に当たられている医療従事者、関係者の方々に敬意を表するとともに、いち早くワクチンなどが開発され、市民の皆さんが何の不自由もない生活を再び送れるようになることを祈るばかりです。

それでは、通告に基づき、質問をさせていただきます。

まず、新世代通信システム5Gに備えた高速通信網の整備についてであります。いままで会社や学校に行き、仕事をしたり授業を受けたりするのが当たり前でありましたが、今回の新型コロナウイルスの感染拡大を避けるために、インターネットを活用して家にいながら仕事をする。そして、大学などではオンライン授業を実施するなど、新しい生活様式に変わりつつあります。これらのことは、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐと同時に、地方でもインターネットを活用して仕事を行うなど、地方の活性化を図るいい機会でもあるのではないかと考えています。内閣府の新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識、行動の変化に関する調査でのテレワーク実施状況は、業種、雇用形態、地域により異なりますが、ほぼテ

レワークを実施した人や、テレワーク中心であった人が20%を越えていました。そして、こうしたテレワークを経験した方は、ワークライフバランス、地方移住などに関する意識が変化した割合が高くなっている調査結果もあるようです。また、今年から本格導入されている新世代通信システム5Gにも備えなければなりません。5Gになりますと、現在の4Gより高速大容量、低遅延、多接続の無線通信となり、いままでの人向けの通信技術から、人と物向けの通信技術となり、様々なものがネットワークでつながり、連携したりデータを受け取ったりすることで、私たちの生活様式はもっと楽しく、そして、便利なものへと変化していくものと思われまます。また、様々な業界や企業がこの5Gを活用することで新たなサービスを生み出し、仕事のあり方も変化するものと考えられます。この5Gの高速大容量無線通信に対応するには、5Gの特定基地局同士を高速通信網の光ファイバーで結ばなければなりません。現在、本市において光ファイバーの整備率は何%なのか。また、総務省は今回、全国サービス向け5G周波数帯を通信回線事業者に割り当てる際に、5Gのエリア展開状況を示す指数として基盤展開率を新たに導入しておりますが、この基盤展開率とはどのようなものか、お伺いいたします。

次に、サッカー・多目的グラウンドについてであります。先日、メイングラウンドに市民が天然芝を植え付けている様子が、本市の広報紙に掲載されておりました。供用開始に向け、順調に工事が進められていると思いますが、現在の進捗状況をお聞かせいただき、1回目の質問といたします。

**○市長（豊留悦男）** 新世代通信システム、いわゆる5Gに備えた本市の取組、そして、教育等に与える大きな影響についてであろうかと思えます。昨年度、議員の皆様方もこの5Gの様子について、東京に出掛けたときに研修をしていただきました。ちょうど私も国道226の陳情のときで、機を同じくして、せっかくだからということで5Gの様子を研修をさせていただきました。まさしく目からうろこでありました。このような時代が来るのか、このような教育に変わっていくのか、ということを見聞きしながら、アフターコロナ、つまり、コロナが収まった、その時には、学校も地域も社会も、私たちの生活も大きく変わってくる、そう予感をした瞬間でもありました。本市の光回線整備率につきましては、平成31年3月末時点で97.5%となっております。基盤展開率につきましては、総務省の資料によりますと、全国を10km四方に区切った約4,500のエリアにおける5Gの展開状況のことでありますが、展開率はこれまでの携帯電話のエリア展開率であった、住民が居住するエリアの展開状況である人口カバー率に代わるものであり、今後、5Gを利用したIOT、インターネットオブシングなどにおける産業用途での活用が期待される場所でもあります。工場地帯や農場、道路等をカバーする指標として定義されているようでもあります。この5Gを利用したイベント、行事等も今後、展開されるであろうと思えます。菜の花マラソンも然り、菜の花マーチも然り、いろいろなイベントがコロナ感染症によりできなくなったときには、新たな行事の展開を目

指す方向性もあろうかと思っております。今後、この5Gを利用した地域づくり、学校教育のあり方、それから、我々の生活のあり方等を含めて、いろいろな観点から積極的にこの5Gのあり方を学習し、本市でも活用できるような形に持って行かなければならないと思っていますところであります。

**○総務部参与（下吹越寿）** 現在のサッカー・多目的グラウンド整備事業の進捗状況でございますが、工事は順調に進んでおります。既に完了した工事は、野外トイレ、管理倉庫、クラブハウス、防球ネット、造園工事等でございます。スタンド等は9月30日が工期となっております、フェンス工事やサイン工事は10月末を目途に、駐車場を含めた外構の舗装工事は11月末を目途に終了する予定です。大型遊具につきましては、現在のところ、11月30日までに設置する計画で作成中でございます。なお、メイングラウンドの芝の育成管理については、冬芝の植え付けと初期育成を含め、本年12月までが工期となっており、これをもって全て工事が完了する予定でございます。

**○3番議員（西田義哲）** ありがとうございます。まず、高速通信網のことについてから、お伺いをしたいと思います。先ほど整備率97.5%ということでしたが、具体的に整備されていない地域はどこになりますでしょうか。

**○総務部参与（下吹越寿）** 市内にNTT西日本の交換局が6か所ありますが、このうち池田交換局と利永交換局の2か所において、光回線が未整備でございます。また、光回線が整備済みの4か所の交換局の中でも、一部の地域では交換局から各家庭までの伝送路が未整備の地域もあるところでございます。

**○3番議員（西田義哲）** 利永交換局は未整備ということでございますが、現在、山川地域においては新生山川小学校の開校に向けて整備が進められております。新生山川小学校でもGIGAスクール構想に基づきタブレットを活用した授業が実施されるということで、児童に貸し出すタブレット端末の予算が今議会において計上されております。まず、タブレットのことから確認させていただきたいんですが、今回、児童に貸し出されるタブレットはインターネットに接続しなくても使用できるタイプのものになるのでしょうか。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 今回、導入を計画しております1人1台の端末には、インターネットに接続せず使用できるドリル学習ソフトウェアを導入することとしており、インターネット回線の有無にかかわらず、家庭でもドリル学習等で活用できるよう計画しております。また、1人1台端末が導入されましたら、学校における学習指導での活用とともに、家庭での学習活動の活用方法についても、調査、研究を行う計画であります。

**○3番議員（西田義哲）** ありがとうございます。私事になりますけれども、おかげさまで私にも娘が2人、妻が1人おります。上の娘が名門指商から鹿児島市内の短大に進学いたしまして、今年の4月から東京の小さな会社で働いております。娘が何の仕事をしているのか、私もあまり興味がないんですけれども、聞いたら、本人いわくSEって言うんですね。SEっ

てなんよって言ったら、システムエンジニアだそうです。まだ4月からですから、雑用係なんでしょうけれども、先日、東京にいる娘からメールが来ました。時期を見て1か月ぐらい鹿児島に帰って来るという内容でした。東京にいて半年も経たないうちに仕事に嫌気がさしたのかなと思っていたんですが、詳しく聞いてみるとそうではなくて、仕事をしながらインターネットを使って仕事ができるので、鹿児島に1か月間、仕事をしながら過ごすということでした。今回、国も東京の一極集中の是正を目指す方向、地方創生に向け、東京にある企業の地方サテライトオフィス開設に取り組む自治体などを支援することを盛り込んだ2020年まち・ひと・しごと創生基本方針を7月に閣議決定しております。このように、今回のコロナを機に、東京などの首都圏の企業がリモートワークができるということで、サテライトオフィスなどを地方の学校土地に構えることも考えられると思います。鹿児島県では、錦江町がこの取組の研究をされておりますが、光ファイバーを整備することにより、活用方法についてより多くの選択肢ができるのではないかとこのように考えております。学校跡地の活用につきましては、次、質問される先輩議員のときに詳しくお答えいただきたいと思います。私のときには、光回線の整備の必要性について、考えをお聞かせいただけますでしょうか。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 学校跡地の活用につきましては、地域の特性や市場性、利便性など、多角的な検討を行いながら、利活用の方策を見出していくことが大事であると考えております。光ファイバー網が整備され、跡地において高速光通信が利用できるようになれば、様々な活用方法に対し選択肢が増え、跡地活用の幅も広がるものと考えております。

**○3番議員（西田義哲）** ありがとうございます。話は変わりますけれども、5年前、利永地区において農業を営んでいる青年が、海外の研修生を雇うため、地元にある空き地を活用して、そこに住んでもらおうと、空き地の持ち主に研修生が住めるようにリフォームを依頼いたしました。持ち主の方も快く引き受け、リフォームを行い、研修生に住んでもらっていましたが、しばらくして隣の地区に引っ越してしまいました。その理由は、利永地区が光ファイバーが整備しておらず、研修生が母国にいる家族と連絡をとるのに時間がかかったり、また、料金も光回線とすると割引などを受けられず、少々高くついたりするということでした。せっかく地域の人、方々も協力して、自立した取組を行っていたのですが、結果、光ファイバーが整備されていなかったために上手くいきませんでした。本市では、平成28年に制定された指宿市定住自立形成方針、形成方針の人材育成の機能分担で、山川・開聞地域においては、それぞれの地域が抱える様々な課題を自ら解決することができるような地域力の創出を目指し、課題に向き合い、お互いの経験やアイデアを引き出し、生かしていく場づくりなどを通して、まちづくりの担い手やリーダーとなる人材を育成しながら、地域の独立した自立、独自の取組を推進すると記されておりますが、市民、あるいは今後、市外から移住される方々に対して、自立した取組を促すために、市としてどのような対策をとられている

のか、お聞かせください。

**○市長（豊留悦男）** 特に今回の通信網の整備というのは、いろいろなところで大きく貢献するであろうと思います。先ほど整備状況を申し上げましたけれども、池田交換局、利永交換局、それは、今回、整備をいたします。そして、他の地区の整備済みでも、いろいろと通信において十分でないところを含めて、今回の予算に計上させていただきました。それは学校教育だけの問題ではなくて、定住を含めて、広くこの恩恵にあやかる、恩恵を受けることができるような体制をつくる必要があるからと思っているからでございます。政策的な答弁になりましたので、私の方で答弁をさせていただきましたけれども、山川に三光機械という、いわゆる、こよなく旧山川町を愛する、全国に誇れる、海外に誇れる会社があります。その三光機械の、亡くなりましたけれども、今村社長さんは、指宿が、もし、デジタル、いわゆるデバイド、デジタル格差がなくなったら、もっともっと工場を大きくして、指宿にある企業として貢献をしたいということで、山川は早速整備をさせていただきました。そのおかげで、工場拡大を含めて、雇用も増えました。生産額も増えました。そして、成川出身、大成小学校出身の方でしたので、大成小学校の創立記念日のときには多額の寄附もさせていただきました。もちろん、今回のサッカー場の建設についても、1,000万を超える寄附もさせていただきました。つまり、この整備による指宿市への貢献、したいという会社はたくさんあるはずであります。教育もですけれども、やはり、私たちはこういう情報格差が生じないような施策をとらなければならないと思っています。皆さんのお子様も、都会で働いている人がテレワークで実家に帰って1か月、2か月、仕事をするという、それが現実であります。そういう人たちのためにも、今、議員が御指摘のような、この光回線を含めた5Gの利用について、指宿市も積極的に取り組んでいきたいと思っています。

**○総務部参与（下吹越寿）** 私の方では、市外から移住された方への取組について答弁させていただきます。市では、平成27年12月28日に指宿市定住自立圏構想を掲げ、人口定住のために必要な生活機能を確認し、地域の結びつきや魅力を高めて、市民が住むことに喜びを感じ、誇りを持てるまちづくりに取り組むことを宣言しております。そして、この定住自立圏共生ビジョンやまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、平成28年度から移住のためのワンストップの相談窓口であるwelcomeいぶすきコンシェルジュ設置事業に取り組むとともに、今年度からは時間や場所を選ばず、仕事に応じて自由に働くフリーランスと呼ばれる方々に対する本市への移住を促すための事業に取り組んでいるところでございます。

**○3番議員（西田義哲）** ありがとうございます。移住の窓口の設置やアーティストやブロガーなどのフリーランスの方々の移住、定住に向けた取組。このような移住、定住政策に対しても、光ファイバーによるネット環境の整備というのは不可欠だというふうに考えております。現時点で、移住・定住に対する具体的な取組はどのようなものがありますでしょうか。

**○総務部参与（下吹越寿）** 具体的な内容といたしましては、市内でフリーランスとしてすでに

活躍されている方や、フリーランスを目指している方々等を集め、交流の場やネットワークづくりを行うとともに、各々のスキルを高めるための講座等を実施し、フリーランスをサポートする体制の構築を目指す取組でございます。また、情報発信策といたしましては、フリーランスを含め、特に若い世代をターゲットに、本市の暮らしの魅力や仕事情報、支援情報などを視覚的に見やすく、分かりやすく整理したWebサイトによる発信力を強化し、本市への来訪やその後の移住・定住につなげることを目的とした移住・定住Webサイト構築に係る予算123万円を、この9月議会に提案させていただいたところでもございます。

**○3番議員（西田義哲）** ありがとうございます。

次に、スマート農業について質問をさせていただきます。私も両親とともに農業を25年営んでおります。4・5年前からですかね、スマート農業という言葉をよく耳にするようになったのですが、このスマート農業というのはどういうものでしょうか。

**○農政部長（田之上辰浩）** スマート農業は、次世代農業を見据え、ロボット技術や情報通信技術を活用した農業生産の省力化、精密化などにより、高品質生産につなげようとする新たな農業スタイルです。現在、人工知能による複雑な農作業のロボット化や、野菜・果実などの収穫適期を判断するための画像認識技術など、全国的に試験、研究が進められている状況にあります。本市におきましても、ドローンによる薬剤散布試験、県の事業を活用した山川高校でのスマート農業講義実習、関係者と連携したキャベツなどの野菜類収穫作業自動化など、スマート農業導入へ向けた取組を進めているところであります。

**○3番議員（西田義哲）** ありがとうございます。ロボット技術やICTを活用して、省力化や精密化でしたかね、高品質生産を実現することなどを推進している農業とのことですが、このような技術を使いこなす担い手が必要だと思われませんが、現在、指宿市の農業就業人口で65歳以下の割合、それと、基幹的農業従事者の65歳以上の割合は幾らになるでしょうか。

**○農政部長（田之上辰浩）** 市の農業従事状況でございますが、2015年農林業センサスによりますと、農家戸数は1,879戸で、2010年センサス時の2,210戸と比較しますと実数で331戸、割合で約15%の減となっております。次に、農業就業人口ですが、総数で2,470人で、前回調査時より392人、約14%の減となっております。また、年代別内訳は、65歳以上が1,202人と半数程度を占めております。また、農業就業人口のうち、主に農業に取り組む基幹的農業従事者数は2,386人で、前回の調査時より307人、約11%の減。年代別内訳としましては、65歳以上が1,157人となっております、農業就業人口と同様に全体の半数程度を占めております。

**○3番議員（西田義哲）** ありがとうございます。現在、今の回答から、農業に従事されている方の年齢層が高く、また、若い世代の就業者数が少ないということで、今後の生産力の低下につながるのではないかと危惧しているところです。今回、コロナウイルスの影響で外国人研修生が日本に来ることができず、労力の確保に苦労されている農家もいらっしゃるお聞きしました。世界に目を向けますと、人口は増加しております。2019年に77億人だったのが

2030年には85億人、2050年には97億人に達する見込みであることが報じられております。また、アメリカでは最高気温が50度を超えたり、中国では大雨による大洪水が発生したり、日本でもそうですけれども、異常気象が世界中で頻繁に起こっている状況です。このような状況では、食糧難がいつ起きてもおかしくないのではないかとというふうに考えます。本市は、県内はもとより、全国に誇れる食糧供給基地であります。確実な食糧生産ができるように、労力の確保は最優先課題だと考えております。5G時代になると、これを補うためにトラクターなどの農業用機械を自動で操縦させたりすることが可能になるなど、労働力不足の問題を解決できるのではないかと考えております。そのためにも、光ファイバーの整備が必要と考えているところです。そこで、本市の基幹産業である農業について、5Gなどを活用した振興策についてお考えがありましたらお示しいただけますでしょうか。

**○農政部長（田之上辰浩）** スマート農業の導入は農作業の省力化、軽労化による労力不足解消はもとより、作物自体の品質、収量面での効果が大いに期待できることから、更なる高収益農業につながるものであると考えております。市は本年度、JAや県など関係者から構成するスマート農業推進協議会を立ち上げる予定であります。この協議会を推進母体としまして、本市農業の特徴である耕地面積のほとんどを占める畑地で多種多様な作物が生産されているという実態に即し、効果的なスマート農業を導入できるよう、調査、研究してまいりますと考えております。

**○3番議員（西田義哲）** ありがとうございます。積極的な取組をよろしくお願いいたします。以上のことから、多方面において電気、ガス、水道の生活インフラと同様に、光ファイバーの整備は必要だと考えておりますが、どうしても歳出が気になるところです。いままでも先輩議員が一般質問などでお聞きしていますし、また、今回の補正予算でも計上していただいておりますので、数字など把握されていると思います。答えられる範囲で構いませんので、お答えいただきたいと思います。今回の事業方法と事業費総額はどの程度になるでしょうか。

**○総務部参与（下吹越寿）** 光回線の整備方法につきましては、民設民営での実施を考えております。具体的には、民間通信事業者が整備する光回線整備事業に対しまして、国と市が補助金を交付する形となるところでございます。事業費総額につきましては、池田と利永の2か所の交換局と伝送路整備。また、光回線が整備済みの交換局内で未整備となっている伝送路の整備を計画しており、総額が3億8,932万円の事業費を見込んでいるところでございます。

**○3番議員（西田義哲）** ありがとうございます。今回のコロナ禍により、国も高速通信網の整備を2年前倒しで実施するというところで、6月の補正予算で大幅な増額を行っております。今回、国の補助率は幾らになるのでしょうか。

**○総務部参与（下吹越寿）** 今回は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が本事業、光回線整備事業の自治体負担分に対して交付されることになりましたので、通常の国庫

補助3分の1と合わせますと、補助対象事業費の6割が国庫補助となるところでございます。

**○3番議員（西田義哲）** ありがとうございます。では、先ほどお聞きした総事業費の財源内訳をお聞かせいただけますでしょうか。

**○総務部参与（下吹越寿）** 財源内訳ですが、総事業費、先ほど申しましたが、3億8,932万円のうち、通常の国庫補助金が7,810万円、事業者負担金が1億432万円、市が事業者に負担する補助金が2億690万円であります。なお、市の補助金2億690万円の内訳につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が9,510万円、過疎債が1億1,180万円となっているところでございます。

**○3番議員（西田義哲）** ありがとうございます。では、本年度での市の持ち出し、一般財源からの持ち出しってというのは全くないってということよろしいでしょうか。

**○総務部参与（下吹越寿）** 一般財源からの持ち出しは想定しておりませんが、過疎債を活用いたしますことから、後年度負担は発生するところであります。なお、過疎債につきましては、借入額の元利償還金の70%が交付税措置されますので、市の後年度負担の総額は約3,380万円となるところであります。

**○3番議員（西田義哲）** ありがとうございます。今回、光ファイバーの整備に対する、最初、国の考え方の違い。それから、本市における現状と必要性。そして、歳出について確認をさせていただきました。改めまして、今回のコロナ禍で大変な思いをされていらっしゃる方も多くいる中ではありますが、今回の機を逸すれば、今後、光ファイバーを市内全域に整備することは難しいのではないかという考えから、満を持して今回質問をさせていただきました。先ほども市長から心強い答弁がありましたけれども、再度、市長のお考えをお示しただけませんかでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** 喫緊の課題であります情報通信網の整備、そして、子供へのこの恩恵を十分与えるための学校教育、その他、いろんな方面で質問をいただきました。農業もそうであります。市民の生活もそうであります。そのために多額を投じての、今回の補正予算を組ませていただきました。都会で生活をしようが、指宿で生活をしようが、指宿で教育を受けようが、どこにいても同じような形でこの恩恵を享受できるような体制をとるのが、市の行政の、つまり、市長の施策の大きな、そして、重要な施策の一つであろうかと思えます。新型コロナウイルス感染症への対応を含めて、新たな日常に必要な情報通信基盤の整備、これは不可欠であり喫緊の課題でもあります。地方への新しい人の流れの創出、産業の高度化、新産業の創出にも光回線整備後の5Gの活用は大切であろうかと思えます。今回、議員から熱く強い思いを重く受け止めさせていただきました。今後とも、情報通信基盤整備につきましては、議員の皆様方の御理解を得て、御協力をいただきながら推進してまいりたいと考えております。

**○3番議員（西田義哲）** ありがとうございます。今回、高速通信網が市内全域で整備されるこ

とにより、地域の方々が自立した取組を積極的に展開できるようになると思います。特に今年3月の定例会で、棚田振興法に関連する予算が承認されました。先輩議員もいらっしゃいますけれども、池田校区の新永吉地区と尾下地区で取組がなされておりますが、これを機に、更に新たな活動を展開できるようになるのではないかと期待しているところです。そして、先ほどの質問をさせていただきましたように、これから起こり得る労働力の不足などを補う仕組みも構築できるようになると考えております。今回、国の意向で全国の地方自治体が一斉に整備されると思われませんが、確実な事業の執行をお願いしたいと思います。

次に、サッカー場・多目的グラウンドについてであります。工事も順調に進んでいるとのことで、頼もしく思います。突然で、今更で申し訳ないんですけども、プロのチームというのはなぜキャンプを行うのでしょうか。そして、キャンプを誘致するに当たって必要なものはなんだと考えていらっしゃいますでしょうか。

**○総務部参与（下吹越寿）** プロチームのキャンプにつきましては、選手の体力、技術の強化、チーム戦術の徹底、共同生活でチームの結束を深めるなど、来るべきシーズンに向けて勝利を目指してチームの骨格をしっかりとつくるために行われるものと考えております。それと、キャンプ誘致につきまして必要なものは何かという御質問でございますけれども、最も重要なことは競技施設の充実であると考えております。併せて、長期間チームが滞在することになる宿泊施設も重要なポイントになると考えております。一般的にはグラウンドコンディションを含めたトレーニング環境の充実度、温暖で安定した気候、練習試合の組みやすさ、トレーニング施設と宿泊施設の近さ、移動、宿泊コストの安さなどがキャンプ地選びに関して考慮され、これらの条件を高いレベルで満たしているところが必要であると考えております。

**○3番議員（西田義哲）** ありがとうございます。それでは、今のような誘致に対する考えを持った上で、現在、どのような誘致策を展開されていらっしゃるのでしょうか。

**○総務部参与（下吹越寿）** 今年のJリーグ春季キャンプにおいて、チームが多数滞在する沖縄県、宮崎県へキャンプ地巡りを行い、Jリーグチームとのパイプ作りやチームの情報収集等を行ったところでございます。また、大学生を対象とした関西地区スポーツ合宿セミナーと併せて、関西地区のJリーグチームやバレーボールのVリーグチーム等への誘致活動も行っております。その誘致活動の効果もあり、複数のJリーグチームから本市のサッカー場や宿泊施設等の状況を知りたいとの問い合わせを受けているところでございます。今後、現地視察を希望しているJリーグチームもございますので、宿泊施設等との連携を図りながら、誘致活動を積極的に進めてまいりたいと考えております。

**○3番議員（西田義哲）** 誘致策も進んでいるということで、大変頼もしく思っております。今年の1月に東京でありました5G時代にAIを活用したプログラムの展示会に、先ほど市長もおっしゃいましたけれども、参加してまいりました。例えば、商工関係でありますと、AI

運行バスという交通システムの展示がございました。乗合タクシーなどを利用したい人から連絡が入ると、ルートや時間を自動的に策定し、タクシーやバス会社に伝えて運行するシステムや、農政関係では鳥獣被害対策のプログラムがありました。猟友会の皆さんが仕掛けた罠にセンサーを付けて、イノシシなどがその罠に入り振動したのを察知すると、猟友会の方のスマートフォンなどの情報端末にメッセージが配信され、自動的に知らせるというシステムで、猟友会の皆さんがそれまで定期的に罠を見回らなければならなかったのが、メッセージが来たときだけ行けばよいということで、労力の削減につながるものなど、様々な展示がございました。その中でありましたのが、スポーツシーンセンシングというシステムであります。このシステムがどのようなものか把握されていますでしょうか。把握されているようでしたら、御説明いただけますか。

**○教育部長（鶴窪誠作）** スポーツシーンセンシングシステムとは、最新技術を用いて選手やチームの動きを測定し、数値化、可視化することで、パフォーマンスの向上を図るシステムと認識しております。例えば、軽量の端末を腕や頭部などの身体に装着することで心拍数、走行距離、消費カロリーなどを測定でき、その解析を通じて、より質の高いトレーニングに取り組むことが可能となり、また、試合や練習の映像解析を通じてチームの戦術に活用されていると聞いております。

**○3番議員（西田義哲）** ありがとうございます。今、説明いただきましたスポーツシーンセンシングシステムなんですけれども、単刀直入にお聞きしたいと思うんですが、現在、整備されているサッカー・多目的グラウンドに、このシステムを導入するお考えっていいのではないのでしょうか。

**○教育部長（鶴窪誠作）** スポーツシーンセンシングシステムにつきましては、現在のところ、導入の予定はありませんが、映像やデータを可視化する先駆的なシステムであると認識しておりますので、今後、本システムについては調査、研究してまいりたいと考えております。

**○3番議員（西田義哲）** ありがとうございます。調査、研究ということなんでしょうけれども、厚かましいようなんですけれども、すぐに導入することっていいのでしょうか。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 今後、システムの詳細や費用面について調査を行い、導入の可否について検討してまいりたいと考えております。

**○3番議員（西田義哲）** かかる費用が大きい小さいかというだけでは浅はかだと思われるかもしれませんが、このシステムを導入することで、もしかしたらJ1のチームが活用してくれるかもしれません。J1のチームがキャンプ施設として、今度供用開始されるサッカー場・多目的グラウンドを使うことがあれば、市民の皆さんが植えた天然芝のテレビに映る回数も増えると思いますし、J1チームとJ2チーム、そして、J3のチーム、それぞれがキャンプを行ったときの経済効果っていいのは差があると思うんですけれども、そのような

数値をお持ちでしょうか。

**○教育部長（鶴窪誠作）** それぞれの経済効果の数値は持ち合わせておりませんが、Jリーグの人気チームが来ることで、ファン、サポーターの来場者が増えることが予想されるところでございます。

**○3番議員（西田義哲）** J2よりはJ1のチームが来た方が、やっぱり経済効果っていうのは大きいのかな。数字を持っていませんので、私も、何とも言えませんが、導入の価値はあるのではないかとこのように考えております。他の自治体でこのようなシステムっていうのを導入している自治体っていうのはあるんでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** 今、御指摘の、そして、質問いただきましたこの件については、私も実際、バスケットボールの動きをこの5Gを利用したスポーツシーンセンシングシステム、見て、すばらしいなと、つまり、目からうろこと言ったのはその点であります。鳥獣の被害状況のシステムも、菜の花マラソンのシステムの構築についても、様々なところで、今後、新たなスポーツ合宿の誘致においては必要なことだろうと思います。つまり、費用対効果、これを導入することで指宿市での合宿が増える。そして、農業における鳥獣害の被害が少なくなる。様々なことを考えた上で、先ほど申しました費用対効果、それを考えた上で、恐らくは近い将来、このシステムというのはどうしても必要になってくるという時代になろうかと思っております。野球場の改修もありますけれども、その野球の合宿にも役立つ、そのための経済効果がどのようになるのか、いうことを含めた上で、様々な検討を加えながら、このシステムについての導入を検討してまいりたいと思っております。

**○3番議員（西田義哲）** ありがとうございます。市長から心強いお言葉をいただきました。今回のこのシステムにつきましては、私だけではなく、他の議員からも同じような考えをお聞きしております。今回、導入について調査、研究すると前向きな回答をいただけたと思っております。多額の公費を投入して整備される施設でございます。現在、コロナウイルスの影響もあり、思うような活動を展開できていないかもしれませんが、やまない雨はないと言いますので、造って良かったと市民に納得していただけるような施設の運用が図られるよう、様々な形で積極的な取組をしていただけることを期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（木原繁昭）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 0時59分

**○議長（木原繁昭）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、高田チヨ子議員。

**○16番議員（高田チヨ子）** 皆さん、こんにちは。公明党の高田チヨ子です。今、私がしているこのマスク、これは実は、昨日送られてきました。障害者施設の方が作ってくださったと

ということで、公明党のロゴ入りマスクでございます。今日はこのマスクをして、元気いっぱい、質問をしてみたいです。よろしくお願いいたします。

菅内閣が発足しました。総理は国民のために働く内閣と打ち出しました。この言葉どおり、国民のために仕事をする内閣として期待したいと思います。新型コロナウイルスの感染でお亡くなりになられた方や、感染された皆様へ心より御冥福を申し上げますとともに、お見舞いを申し上げます。また、終息に向け、昼夜を問わず当たられている関係者の皆様、本当に御苦労様です。これからも頑張ってもらいたいと思います。嬉しいことに、最近、新型コロナウイルスの感染が少しだけ減少してきたように感じられます。1日も早い終息を願っています。また、台風10号は皆さんいかかでしたでしょうか。特に農家の皆さんは大変だったと思います。被災された方に心からお見舞いを申し上げます。また、避難所運営に当たられた執行部の皆さん、3密を守りながらの運営は大変だったことと思います。また、災害対策に当たられた皆さん、本当に御苦労様でした。また、ありがとうございます。予報では、今までに経験したことのない、最大瞬間風速80mの強風が吹くということで、避難された方がいつもより多かったのではないのでしょうか。私も始めて避難をしました。結婚してから、指宿で初めてホテル泊をしました。家と違い、食事の準備もせずに美味しい御馳走が食べられ、とても嬉しかったです。さらに、Go Toトラベルが使えるとのこと、安くて泊まることもできました。今回はホテルに避難された方も多かったと聞いています。いつもと違う環境の中で、たまにはいいもんだなと思うことでした。ただ停電にはなりましたが、とてもいい経験になりました。

それでは、一般質問を行います。

まずはじめに、安心・安全な生活のために、新型コロナウイルス感染症に係る対策についてお伺いいたします。1人10万円の特別定額給付金について、いただいた方は、この10万円の支給にありがたい、ボーナスを貰ったような感じを受けたと、とても喜んでいました。6月議会の一般質問に引き続き、昨日も同僚議員が質問をしていたようですが、この給付金は、4月27日までに生まれた子供という期限がありました。この期限についてはもっと検討する必要があると思います。他市の状況を見ても、対象外となった新生児に対して支給するように決めた自治体もあります。そこで、お伺いいたします。特別定額給付金の対象外となった4月28日以降に生まれた新生児についても、同等の新生児臨時特別定額給付金を支給できないのでしょうか、お伺いいたします。

2点目に、子供たちの遊びについてお伺いいたします。指宿は、皆さん御存知のとおり、海に囲まれた町です。でも、残念なことに、全て遊泳禁止になっています。海に入ったことがないという子供もたくさんいます。でも、子供たちは水遊びが大好きです。こんな子供たちのために、いつでも水遊びができる場所があるといいと思います。お盆に孫を連れて、家族で池田湖畔に遊びに行きました。9時30分から16時30分まで、日焼けをして真っ赤になり

ながらも、心おきなく水遊びを楽しんでいました。特に今年は例年にない猛暑の日が続き、おまけにコロナも重なり自粛生活を強いられて、外で遊ぶこともままならない日々が続いていました。そんな中での久しぶりの外出。おまけに大好きな水遊びができ、大喜びの子供たちでした。それでは、お伺いいたします。いつでも水遊びができるようにできないか、お伺いいたします。

3点目に、指宿市の未来のためにお伺いいたします。山川の学校再編のために、4校が大成小学校に統合されることが決まっています。あとの3校は廃校になるわけですが、学校の跡地利用について考えていることがありますでしょうか。もちろん、今は統合することに一生懸命だということはよく分かります。しかし、いざ廃校になってから考えるのでは遅いのではないかと思います。そこで、お伺いいたします。現在、どのようにしようという計画はありますか。何か予定があるのでしょうか、お伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

**○市長（豊留悦男）** まず、安心・安全な生活のために、新型コロナウイルス感染症に係る御質問でございます。6月に続き、9月でも、複数の議員から同じような質問をいただきました。この質問をいただき、さっそく担当課には検討をし、予算的なものを講じる、その手立てを考えてほしいという指示をしてあります。いち早く、私ども指宿市もやれるところはやるということで検討してまいりました。本市におきましても、その給付の形式を考えながら、この給付について、既に検討しておりますので、今しばらく時間をいただきたいと思っております。

次に、水遊びができるような場所、子供たちが安心・安全で遊べるような場所の確保、この件につきましての質問でございます。梅雨が明け、そして、太陽が照りつける頃、よくテレビのニュース等で、特に鹿児島県の中央公園のあの水辺で遊ぶ姿がテレビに映し出されております。今年も複数の子育て世代の親から、中央公園みたいに水で親しめるような、そういう場は造れないか、という声もいただいたところでもございます。現在、整備中のサッカー場や周辺において、また、今後整備予定の公園等において、水遊びができる施設や屋外プールの計画というのは、現在、ないところでございますけれども、やはり、こういう気温、気候状況の変化に応じて、その整備というのは急がなければならないと思っております。一方、現在、指宿港海岸において、国直轄の防災事業が展開されております。一部開業ののち、あの海岸に行きますと、子供たちが海辺で遊んでいる姿もあります。指宿の姿というのは、子供たちが浜辺で海岸に親しみ、そして、海を楽しむというのが本来の指宿の姿であつたらうと思っております。海岸の利活用の例として、水辺で遊べる海水浴、ビーチスポーツ、マリンスポーツの意見も寄せられているところであります。今後、水遊びの場所、海で親しむ場所として指宿港海岸の利活用を検討していきたいと思っております。併せて、公園等において、子供たちが安全に水で遊べる、親子で遊べる、友達と遊べる、そのような整備、可能かどうか、これも検討をしていきたいと思っております。

以下、いただきました質問は、担当部長等がお答えをいたします。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 廃校となる山川地域の小学校の跡地利用についてであります。来年3月末で廃校となる山川小学校、徳光小学校及び利永小学校の跡地活用については、指宿市望ましい学校づくり調整会議山川中学校校区会議での調整項目の一つとして協議をしております。今後は、地域による活用要望調査、行政による活用希望調査、必要に応じ、企業提案を実施するなど、跡地利活用について検討することとしております。

**○16番議員（高田チヨ子）** それでは、2回目の質問に入ります。

新生児臨時特別定額給付金については、検討をしているということですが、特別定額給付金と同等の金額で支給できないでしょうか。そして、支給するとしたら、いつまでに生まれた出生児を対象とするのでしょうか。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 金額や支給対象者につきましても、他市の状況等を踏まえながら、具体的な内容等も含めて、制度を現在、検討しているところでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** ありがとうございます。よろしく願いいたします。

他市の状況を踏まえながらということでした。それで、他市を調べたところ、結構、もう支給するところが決まっているというのがたくさんありました。日にちも3月31日、若しくは4月1日に生まれた子供さんまでとしているところもあります。それでは、市長にお尋ねいたします。他市と同じように、4月27日生まれの出生児と同級生を対象として支給することはできないでしょうか、お伺いいたします。

**○健康福祉部長（西浩孝）** ただいま議員がおっしゃいましたような形でやりたいと、そのための予算措置とか、支給日等の検討を、今、しております。やはり本市も、他市と比べて、指宿が遅れている、または、劣るような事業として実施、つもりはありませんので、御安心いただければありがたいと思います。

**○16番議員（高田チヨ子）** はい、よろしく願いいたします。

次に、葬祭場に対する対応について、お伺いいたします。新型コロナウイルスが発生して以来、医療現場の方はもちろんのこと、葬祭場の方もどのような対応をすればいいのだろうか、一生懸命悩みながら取り組んできているとお聞きしました。クラスターが発生してからはなおさらのことです。死亡者が出たら、どのような対応をすべきかなど、いろんな話を葬儀場の方にお聞きしました。そこで、お伺いいたします。葬祭場に対しての対応について、どのようなお考えがあるか、お伺いいたします。

**○市民生活部長（鶴本八郎）** 亡くなられた方がコロナウイルス感染症であった場合は、医療機関は保健所へ報告するとともに、納体袋に納めるなど、感染対策を講じた上で、御遺族、または、葬祭事業者に御遺体を引き渡すこととなります。

**○16番議員（高田チヨ子）** 今、納体袋に入れてっていうことでしたけれども、死亡者が出た場合、葬儀場では一番そのところが心配なさっていることとございます。本当に葬祭場に

どのようにして運び出すのか、もう1回、お伺いいたします。万が一、死亡者が陽性だったとしたらどうなるのでしょうか。

**○市民生活部長（鶴本八郎）** 亡くなられた方が陽性であった場合は、医療機関で納体袋に納めるなどの感染対策が講じられますので、その後の感染リスクは低いとされておりますが、御遺体の搬送や通夜、葬儀を執り行う際も、感染対策を講じる必要がありますので、通夜や葬儀を執り行うかどうかなど、御遺族と葬祭事業者で協議されるものと考えているところで。

**○16番議員（高田チヨ子）** それでは、病院にいるときに、まだ陽性なのか陰性なのかはつきり分からない、そういうグレーゾーンの死亡者の方もいらっしゃるのではないのでしょうか。そうした時に、葬儀に参列された方もうつってしまう心配がある。その心配をなくすために、検査中のときには陽性とみなして葬儀をする方がいいのではないかと思います。どうでしょうか。あくまでも感染を避ける立場で、そして、命を守るということに徹することが大事ではないのでしょうか。よろしくお伺いいたします。

**○市民生活部長（鶴本八郎）** 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドラインが国から示されており、県を通じ、医療機関等へも周知が図られており、新型コロナウイルス感染の検査を受けて、結果が判明しない段階で亡くなられた方につきましても、葬祭事業者や火葬場は感染の可能性があるものとして、感染予防の対応を講じる必要があることから、医療機関、若しくは保健所からその旨を御遺族、又は葬祭事業者に伝えていただくべきものと認識しております。

**○16番議員（高田チヨ子）** よろしくお伺いいたします。一番、葬儀場の方が心配しているところだったので、どうかよろしくお伺いいたします。

それでは、陽性患者の対応についてお伺いいたします。本市では、PCR検査に対して、1人1万円の助成をすることが決まりました。本当にありがたいと思えました。これで検査を受けやすくなりました。そこで、お伺いいたします。検査をした結果、陽性が確認された方は、希望どおり医療機関や療養施設などに振り分けられるのでしょうか、お伺いいたします。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 新型コロナウイルス感染症の陽性確認がされた場合は、重症者は設備の整った感染症指定医療機関、無症状者は宿泊療養施設など、陽性者の症状に応じて県が振り分けをしており、本市への情報提供はございません。しかし、家族構成や家庭の状況などにより、特殊な事情がある場合も想定されることから、できるだけ個人の希望に沿った対応していただけるよう、県へ要望をしているところでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** 県からの要請ということですがけれども、個人の希望に沿ってするという、今の答弁でした。

それでは、本市では医療センターの病床については、入院できるベッド数が4床だと思っ

ていますが、それで足りるのでしょうか。現状はどうなっているのでしょうか。また、それで足りているのでしょうか。クラスターが発生してから急激に増えてきたので、市民の皆様も心配をしていると思います。最近になって患者が少なくなり、良かったと思っていますが、まだまだ終息したかどうか分からないので、お伺いいたします。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 医療センターの感染病床につきましては、4床のまま変更はございません。しかし、新型コロナウイルス感染症の患者受入のため、一般病床の一部を陰圧装置を備えた病床に改修をしており、8月のクラスター発生時には多くの患者を受け入れたと伺っているところでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** 今のところでは、病床は足りているということですね。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 現在の医療センターの体制では、20名程度までは対応が可能であるということをお聞きしているところでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** それでは、もうこれから出ないことを願っていますが、もし出たとしたら、また、対応の方をよろしくお伺いいたします。

それでは次に、ごみ出し事業についてお伺いいたします。このごみ出し事業については、3月議会、6月議会に続いて3回目の質問となります。6月には、福岡の夜間収集についてもお伺いいたしました。これはなかなか難しいのかなとも思います。福岡の議員に聞いても、何年もかかった、この夜間収集するまでには相当な時間を要したよということもありました。それで、今回はもう本当に、しつこいなと思われるかもしれませんが、戸別収集について、再度お伺いいたします。本市はますます高齢化が進んでいます。そのような中、ごみ出しをすることが困難になっている方がどんどん増えているのではないのでしょうか。何よりも、高齢者の方の命には代えられません。ごみをステーションまで持って行くのに道路を横断しなければならない方もたくさんいらっしゃいます。もしも交通事故に遭われたらどうしようと思うと、身が震える思いがします。とても危険なことだと思います。また、ごみステーションが遠いために、つつい溜めてしまって、ごみ屋敷になっている方もいるようでございます。このような方をなくすためにも、是非、戸別収集をしてほしいと思いますが、どうでしょうか、お伺いいたします。

**○市民生活部長（鶴本八郎）** 高齢化が進む中、高齢者に対するごみの戸別収集は必要なことと認識しております。ごみの戸別収集については、様々な検討課題があるところであり、事業を実施するためにはごみ出し支援が必要な高齢者を抽出し、制度の利用を促し、廃棄物の収集、高齢者福祉、自治会等の各関係機関の連結が不可欠であろうと考えております。このようなことから、地域を活用した仕組みづくり等が考えられるところでもありますので、実施に向けた検討を関係各課と連携し、早急に行ってまいりたいと考えております。

**○16番議員（高田チヨ子）** ありがとうございます。今、実施に向けた検討をという御答弁をいただきました。それでは、このことについて、市長にもお伺いしたいと思います。通告の

打ち合わせをする中で、戸別収集についての積算はしたことがないということでした。高齢者を守るためにも、戸別収集について積算をし、どういうふうにするか、検討を試みたらいいのではないかと思います。市長、どうでしょうか。お伺いいたします。

**○市長（豊留悦男）** 今、大きく地域社会が変わってまいりました。高齢者が増えるにつれて、地域での生活というのが大変やりにくくなっているというのも事実であります。私は1期目の公約の中で、変えるというキーワードで、市役所の職員の地域で生活する1人の市民として、地域貢献制度の導入を図りたいという提案を議会にいたしました。様々な議論があり、実現はできませんでしたけれども、やはり、市役所の職員であると同時に、1地域人として、困っていることがあったら地域での奉仕活動、貢献活動をやるべきだという観点から、この制度を導入したいという提案をしたわけでありまして、残念ながら実現しませんでした。1期目、2期目、3期目の公約というのは継続しているだろうと思います。先日、地方紙の中で、伊佐地区のUという職員のことが紹介されておりました。私と同級生であります。彼は山野という大口の離れた地域で住んでいる。その方は若い頃から、これから高齢者が増えて大変なのということで、通勤途中にトランクにごみ袋を積んで、そして、タヌキやイタチが交通事故で亡くなっていたら、それを1匹ずつごみ袋に入れて通勤する男でありました。先日もそのことが地方紙のある一面に載っておりました。ごみの収集はもとより、できないとしたら、一人一人が、市役所OBでありますけれども、頑張っけて地域のために、地域の高齢者のためにやるべきだというような記事でありました。70となろうとする、その時にも、まだ頑張っけてくれているのだなということで、本当に感心をするともに敬意を表したところであります。やはり、指宿市の職員が地域で生活する以上は、地域の課題、それを解決するために、できる職員ができるところで、ごみ収集を含めて、できるような体制を再度構築する提案をしてみたいと思います。戸別収集もですけれども、お互い両隣が助け合えるような、共助の精神に基づいた、ごみの収集の課題解決を含めて、今後、取り組んでまいりたいと思います。

**○16番議員（高田チヨ子）** はい、ありがとうございます。是非、お願いしたいと思います。

それでは次に、子宮頸がんワクチンについてお伺いいたします。これも6月にも質問をさせていただきました。その時に、答弁の中で、広報紙に載せませんという答弁でした。最初、広報紙に載っていないと思いましたが。7月号にも、8月号にも載っていない。載せると言ったよなと思いつながら、この子宮頸がんワクチンのことが載っていないんですけれどもって言ったら、載せてありますよという返事でした。再度、家に帰って、7月号を見せていただきました。確かに、7月号に載っていました。この載せてくださったことには、本当に感謝いたします。ありがとうございます。ところがですね、ただ残念なことに、あまりにも小さすぎて見づらいものでした。全然気づきませんでした。どうしてこんなに小さいスペースになったんですかって聞いたところ、質問のあと、広報紙に載せなければいけないということで、

割り込んで載せたため、そういうちっちゃなスペースになりましたということでした。本当にありがたいことではあったんですけども、同じ載せるなら、見る人が分かりやすいように載せてほしいな、そういうふうに思ったんですけども、このことについてはいかがでしょうか。

**○健康福祉部長（西浩孝）** 国の定めのある予防接種はワクチンの種類が多くあり、どの予防接種も対象年齢や接種期間が決められているものであることから、全ての予防接種の必要性を周知しているところでございます。今、御指摘のございましたように、今後も分かりやすい紙面づくりに努めてまいりたいと考えております。

**○16番議員（高田チヨ子）** この子宮頸がんワクチンは、最初にこのワクチンを接種した方が副反応を起こしたという方がいらっしゃり、国としても、また、指宿市としても強力に勧められない、そういうことはよく分かります。でも、いろんな癌がある中で、この子宮頸がんだけがワクチンを接種することで予防できる、ただ一つのワクチンではないでしょうか。そういうことからして、ワクチンを接種することによって予防できるのであれば、副反応の恐れはあるけれども、ワクチンを接種することが大事ではないかなと思います。ちなみに、年間に約1万人が罹患し、2,900人が死亡しているということです。そして、高校1年生にとっては、無料でできる最後のチャンスです。知らずにワクチンを打たなかったということがないようにしてほしいと思います。ワクチンのことを知ったら、あとは接種するかどうか、家族でよく話し合っ、接種するしないを決めていただいたらいいのかなと思います。このことについて、市長、どう思いますか。

**○市長（豊留悦男）** やはり、これまでも議員から、この子宮頸がんワクチンの質問をいただきました。私も、国会論戦を含めて、医者の方の講演も聞きに行きました。1人の若者、つまり、子供を含めた若者を防ぐワクチンであるならば、やはり、この子宮頸がんワクチンの接種というのは、行政としても国としても勧めるべきだという意見もありました。一方では、先ほど申し上げましたように、それぞれの問題もあるのも事実であります。しかし、命を防ぐ、守るという観点では、このワクチンというものの紹介、そして、大切さというのは、市も広報紙等を通じて、広く周知しなければならないと思っているところであります。やはり、今、いただいたような意見を基に、広報の仕方を含めて、今後、検討をしなければならない、ならないというよりも、したいと思っているところであります。

**○16番議員（高田チヨ子）** よろしく願いいたします。通告のあとの聞き取りの中で、3月号には大きく載せますよっていうのもお聞きしておりますので、そのときを楽しみにしたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

それでは、水遊びができるようにできないかについてお伺いいたします。現在、先ほど市長の方からも答弁がありましたが、摺ヶ浜に海岸整備事業が進んでいます。そこが完全にできると、すばらしい海岸になると思って、今からうきうきしているところでございます。

ただ、現状では、山川と開聞にはプールも整備されていますけれども、旧指宿市には民営のプールはありますが、あと、市で大きなプールというのはありません。できれば、いつでも子供たちが水遊びできるような設備ができたらいいと思いますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

**○建設部参与（萩定治）** 先ほど市長が答弁にありましたとおり、現在、サッカー場の整備につきましては、12月の完成を目指して鋭意施工中でございます。現在の計画の中では、サッカー場・多目的広場等に水遊びのできる施設の計画はないところでございます。水遊びができる施設の規模によりますけれども、設置の可否につきましては、今後のそうした多目的広場等の利用状況を踏まえて考えていく必要があるかと思っております。

**○16番議員（高田チヨ子）** 今、多目的広場の方には計画はないという御答弁でございました。私としては、できればこの多目的広場を利用して、何かできないものかな、そういうふうにも思っているところですが、市長はどう思われますでしょうか。よろしくお伺いいたします。

**○市長（豊留悦男）** 多目的広場には様々な子供たちの希望を生かすような、遊具を含めて、その施設を、現在、設置するような計画であります。プールとか、幼児プールみたいな大きなのはできないかもしれません。しかし、噴水とか、川が、いわゆる水が流れるような所とか、経費、つまり、予算等を考慮しながらできる可能性を探りたいと思います。先ほど公園の中で、鹿児島中央公園、あそこは噴水みたいな、そして、水が流れる場所があります。付近の小学生、幼稚園の子供たちが夏になるとあそこで遊んで回っているという、つまり、水遊びという形であります。石橋公園にもあります。つまり、祇園之洲のあそこでの子供たちの様子を見てみますと、本当に水に親しみ、そして、仲間と遊ぶという、梅雨明けのあの様子というのは、指宿市も必要な風景だろうと思っております。今日いただいた議員の質問にどのような形で対応できるか、また、対応できるような工夫をしなければならぬと思っております。多目的広場、それは、マルシェのできる場所でもありましょう。子供たちの遊具も設置される。そして、お年寄りも楽しめる。つまり、言葉のとおり多目的な広場でありますので、その多目的の一つに、子供たちが暑いときに触れ合えるような、そういう水遊びができるような施設の設置というのができないか、検討をしなければならぬと思っております。現在のところ、ありませんけれども、予算、その他を考えながら、設置することができないのかどうか、検討させていただきたいと思っております。

**○16番議員（高田チヨ子）** 是非、考えていただいて、子供たちがいつでも楽しめるような、そういう多目的広場になってほしい、そう思いますので、よろしくお伺いいたします。

それでは、次に、学校の跡地利用についてお伺いいたします。先ほどの答弁で、まだ学校の跡地利用については、まだ考えていない、考えられていないということでした。学校の跡地利用と言っても、いろんな利用の仕方があると思っております。実は2018年5月15日に静岡県島

田市の旧笹間小学校に所管事務調査に行つてまいりました。そこでは、廃校を利用して宿泊施設だとか、陶芸教室だとか、いろんな研修施設にしたりしているところがございます。とってもいい勉強になったところがございます。このように、廃校を利用するということは、いろんなことが考えられると思います。山川には廃校になる学校が3校あります。その中の1校でも、何とかできないかなと思って、今日、提案をさせていただくわけですが、一例として、野菜の貯蔵庫を造ることはできないか、お伺いいたします。これを質問するに当たって、私の近くにいる方が、いつもお話をしてくるんですね。指宿はこんなにしたらいのに、こういうふうにしたらいのに。いつも提案をしてくださる方がいらっしゃいます。その方がおっしゃったんです。このコロナ禍の中、これからどんどん野菜が高騰していくよって。だから、この廃校になった学校を利用して、食糧の供給基地として、この野菜の貯蔵庫を造ったらどうなんだろうかと、そういうふうにご提案をいただきました。この方はですね、世界一周をもう3回されたと言っていました。その3回する中で、いろんなところを見て回り、指宿でもこんなことはできるんじゃないか、あんなことはできるんじゃないか、そういうふうにご提案をしながら指宿のことを考えている、そういうふうにおっしゃっています。確かにその方の話を聞いていると、そうだよ、そういうこともできたらいいねといながらお話を聞いているところですけども、本当にこの貯蔵庫、野菜の収納庫、そういうのができたらいいのかな。そして、この指宿で作られる産物を、この豊富な野菜を、食糧の供給基地に貯蔵しておくことで、食糧難を防ぐことができる。また、そこで働いてもらうこともできる。労働力の確保にも役立つんじゃないと言われてきました。本当にそうだなって思ったんです。それで、今日、こうして質問させていただいているわけですけども、このことについて、どうお考えでしょうか、お伺いいたします。

**○農政部長（田之上辰浩）** 学校跡地を活用して、食糧難等に備えた野菜の貯蔵庫はできないかとの御質問ですが、まず、食糧難等の備えについてですが、最も代表的な例としまして、主食の備蓄、いわゆる政府米があります。また、副菜等につきましては、乾燥野菜、冷凍野菜、缶詰等、様々な備蓄食品が広く市場に流通しております。このように備蓄食品が一般に流通している中で、市内で生産する野菜を貯蔵するとなりますと、乾燥、冷凍、保温等、一定の設備が必要になってくること。そして、何よりも、生産農家が貯蔵用野菜をいかに農業経営に生かしていくかというような課題も出てこようかと思っております。農産物販売や雇用創出の視点も交えた学校跡地利用の御提案でもありますので、今後、周辺農家等も含め、多くの視点を持った地域での話し合い活動が必要になっていくのではないかと考えております。

**○16番議員（高田チヨ子）** 是非、考えていただきたいと思っております。

それでは、知林ヶ島の利用についてお伺いいたします。現在、どのような準備がなされているのでしょうか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 知林ヶ島には遊歩道や東屋のほか、北と南に展望台が整備されて

おります。北展望台からは小島や桜島を望め、南展望台にはチリンズベルが設置されていることもあり、砂州が長時間出現する時期には、多くの方々が自然を楽しみながら島内を散策しております。現在、7月の大雨により、島内で土砂崩れが発生し、島内の周遊ができない状況にありますが、環境省が復旧工事を行うことになっております。そして、ちょうど本日ですけれども、環境省の方と市の職員が現地に行き確認をしているところでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** それでは、過去3年間の渡島者数は年間どれぐらいになっているのでしょうか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 平成29年度が2万4,148人、平成30年度が3万4,349人、令和元年度が3万6,616人となっております。

**○16番議員（高田チヨ子）** だんだんと増えてきているということですね。本当に指宿市にとって、素晴らしい観光スポットである知林ヶ島です。このままにしておくのはとてももったいないことだと思います。今後、新たな整備計画はあるのでしょうか、お伺いいたします。

**○産業振興部長（大迫格史）** 知林ヶ島は自然と人が共生するいやしの島という基本方針のもと、多くの方々に島を訪れていただき、より一層楽しんでいただけるよう、環境省に知林港の改修、渡島者やガイドの簡易休憩所及びトイレの設置などを、国立公園関係都市協議会を通じて要望しているところでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** 以前、私も知林ヶ島に渡り、遊歩道を歩いてみました。最初はどんなところなんだろうと思いながら、わくわくしながら上りました。でも、歩いているうちに、とても残念な気持ちになりました。それは、ここ本当に知林ヶ島なのっていうか、島を歩いているのではなく、山を歩いているんじゃないのかなって思うほど、周りは高い木に覆われていました。途中で灯台もあるんですけども、壊れているのか、上れないようになっていました。この灯台を展望台として活用することができないか、お伺いいたします。

**○産業振興部長（大迫格史）** 知林ヶ島の灯台は海上保安庁により昭和32年に設置されております。指宿海上保安署によりますと、灯台の役割は外観や投光により船舶の航海目標となる重要な施設であり、設置目的及び安全面の観点から、展望台としての活用は難しいとのことでした。灯台につきましては、残念ながら上ることはできませんが、近くまで行ってその外観を見たり、写真に納めたりすることはできますし、島内には南展望台と北展望台もございますので、島内の自然と島からの眺望を楽しんでいただければと思います。

**○16番議員（高田チヨ子）** それでは、島を一周して海が見えるようにするために、木を切ったり、柵を造るとか、そういうことはできませんか。お伺いいたします。

**○産業振興部長（大迫格史）** 知林ヶ島につきましては、令和元年度は1回につき5日間程度かけて8回の草刈りを行っております。ただ、遊歩道の場所からいっても、なかなか草刈りをして展望がいいところはなかなか難しいということがあります。そこで、灯台の先の方が、

ちょっと竹やぶになっておりますけれども、そこについては、以前よりは若干伐採するようにはしております。また、北展望台に行きますと、そこから小島とか桜島とか見えますし、南展望台からは魚見岳もよく見えますので、そういった場所から眺望を楽しんでいただければと思います。

**○16番議員（高田チヨ子）** 分かりました。見えるところで楽しみたいと思います。

最後に、毎日の振る舞い、そして、地道な対話を通していくことが大事であると、この前書かれてありました。私たちの一言一言が大事なんだなと思います。市民の皆様と対話していくと、一生懸命指宿市のことを真剣に考えている方がいらっしゃいます。ある指導者が言われていました。世界地図には載っていない、一番身近な御近所から人間の尊厳と幸福と平和は広がると。これからも市民の皆様の幸せのために頑張りたいと思います。以上です。

**○議長（木原繁昭）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時53分  
再開 午後 2時06分

**○議長（木原繁昭）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、恒吉太吾議員。

**○8番議員（恒吉太吾）** 皆さん、こんにちは。8番、恒吉太吾です。通告に従い、一般質問を行います。

今回は食育の推進とかごしま国体、かごしま大会に関連してお聞きします。本市では食育推進計画を策定し、平成30年には新たに第2次指宿市食育推進計画が策定されました。様々な農林水産物が盛んに生産され、オクラやソラマメは日本一の生産量を誇り、かつおぶしは全国生産量の3割を占め、本枯れ、本節は生産量日本一となっています。一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、小・中学校の臨時休業、外食や宴会の自粛、イベントの中止により、事業者や生産者も大きな影響を受けています。このような中、本市では需要が低迷する農畜産物について、需要を喚起する販売促進キャンペーンが行われていますが、農畜産業だけでなく、水産業やかつおぶし製造業をはじめとした製造業への支援も同様に急務であり、すぐに行っていただきたいと思っています。

まず、食育がなぜ求められているのか、お聞きします。併せて、学校給食などを活用した小・中学校での食育の推進について、取組や特徴はあるのか。そして、コロナ禍において売上が大幅に減少し、深刻な影響を受けている事業者や生産者、製造業者への支援や取組はどのようなものか、お聞きします。

次に、東京オリンピック・パラリンピックの延期が発表され、かごしま国体、かごしま大会の開催も延期となりました。2023年開催が内定している佐賀県は1年延期を発表し、24年開催内定の滋賀県も、先日、1年延期を容認する考えを示しました。この結果、かごしま国体、かごしま大会の2023年開催に向け、進展や方向性が示されたのかお聞きし、1回目の質

問といたします。

**○市長（豊留悦男）** 食育の推進につきまして、なぜ食育が求められているのかという質問でございます。子供たちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくためには、何よりも食が重要であります。食育を知育、徳育及び体育の基礎として位置付け、様々な経験を通して食に関する知識、食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てていかななくてはなりません。近年、食生活を巡る環境は大きく変化し、食と現代人の距離が遠ざかってきているとも言われており、栄養の偏りや食生活の乱れ、伝統的食文化の喪失、食の安全性への不安など、様々な問題が顕在化しております。こうしたことから、食育の取組はとても重要になっているところであります。

次に、かごしま国体の件であります。市としましてもできるだけ早い時期の開催を望んでおりました。佐賀県や滋賀県の御理解はいただけたということですので、それ以降の開催予定県との調整も、今後、必要かと思えます。今後のスポーツ庁、日本スポーツ協会、日本障害者スポーツ協会、鹿児島県の4者協議を見守っていきたいと思っております。なお、鹿児島県においては、かごしま国体の延期を想定して、その代替措置として、競技開催市町への様々な大会誘致を計画していただいているところですので、今後、この大会誘致とともに、かごしま国体へ向けた取組というのでも継続していきたいと思っております。

以下、いただきました質問等につきましては、担当部長等に答弁をいたさせます。

**○教育長（吉元鈴代）** 学校給食等を活用した食育の推進についてでございます。学校では栄養教諭を中心として、オクラ、スナップエンドウ、ソラマメ等の生産者などをゲストティーチャーとした授業を行ったり、学校の調理実習の中で指宿産のオクラを使ったメニューを取り入れ、食育や地産地消の推進等を行ったりしているところでございます。さらに、徳光小学校では、徳光スイカの栽培や収穫を通じた農業体験活動も行っております。また、徳光スイカは市内全小・中学校で給食として提供しております。

**○産業振興部長（大迫格史）** コロナ禍での支援についての御質問でした。水産業につきましては、特にブリ、カンパチ等の養殖漁については、都市部での流通が滞り、出荷ができない状態が続いていることで、餌代等の固定経費の増加や長期間の養殖による魚体の大型化で価格が下落するなどの弊害もあるようであります。このようなことから、今回、地元で養殖されたブリ、カンパチを学校給食に食材として提供する取組を提案させていただいております。また、かつおぶし製造業につきましては、かつおぶし製品やかつおぶし原魚の保管期間の長期化により、製造コストに占める保管料が割高になっていることから、保管料を助成する取組を提案させていただいております。

**○8番議員（恒吉太吾）** 今、いろいろと説明いただきましたが、特に、水産業、かつおぶし製造業の支援は本当にありがたいことと思っております。

見学や体験についてお聞きします。地域の農産物や特産物を誰がどのように作っているの

か知ること、食育では大変大きな効果があるように思っております。顔の見える、作り手が見えることが安心にもつながりますが、市内の小・中学校の児童や生徒、農林水産業、製造工場等での見学や体験の機会がありますか。

**○教育長（吉元鈴代）** 小・中学校のかつおぶし工場などの体験、見学、そして、交流等についてでございますが、田植えから稲刈りまで生産農家の指導を受けながら体験学習を行っている学校や、年間を通してJAの協力を得ながら、スイカの生産について学習している学校もあります。また、うみべの教室として、県水産技術開発センターの協力を得ながら、ワカメの栽培や収穫、魚の捌き方や燻製の体験などを実施している学校や、漁協の協力を得ながらヒラメの放流を実施したり、かつおぶしの入札や工場見学を通してかつおぶし造りについて学習したりする学校など、体験や見学等を通して学習をしております。

**○8番議員（恒吉太吾）** 市内の小・中学校、様々な体験をさせていただいて、ありがたいと思います。やはり、今、言いましたように、誰が作っているというのを見えるっていうこと、とても大事なことで、これは地産地消の中でも大切なことではないかというふうに思っております。本市でもですね、地域の農林水産物利用促進の観点から、地産地消の推進が第2次指宿市食育推進計画の中にあります。学校教育課の調査によりますと、県内産農林水産物の活用割合は重量ベースで24年時点で25%でしたが、29年時点では64.2%と大幅に増加しております。この要因は何でしょうか。また今後、目標数値達成のためにどのような取組を行っていきますか。併せて、地域業者からの仕入れ金額、比率はどうなっているか、お示してください。

**○教育部長（鶴窪誠作）** まず、地元業者からの納入についてであります。学校給食につきましては、毎年、学校給食用物資納入指定業者を募集し、原則、指定した業者から食材を購入しており、令和元年度は市内業者23社、県学校給食会を含む市外業者10社の合計33社を納入業者として指定しております。令和元年度の地元業者からの購入実績は、購入割合35.1%で、金額は約4,746万円となっております。学校給食ではできるだけ市内業者から食材を購入するように努めるとともに、食育の観点からも地場産業の積極的な活用を推進しております。市内業者からの食材購入を増やすため、令和2年度においては納入物資を31に分類し、青果類、肉類、生鮮魚介類など14分類については、市内業者を優先して指定するなど、できるだけ市内業者から食材を購入するよう努めております。今年度は昨年度と比較して、市内業者からは購入割合は若干ではありますが伸びているところであります。今後も市内業者を優先して指定する納入物資の分類を増やすなど、市内業者からの食材購入増に努めてまいりたいと考えております。

**○8番議員（恒吉太吾）** 今、おっしゃったことが、この64.2%と大幅に伸びた要因と思ってよろしいでしょうか。

**○学校給食センター所長（有馬芳文）** 24年度が25%程度、平成29年度が64.2%と、県内産の割

合が大きく伸びているということでございますが、指宿の給食センターにおいては、平成24年の12月から、指宿旬野菜の日という日を設けまして、毎月指宿の特産品であるオクラであるとか、ソラマメであるとか、徳光スイカとかですね、毎月そういった指宿の特産品を使った献立を提供するようにしております。それと、業者から見積もりを徴するときに、県内産であるとか、指宿産であるとか、そういった産地を指定した見積もりを徴するように努めておりますので、そういったことが、県内産が伸びた要因であると思っております。

**○8番議員（恒吉太吾）** 目標数値70%達成のためにですね、是非、今後とも取組、お願いいたします。

特産品の給食での提供についてお聞きします。その中でもですね、かつおぶしはどのように提供されていますでしょうか。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 学校給食でのかつおぶしは、主に主食が米飯のときに提供しており、肉じゃが、筑前煮などの煮物、すまし汁、うどんなどの出汁として使用しているほか、出汁以外ではふりかけ、佃煮、ハンバーグや肉に絡めるソースなどの献立として提供しております。

**○8番議員（恒吉太吾）** 出汁としてもたくさん使っていただいて、また、ふりかけであったりですね、そういった形でも、これからも献立の中で活用していただきたいと思います。

次に移ります。このかつおぶしなんですが、認知度向上やブランド化を図るために、指宿鰹節が令和2年2月に地域団体商標登録されました。認知度向上とブランド化のために、これまでどのような取組を行ってきましてでしょうか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 認知度向上を図るため、平成27年にさつま山川鰹節から指宿鰹節に名称を変更し、平成29年にはロゴマークを作成しております。そして、平成30年には本格的に事業を推進するため、指宿鰹節協会を設立しております。この協会では都市部を中心に認知度向上やブランド化、販売促進に向けた取組を行っております。これまで情報発信の核となる有名シェフと連携したレストランフェアやこだわり層が集う料理教室を開催するとともに、シェフの産地視察やブロガー等の招聘を実施しております。また、セレクトショップや試食販売等を行い、使用拡大にも取り組んでいるところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 今までであれば、そのような取組ができると思うんですが、今、このコロナ禍であります。今までのような従来のキャンペーンができない中で、今、できる取組、PR方法、ついてはどう考えていらっしゃいますでしょうか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 御指摘のとおり、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、これまでの事業がなかなか難しい状況となっております。そこで、事業を見直しまして、コロナ禍においても実施可能で、かつ、事業効果が見込める事業に取り組んでおります。現在、消費需要が増えているインターネット通販を活用した販売推進として、9月から

楽天市場内にある指宿特産品公式モールにおいて、本市産品を3割引きで販売する事業を行っております。また、鹿児島遊楽館などとも、新たな形での本市のフェアの実施について協議を進めているところであります。さらに、指宿鰹節の使用拡大及びPRとして、指宿鰹節を活用したレシピを有名シェフや料理研究家と共同で開発し、インターネットなどにおいて紹介する取組を検討しているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 今しかできないやり方で、是非、進めていただきたいと思います。今みたいに、PCサイトであつたりとかSNSでの発信っていうのも大事なんですが、今の時期だからこそ、この内需と言いますか、地域内で需要を増やすということも重要ではないかというふうに思っています。かつおぶし製造業もですね、大変深刻な状況であります。またですね、先ほどゲストティーチャーの話がありましたが、なかなか子供たち、このカツオ、丸々1本とかですね、かつおぶしを実際見たことがない子というのも、山川の子たち以外は多いのかなというふうに思っております。そこでですね、かつおぶし製造業の方々、生産者の方々や水産加工組合と連携しながら、かつおぶしの製造工程の説明、削り器を使っての削り体験等の出前授業を食育の一環として行い、同時にですね、本枯れ、本節を使いました削り節やおかかパックというのがあるんですが、をご飯にかけるおかかご飯。他にも、削り節をふりかけで食べられるメニューを給食で提供できないでしょうか。市内には、お聞きしましたところ、約3千人の児童・生徒が在籍しております。ブランド化を行っている特産品、指宿鰹節を給食で使用することで、実際に触れる、知る機会ができ、関心も高まってまいります。家庭にも波及し、話題づくりになり、認知度も上がっていきます。この認知度を上げるということはですね、指宿鰹節の信頼性、品質にもかかわる大切な要素であり、そのことがブランド化につながっていくというふうに思っております。11月24日、語呂合わせなんですけど、いい節の日です。その日にですね、出前授業を行い、削り節、おかかパックを提供した給食の提供ができないでしょうか。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 学校給食でのかつおパックの活用については前向きに検討していく考えております。また、おかかご飯の提供につきましては、醤油などの調味料を使用した場合の塩分摂取量の調整も必要になりますので、このあたりも含めて、今後、検討してまいりたいと考えております。

**○産業振興部長（大迫格史）** かつおぶし製造の立場からお答えさせていただきます。まず、かつおぶし関係の見学や体験についての御質問がございましたけれども、山川水産加工業協同組合において、かつおぶしの製造現場や冷蔵、冷凍保管庫の社会科見学、小学校に出向いたかつおぶし削りや茶節づくりなどの出前授業を行っております。なお、昨年度は、小学校6校の述べ168人に対して体験を行っております。それから、給食での利用ですが、指宿鰹節協会では、本市のかつおぶしを地元の主要産品として児童・生徒に知ってもらうため、学校給食で広く活用していただく取組を行っております。昨年度の学校給食では、かつおぶ

し約400kg、なまり節186kgが使用されて、これに係る費用の3分の1を同協会が助成しております。食べるかつおぶしをテーマに新たな事業展開も計画しているところがございますので、おほかご飯など、かつおぶしが分かる献立を提供することは、指宿鰹節の地域内での浸透や食育においても有用であると思っております。

**○8番議員（恒吉太吾）** 是非、実現に向けて取り組んでください。お願いします。

コロナ禍の中で、地域内の需要を喚起し、特産品としての認知度や誇りを高め、すばらしいものがあるという愛着を持つことはですね、今後、手土産にしたり、県外の方に送るといったことで、市民一人一人が営業マンとなりセールスを行うことにもつながってまいります。自分の町や特産品を愛することは、市民のシビックプライドを醸成することにもつながり、情報発信になります。このシビックプライドの醸成こそが、本市が取り組むべきシティプロモーションにもつながってまいります。まず先に、このかつおぶしについてですね、市民が関心を持ち、手に取る機会を多くつくるために、どのような取組を行ってききましたか。また、これから行っていきますか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 地域内の取組といたしましては、山川水産加工業協同組合では、質の良いかつおぶしを手軽に御利用できるよう、道の駅山川港活お海道において、直接販売や卸販売を行っております。指宿鰹節協会では、本市を訪れる宿泊者等に風味豊かな削りたてのかつおぶしを味わっていただくため、市内のホテルに業務用のかつおぶし削り器の購入助成を行ってきております。また、指宿鰹節を使用しているホテルや飲食店の店頭へのぼり旗や看板を掲示していただき、PRを図っているところです。このほか、いぶすき菜の花マラソンやその他のイベントで削りたてのかつおぶし販売や茶節の振る舞いを行っております。さらに、毎月24日には、JR指宿駅でかつおパックの無料配布等を行っており、中でも11月24日には活お海道でかつお節祭りを開催しております。今後もこの取組を継続し、更なる使用拡大や認知度向上に努めてまいりたいと考えております。

**○8番議員（恒吉太吾）** 是非、今後とも取組、お願いします。

広く一般、かつおぶしだけに限らずですね、市民の情報発信やシティプロモーションに関連してお聞きしたいと思います。板橋区では、板橋区版C Iを導入しています。企業戦略として用いるC I、コーポレートアイデンティティの理念を地方自治体に導入し、市民とのコミュニケーション力を向上させていくため、情報発信の統一化を構築することであり、情報発信力を強化し、ブランド化の向上に資することを目的としています。具体的にはですね、各種シンボルマークやロゴ、キャラクター使用基準を統一し、信頼感や安心感を醸成しますが、その前にまず、本市でも様々な部署によってロゴであったりキャラクターが、今、生まれておると思います。例えば、保健センターから来る封筒にはですね、うさぎさんですかね、なんかサチコだったかな、キャラクター、そういったものが採用されておりまして、封筒にまでですね、印刷するぐらい取り入れた理由があるというふうに思っております。今回

はそのことについてはお聞きはしませんが、個別にはですね、今後のC Iへの考えとシティプロモーションに対して、本市の基本的な考えをお答えください。広く全般についてです。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時37分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○市長（豊留悦男） 議員御指摘の、やはり、地元の特産品のPRというのは、指宿市を売るためにも、観光都市指宿としての宣伝にもなりますので、まさしくシティプロモーションの役割というのは大きいものがあるかと思えます。有楽町の鹿児島物産館においても、そして、様々な郷土会の会合においても、一人ひとりが指宿の物産をPRする、その役割を担う必要があろうかと思っております。私の秘書室に行きますと、その棚の中にはいっぱいおのバックが入っております。あと一つは、オクラの漬物、焼酎。つまり、それは何のために置いてあるかという、指宿市をプロモート、つまり、宣伝をして、指宿を売るためのその材料にしているわけであります。きっと山川の加工組合の方々も、私のいろいろな場でのプロモーションの、プロモートのあり方というのは御存知だろうと思っております。今後、今、恒吉議員の方からありましたように、私どももこの食育と絡めて、特産品の販売促進やPRの担い手の1人として頑張っていかなければならないと思っております。どうぞ議員の皆さんとともに、このPR、販売促進の担い手の1人として頑張っていければと思っております。

○8番議員（恒吉太吾） 休憩をとらずに、是非、今、市長がお答えいただいたようなですね、答えをいただきましたかったので、ありがとうございます。

次の質問に入ります。かごしま国体、かごしま大会は本年10月開催予定でしたが、延期になりました。宿泊キャンセルの影響の声もお聞きします。2020年に予定されていたかごしま国体、かごしま大会でしたが、期間中の宿泊キャンセル人数と、もし仮に開催されていた場合、経済効果はどれぐらいあったのでしょうか。

○総務部参与（下吹越寿） かごしま大会及び障害者スポーツ大会が行われる予定であった期間中の市内宿泊施設への選手や監督、大会役員、観客等、延べ宿泊者数は約1万6千人を想定しておりました。なお、鹿児島県観光統計を参考に算出した数値に基づいた試算によりますと、宿泊費や交通費、飲食費、土産代等を含めて、約4億4,000万の経済効果を見込んでいたところでございます。

○8番議員（恒吉太吾） やはり、大きな経済効果、そして、キャンセル人数だと思います。そのような中ですね、それだけではありませんが、大幅に宿泊者、減少しております。さらに、これから厳しい状況が予想される中で、これからどのような支援とか対策を行っていくお考え、ありますでしょうか。併せて、いぶすき観光デザイン、委託したままのですね、大

切な大切な大切な3,200万円、クーポン付き宿泊事業と宿泊減緊急対策事業、延期発表からもう半年経っていますが、これ何か、産業振興部なり事業を行った実績とか報告のですね、連絡来ていますか。何か行っているんですかね。

**○産業振興部長（大迫格史）** まず、いぶすき観光デザインの件でございますけれども、国が4月16日、全国に緊急事態宣言を発令いたしました。不要不急の外出自粛要請がなされたことから、宿泊減緊急対策は当面の間、延期することとなったところでございます。その後、5月14日に緊急事態宣言は解除されましたが、宿泊事業者との意見交換会の中で、まず実施すべき対策は感染拡大防止対策であり、今はまだリスクの高い誘客キャンペーンを実施する時期ではないとの意見が出されたところでございます。また、その後も市内宿泊施設の営業自粛が続いていたこと、さらに、7月17日に開催されたいぶすき観光デザインの理事会において、今、実施する必要性はないという意見があったことから、実施を見送り、時期をうかがっていたと聞いております。そして、いぶすき観光デザインが再度、8月末に宿泊事業者との意見交換を行ったところ、市内でクラスター発生によるキャンセルが相次ぎ、厳しい状況が続いてはいるものの、市内宿泊施設の安全対策も進んできていることから、安心して旅行ができることを広くPRすることと、併せて宿泊減緊急対策の早急な対応についての意見があったので、今後、具体的な実施に向けた取組を進めるところであると伺っております。また、市としましては、コロナの防止のための補助制度、それから、発生時の補助制度を設けております。今回、このデザインの事業が動き出しましたら、それと併せてまた観光事業者とも協議を進めながら、新たな取組について検討していきたいと考えております。

**○8番議員（恒吉太吾）** 是非ですね、いぶすき観光デザインの動きを待つのではなく、観光課独自です、何か支援策、打てないでしょうか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 市の方では、先ほど申し上げましたけれども、コロナの補助制度等を実施しているところでございます。デザインがこの3,200万円事業等を進めますけれども、その状況を見ながら、また、コロナの状況も見ながら、どのような施策がいいのか、協議をしつつ取り組んでいきたいと思っております。

**○8番議員（恒吉太吾）** 是非、迅速な、早急な対応、お願いしたいと思います。

併せまして、これからのシーズン、例年ですね、教育旅行、修学旅行、これによって本市を訪れる小・中学校、高等学校も多いと思います。どの学校もですね、行き先の変更や見直しが検討されている中で、お隣の南九州市では誘致促進のためにバス1台につき2万円を助成する事業というものがあります。まず、本市はどのような誘致活動やPRを行っていますか。あと、市外の学校の動向、どのような傾向にあるのか、把握されていれば教えてください。もう1点、指宿市の小・中学校のこの修学旅行の対応と言いますか、協議、どのようになっているか、把握されていたら答弁お願いします。

**○観光課長（上川床聡）** 修学旅行等についての御質問でございます。新型コロナウイルス感染

症の影響により、インバウンドはもちろん、個人や団体旅行需要の回復がなかなか見通せない中、この教育旅行の誘致が非常に効果的であるというふうに考えております。先ほど議員からもございました、各自治体の方での施策を打っているのと同様に、先般ではございますけれども、本市の魅力の一つでございますそうめん流しの食事代金を補助する事業並びに教育旅行でニーズの高い体験型学習を提供する指宿大好き体験の利用料、これを補助する事業を実施しているところでございます。そしてまた、現在の学校の振り分け先と申しますか、そちらの方は、やはり、それぞれの都道府県におきましては、それぞれの都道府県の中での修学旅行というのがだんだん主流になってきているようでございます。鹿児島県におきましても、そういうような形で、県外の修学旅行を計画していた学校も、県内ですね、修学旅行の方に振り向くような形に、現在、なっているというふうに聞いております。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 市内の各小学校の修学旅行の現状についてであります。隔年で実施するため、今年度実施しない池田小学校を除き、指宿市内の全小・中学校が修学旅行を実施の方向で検討しております。小学校では全て旅行先を県内に変更しております。また、中学校も、現在2校が県内に変更し、残り3校も県内での実施を視野に入れて検討しているところであります。

**○8番議員（恒吉太吾）** 例えば、丹波小学校、今、部長からありましたように、やはり、県内の方、鹿児島、霧島か、若しくは指宿市内での宿泊ということを考えていることで、今も実施期間についても、まだ協議中ということではあります。もしですね、実施になった場合でも、新型コロナウイルスの感染拡大によっては急きょ中止になることもあると思いますが、そのような場合ですね、もし直前であれば旅行代金のキャンセル料というのがどうしてもかかってまいります。保護者負担がないようにですね、市として、このキャンセル料を負担する考えはないでしょうか。仮に中止になった場合です。いかがですか。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 修学旅行がキャンセルになった場合のキャンセル料につきましては、9月議会におきまして、キャンセル料について市が補助するという事で予算計上させていただいております。

**○8番議員（恒吉太吾）** 是非、負担がないようにですね、審議していきたいと思っております。

今、ありました、宿泊を伴う教育旅行への支援制度、指宿市の場合はそうめん流し食事代金を助成し誘致を行うということでしたが、以前、金額については我々にも説明があったと思うんですが、想定する人数ですね、何名分を想定して助成するのか、もう一度、申し訳ないですが、金額と併せてお答えください。

**○産業振興部長（大迫格史）** そうめん流しの食事代金補助につきましては、市営唐船峡そうめん流しのB定食の料金1,370円を上限とし、約3千人の利用を見込んだ530万円の予算を計上しております。また、指宿大好き体験の利用料補助につきましては、一律1千円の補助とし、約2,500人の利用を見込んだ300万円の予算を計上しております。

○8番議員（恒吉太吾） 3千人ですね、相当な数でございます。その中でですね、今回の、今おっしゃいました助成対象となるそうめん流しで、教育旅行を使って児童・生徒に対してこの助成するということなんですけど、ここでもですね、先ほどから申してます特産品の認知度向上によるブランド化を図るためにですね、コロナ禍で深刻な影響を受けている生産者や事業者への支援策として、市営唐船峡そうめん流しで本枯れ、本節を使用した茶節を提供することができないでしょうか。

○開聞支所長（今村将吾） 本市の観光産業の一翼を担わせていただいております市営唐船峡そうめん流しにおきましても、コロナ禍の中、そして、その終息も見据えた上で、当施設のPRはもちろん、本市の特産品のPRや情報発信について、可能なことについては取り組みたいと考えております。ただいま議員から御提案があった件については、指宿鯉節をPRする目的で、できましたら、山川水産加工業協同組合に協力をいただき、茶節を無料で提供する方向で検討してまいりたいと思います。

○8番議員（恒吉太吾） 3千人、想定していればですね、教育旅行を活用して広くこの認知度向上、情報発信を行うことができますので、是非、御協力を仰いでいただきたいと思いません。

関連しまして、国のG o T oキャンペーンも始まり、10月1日以降、旅行代金の15%相当の地域共通クーポンが付与されますが、市営唐船峡そうめん流しや砂楽も取扱店舗として参加登録申請を行っていただけますでしょうか。

○産業振興部長（大迫格史） まず、砂楽からお答えさせていただきます。地域共通クーポンの配布方法につきましては、紙クーポン、若しくは電子クーポンとなっております。砂むし会館砂楽につきましては、現在、ポスシステムを導入しておりますので、システム対応が可能であるか検討しているところでございます。なお、市ではキャッシュレス決済の導入について、関係課で研修を24日に行うことになっており、これに砂楽も参加をいたします。これらを踏まえて検討していくと聞いております。

○開聞支所長（今村将吾） 市営唐船峡そうめん流しにおきましても、地域共通クーポンの利用対象事業所であることは確認できております。今後、登録申請については取り組んでまいりたいと思います。

○8番議員（恒吉太吾） 是非、検討していただいて、取り組んでいただきたいと思いません。

少し唐船峡そうめん流しについてお話ししてもいいでしょうか。市営唐船峡そうめん流しからの情報発信力の高さはこれまでも認識されています。情報発信することで、特産品への関心や認知度もますます高まります。食べたのがですね、美味しかった。買って帰りたいとなりますとですね、今は力を入れていない、売る気がないように見えてしまうお土産売り場も、かつおパック、茶節のSUB SOUP、山川漬けやオクラ漬けなどの地元の特産品を陳列し、そうすることによって手に取り、買ってもらえる機会も今より格段に増えるので

はないでしょうか。このコロナ禍は危機的状況ですが、生産者や事業者をしっかりと支援し、市営唐船峡そうめん流し自体も大きく変革するチャンスと捉え、新たに茶節をメニューに加えたり、他のメニューの開発や改善、お土産売り場の大幅な刷新、営業時間や定休日などを含めた改善について考えていただきたいと思います。もう一度ですね、市営唐船峡そうめん流しのブランド力を高めるためにも、しっかりとブランディングを行う必要があります。また、今後、このそうめん流しについては改めて質問の機会をいただきたいと思います。

次に移ります。次に、国体・スポーツコンベンション推進室についてお聞きします。国体、スポーツ大会の延期により、早くも3年後の開催になりました。推進室職員数も大幅に削減、室長も兼任となりました。お聞きします。今の推進室の役割は何なのか。また、この人数で果たして足りているのか、お聞きしたいと思います。併せて、室長の兼任について、産業振興部内の参与や課長ではなく、なぜ、総務部参与がわざわざ部を跨いでまで兼任しているのか、その理由をお聞かせください。

**○総務部参与（下吹越寿）** 国体・スポーツコンベンション推進室の役割等でございますけれども、同室は国体及び障害者スポーツ大会の開催に係る運營業務全般を担当する係と、本年4月に立ち上げたスポーツコミッションいぶすきを軸とした合宿やキャンプ等の誘致及びイベントの開催を担う二つの係で構成されておりました。御存知のように、同大会等、国体も含めて大会が、本年度開催については延期が決定したことから、予定されていた競技運営や競技施設整備に関する業務及び選手の輸送・交通・宿泊・医事に関する業務等が中止になったところでございます。そういうこともありまして、再編して、今、1課に、1係としてなっておりますが、現在のところは、先ほど申しましたように国体関連業務が、計画していた業務からかなり減っておりますので、現在のところは、県との調整、運営交付金事務の実績報告書の作成や合同配宿業務委託事務の精算業務、また、後年度開催予定市との連絡調整等などを行っているところでございます。

**○総務部長（中村孝）** 今回の人事配置でございますけれども、国体・スポーツコンベンションにつきましては、先ほど参与の方が言いましたけれども、今年度の部分につきましては中止ということでございます。その中で、新型コロナウイルス感染症の影響等もありまして、鹿児島国体、延期とも併せて、市の全体の業務量というものをですね、組織の中でですね、再配置等を勘案をしまして、今回は業務量に合わせて人員の配置を行ったところでございます。兼務につきましても、限られた人材の中で、総務部参与の方には国体・コンベンション室の方も担っていきたいというようなことで、職員配置を行ったところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 今、総務部参与の方の答弁でありました、スポーツコミッション、これも兼任ということなので、三つ兼任という形よろしいでしょうか。

**○総務部参与（下吹越寿）** 国体・スポーツコンベンション推進室は先ほど私の方から答弁させていただきましたが、二つの係、ございました。大きく言うと国体業務の方と、スポーツコ

ミッションの部分がありますので、そこが統合されたということで、当初から、兼務を拝命したときから、二つの業務は所掌しているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 私も以前、平成29年の4月定例会でしたかね、スポーツコミッションについては、是非、創設していただきたいとお願いをして、まさに実現したわけでありませう。私が質問したときから、このスポーツコミッションって約3年経つんですが、どのような変遷があって、当時のスポーツコミッションと今のスポーツコミッションっていうのは、また、違ってきているのかなというふうに思うんですが、考えに変わりがあるのか。併せてですね、S C Iとは何を目的に設立されたのか、再度答弁をお願いします。

**○総務部参与（下吹越寿）** スポーツコミッションですから、スポーツを通じた合宿やイベント等の誘致を軸とした形での業務になります。先ほどの繰り返しになりますけれども、そういうスポーツコミッションいぶすきを立ち上げて、そこでの一緒になって、合同になって、誘致や、合宿を誘致していくということになります。

**○8番議員（恒吉太吾）** 答弁なかったもので、スポーツコミッションについては当時と変更がないということによろしいわけですね。

では、次に行きます。であるならばですね、その時の答弁で、誘致に関しては産業振興部が行う。スポーツ単体に関しては教育部が、教育委員会が行うという答弁が、当時、ございました。これまではですね、別々の組織が行っていたわけなんですけど、このS C Iをつくることによって、そこが解消されるのかなというふうに思っているんですが。では、教育部局、教育委員会はこのS C Iの三部会の中のどこを担っていかれる御予定でしょうか。今、答弁があって、変更がないということでしたので、質問をさせていただきます。

**○市長（豊留悦男）** 大変御心配をおかけをしております。国体の延期に伴う組織の再編というのは急務でありました。あと一つは、コロナ対策という意味で、その部屋を充実させる意図もあったところでもあります。コロナ対策室というのは、春の大型連休を含め、土日、夜まで健康増進課長がその任を担っておりました。無理をしないでくれということで、私は時々、その労を労っていましたけれども、やはり、課長職じゃなくて専門職、専門の部として、産業振興部の参与を充てたところでもあります。県の保健所との連携、そして、それに対する市の様々な機関との連携、医者との連携、多くの業務がありましたので、新たな室として、その役割を果たすためには人員配置が必要でありました。スポーツコンベンションにつきましても、サッカー場を含め、野球の改修を含め、陸上競技、高校の駅伝、それから、中学校の駅伝、様々な教育委員会の行事を含めて、スポーツ交流によって指宿を元気にするための、その起爆剤として頑張っていたためにコンベンションというのを作りました。今回のコロナ禍において、なかなかその目的は達せているとは言えませんが、よくその部は頑張っております。やはり、議員が御指摘のとおり、この初期のスポーツコンベンションの役割を果たしているのかということについては、今、質問いただいたことを基に、もう1回、

今後の活動の方向、そして、キャンプを含めた誘致について力を入れたいと思っているところであります。今回はあくまでもコロナ禍における、そして、コロナ後におけるスポーツコミッション、そして、国体の推進室でしょうか、それを含めて、総合的に検討いたします。今は一時的、つまり、来年の4月1日になったら、議員の御指摘を重く受け止めて、その対策室等のあり方についても検討してまいりますので、どうか御理解をいただきたいと思えます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 私もこのスポーツコミッションについては、市長同様、思い入れが強いございます。だからこそ、心配しておると、もう一つ、うちにはいぶすき観光デザインというのがありますが、うちというか、この指宿市にですね。このS C Iとですね、部会員がほとんど一緒なんですよね、団体構成が。一体ですね、どこが大きく違うのかって、甚だ疑問な点もあるんですが、もしその点、お答えが願えるんだったらお願いいたします。

**○市長（豊留悦男）** 仰せの通りであります。新しい組織ができた以上は、新しいメンバーで新しい考え方の下で運営をしなければなりません。つまり、この観光デザインにおいても、まだ軌道に乗っているとは思ってはおりません。いわゆる、この観光デザインの果たす役割というのに期待する、または、大きな問題をはらんでいるので考えるべきだ。これも賛否両論あります。今回の宿泊の助成金についても、観光デザインにお願いをいたしました。私は、コロナ禍であっても、県境を超える移動が制限されているのであれば、指宿市民に泊まっていただくための、そういう助成金として活用していただきたいという思いを込めて、観光デザインにお願いをいたしました。それは先ほど議員の中から初めて指宿のホテルに泊まって良かった、美味しかった、例え避難であったとしても良かったというような話がありました。つまり、コロナ禍においても、指宿市民は指宿のホテルを使って、そして、使った感想を知り合いにどんどんPRをしていただきたい。つまり、1ホテルに泊まったら5人にそのホテルの良さをPRして葉書を出して欲しい。そして、その5人が紹介された葉書を持ってきたら、その人も割引して泊まれるようなシステムを作りたい。つまり、1人が5人に、5人が25人という、ホテルの良さを、インフルエンサーと言いますけれども、風邪にかかるような形で観光の宣伝をしてもらいたいという意図があったわけであります。しかしながら、その趣旨、思いというのも、ホテル関係者やいろんな意見がありましてできなかったところがあります。私としても責任を感じておりますけれども、やはり、こういう時期ですので、今日いただいた議員の思いを込めて、また、どのようにするのか、早く結論を出して実施に移りたいと思っております。そういう意味でも、いろんな意見がありましたら、忌憚なくいろんなアイデア、または、助言をいただければありがたいと思っております。

**○8番議員（恒吉太吾）** ありがとうございます。特にS C Iについては思い入れ強いので、是非、すばらしいものになっていくように、市長、頑張ってください。

総務部参与、兼任されている話、また戻らせてください。総務部参与は現在、本庁にいら

っしやいますよね。推進室はなのはな館にあります。業務に本当、支障ないですか。わざわざですね、回議、ここでいう回議というのは、実際としては文書を関係者に回して承認を得るといった意味での回議ですが、回覧、あと、捺印のためにですね、本庁となのはな館を行き来するような非効率的なことは行ってないとは思いますが、推進室業務が後回しにならないよう、これまでにないこのコロナ禍において、オンラインでの会議や打ち合わせ、文書決裁の電子化は行われていますか。

**○総務部参与（下吹越寿）** 文書の決裁等のオンライン化についてはちょっと後になりますけれども、私の方からは、業務上の支障はないかということですので、拝命を受けてから、それなりに工夫をしまして、できれば時間が空いているときに行って調整をしております。決裁、内容につきましても協議をしております。また、向こうの係員もこちらに来る決裁等もありますので、そのついでに協議をしたりしています。今のところ、室内でそういう支障があるとは聞いておりませんが、確かに行く、行って往復の時間というのは、確かにもったいないと思えますけれども、さっき総務部長が言いましたように、今の限られた人材の中で、どうその効率的に回すかということで命令が下ったものと解釈しております。

**○8番議員（恒吉太吾）** だから、私はその行ったり来たりが非効率ではないかというふうに述べているわけなんですけど、そこは非効率じゃないという御認識でいらっしゃるの、今の答弁から分かりましたが、実際どれぐらい行ったり来たりされていらっしゃるんですかね。参与がなのはな館に行く、逆もありますよね、推進室員がわざわざ決裁のハンコを貰うためだけに、推進室長のもとに訪れることもあると思えますが、大体平均して1日で何回あるでしょうか。

**○総務部参与（下吹越寿）** 原則、1回行くようにはしています。その他、係員が先ほども言ったようにこちらに来て協議、あとはその調整等を行っております。また、それとオンラインというか、庁内のLANがつながっておりますので、そういうレポート等で確認はしているところです。先ほど言ったのは、こういう配置になったのは合理的だということで解釈していただければと思います。

**○8番議員（恒吉太吾）** 閲覧はできても決裁はできない状況だと思うのですが、国体も延期になりました、今、合理化の話がまさに出ましたので、その中で推進室の人数も削減されております。オンライン会議とかですね、文書決裁の電子化を行わずに、毎日ですね、今、おっしゃったように、わざわざ毎日行ったり来たり、近いといえば近いかもしれなですが、それも大事な業務時間の中ではないのかなというふうにも思っております。それって非効率じゃないですかね。であるならば、もういっそのこと総務部参与、本庁におりますので、推進室ごと本庁に移動したらいかがでしょうか。合理化じゃないですか、そちらの方が。

**○市長（豊留悦男）** 議員の御指摘のとおりだろうと思えます。有効に時間、活用して業務に専念するというのは、極めて大切なことでもあります。電子決裁、その他、決裁方法とか連絡方

法とか会議の方法、今、議員がおっしゃいましたとおり、今後、検討してまいりたいと思います。電子決裁を含めて、これは支所もそうです、農政もそうです、唐船峡もそうです。本庁にない部署との決裁のあり方というのも検討をしたいと思います。

**○8番議員（恒吉太吾）** 是非ですね、この電子化の問題、取り組んでいただきたいのと、先ほどから総務部参与は合理化の話をされていらっしゃいます。特に今回、効率とか非効率、合理化だけの問題ではなくてですね、例えば佐賀県、こちらにおいては自治体の中でも文書決裁の電子化をいち早く進め、決裁状況の可視化や時間や場所に関係なく決裁を行っています。何と言いますか、職員の中でもなかなか決裁の捺印が行き届かないというんでしょうか、スピードが遅いという話を聞きます。それはもう皆さん、執行部の方、出張があったり、いろんなたくさんの書類を見る中で遅れてしまうということもあるんですが、待っている職員もいるわけです。自分が作った文章がなかなか稟議に通らない、決裁されないって、どんな思いで仕事をしているんでしょうか。そういった思いもですね、是非、職員の思いも汲んでいただくためにも、この文書決裁の電子化を進めていきたいと思います。それだけではなく、このコロナ禍であります。いろいろな不測な事態が起こり得ます。それを考えて、今、市長からもございましたが、全庁的なですね、オンライン会議、文書決裁の電子化に取り組んでいただきたいと思います。ネットワークさえあれば、本庁にいらなくても、どこにいてもですね、タブレットとかパソコンがあればつながることができるわけです。これは先ほど申しました決裁のスピードアップにもつながる話です。だからこそ、まず業務、今、問題ないとおっしゃるのであれば、余裕があるわけではないでしょうが、この推進室から始めてもらえないかなというふうに思っております。いろんなやり方があります。クラウドがいいのか、オンプレミスがいいのか。私なんかこのZoomとか使いますが、なかなかつながらなかつたり音声が出ないってということも経験しながら、そういったことをしながら、今、オンライン会議、たくさんの機会をもっております。そんなですね、トライアンドエラーですね、繰り返しながら、これから本市のデジタル化へのシフト、構築していくべきではないかと思っておりますから、まず能力のある推進室長がいらっしゃる国体・スポーツコンベンション推進室から、この業務への改善の第一歩、踏み込む決意はありませんでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** 決裁の手順を変えるためには、それなりの手続きも必要であります。課長決裁、部長決裁、副市長決裁、市長決裁、それぞれの文書に応じて、その決裁区分も変わっております。それ等を整理しながら、やはり、必要なことであればやるべきだと思っておりますので、この電子決裁を含めて、業務の効率化、合理化を図っていくのは今だろうと思っておりますので、検討させていただきたいと思っております。

**○8番議員（恒吉太吾）** 是非、このコロナ禍だからこそその取組、是非、お願いしたいと思いません。

次の質問に移ります。本年2月になのはな館ロビー部分に子ども広場が整備され、子育て

世代からも、指宿にも雨の日でも遊べる場所ができて良かった、親同士で子育ての話ができる場所ができたという喜びの声をたくさんいただいております。一方で、夏場を迎え、この子ども広場がとても暑いという声も聞くようになりました。ロビー部分には空調がございません。室温が高くなります。そのような中でですね、利用者の皆さんの声を大切にいただいて、大型の扇風機が用意されました。このことに関しましては本当に感謝申し上げます。ありがとうございます。ただ、幾分過ごしやすくなったとはいえですね、やはりこの8月、連日30度を超えまして35度に近づく日もございました。特に構造上でしょうか、午後から暑くなる傾向にあります。子育て世代が望んでいた子ども広場、これが産声を上げまして、少しずつより良いものになりつつあります。更に多くの子供たちが利用し、素晴らしいものにしていくために提案したいのが、国体・スポーツコンベンション推進室の活用です。推進室は、今ある場所、気候や天候に影響されず利用ができる空調設備がございます。推進室の奥にはですね、授乳室としても使えるような控室もございます。また、ロビーではなく室内になりますから、今以上に周りの目を気にせず遊ぶことができ、また、現在の場所の倍以上の82㎡、この広さが確保できます。今、縷々申し述べましたように、推進室に子ども広場が移動できれば、今、申したような様々な課題も一気に解決できますが、移動することはできませんか。その考えはないでしょうか。

**○総務部長（中村孝）** ただいま、なのはな館に設けている子ども広場についてでございますけれども、これにつきましては、現状のままで施設設置となっております、一時的に設置をしたもので、なかなか暑さが改善できないところでございます。このなのはな館の施設内の、言えば、今後、子供の広場がですね、あそこでそのままがいいのか、また、どこがいいのかというのも含めまして、なのはな館の施設の中の施設の配置であるとか、あと課の組織のですね、あり方等もございますので、そういうことを含めて総合的にですね、今、国体のスポーツコンベンションの関係もありますので、それらも含めて早急にどういうのがいいのかというのを検討していきたいと思っております。

**○8番議員（恒吉太吾）** なのはな館のですね、いろんな使い方っていうのは、今後もいろいろと検討していただきたいと思っております。11月にはスポーツ振興課もサッカー・多目的グラウンドの方に聞いていますので、その場所も空いたりしますので、本当にいろいろと検討していただいて、子供たちのためにより良い方向になるように考えていただきたいのと、現時点では、やはり、あのロビー部分であるのならば、あの場所に空調設備の設置ができないか、お答えください。

**○総務部長（中村孝）** 今、現在ある子供スペースの所は吹き抜けでございます。そこにクーラーを付けるという部分につきましても、構造的に可能なのかどうかっていうのもございますので、今後、子ども広場のスペースをどこに設ければいいのかというのも含めて、先ほどから出ておりますけれども、課の再配置というものも含めていきたいと思っております。なか

なか、あのスペースの中で、空調をあそこに付けるというのは、なかなか構造的に困難なところがあるのではないかという形で思っているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 是非、今後とも取り組んでいただくようお願い申し上げます。

最後の質問になります。子ども広場利用拡大のための取組についてというところで、これまでもですね、サッカー・多目的グラウンドの方の屋外子ども広場のことについては、私、いろいろと提案してまいりまして、先ほど同僚議員の話の中でも、いよいよ設置していくというふうにお伺いしました。以前からですね、やはり、子供たちが安全に遊べるように、その広場を柵であったり、そういったもので囲えないかっていう話をずっとしてきたんですが、この計画はどうなってますでしょうか。柵で囲うこと、できないでしょうか。

**○総務部参与（下吹越寿）** 多目的広場の大型遊具の設置につきましては、専門メーカーとも協議をして、安全を第一に、かつ、子供たちに圧迫感を与えないような、また、万が一の不測があった時に、大人が救助に行けるようなフェンスを、求めるような高さにして設置する予定でございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 再度確認になりますが、大型遊具、置かれる子ども広場の周囲は柵で囲まれるという認識で、高さの問題ありますが、まだ、囲まれるという認識でよろしかったでしょうか。

**○総務部参与（下吹越寿）** 設置する予定になっております。ただ、後ろの方は植栽とかが入る、その前にフェンスが入るかっていうのは、ちょっと今のところでは、境界フェンスがありますね。ちょっと高さが、後ろの方がちょっと違うかもしれませんが、大体その安全性を確保した高さになる予定でございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** せっかくですね、すばらしいものができますので、子供たちが楽しく安全に遊べるような環境設定をよろしくお願いします。

今議会でもですね、定住・移住情報発信強化に伴う事業者への補助金123万円が審議されております。一方的にですね、行政が発信するのではなく、この町を愛する人を増やす、特産品などの地域の魅力を磨くことも大切です。この指宿に住んでもらうために、定住・移住に力を入れていくのであれば、子育て世代が産み育てやすい環境であることを実現し、発信していくことが重要です。そうすることで、本市の認知度も上がります。定住・移住にもつながるようなシティプロモーションも行っていかなければなりません。子供たちの笑顔のために、指宿の未来のために、その事をお願いし、一般質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（木原繁昭）** 先ほどの前原五男議員の一般質問の中で、一部不穏当と思われる発言がありますので、後刻記録等を確認し、必要な措置を講じることといたします。

## △ 延 会

○議長（木原繁昭） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。  
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、本日は、これにて延会することに決定いたしました。  
なお、残余の質問は、9月23日に行いたいと思います。  
本日は、これにて延会いたします。

延会 午後 3時26分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 木 原 繁 昭

議 員 齋 藤 佳 代

議 員 東 伸 行

# 第 3 回 定 例 会

令和 2 年 9 月 23 日

(第 5 日)

第3回指宿市議会定例会会議録

令和2年9月23日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第90号 令和2年度指宿市一般会計補正予算（第11号）について

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員

1 番 議 員	坂 元 茂 教	2 番 議 員	東 勝 義
3 番 議 員	西 田 義 哲	4 番 議 員	新宮領 實
5 番 議 員	前 原 五 男	6 番 議 員	山 本 敏 勝
7 番 議 員	齋 藤 佳 代	8 番 議 員	恒 吉 太 吾
9 番 議 員	東 伸 行	10 番 議 員	井 元 伸 明
11 番 議 員	西 森 三 義	12 番 議 員	吉 村 重 則
13 番 議 員	前之園 正 和	14 番 議 員	松 下 喜久雄
15 番 議 員	高 橋 三 樹	16 番 議 員	高 田 チヨ子
17 番 議 員	下川床 泉	18 番 議 員	新川床 金 春
19 番 議 員	福 永 徳 郎	21 番 議 員	木 原 繁 昭

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	豊 留 悦 男	副 市 長	有 留 茂 人
教 育 長	吉 元 鈴 代	総 務 部 長	中 村 孝
市民生活部長	鶴 本 八 郎	健康福祉部長	西 浩 孝
産業振興部長	大 迫 格 史	農 政 部 長	田之上 辰 浩

建設部長	山崎一磨	教育部長	鶴窪誠作
水道事業部長	園田猛志	山川支所長	前菌佳生
開聞支所長	今村将吾	総務部参与	下吹越寿
総務部参与	谷口澄子	健康福祉部参与	山元成之
建設部参与	荻定治	市長公室長	山下浩二
総務課長	野元伸浩	財政課長	東忠孝
健康増進課長	廣森政宏	商工水産課長	上田和成
観光課長	上川床聡	土木課長	下馬場健一
学校教育課長	常深章	歴史文化課長	中摩浩太郎
スポーツ振興課長	紺屋聖一		

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	川路潔	次長兼議事係長	木下英城
主幹兼調査管理係長	平畑卓哉	議事係主査	古川浩仁

△ 開 議

午前10時00分

○議長（木原繁昭） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（木原繁昭） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、井元伸明議員及び西森三義議員を指名いたします。

△ 一般質問

○議長（木原繁昭） 次は、日程第2、一般質問を行います。9月18日に引き続き、一般質問を行いたします。

まず、山本敏勝議員。

○6番議員（山本敏勝） おはようございます。議席番号6番、山本です。よろしくお願いいたします。

はじめに、コロナウイルスに感染されて、現在治療中の皆様、そして、感染してお亡くなりになりました皆様に対しまして、心よりお見舞いとお悔やみを申し上げます。今なお、全国的に感染が拡大しているコロナウイルスで、産業・経済は大変な状況に陥っています。もちろん、本市においても、先の見えない中、観光業、建設業、農業、水産業、飲食業も打撃を受けながらも必死に頑張っている状況です。また、ウイルスに感染した方々を誠心誠意治療しておられる医療機関の皆様には、本当に感謝の気持ちとその労に敬意を表します。一日も早く、万人に効くワクチンができることを切に願うものです。市民の皆さんは、コロナウイルスに怯えながら日々の生活をしている中で、もし感染していたらとか、感染したのかとか、戦々恐々の思いで生活をしています。感染したかどうか容易に検査する体制がなかなか示されない状況の中で、私は執行部に対して、本市独自のPCR検査を受けられるようにできないかをお願いしてまいりました。が、なかなか難しいとのことでしたが、その後、数日経ってから、指宿医師会が協力してもらえることになり、PCR検査が、条件は付きませんが、受けられるようになりますと、連絡をもらいました。そこで、通告に従い、1回目の質問をいたします。

1番目の新型コロナウイルス感染症について、今回の、本市と指宿医師会が協力して市民が受けられることになったPCR検査について、新聞に掲載されていたが、再度説明を求めます。

2番目の教育行政について、今年度から、前西森教育長の退任に伴い、新しく本市の教育行政の長に就任した吉元教育長に、指宿市教育行政トップとして、どのように取り組んでい

かれるのか、抱負なりを聞かせ願います。コロナウイルスにより様々な案件続きで議会との懇談ができないため、あえて本定例会一般質問にてお尋ねすることを、御理解いただきますようお願いいたします。

3番目の文化財保護について、本市内に指定されている文化財はどれほどあるか。また、伝統芸能は幾つあるか、国指定・県指定・市指定を尋ねます。

4番目に教育学校現場について、コロナ禍の中で子供たちの学力の低下はないか。または、精神面での影響はないかを尋ねまして、1回目の質問といたします。

○市長（豊留悦男） 本市が実施いたしますPCR検査委託事業は、新型コロナウイルス感染症の感染に対して不安を抱えているが、全額自己負担でもPCR検査を希望する指宿市民を対象としているところであります。助成は、原則一人一回のみであり、助成額の1万円を差し引いた金額を自己負担額として医療機関窓口で支払うことになっております。今回のPCR検査委託事業の実施には、PCR検査実施体制の拡充が不可欠であったところ、指宿医師会の先生方の御理解と御協力により、市内ほとんどの医療機関で検体採取が可能となったところであります。なお、PCR検査の希望者は、かかりつけ医にまず相談していただき、検査日時を予約のうえ、指宿保健センターへクーポン券の交付依頼を行うこととなっております。

ほか、教育行政等につきましては、教育長、教育部長等が答弁をいたします。

○教育長（吉元鈴代） 3月の議会におきまして議員の皆様にご同意をいただき、4月1日辞令を受けまして、教育長に拝命いたしました。改めまして、感謝を申し上げます。

教育行政につきましては、本市の総合振興計画の基本目標に踏まえまして、生きていく力、生きる力を備えた人間形成のために、確かな学力の向上と、豊かな心を育む教育の推進をしてまいりたいと考えております。指宿商業高校につきましては、指宿本市の独自性を生かしながら、観光マネジメントについても学び、推進していきたいというふうと考えております。また、地域の様々な専門家の皆様にご協力いただきまして、いぶ好きふるさと学を開かれた学校につなげるとともに、指宿まるごと博物館構想を更に充実させ、郷土を愛し、郷土を誇りに思える心の醸成を図ってまいりたいと考えております。全ての子供たちが指宿で生まれて教育をしていただいて良かったと思えるような教育を推進してまいりたいと考えております。更に、市民の皆様には、豊かな心を実感していただくように、充実した生活が送れるような生涯教育を目指します。そして、運動に親しみ、健康の保持増進、そして、体力の向上を図る豊かなスポーツライフを促進してまいりたいと思っております。

一方、教育行政が直面しております、新型コロナウイルス感染症を含め、いろいろな教育問題に直面しておりますけれども、日頃から、関係各課・各部と連携しながら解決してまいりたいと考えております。本市において、これまで先輩方が築いてこられました教育行政を尊重しながら、浅学非才ではございますけれども、誠心誠意努めてまいりたいと考えており

ます。今後ともよろしくお願ひいたします。

コロナ禍についての学力向上の取組についてでございます。教育委員会では、臨時休業中に実施できなかった授業時数を確保するため、教育委員会主催行事の削減や、各学校の行事の精選を行うとともに、夏季休業を10日間短縮しました。これにより、臨時休業中の遅れを取り戻すことはもちろん、2学期以降の授業時数に余裕をもたすことができました。また、各学校の学力向上プランに則り、鹿児島学力支援ウェブシステムに掲載されている演習問題に、積極的に取り組むよう指導し、学力向上に努めているところでございます。

○教育部長（鶴窪誠作） 本市の指定文化財及び伝統芸能の数についてであります。現在、市内に所在する指定文化財は82件あります。その内訳は、国指定文化財4件、国登録有形文化財6件、県指定文化財10件、市指定文化財62件であります。また、市内の各地域で継承されている伝統芸能は36件あります。

○6番議員（山本敏勝） ありがとうございます。それではまず、1番目の新型コロナウイルス感染症についての方からお伺いさせていただきたいと思いますが、まず、指宿市の医師会の協力のもとですね、PCR検査が受けられるようになったということなんですけども、PCR検査を受けられる医療機関は、市内に幾つくらいあるのでしょうか。

○健康福祉部長（西浩孝） 医師会の方でも実数については公表はしていないようでございますが、30医療機関程度とお聞きしているところでございます。

○6番議員（山本敏勝） 公表をされていないということであれば、まず、市民がPCR検査を受けたいと行きつけの医療機関に行かれて、もし、そこで検体を採取してくれる所であればそのままなんだろうけども、もし、違った場合、そこではできないという場合の対応としては、そういう医療機関というのは、できる所を紹介していただくとか、何らかの手立てというのは、医師会との申し合わせというのはされているのでしょうか。

○健康福祉部長（西浩孝） もし、かかりつけ医に連絡をしたところ、その医療機関が実施をしていないという医療機関であれば、その医療機関が実施をしてもらえる医療機関をその方に紹介をするということで、医師会の方からは伺っているところでございます。

○6番議員（山本敏勝） 今、そういう紹介をしていただくということなんだろうけども、今までは保健所に電話をしていろいろ指導を受けるという形だったんですけども、今後は直接医療機関に行ってもよろしいのでしょうか。それとも、やっぱり保健所に一報入れた方がいいのでしょうか。その行きつけの病院がない方々っていうのは、まだわからない人がいるかと思うんですけども、そのあたりは保健所も合わせた対応というのは、できてるのでしょうか。

○健康福祉部長（西浩孝） この委託事業に関しましては、保健所を通さず、直接医療機関に御相談をしていただくということになるかと思ひます。

○6番議員（山本敏勝） 市民から見ると大変ありがたいことだと思ひますが、このPCR検査

になると、今まで情報機関なんかでは、PCR検査を受けるのに金額は3万とか、3万5千とか、高い所は4万とかいうのを聞かされていましたが、本市では助成金と自己負担を合わせて2万5千円でできるというようなことなんですけども、この金額の差について、説明ができる範囲内で結構なんですけども、お伺いしたいと思いますが。

○健康福祉部長（西浩孝） 今回のこの委託事業に関しての検査の検体の取り方ですけども、これにつきましては唾液で検査をするということで、綿棒で鼻の中とか、口の中から採取するよりも金額的には安くつくらしいということと、あと、医師会の先生方の方で、経費を抑えられる分については抑えていただくということで、大体2万5千円程度という金額が出てきたようでございます。

○6番議員（山本敏勝） 今、検体の取り方、唾液の検査だと割と格安というか割安になると。ただ、鼻とか喉の粘膜ですともうちょっとかかるということであれば、このPCR検査の信ぴょう性と言いますか、そのあたりはどうなんでしょうか。やっぱり粘膜を取った方がより正確に出せるのか、唾液だとちょっとそこまでは至らない結果とかいうようなところは、どうなんでしょうか。

○健康福祉部長（西浩孝） お聞きしているところでは、その粘膜を取るのと唾液とでの差はそんなにないというふうには伺っております。

○6番議員（山本敏勝） であるならば、医師会の協力というのはすごく大きいなと。また、唾液でも十分そのあたりが分かるということであれば、今回、医師会は、正直、最初はなかなか難しいという言葉をいただきましたけども、医師会が今回、急に、急にというか、協力をしていただくという背景というものは何かあったんでしょうか。

○健康増進課長（廣森政宏） 今回、医療機関の方で検体採取な医療機関数が増えてきたということが一つと、あとは、実際に分析をする検査機関の方でも、1日当たりこなせる分析件数が充実してきたということと、あとは、今回、指宿市内で発生が確認されましたクラスターにつきましても、そのことが一つの理由というふうには伺っております。

○6番議員（山本敏勝） 今回、指宿市で発生したクラスターとか、そういう医療関係でのですね、そういうのが引き金になったんだろうということなんですけども、ちょうどそのあたりが、やっぱり指宿市行政側と医師会側との考えがちょうど一致したということで、そこはかねてより行政側からやっぱり、申し入れとかいうのはしてたんでしょうか。

○市長（豊留悦男） 今回のコロナウイルス感染症対策として、医師会との連携というのは必要不可欠なものでありました。本市において、病院においてクラスターが発生したというその事実も、医師会を含めて市民も、大変心配をしておりました。お盆に里帰りができない。墓参りができない。県外にいる大学生が帰って来れないという厳しい現実を直面いたしました。そういうことにつきましても、議員から学生のPCR検査についての質問もいただいたところであります。こういう状況下において、やはりコロナウイルス感染症の患者を防ぐと

いう、それが、第一義的なPCR検査の目的でもあります。そのような観点から、医師会の先生方を含めて、話し合う機会を度々持ちました。御案内のようにPCR検査というのは、濃厚接触者に保健所がPCR検査を受けなさいというような、そういう流れになっておりました。しかし、それでは、指宿市においては十分な感染症対策が図れるとは言えないということで、このような事業を実施したところでもあります。もちろん、市内の開業しているお医者さんも大変このことについては御理解をいただきました。一番心配をしたのは風評被害であります。Aという病院の入り口が別になっておりますので、そちらから入ると、あの病院ではPCR検査そのものをコロナウイルスの感染症患者が発生したのではないかというようなことで、それが風評被害につながるようなことがあってはいけないという、そういうことを含めて、慎重な対応が必要になったところでもあります。ありがたいことに、やはり、指宿市からは、この感染症を一人でも少なくしたい、その思いが通じまして、このような事業として取り組んだところではあります。全て十分であるとはまだ思っておりません。今後、市民の皆さん、それから、医師会の先生方の意見を聞きながら、改善できることは改善を重ねながら、この感染症対策に万全を尽くさなければならないと思っております。

○6 番議員（山本敏勝） 今、市長の答弁が、これから質問しようかなというのが先に答えていただいたんですが、その中でもですね、ちょっと、敢えてお尋ねしますけども、今回の検査の体制というのが、本市に在住の方がまず、中心にさせていただけると。ただ、今も市長からも出ましたけども、県外に住んでいる、本市に実家があって県外に住んでいる方々ですね、もう住所は市外へ出てる、こういう方々も帰って来たいけども、受けたいか、そういう場合ですね、そういう場合はその医療機関に相談をすればしていただけるのか。また、おそらくそういう方々には助成というのは難しいだろうと思っておりますけども、そういう場合の金額とかというのも、2万5千円でできるのか。そのあたりを今一度お尋ねしたいと思います。

○健康福祉部長（西浩孝） 先ほどもお答えしたように、本市に住所がある方が本事業の対象ということでございます。県外から里帰りをされたということでも、基本的に本市に住所がございませんので、この委託事業としての金額でのPCR検査はできないということになるかと思っております。また、先ほども市長が申しましたが、今後、この事業の秋から冬にかけてのその感染の広がり、あるいはその検査の状況等を見ながら、今後も医師会と協議をしていければというふうには考えております。

○6 番議員（山本敏勝） 是非ですね、今後、医師会との協議を重ねていただいて、指宿出身の方々が帰ってきたいという場合はですね、受けられるような体制を取っていただくようお願いしたいと思います。今、もう一つですね、今、大学、短大、専門学校とか、また、新しく就職して県外に出られた方々、リモートの授業とか、アパートでの仕事とかという形でですね、今コロナ鬱っていうのが流行りつつというような形で、テレビなんかでも

報道されてますけども、現在、指宿出身の方で、そういうようなことで家族から福祉部の方に相談を寄せられたとかいうようなことはないでしょうか。

○健康福祉部長（西浩孝） ただ今のところ、そのような家族からの御相談というのは、私どもの方にはいただいているというところがございます。

○6番議員（山本敏勝） ありがとうございます。本当にですね、今後、頑張っていたきたいと思いますが、最後に、また、今朝の新聞にも載ってましたけども、鹿児島市の方でクラスターが発生したというようなことで報道されましたけども、そういう何かしらのですね、やっぱり接待を伴うお店でのクラスターということで、指宿の方が何らかのというような情報というのは、まだ入ってきてないでしょうか。

○健康福祉部長（西浩孝） 今朝ほども、新聞に鹿児島市内のクラスターの関連の記事が出ておりましたが、本市の関係者がということは保健所の方からはまだ連絡は来てはおりません。

○6番議員（山本敏勝） もし、何らかの情報とかあったら、また、いち早く教えていただきたいというのと、適切な対処をですね、お願いしたいなと思います。指宿の夜のまちもですね、徐々に回復しつつあるというのも聞いておりますので、やっぱりこのままですね、飲食業に与える打撃というのはもう非常に大きなものがありますので、早く終息に向けて行っていただきたいと思います。

では、2番目の教育行政について、先ほど、教育長の方から、力強い今後の指宿市の教育行政のトップとしてのお心構えとか抱負をお聞かせ願いました。是非ですね、頑張っていたきたいなと思います。質問はしません。

3番目の文化財保護についてですが、先ほど、国指定が4か所、それともう一つ、国の機関であるのが6か所、県が10か所、市が62か所、伝統芸能が36件あるというようなふうにお聞かせいただきましたけども、こういう所の、国指定も全部ひっくるめてですね、保存状況というのは、今現在どのようになっていますでしょうか。

○教育部長（鶴窪誠作） 指定文化財につきましては、指宿市文化財保護条例によって所有者等が管理義務を負っているため、そのようにお願いしているところであります。教育委員会でも指定文化財等の保護と活用を進める目的で、指定文化財の看板設置を行うほか、文化財の修繕や環境整備等に対して補助を行っており、併せて、指定文化財の所有者・管理者等による日常的な清掃活動を支援するなど、環境保全を推進しているところであります。更に、年度当初と台風の通過直後等に文化財パトロールを実施し、文化財の現状について把握に努めているところでございます。

○6番議員（山本敏勝） 今、一つずつお答えいただいた中でちょっとお尋ねなんですけども、その文化財を管理している所がそれぞれあるということなんですけども、大体、大まかに言うと、管理してるっていうのは個人なんですか、団体なんですか。そのあたりをお聞かせ願います。

○歴史文化課長（中摩浩太郎） 今、文化財の管理についてのお尋ねです。数については申し上げられませんが、個人の方で所有している物もごございます。また、公民館等で管理団体となっている所もあるところをごございます。

○6番議員（山本敏勝） 今、そういった文化財を保護するための整備とかそういう部分に関して、補助金、助成金があるというようなお答えをいただいたかと思えますけども、個人の管理の場合でも公民館単位の管理の場合でも、そういった補助金、助成金というのは出るんでしょうか。また、出るとすれば幾らくらい出していただけるのか、決まりがあれば教えていただきたいと思えます。

○教育部長（鶴窪誠作） 文化財の管理につきましては、日常的な清掃等に対して、謝金、これを1回3千円、予算計上しております。

○6番議員（山本敏勝） 今の形だと謝金ということなんですが、文化財を保護する、やっぱりその、何て言うんですかね、施設を管理していただくのに3千円で実際足りるのか。中には、今現在、すごく荒れてる文化財もあるかと思うんですけど、荒れてる、その地区がですね、そのあたりに対してもやっぱり3千円程度なんですかね。

○教育部長（鶴窪誠作） 先ほどは日常的な清掃管理に対する謝金としてお答えしましたが、市内の指定文化財等の修繕、防災設備設置、文化財保護のために行われる周辺樹木の伐採等の環境整備等に対しましては、事業費が5万円を超えるものについて2分の1、上限20万円の補助を行っております。

○6番議員（山本敏勝） 要は、その文化財がある所の環境整備などに関しては、その管理者の方から市の方、市というか、社会教育課でいいんですか。それとも文化財保護課の方で、文化財課の方に申請をすればいいんでしょうか。それは、どういう形ですかっていうのがあれば、教えていただきたいと思えます。

○歴史文化課長（中摩浩太郎） 文化財を管理されている所有者の方、あとは管理団体の方から文化財保護法及び規則等に基づきまして、申請書を提出していただくということになっております。所管課としましては、文化財保護審議会に諮りまして、補助の内容が適切かどうか意見をいただいて、最終的にその内容に基づく、申請に基づく補助金を支出をするという形をとっているところをごございます。

○6番議員（山本敏勝） 文化財を管理、その環境整備をしていただくのは個人であったり、公民館だったりとかということなんですけども、それがどういう由来の文化財であって、どういう形でここにあるのかというようなところは、市の方で看板なり、そういった物の設置は市が責任をもってしていただけるんでしょうか。

○歴史文化課長（中摩浩太郎） 議員御指摘のとおり、指定文化財の内容、由来、または、その数等の説明をした看板につきましては、教育委員会の方で逐次、設置をしているところをごございます。

○6 番議員（山本敏勝） 市の文化財であれば、市の方で動けばいいかと思うんですが、県指定、国指定という所、また、文化財によっては危険な状況になってるという所もあるかと思えます。そういう所に関しては、市の分に関しては市が責任をもってできるんでしょうけども、国・県に関してはどのような対策を取られてますでしょうか。もし、そこでですね、市民が怪我をしたりとかすれば、やっぱり、県の指定であろうが国の指定であろうが、市の方に言ってくると思うんですね。そのあたりの対処っていうのは考えていらっしゃるのでしょうか。

○歴史文化課長（中摩浩太郎） 市指定文化財以外に市内には国指定文化財、県指定文化財がございます。例えば看板の設置等につきましては、国・県に対して補助金の申請を行い、また、所有者の方が申請を行いましたら、市からも併せて補助金を支出する場合もございますけれども、国・県補助金を活用して設置をするようにしております。先ほど御質問いただいた危険な場所等につきましても、市指定文化財については所有者と協議をしながらその対策を検討することになりますが、県指定文化財・国指定文化財につきましても、国・県と協議をしながらその対応について検討をして対応をしていくというようなことを心掛けているところでございます。

○6 番議員（山本敏勝） 今回、私はこの文化財などにですね、対しての質問をしたのは、やっぱりこれは、自分たちが住む所にですね、いろんな文化財、由来があって、できている部分で、やっぱり地元を自分たちが住んでいる所を知るにはですね、そういう所の保存とか、由来の部分とかというのを、しっかりと子供たちにも知らせるという思いがあってですね、今回質問させていただきましたけども、今後ですね、この文化財に関して、いろんな所で整備していくというお考えがあるのか。また、今現在、そういう所があるのか、教えていただきたいと思えます。

○市長（豊留悦男） いろいろ郷土芸能を含めて文化財に対する質問をいただきました。文化行政、郷土芸能を含めて、これは教育委員会サイドだけに任せる事業ではないと考えております。例をいくつか申し上げ、皆さんにもその郷土芸能、文化財の大切さというのを再認識していただく機会にさせていただければありがたいと思えます。

近畿指宿会というのがあります。そこで、新西方の土官節踊りだったと思えます。それを披露をいたしました。その歌い手さん、踊り手さんというのは、近畿に在住する友達、つまり80過ぎの人たちと会うのは最後だと、だから私は行って、その方々に、これまで伝えてくれた新西方に残るその郷土芸能を披露したいということで、病をおして行った方でありませぬ。その様子を見て、近畿在住で頑張っている指宿市出身の方々が、文化財を大切にしてくださいという基金をいただいたこともあります。そして、この文化財というのは心のふるさと、つまり、出身地を語るときに、自慢になることだと言った言葉は忘れられないところであります。そして、その歌い手さん、踊り手さんは帰ってきて1年経たないうちに、この世

を、つまり一生を終わった方でもありました。その様子を見るにつけ、これは、市でも郷土芸能を含めて文化財というのは、大切にしなければならないという、その思いを再認識した一瞬でもあります。中京指宿会では、開聞の方々が、こういう、昔、小学校の頃、おじちゃんたちが踊ってた踊りがあったと、その歌をとうとうと十何番まで歌われました。そのことは広報紙に、私は書いたつもりでおります。報恩謝徳という欄で。その方もこよなく、指宿で育ったことを自慢をしておりました。指宿校区の松尾城というのがありますが、その話もされました。なるほど、文化財というのはそういうことがあるのかと、そういう思いをもった方々がたくさんいるのかということを感じました。そして、郷土芸能保存のためにということでも基金もいただきました。現在、スポーツ文化振興基金というのがありますけれども、これは実は、国体が開かれる今年に、指宿出身者が国体に出場する人が一人でも増えて欲しいという競技力向上を目指したものであります。指宿商業の様々な方々が全国大会に出たときに、指宿商業というその名を全国に知らしめて欲しい、指宿の観光にも役立てて欲しいというつもりで、文化振興基金というのを作りました。これからはやはり、その基金の在り方等を考えて、このいわゆる、郷土文化の保存伝承を含めた文化振興基金というの、その中に組み入れるのも一つの手だろうなと思っているところであります。あと一つ紹介を申し上げます。猿の子踊りというのは下門でしょうか。NHKホールで1番目に踊られました。それがテレビ放映されました。それを見ていた指宿出身者から手紙、その他、電話が参りました。嬉しかったと、あの指宿で伝承されている猿の子踊りが全国放送でNHKの1番で放送された。そのことを本当に喜び、友達に語った。つまり何を申し上げたいかと申しますと、指宿という所で育った人たちが、都会で活躍している人たちに、元気と勇気と誇りを与えてくれるのが文化財だと思っております。文化振興基金にという紐付きの基金をいただいている事実もありますので、今日、議員がおっしゃったこのことについては、保存伝承、史跡文化財の保護を含めて、新たに教育委員会にその計画を立てさせて、今後の在り方を考えていきたいと思っております。

○6番議員（山本敏勝） 是非ですね、指宿市の文化財というものをですね、しっかりと後世に伝えていけるようにですね、市の方も頑張ってくださいと思いますが、その中で、今、先ほどからも出てる伝統芸能というのが、指宿市内に36件あると、ただ、私が聞くところによると、なかなか継承していただける方々がいないがために、だんだん衰退していく方向にも向かっているというようなふう聞いておりますが、そのような伝統芸能の団体というのは把握していらっしゃるでしょうか。

○歴史文化課長（中摩浩太郎） 市内には、最初に答弁いたしましたように郷土芸能保存団体36団体ございます。その中には地元の子供たちで踊られる、例えば、上野の猿の子踊りであったりとか、下門猿の子踊りなどの、子供たちが取り組んでいる団体もあるところでございます。最近、少子高齢化及び働き方の変化によって、若い世代が非常に多忙化しているという

ような現状もございまして、後継者不足という課題をどこの団体も持っているところがございます。そうした団体の悩みについて市の郷土芸能保存会では、みんなで集まって、今後の在り方について話し合いを行うなどの活動をやっているところがございます。

○6番議員（山本敏勝） その各団体の代表の方々が集まっていろいろと協議をされているということなんですけども、私は前ですね、PTAの役員をしている時にですね、全国高校PTA大会で岩手に行った時にですね、そこで披露していただいた伝統芸能は、ほとんど高校生がですね、踊ってくれたんですよ。それはもう完全に部活動とかそういうのに取り入れてですね、岩手の伝統芸能であるものほとんど、高校生が継承している。で、若いですからすごく元気があってですね、すごく見栄えがするなというふうな印象が、大変私は強くもってましますけども、指宿市のそういった伝統芸能、高校生あるいは中学生にですね、継承するというような方法も一つあるかなと思うんですけども、そのあたりは教育委員会としては考えていらっしゃるのでしょうか。また、そういう考えを保存会の皆様と協議したことはないでしょうか。

○教育部長（鶴窪誠作） 市内各地域にある36団体の郷土芸能のうち、地域の小・中学生や高校生が郷土芸能の保存団体の構成員となって継承の担い手となっているものは、小牧のちよいのちよい、新西方棒踊り等、15団体あります。これらの団体では、子供が継承の主体となって活躍しております。教育委員会としても、今後このような活動を支援していきたいと考えております。

○6番議員（山本敏勝） 今、教えていただいたそういった団体、子供たちが継承してるというのは、それは学校での取組ですか。それとももう、各地域だけの取組ということですか。

○教育部長（鶴窪誠作） この活動につきましては、学校での取組となっております。

○6番議員（山本敏勝） 学校での取組ということであれば、学校のいろんな行事とか市の行事とかというので、子供たちが実際その伝統芸能を披露してくれるということ、としても捉えてもよろしいですか。それとまた、それ以外に、学校の取組としてであれば、指宿市内に3つの、県立2校、市立1校、3校ありますけども、高校が取り組んでるっていう所はあるのでしょうか。

○歴史文化課長（中摩浩太郎） ちょっと訂正をさせていただきます。先ほどの15団体につきましては、地域での取組で学校で紹介する場合もございます。一方、学校での授業等で取り組んでいる事例もございまして、例えば、今和泉小学校で言えばちよいのちよいと岩本棒踊り、新西方棒踊りの体験に取り組む、また、池田小学校では下門猿の子踊り、指宿小学校では田之畑棒踊りなど、学校の授業の中でそれぞれ体験をし、その成果を運動会や、または、地域の敬老会などに披露しているという事例がありますし、最近では、開聞小学校、川尻小学校、そして開聞中学校が一体となった小中一貫教育の中で実施しているいぶ好きふるさと学の内容として、地域に残っている郷土芸能を体験をして、子供たちが文化祭で発表をする

と、そういったことを行っております。今、御紹介した内容というのは、学校での取組については、あくまで郷土芸能の継承というよりは、地域に残っている文化財、郷土芸能について、子供たちに学んでもらって、地域に対する郷土愛の醸成の機会であったりとか、郷土教育の推進のために行っている内容となっているところでございます。

また、高等学校での取組につきましてですけれども、市内の高等学校における郷土芸能の継承の機会というところはまだないところでございます。なお、山川高等学校におきましては、地域にある成川神舞の継承に参加をするなどの活動が見られた事例がございます。

○6 番議員（山本敏勝） 今ですね、私の質問というのは、なぜ、学校なんか、子供たちに対してですね、継承というような方向でできないかっていうのは、今、お答えいただいた中は、やっぱりそういう伝統芸能があるっていう学びの部分でのことだと。私が言うのは、やっぱり、衣装から全部併せてですね、完全に子供たちがその継承者としてやっていけるような形で、今後やっていく、また、それが大人になってですね、都会に出てもやっぱりそういうのを思えてですね、また、地元に戻ってきてくれる、いろんな部分をですね、含めた形でのことで質問させていただいたんですが、やっぱり、話をする以上はですね、そこまで突っ込んだ形で話をしてもらって、大人の部分、また、子供の部分というような形でもなってもいいかと思うんですけども、しっかりとそこをですね、継承していくということで、今後話をさせていただきたいと思うんですけども、そういうお考えはできますか。

○歴史文化課長（中摩浩太郎） 議員お尋ねのように、郷土芸能の継承の在り方については、指宿市郷土芸能保存会の中で様々な話し合い活動の検証を行っております。その中で、地域の子供たちに継承をさせようかとか、中学生、高校生を巻き込もうかとか、そういったアイデアも自ら提案をされる団体もいらっしゃいます。もちろん、もともと郷土芸能につきましては、本来の継承の在り方は現在の形とは違っていた場合もあります。歴史の中で子供たちに継承の担い手として参加をしてもらった経緯もあるかと思えますし、若い人たちがやってたのが、今は高齢な人たちがやっているなどの、時代とともにの変化もあるかと思えます。現状で、どのような形で継承していくかということについては、各団体との研修会の中でどういった目標を立てるのか、どういう方法がいいのかということを考えながら進めていけるように、こちらもお手伝いをしてまいりたいと思っております。

○6 番議員（山本敏勝） 是非ですね、この伝統芸能というのは、先ほど市長が紹介された新西のですね、伝統芸能は、ちょっと子供では難しい、ちょっとお酒を一杯ひっかけながらの伝統芸能なので、そこはちょっと子供たちにはちょっと難しいと思うんですけども、是非ですね、この伝統芸能というものをですね、学校でも取り入れてもらって、先ほど教育長がありましたようにやっぱり、特色のある学校づくりを今後目指すというような形もありましたので、そういう観点でもですね、あそこの学校に行ったらこういう芸能、やっぱりそういうのが好きな子もいるかと思えますので、今後ですね、どんどん生徒数も減っていく中ではです

ね、一人でも多く興味をもっていただけるような学校づくりの中にですね、やっぱり一つ加えていただきたいなというふうに思います。

次にですね、4番目の教育の学校現場についてということで、コロナ禍の中でですね、この休みが結構休校で続いて、入学をしてですね、1年生の子とか、また、進学した子なんか、なかなか学校に行けない、そういう中でやっぱり学力の低下っていうのはないかということで、2学期の授業数でどうにか補っているというようなことだったんですけども、この学力の低下という中でですね、今回、GIGAスクール構想ですね、これに関して今後、タブレットを用いた授業というのが行われていくかと思っておりますけども、やっぱりこのコロナの中で、いつ休校になるかわからないということであれば、そのタブレットを導入した場合、タブレットでの授業ということで、やっぱり先生と向き合って授業を受けるというよりも、このタブレットというのはやっぱり画面を通じての授業になるかと思うので、そういう場合のやっぱり学力の低下っていうのは考えられないのでしょうか。それとも、やっぱりそういう、何て言うんですかね、一つの、あえてその方がまだ先に進むっていうかですね、学力向上をするのか、そのあたりがあればお聞かせ願いたいと思います。

○教育部長（鶴窪誠作） 1人1台端末の整備におきましては、各教科の授業において、インターネット等を活用した情報の収集、整理分析、まとめ、発表を中心に、今まで以上に授業改善が図られ、学力向上に資すると考えております。また、ドリル、反復学習や様々なアプリケーションにより、児童生徒の学習意欲を高め、学習内容の定着が期待できると考えております。

○6番議員（山本敏勝） そういう学力は、大丈夫だろうということなんですが、今、私は子供たちのことを聞いてますけども、やっぱりこの中で、教員の方々もやっぱり子供たちと接する時間がだいぶ減ってるかと思うんですけども、教員の方々の教える立場としての精神的な部分とかいうのは何かなかったでしょうか。

○学校教育課長（常深章） コロナ禍における授業時数の確保のために、学校行事の精選等を行いながら、授業時数の確保を努めてきていただいているところです。これに伴って教員が授業を充実させることは努めているところですので、これに伴っての学力低下がないように、教育委員会としましても指導を続けていきたいなということを考えております。

○6番議員（山本敏勝） 是非ですね、このGIGAスクール構想、タブレットをですね、使った授業というのは、おそらく休校になるとタブレット、それぞれ持って帰らすということも出てくると思いますけども、今回のこれに関して、保護者への説明という部分はしっかりなされているのでしょうか。

○教育部長（鶴窪誠作） 各学校で保護者に対し、端末の取扱い等に関する使用方法やルールについて説明する必要があると考えております。なお、導入後しばらくは、学校での活用を想定しておりますので、児童生徒の使用状況等を考慮しながら、今後、保護者への説明につい

ては検討していきたい、計画していきたいと考えております。

○6番議員（山本敏勝） ありがとうございます。2番目のですね、このコロナの中で休校が続いたということで、急に学校に行ったりとか、その中で、いじめがなかったか、またそれに対して教員からの体罰とかっていうのはなかったか。そのあたりはいかがでしょうか。

○教育長（吉元鈴代） 今コロナ禍の影響により、いじめやら体罰についての御質問でございますけれども、コロナ禍の影響によるいじめは現在のところ報告はありませんが、新型コロナウイルスに感染した子供が、仲間外れにされたり、いじめられたりすることがないように、各学校で注意深く見守っているところでございます。そして、今、御指摘のあった体罰はなかったかということでしたけれども、コロナ禍について対しての体罰は報告はありませんが、体罰はあってはならないものであり、体罰防止の徹底については、管理職研修を含めていろんなところで徹底してまいりたいと考えております。

○6番議員（山本敏勝） 是非ですね、そういう体罰とかそういう精神面でですね、あったいじめとか体罰がないようにですね、教育委員会の方も管理していただきたいと思います。私、今回、通告している内容の中で、ちょっとお尋ねし忘れたものがあります。最初の新型コロナウイルス感染症についてですね、(2)番目にですね、医療者や感染された方々へのですね、誹謗中傷とかそういうのはないか。また、出たときのですね、抑制するような対策は取っていないかというのを先ほど聞き忘れたので、あえて今一度お聞かせ願いたいと思います。

○健康福祉部長（西浩孝） 感染者の治療に、昼夜問わず奮闘していただいております医療従事者や、不運にも罹患した方やその関係者への誹謗中傷は、絶対にあってはならないものと認識をしております。本市の対応としましては、防災行政無線や広報紙、広報車での巡回放送によりまして、繰り返し市民の方々へ冷静な対応をお願いをしており、今後も引き続き呼びかけをしてまいりたいというふうに考えております。

○6番議員（山本敏勝） ありがとうございます。是非ですね、誹謗中傷はないようにですね、やっぱり我々も病気になった時は、やっぱりお世話になるのは医療機関の皆さんですので、そういう方々にですね、また、誹謗中傷、また、なりたくてなったわけじゃない方々への誹謗中傷がないように、是非、市としても取り組んでいただければなというふうに思います。質問はこれで終わったんですけども、最後にですね、今後、今回、私がお尋ねした質問というのは、また次回、違う形で質問をさせていただくものに続けていきたいなと思って、今回させていただきましたが、やっぱり、これからの指宿というのを考えると、子供たちっていうのに対する教育はですね、未来への投資だとよく言われますので、是非、指宿を好きになっていただく子供たちの教育ということを目指してですね、考えていただければなと思います。質問これで終わります。ありがとうございました。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時13分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、井元伸明議員。

○10番議員（井元伸明） 10番、井元でございます。通告してございます2項目について、順次、お尋ねをさせていただきたいと思っております。

まず、池田湖畔の分譲地について伺いをいたしますが、これについては、先日、同僚議員より質問がなされておりますが、できるだけ重複しないようにお尋ねをしたいと思います。簡潔な答弁を求めたいと思っております。まず、池田湖の水位等の経緯についてちょっと御紹介をさせていただきたいと思っております。池田湖の水利用については、安政4年、1857年、島津斉彬の開田事業において、指宿・穎娃、両郷の用水に乏しき時代であったために、藩主の島津斉彬公が二月田に湯治の際、池田湖の治水をかんがい用水に充てるため、水利用開墾事業を命じております。このときの面積は約80haを目標としておりましたが、途中で中断をいたしております。その後、藩政時代からの疎水工事を引き継ぎ、明治5年、1872年に着手し、明治9年、1876年に完成をいたしております。この頃の池田湖の水位は、約70mくらいと言われております。この開墾事業、掘削によりまして、池田湖の水位は3mも低下し、66mから67mになったと言われております。この南薩地区の気候は、比較的温暖ではございますが、干ばつの被害が多く、その生産性は極めて低かったと言われております。そのために、池田湖を調整池として利用する構想により、昭和40年から44年に調査設計を行い、昭和45年から事業に着手をしております。いわゆる現在の畑かん事業でございます。その事業費というのが約708億7,400万円余りにも上がっております。その受益面積としては、指宿市が2,197ha、南九州市が3,262ha、枕崎市が613ha、合計で6,072haが行われましたが、現在少し減少してございまして、面積が5,822haとなっております。農家戸数約1,800戸数でございます。しかし、貯水量62mから66mを維持管理してやっている中でも、平成9年6月には、大干ばつのために、取水制限の62mを下回り、61.66mまで下がっております。この状況で、水を取水できない時期がございまして、県においては、緊急的に地下水活用するというところで、ボーリングも行っておりますが、農作物への供給するまでには至っておりません。この干ばつによる農作物の減収は、前年対比で見ますと、指宿市で約4億円、全体で10億円の減収が見込まれております。このようなことからしても、現在の池田湖の水位を下げることは困難な状況でもございます。そこでお尋ねをいたしますが、水管理の62mから66mを市の分譲地の浸水問題が発生をいたしております。この状況の中で、指宿市、南九州市、枕崎市の3市長も参加して、池田湖の水利検討委員会というのがございます。池田湖の水位を検討した結果、現在は65.5mあたりになりますと、南薩土地改良区と県の河川課と協議をしながら新川への放流を行っておりますが、新川への放流を最大で流しても、1日2cmか3cmしか下が

りません。そのときの降雨によっては、放流よりも雨の量が多いときは、浸水は避けられない状態でもございます。これを受けまして、平成29年には、池田湖からの逆流を防ぐためにフラップを設置してございますが、先月、このフラップが大体65.8mあたりです。池田湖からの波に、打ち返しによりまして、その鉄板の音で、付近の住民の方は眠れなかったという苦情もいただいている状況でもございます。もう一つは、住宅前に、この水を池田湖へ排水するために、設置していただいておりますが、発電機の音がうるさいとの苦情も出てきております。このようなことから、池田湖の水位は、県の見解によれば、計画洪水水位、最高に67mになっても、洪水を防げるという水位だそうではございますが、堤防がそこまで丈夫に造ってあるということ、これは67mということで県の見解をいただいております。このような状況の中、南薩土地改良区は62mから66mの水管理をしながら、広大な畑地へ送水を行っております。市内の基幹産業でもございます、農作物、農業を守るためにも、池田湖の水は大切に守っていかねばならないと思われまします。これらを踏まえて、指宿市が分譲した土地が、66mを超えると、住宅地の浸水が未だに発生をいたしていることへの対策・責任をどのように考えているのかお伺いをいたします。

次に、光通信基盤整備事業についてお伺いをいたします。これまで指宿市内でも二つの小学校区には光ファイバーが未整備のままの状態、これまでも校区住民の方々、あるいは事業者、団体より高速通信網基盤整備の早期実現の要望が多く寄せられておりました。また、小学校教育においてもインターネット接続で動画を見ておられますと、途中で画像が途切れて内容がわかりづらいとの話も聞いておりましたけれども、今回、整備計画の補正予算を計上したことで、学校や事業者、住民の方々の幅広い活用が期待できると思われましますが、この使用できる時期、完成予定はいつ頃になるのか、お伺いしまして1回目の質問といたします。

○市長（豊留悦男） 今回、計画しております市内の光回線整備につきましては、通常であれば6か月から8か月程度の工期を要するところではあります。現在、国の方針で全国的に整備が進められておりますことから、本事業は繰越事業とさせていただいたところであります。実際の工期につきましては、通信事業者の業務量によるところでありますけれども、来年4月頃着工し、来年度中の完成を見込んでおられるところでございます。

以下、いただきました質問等については担当部長等が答弁いたします。

○建設部長（山崎一磨） 池田湖の管理水位について御質問いただきました。池田湖の管理者であります鹿児島県に確認しましたところ、昭和46年8月2日付け公文書におきまして、高水位として66m、水が氾濫する意味において用いられる計画洪水水位は67mと定められるところでございます。このことから、池田湖の計画上の高水位につきましては、66mであると県及び市双方で認識を共有しているところでございます。

○10番議員（井元伸明） それでは2回目の質問に入りますが、まず、池田湖湖畔の分譲地の

浸水対策についてお尋ねをいたしますが、この浸水対策といたしまして、平成29年に逆流防止策としまして、いわゆるフラップを2か所設置してございます。併せて、住宅前に水が溢れたときのために、水中ポンプを設置整備をしております。本年はこの発電機を用いまして、約31日間リースして水中ポンプを動かしておりましたけれども、現在は電気の引き込みも終わっているようでございます。そして、併せて住宅地前の、仮に浸水した場合でも車は通れるようにというような配慮のことで、これまでに市道の嵩上げも一部行っていただいておりますけれども、この一連の浸水対策にどれくらいの全体的費用を費やしていらっしゃるのか、使っているのかですね、まずお尋ねをさせていただきます。

○建設部長（山崎一磨） 池田湖の排水・冠水対策としての費用でございますが、平成29年度の市による冠水対策工事として、道路嵩上げや排水用ポンプ、柵設置工事といたしまして、659万2千円。県による防災工事といたしまして、フラップゲート設置2か所、石板設置2か所分として、404万円。今回、浸水対策ポンプ稼働に伴います発電機リースや、大谷川に設置した仮締切用の大型土嚢等に約45万7千円。合計で約1,108万9千円の費用を要しているところであります。

○10番議員（井元伸明） この水中ポンプについては、降雨量が大体幾らになったらスイッチが入るのか。それとも、水位が何mになったときに入るようになっているのか。その始動方法としてはどういうふうな、やっぱり、いちいち誰か職員が行かれてスイッチを入れないと入らないのか。今どういうふうになっているのか、ちょっとお尋ねをいたします。

○建設部長（山崎一磨） 池田湖の水位が65.5mになりましたら、排水ポンプの設置の準備に入ります。65.8mの水位になりましたら鹿児島県や耕地林務課などと連携しまして、水位状況の把握や情報交換を行うこととしております。66mの水位になりましたら、フラップゲートの状況を確認しながら排水ポンプを設置し、いつでも稼働できる態勢を取っているところでございます。なお、ポンプにつきましては、水位が上がりますと自動的にスイッチが入り、排水することができるポンプ1台、なお、今回は、降雨が多かったことにより、125mmのポンプを1台増設した形で排水作業を実施しているところです。この排水ポンプにつきましては、手動で入り切りするような状況になっているところでございます。

○10番議員（井元伸明） 本年度の7月に66mを1回超えておりますけれども、そのときにはですね、池田湖から、南九州市の集川の、普通は集川から池田湖に持ってくる送水路を使って、上の方に逆送をして、それで、急場をしのいだというかですね、そういう状況もありましたけれども。池田湖の水もですね、降水量が多い年、少ない年と、非常に毎年差があるようです。いろんな形でですね。それで今、浸水対策としてフラップゲートを付けていただいたり、水中ポンプも付いておりますけれども、これで、今年はそうして、大した水害というか、浸水に至ることはありませんでしたけれども、本当にこれで大丈夫と担当課として思っているのか、お尋ねいたします。

○建設部長（山崎一磨） 議員御指摘のとおり、本年度、南薩地域振興局におきまして、仙田水門の操作により、新川へ7月6日から29日までの23日間で、1,112万6,000 t、西部第1揚水機場ポンプ稼働によって、集川へ7月10日から22日までの13日間、82万4,600 tの放流をいただいております。合計で1,195万 tになっております。この放流水を池田湖の水位に換算しますと、池田湖の面積約11km²ありますので、約1.1mに相当する量でございます。この池田湖からの放流が、仮になかったと仮定いたしますと、今回の降雨により池田湖の水位は計画洪水位の67mを優に超え、池田、尾下地区では未曾有の浸水被害が発生したのではないかというふうに考えているところでございます。南薩地域振興局並びに南薩土地改良区による対応には、本当に感謝するところでございます。なお、この池田湖の水位上昇による問題につきましては、市民が安心・安全に生活するために重要な課題として捉えておりますので、今後も引き続き、関係機関とも連携を取りながら、問題解決に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○10番議員（井元伸明） 前回のですね、私の一般質問の中で、市にこういう分譲地の責任はあるのかなのかということでお尋ねしましたところ、もう販売して10年が経過しておりますので、市に瑕疵責任はないとかいうような旨の答弁をいただきましたけれども、指宿市はですね、市民の生活の安心・安全を最優先に守っていくのが市の責任だと思いますけど、今でもそのように責任はないということ逃げ切るつもりなのかですね、全然もうやる気もないのか、そこも一つお尋ねいたします。

○総務部長（中村孝） 現在、分譲地の嵩上げ等の要望をされる方につきましては、昭和56年に市から分譲地を購入した法人から、代物弁済で所有権を取得しておりますので、時効問題以前に、最初から市に対する法的請求権を有していないことを、法律相談では確認をしているところでございます。また、そのほかの方々に対しても、分譲時の市の瑕疵責任や説明責任に対する義務違反はないことを、法律相談等では確認をしているところでございます。

○10番議員（井元伸明） そういうことをですね、しゃあしゃあと答弁をされますけれども、市がいろんな形でですね、ちょっと、これから続けていきますけれども、市長もですね、27年の第3回の議会だったと思いますけど、その質問の中でですね、この現状を質問をしたときに、こういう話を聞くと、今、嵩上げを検討する時期であるというふうに答弁をされております。その後、私も何回か申し上げましたけれども、もし、責任がないとかあるとかいう問題じゃなくして、今3軒、浸水被害に遭うような住宅がございますけれども、その中の1軒の方はですね、本当に車椅子で生活している方がいらっしゃいます。そういう方がですね、池田湖の水も、雨が集中豪雨で降ったりすると、50cmから1mっていうのはあっという間に集まってまいります。だから、そういう状況を踏まえて考えればですね、前から申し上げておりますけれども、嵩上げの検討をすると申し上げておりますので、1回、専門の土木関係の方もいらっしゃいますので、その周辺を水が浸水をしないような形で、コンクリートなりで完

全に仕切ってしまうとか、住宅を嵩上げしたら幾らくらいの予算がいくとかっていうのを、やって欲しいというのを申し上げておりましたけど、併せて、市長、この検討という中では、前向きな検討だろうと思うのですが、今どのようなお気持ちをお持ちなのかですね、一言お答えをいただければと思います。

○市長（豊留悦男） この池田湖の水利用を含め、浸水のことについては、前回の議会でもお二方から、今回も2人からいただきました。やはり、私たちはこういう事態のときには、もうずいぶん前、つまり、昭和五十何年だったでしょう。そのときから、いろいろとこの分譲地に対しては、購入された方、いろいろあったのではないかと思います。しかし、今回、こうして議会で質問があるということは、個人の方のいろんな思いを代弁してのことだろうと思います。つまり、この土地の購入の経緯、それはどうだったのか、そして今、この住宅地に市の財源を投じて、いろいろ対策を打つことが、果たして法的に許されるのかどうか、つまり、ここは、分譲地を嵩上げするとか、多方面な対策を検討してみたいと、多方面というのを私は言ったつもりであります。つまり、その多方面の一つとして、現在、県とか市でやった、その事業については、多方面な対策という意味で使っているところであります。実際、ここの土地が浸水したときには私も、実際現場にまいりました。ここの分譲地を嵩上げするとかそういうことはできないだろうと。問題が発生するとしたら、少なくとも市として県としてできる限りのことというのは、現在やっている対策しかできないだろうと。そう思っているところでございます。やはり個人財産の資産経営につながる宅地の分譲地の嵩上げではなく、排水・冠水対策工事により、より効果的な対策の在り方について関係課に検討させ、現在、そのような対策を講じているところであります。是非その点は御理解していただきたいと思っております。ほかにも分譲地はたくさんあります。今、分譲している土地が20年、30年後に問題があったとすれば、そのときに遡って、対策、つまり、補償を含めた災害対策をすべきかどうか、今回の事例というのは今後に大きな影響を与えるものでもあります。ですから、私どもはこの件については、法的な相談をしながら、今後、いろいろな問題が残らないような方向での解決を目指してきたところであることだけは、是非御理解をいただきたいと思っております。

○10番議員（井元伸明） なかなか、個人の財産云々ということを言われましたけど、この内の1軒の方は、こういう状況であるから住めないということで、家を手放したいと、不動産鑑定をお願いして売ろうという方向で探していたところですね、今のこういう状況であれば、水位の低い状況であれば、資産価値はゼロで売れませんという返答をいただいているようでもあります。それで、違う角度からもう1点お尋ねしますが、平成14年にですね、この住宅地の浸水がありまして、そのとき、浄化槽が故障し使用できなくなって、そのとき浄化槽の取換工事を行っております。そのときですね、全体の工事費用が約200万円だと聞いております。このときの市ですね、高度合併処理型浄化槽の補助交付金は56万1千円で

あったと思われかもしれませんが、これ、環境政策課に先日お尋ねをしましたら、出した記録があるかということを確認しましたら、もう時間が経っているから証拠も書類もないと、誰にいくら支払ったかということが分からないということでした。しかし、先日行ってみますと、明らかにコンクリートを切りまして、工事をやった跡は確認ができました。そのときは、土木課と耕地課の方でしたかね、農政の方も市内出張で見えておりまして、一緒に確認しましたけども、工事をした跡は歴然としたものがありました。このとき、本人がですね、いくら負担したかっていうのが問題でありまして、大体3万円から5万、払っても5万しか払っていないということを言われておりました。だとすれば、残りの約140万円程度の工事代金をですね、誰が払ったのか、おそらく市が何か処理をしたのではないかなということで、本人は言われておりますけど、こういう状況は、あるとすればですね、指宿市がもし払っておれば、指宿市が何らかの非を認めたから工事代金を払ったと思われかもしれませんが、そのような事実というのを確認できませんでしょうか。

○総務部長（中村孝） 浄化槽の設置の部分でございますけれども、環境政策課においては、浄化槽関連の保存年限が経過をしております、文書は残っておらず、確認ができなかったということでございました。また、浄化槽関係所管である環境政策課及び分譲地所管である財政課の方で、平成14年度の決算書及び決算主要施策の成果説明などを確認いたしましたけれども、それらの資料からは、議員がおっしゃるような市による支出は確認できなかったところでございます。

○10番議員（井元伸明） 監査とかいرونなところで書類を探したけどない、確認できなかったということですけど。であればですね、その当時の市の担当職員の課長とかですね、あるいはその当時の市長はまだ健在のようでございますけど、その方にお伺いをして確認することはできないのかお尋ねをいたします。

○総務部長（中村孝） 先ほども、浄化槽の設置に対して市の支出の事実は確認できなかったところでございます。これにつきましては、その情報がどういう情報かは分かりませんが、その情報を基にですね、元職員等に事実確認することにつきましては、混乱を招くだけでありまして、避けるべきであると考えております。

○10番議員（井元伸明） あまりにもですね、そっけない答弁というかですね、市民の安心・安全というか、この今の住宅の人なんかですね、モーターが動いている間とか、あるいは、石板、フラップゲートの音でですね、先日、音がしてるときに、私も行きましたけど、65.85mでありました。その当日は、これで見えますとやっぱり波の打ち返しで、相当やっぱり鉄板が重たい、水が入ってこないように造ってある関係でですね、結構な音がしておりました。そういうのがあって、夜も寝れない、精神状態がおかしくなっている状態であるのを見てですね、本当に何も責任は感じませんか。本当に。法律的に弁護士に相談したら、そういうのは今後の市の、言えば何でもかんでも負担をしなければいけないというようなこと

だから、できないということだろうと思うんですけども、本当に指宿市が分譲して何十年前か分かりませんが、そういう状態が発生をして、併せてですね、この池田湖の水管理っていうのは、総務部長も前から答弁されておりますけど、もうちょっと下げてもらおうように土地改良区なりに、県に相談をしてみるということ、再三、答弁をされております。池田湖ですね、最低水位をちょっと紹介しますとですね、昭和2年には最低水位が58.6mというときもありました。また、最高でいけばですね、この昭和29年、68.6という記録も残っております。そして、さっきも紹介しましたが、平成9年9月の14日には、取水停止になっておりますが、61.66mでございます。大体、農家収入というのはこの畑かんの水を使ってですね、飛躍的に伸びてきているのは事実です。ソラマメ、オクラ、サツマイモ、何にしてもですね。それでも今、年間は400億、500億という収益を上げて多大な、市にも税金納入もあったり、いろんな農業所得とかそういうのも相当な恩恵もある中で、この嵩上げをしたときに住民の方がいろんな、相談したら、4・5000万もあれば嵩上げはすぐできるんだろうというような想定というか、そんな話をされておりましたけど、この嵩上げをすとか、していかないと指宿の産業そのものが、水位を下げていけば、また、平成9年のような干ばつが発生した場合にはですね、相当な農業における、農産物における大打撃が発生するかも分かりません。やっぱり水を管理しながら、今、南薩土地改良区の職員はですね、24時間寝ずに交代で水位計を見ながらですね、管理していただいております。そういう中で、簡単に水位を下げなさいと、もうじき、植え付けが始まります。それについてはですね、水がどんどん減っていきます。みるみるうちに農業用水が減ってまいります。そういう状態を考えたときにですね、ぎりぎりの65.5で相談しながら、新川の方に放流ということをしていただいておりますけどですね、そういうのを受けながら付近の住民は、寝れない日も続き、心配をしながらですね、そういうのを見て本当に、何もしなくていいというように、本当に考えていらっしゃるんですか。本当に。再度お尋ねいたします。

○市長（豊留悦男） 議員がおっしゃるように、市民の安心・安全を守るというのは、行政の基本的な基本であります。それによって様々な事業をしているところです。つまり、私が申し上げたいのは、昭和56年に市から分譲した、本人ではありません、法人が取得したわけです。その法人から、つまり、代物弁済で所有権を取得した方であろうと思います。つまり、昭和56年当時、この市の分譲するときに問題がなかったということで、この土地はおそらく分譲し、お買いになられたらと思う。その後、様々な経緯があって、今このような形で、市の責任、そして、分譲地の嵩上げ等を一般質問として出させていただいております。やはり、この方々の気持ちが全く分からないわけではありません。今、議員がおっしゃるような対応が果たして適切かどうかということ、判断をして行政としての答弁を繰り返しているところであり、池田湖の水利用の会があります。議員も出られたことがあるのかもしれない。南薩3市の首長さん方、担当部長さん方、九州農政局、県の方々、南薩振興

局、その中でも度々、この池田湖の水位については検討がなされ、現在の対応が取られているわけであります。このことについて、やはり、農業の生産額と浸水問題というのを同時に並行して考えて、じゃあ浸水があるから市として対応しろという、それが果たして適切な対応であるのかどうか、それが行政としてやるべきかどうか、そのことを私たちは判断基準として答弁をさせていただいているところであります。私どもとしまして、やはり、そういう大変なことが分かっておりましたので、できうる限りの対応というのはしてきたつもりであります。分譲地の嵩上げ、数千万円になろうというようなことを言いましたけれども、それは、到底行政としての責任上、することはできないという、そういう前提で答弁を繰り返しているところでありますので、是非理解をしていただきたいと思います。法律的な違反、浸水に対する、いわゆる義務違反等はないという前提で答えているわけであります。

○10番議員（井元伸明） 市長の言うことも理解できないわけではありませんけれども、私も池田湖の水位については、いろんところで水位を下げられないか、お願いした経緯もありましたけど、南九州市、枕崎の方々にすればですね、水位を下げて足りなかったことを考えれば、あんたは責任取れるのかと、そこまで言われます。指宿のことだから指宿で解決しなさいよと。もう直接、あからさまにそういう批判をされます。そういう状況の中でですね、仮に指宿市が直接お金を出して云々ということも、私、して欲しいとは、直接言っていないつもりであります。なぜこういうことが言うかということ、例えば広大な指宿、南九州市、枕崎へ絡んでの送水を行っているわけですので、まずは指宿市がそういう試算をして、1,000万でも2,000万でも、こういう金額がかかるとした場合に、数字が出た場合には、改めてですね、指宿市がこれだけしか負担ができない、これはできない、ということであれば、3市の首長さんなんかでも、関係者ともまた相談しながら、あるいは、1万何百人かの地権者がおりますけれども、その方々にいくらかずつ負担をせえと言っても、それはとてもじゃないけど、無理だろうと思うんですよ、いろんな意味でですね。あとは県・国に対して、こういう水事業をやったけれども、こういう弊害が出ているということで、皆さんに責任の分担という意味で、それぞれ何かできる方法も考えられないかなと、今思っておるんですが、そういう方法はできないのか1点お尋ねいたします。

○総務部長（中村孝） 先ほどらい言っておりますけれども、個人財産の資産形成につながる分譲地の嵩上げではなくて、排水・冠水対策工事による、より効果的な対策の在り方について、関係課と検討をしていきたいというところがございます。農業と市民の安全・安心の確保のために、今後も引き続き関係課における効果的な排水・冠水対策の在り方の検討、それと、あと、関係機関との情報共有による安全・安心な水位管理について関係課と連携して対応をしてまいりたいと考えております。

○10番議員（井元伸明） 本人はですね、本当に県に赴いたり、いろんな所でいろんな相談に行っているようでありますけれども、行ってる間にも、自分が思うとおりの返答が返ってこな

いで、相当心酔しているようでもあります。どうか、これで打ち切って終わりではなくしてですね、さっきも市長が言いましたように、市民の安心・安全を、安心して眠れない、精神状態もおかしくなっているという、そういう状態をなんとか改善するためにもですね、何か良い方法をですね、考えるつもりはないのかですね。それと、さっきありました、この浄化槽を取り換えたときですね、約140万円余りの工事代金は、どこがどういうふうに支払っているのかですね。本人は支払っていないということで明言をしておりますので、これはどこがどうしたのか、まだ本人も今、確認を取っているようであります。どこの工事会社が工事したのか、そのときのお金はどこから支払いをしてもらったのかですね。そういうものもありますので、併せてやっぱり、できうる確認作業というのはですね、するべきではないかと思っておりますので、何か今後、そういうことで確認できる方法はないのか、するつもりはないのか、くどいようですけども、お尋ねいたします。

○総務部長（中村孝） 御質問の部分につきましては、同僚議員の一般質問の取材の中で名前が出たことから、電話問い合わせをしております。浸水による浄化槽への逆流の件で、訪問をしたことはあるんですけども、市が負担するとかの話は、したかどうかは覚えていないということでございました。また何度か訪問後、苦情が来なくなったということと、自分の課で予算計上した覚えがないということを理由に、想像で、市が何らかで支払ったんだろうということとのございます。このような想像、不確かな情報に基づく事実確認は避けるべきと考えております。

○10番議員（井元伸明） これについてはまた、順次、いろいろ確認をさせていただきたいんですが。土木課の方にちょっとお尋ねしたいんですが、このフラップの音ですね、これ何か改善する方法はないのか、考えられていないのか、一つ確認をさせてください。

○建設部長（山崎一磨） 県によります池田湖へのフラップゲートにつきましては、水位が66mを超えますと完全に閉まってしまいますので、音はしないんですけども、先ほど議員が言われた通り65.8mとかですと、波によって音が発生してまいります。これにつきましては、消音対策はできないか、含めてですね、また、市の方で実施しましたポンプについても、近所の皆さんから騒音がするという苦情をいただいておりますので、今後、今回の実施を検証いたしまして、今後の対策に検討してまいりたいというふうに考えております。

○10番議員（井元伸明） この問題についてはですね、これで終わりっていうわけにはなかなかいかないようですので、また、引き続き私も正確な情報を集めてですね、いろんな形でまた、お尋ねをさせていただきたいと思えます。

次に、光通信基盤の基盤整備についてお尋ねいたしますけど、今回の整備は池田と利永交換局の整備を行うことによって、これによって市内全域での整備がなされるということを、先日の質問の中で答弁を聞いておりますけれども、これによって情報通信網整備で全国どこにいても教育、産業にしてもですね、デジタル格差がなくなれば、今後多くの、指宿市への

企業の参入も見込まれるのではないかとということも、非常に期待をしておりますけれども、今回の整備費用を2億690万円で整備がされた、これまでについては、心から感謝いたします。ありがたいことだと思っておりますが、これまでですね、何回か質問をし、お願いをしてきた段階では、まずは、NTTがやる気になってもらわなければ困ると、容量の話もさっき出しましたけれども、そういう利永、池田地域においては、利用者が本当にいるだろうかという心配があるということだったんだろーと思っておりますけれども、このことによって今後、前向きにいけばですね、非常に住民の方々も安心して、学校教育についてもいろんなところでですね、今、小さな田舎に行っても、こういうのがないとなかなか、情報が得られないのが非常に多いんじゃないかと思われま。これまでは、市の財政負担が大きいとか、いろんなことを言っておられましたけれども、今回、この基盤整備がですね、可能になった最大の理由というのは、どういうものであるのか。国・県の財政支援が大きいのがあったのか。なぜ、こういうふうにですね、できるようになったのか、最後にお尋ねをしておきたいと思っております。

○総務部参与（下吹越寿） お尋ねの件でございますが、やはり財源的な問題でございました。財源的には、今回、通常の家補助である3分の1補助金以外に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金など、有利な財源が活用できることになりました。また、今、申し上げました、3分の1の家補助事業の実施年度が、2年前倒しとなりました。それで、令和3年度までしか活用できなくなったところでもございます。このようなことを総合的に考えまして判断いたしまして、今回の事業実施を判断したところでございます。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 0時59分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、前之園正和議員。

○13番議員（前之園正和） 私は、日本共産党の議員の一人として、平和と民主主義、そして、人権を守ることを愛し、市民の命と暮らしを守る立場で一般質問を行います。

議会開会日、9月の1日の議員懇談会において、担当課より、指宿市パートナーシップ宣誓制度の導入について説明がなされました。既存の婚姻制度を利用できない同性カップルや婚姻を結ばない事実婚等を対象に、当事者がお互いをパートナーとして宣誓したことに、公的な証明書を発行する制度であります。既にパブリックコメントは開始され、来年の4月1日の制度施行を目指しています。4月1日の制度導入の一報を知った当事者の一人は、嬉しくて感動して泣きじゃくったと言っておられます。全国からも喜ぶ声が寄せられ、自治体からも問い合わせがあると聞きます。ここまでするには、担当者や担当課が当事者の声に耳を傾けるなど、熱心な取組をしてきたことを私自身もよく知っております。また、担当課だけではな

く、広報紙も大きな役割を果たしてきました。何より、市長自身が、重要な人権問題の一つとして取り組んでこられたことに対し、敬意を表したいと思います。指宿市の取組は、必ずや県内他自治体にも広がるきっかけになるとと思います。

それでは、通告に基づく一般質問を行います。政治姿勢についてであります。日本は唯一の被爆国で、広島・長崎を繰り返すな、今や世界的に大きな声となっています。唯一被爆国として、非核を求める先頭に立たなければならないと思います。しかし、残念ながら、自民党政府は、非核を求める立場に立っていません。核兵器はもちろんのこと、原子力の平和利用といわれてきた原子力発電も、一度事故が起きれば、世界と人類に大きな負の影響をもたらし、その影響は単に大きばかりでなく、とてつもない未来まで続くことをチェルノブイリや福島などが教えてくれています。政治姿勢の問題として順次伺います。核兵器禁止条約は、核兵器を国際人道法の原則に反する兵器として、開発から使用まで全面的に禁止するもので、3年前、国連で採択されました。50か国が批准することによって効力を持つことになっています。あとわずか、あと5か国で50か国をクリアし、条約発効が目前になっていますが、残念ながら、日本は世界で唯一の被爆国でありながら、いまだに批准していません。そこでまず、日本政府に対して、核兵器禁止条約を批准するよう、求める考えはないかどうかを伺います。

次に、いわゆる核ごみ拒否条例についてであります。高レベル放射性廃棄物処分場や使用済み核燃料中間貯蔵施設の計画を拒否するための条例を制定している自治体は、全国で20を超えています。うち、鹿児島県の自治体が、私の見た資料では、南さつま市をはじめ、12あります。南さつま市は国の定める科学的特性マップにおいて、好ましい地域として分類されていることもありますが、合併前、旧笠沙町の当時の町長が、処分場の誘致構想を表明したことから、住民の猛反発により、3日後に構想を撤回するなど、住民の反対運動が出发点となり、南さつま市における拒否条例につながっています。指宿市においては、好ましくない地域として分類されていますが、それでも、市の意思として拒否条例を制定すべきではないかと思いますが、市長の姿勢を伺います。

次に、川内原発についてです。原発の運転期限は原則40年と決まっていますが、川内原発1・2号機は2024年から25年にその40年を迎えます。先般の県議会において塩田知事は、川内原発1・2号機の延長問題に関して、必要に応じて県民の意向を把握するため、県民投票を実施すると改めて明言しました。県民の意思を重んじようとする姿勢には敬意を払いますが、望むなら知事自身の考えとして、即時停止、廃炉の方向を示して欲しかったところでありませぬ。そこで、市長としてのお考えを伺いますが、1・2号機は延長でなく、即時停止と廃炉を求め、3号機については増設をさせないという姿勢を取るべきだと思いますが、どう考えるか伺います。

次に、コロナ禍における 諸政策についてであります。共同通信社の報道によると、コロ

ナウイルスについての最初の報道は2019年12月31日で、クルーズ船の報道は2020年1月21日からのようであります。あのときにこれほどのパンデミックが起こると、どれほどの人が想像したでしょうか。当初から個別的対応は必ずしも一様ではありませんでしたが、全体としては、実効再生産数を1以下にするために、人との接触を最低でも6割、できれば8割少なくするということでした。ところが、今では、人との接触削減は、当初ほど言われなくなってきているのではないのでしょうか。経済再生などを理由にして、接触削減が軽視されてきているのではないのでしょうか。更には、営業などの自粛という名で、事実上の規制をしながら、補償は必ずしも伴わないなど、実効性に疑問を持たざるを得ず、やってる感に過ぎないという人さえいます。これらの批判は、地方自治体に対してより、国に対しての批判が大きいものとなっています。そこでまず、コロナ禍において、市として基本的にどのような方針に基づいて対応や対策をしているのか伺います。市民や各団体からは、国や県、そして、各市町村に対しても、いろいろな要望などが出されていると思います。そこで、指宿市においては、市民や各団体、これには経済団体や、各産業、そして、医療団体などがあると思いますが、それぞれどのような要望が出され、どのように対応しているのか伺います。

また、PCR検査については、感染の現状を把握し、感染拡大を防ぐ大きな手段の一つです。指宿市がPCR検査に対する助成をしていることは、十分とは言えないまでも先進的であり、評価に値することです。今、世田谷モデルへの評価が広まっています。いつでもどこでも何度でも、無料でPCR検査を受けられるという方針であります。PCR検査体制について伺いますことは、自由診療に対する1万円助成という仕組みを、発展・強化することは考えられないかを伺います。併せて、国や県への要望や連携をどのように考えているかについてもお答え願います。

市長は、コロナ禍において、不要不急の事業は見直すべきではないかとの質問に対して、不要不急の事業があれば見直すとした上で、今は不要不急のものはないと答えています。それとの関係で伺います。まず、市民会館についてです。現在の市民会館は、建築年度も古く、何らかの対応が求められていることは事実です。大規模改造なのか、新築建て替えなのかについては、新築建て替えの選択をして現在に至っています。建築場所についても、現計画のところは、元々湿地帯であり軟弱地盤ではないかという議論もありました。そこで改めて伺います。コロナ禍にあつて、計画通り進めるべきなのか、この際、一度立ち止まり、総合的に検討し直してもいいのではないかと思います。いかがでしょうか。現在における計画概要と予定建設時期なども併せて答えたいと思います。

次にサッカー・多目的グラウンドについてです。サッカー・多目的グラウンドについては、いろいろな議論がありましたけれども、いよいよ完成間近になっています。これまで議論になったのは、サッカー場そのものの賛否というより、どの程度の規模や内容なのかということについて、また、財政上の問題や利用者見込みの問題だったのではないのでしょうか。

そこで、コロナ禍にあって、特に利用者見込みについては、見込み数字の変更を余儀なくされているのではないのでしょうか。そこで、サッカー・多目的グラウンドの見込んだ利用者数や大会イベント実施については、現時点でどのように考えるかお伺いいたします。

次に、市役所各庁舎等の通信環境整備についてです。5Gに関しては、他の質問者の中で触れられています。5Gは4Gに対して100倍の通信速度です。その分、4Gより多くの基地局が必要であり、これまでより遥かに強いエネルギーの電磁波が使われます。そのことから、人間や地球環境への影響を懸念する声が世界中で広がっています。5G促進法で恩恵を受けるのは、大手通信4社など一握りの大企業で、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態の下で、不要不急の財政支出であり、中止すべきです。LTE通信速度の高度化については、もっと研究を重ねるべきです。5Gが基本的にモバイル端末のための通信システム、モバイル網なのに対して、私は回線から接続する固定網の中で、有線LANでなく、無線接続部分であるWi-Fiを中心に伺います。今やパソコン・インターネット無しにはことが進まない時代となりました。市役所内においてはインターネットとは別に、庁舎内という組織内でのみ構築されたネットワーク、イントラネットも活用されています。そこで伺いますが、市役所各庁舎等の通信環境整備は現在どのようになっているか伺います。また、全庁舎的にWi-Fiの導入予定はないかどうか伺います。

○市長（豊留悦男） 核兵器禁止条約の批准についての御質問をいただきました。核兵器がなく、平和で、豊かな社会の構築は、世界共通の願いであると考えており、本市では平成18年9月4日に核兵器廃絶と恒久平和都市宣言を議会へ提案し可決されました。条約の批准等については、今後も、国・県の動向を見守る必要があるかと思えます。今後とも、この批准については、勉強、そして、情報収集にあたってまいりたいと思えます。

次に、核ごみ拒否条例の制定についてであります。県内におきましては二つの市が条例を制定しております。これらの市はいずれも、経済産業省が作成いたしました科学的特性マップにおいて、好ましい特性が確認できる可能性が相対的に高い地域となっているようであります。これらのことから、条例の制定につきましては、現段階では考えてはおりませんけれども、今後の国や県内自治体の動向を見ながら、判断をしたいと思っております。

次に、川内原発についてでございます。原子力政策は国策であります。原発の稼働は、安全性の確保が大前提であると思っております。川内原発についても安全性を最優先に、エネルギーの安定供給性や経済性を考慮しながら、国や県、そして、地元自治体、九州電力等の責任において稼働しているものと認識をしております。今後、県・国・地元自治体との情報連携に心掛けながら、その判断については、今後検討しなければならないと思っております。

次に、コロナ禍における、基本的にどのような方針を立てているのか、持っているのかということであります。新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大する中で、本県・本市にお

いても未だ終息は見通せない状況でもあります。しかしながら、感染対策と経済対策の両立は、避けて通れない道であります。国の定めた新しい生活様式に基づいた生活スタイルの周知徹底により、感染対策と経済対策の両立を図ってまいりたいと考えております。

以下、いただきました質問等については、担当部長等が答弁をいたします。

○健康福祉部長（西浩孝） コロナ禍における諸政策の中で、市民や各団体からの要望についての対応でございます。新型コロナウイルス感染症発生以降、市民から様々な問い合わせをいただいておりますが、陽性者との接触や発熱などの症状に関する相談がほとんどであり、かかりつけ医や保健所への相談を案内をしております。医師会からの要望については、医療従事者へ宿泊施設の提供依頼があったことから、市の所管する施設の提供などを決定したところでございます。次にPCR検査体制について、市としての体制強化についてでございます。PCR検査の体制強化については、医療機関の診療体制などに影響のない運用が必要であることから、市が実施するPCR検査委託事業の経過を注視し、状況に応じて医師会と協議し検討していきたいと思っております。国・県への要望や連携についてでございます。PCR検査については、行政検査における濃厚接触者の検査を最優先すべきものであり、感染の不安解消のために実施する検査を幅広く実施することは、医療機関の診療体制に支障を及ぼす可能性もあるなど、課題が多いと認識しております。このようなことから、本市のPCR検査委託事業は開始されたばかりですので、今後の経過や検査体制の状況を注視し、国が発表しました公的保険適用外の費用減額に向けた取組に期待をしつつ、機会を捉えて、国や県へ要望をしてまいりたいと考えております。

○産業振興部長（大迫格史） コロナ禍における、市民や各団体からの要望、また、その対応についてお答えさせていただきます。商工分野につきましては、事業資金の融資や事業継続支援に関する事、事業に要する固定経費である会費相当額や人件費等の補助に関する事、消費関係に対する支援として、テイクアウト支援事業やコロナ禍でも実施できるイベントの開催などの要望をいただいたところでございます。要望に対しまして取組順に申し上げますと、指宿プレミアム商品券、商工業制度資金利子補給助成金、休業等対応事業者支援金、緊急経営安定化助成金、いぶすきグルメ券、ウェブ活用販売促進事業などがございます。特に、現在実施しておりますテイクアウト商品販売促進事業につきましては、すぐに多くの飲食店で完売するなど盛況を見せており、参加店はもとより、市民からも非常に喜ばれております。併せて、今議会においても、自立型グルメ券、タクシー配達委託の延長、地域養殖魚給食提供事業などを提案させていただいております。また、観光分野につきましては、事業者の固定経費の軽減を図ることを目的といたしまして、指宿市観光協会に対し、年会費相当額を助成いたしました。ホテル・旅館における予防・発生時のガイドラインの策定の要望もございましたので、指宿仕様のガイドラインの原案を作成し、各ホテル・旅館において、それぞれの施設の特徴にあった形で完成のうえ、活用いただいているところでございます。そ

のほか、イベントや誘致活動等を実施して欲しいという要望もございましたので、小・中・高等学校の教育旅行に対し、本市に宿泊することを条件として、そうめん流しの食事代金を補助する事業と、指宿大好き体験の利用料を補助する事業を実施しております。

○教育部長（鶴窪誠作） 市民会館は建設時期や規模の見直しの必要はないか、についてであります。市民会館の建設事業は施設の老朽化が原因となる、早急に進めるべき事業であると考えております。建設を延期した場合は、照明機器や電源盤等の施設の故障が起因となる運営困難な状況に陥ることも想定され、その場合、市民会館を利用する多くの方々に御迷惑をお掛けすることになります。また、建設時期を先送りした場合、公共単価の見直しによる工事費の上昇なども予想されることから、財源の確保等含め、総合的に検討し、事業を進めているところでございます。施設の規模につきましては、これまでの利用実績や利用形態と今後の人口推移等を基に設計しておりますので、座席数やホールの大きさ等、適切なものであると考えております。新市民会館オープン時点でコロナ禍の状況が続いていた場合、ソーシャルディスタンスの確保や入場制限等、最善のコロナ対策を行いながら、できる限り最大限の活用に努めてまいりたいと考えております。次に、今後の予定といたしましては、11月に入札を行い、12月議会で契約議案を可決いただき、令和3年1月着工の場合は、令和4年5月から6月の完成となる予定でございます。

次に、サッカー・多目的グラウンドの見込んだ利用者数や大会イベント実績についてであります。サッカー・多目的グラウンドの利用者につきましては、年間約2万5千人を見込んでいるところであります。また、大会等の開催につきましては、社会人、大学、高校、中学、小学校など、各カテゴリーで20回程度、Jリーグのキャンプを年間約30日を見込んでいるところでございます。サッカー・多目的グラウンドのオープン後において、新型コロナウイルス感染症の拡大により、合宿大会等における施設の利用に影響が出ることが予想されますが、当初の見込みの利用者数を達成できるよう、関係機関と連携を取りながら、感染防止対策に努め、安全・安心に施設を御利用いただけるよう、管理運営に努めてまいりたいと考えております。

○総務部長（中村孝） 市役所各庁舎等の通信環境整備について現状はどのようになっているかでございますが、本市のイントラネットにつきましては、三つのネットワークに分かれておりまして、一つ目が個人情報扱う閉鎖域での基幹系ネットワーク、二つ目が行政機関との電子メールや指宿市職員内での通知・通達が行える、グループウェアが利用できるLGWAN系の情報ネットワーク、三つ目がインターネット検索や、市民や民間企業等と電子メールが行えるネット系ネットワークを構築しているところでございます。それと、全庁的にWi-Fiの導入予定はないかでございますが、本市では平成29年度から業務用にポケットWi-Fiを導入をし、利用をしているところであります。ポケットWi-Fiについては持ち運びが可能であり、場所を選ばず利用できるというメリットがあります。今後も様々な場所

でのインターネットを利用した業務が行えるよう、ポケットWi-Fiでの活用を考えているところでございます。

○13番議員（前之園正和） 核兵器禁止条約についての答弁の中で、当市は核兵器廃絶、恒久平和都市宣言をやっているからと、これはいち早くやったわけですけども、確かにそうあります。そこで伺いますが、この核兵器廃絶、恒久平和都市宣言というのは核兵器禁止条約の批准を求める立場なのではないかと。求めない立場ではないというふうに思うんですが、この宣言については核兵器禁止条約の批准を求める立場だと思いたすかどうでしょうか。

○市長（豊留悦男） 議員のおっしゃるとおりだと思います。広島・長崎と本市とではまた、その考え方も違ってくると思いますけれども、やはり、条約の批准という、これは国レベルの取組でもあります。指宿市としても、いわゆる、この核兵器廃絶と恒久平和都市宣言、まずこの宣言をした後、全国の基礎自治体の動向、そして、何よりも国の動向というのが非常に大切であろうと思いたすので、その動向を注視しながら、本市としての在り方というのを考えたいという、そういう答弁をさせていただいたところでもあります。

○13番議員（前之園正和） 核兵器廃絶と恒久平和都市宣言というのは、この核兵器禁止条約の批准を求める立場だということについては、当然ながらそういう答弁であります。ただ、国が考えることというように言いたすますが、地方の考えを国にです、このようにして欲しい、あのようにして欲しい、自治体としてどう考えるということは、よくあることであります。例えば、何かをしてもらいたすときに、国への陳情とかいうことはよくあることです。そういう意味でも、平和都市宣言をしている自治体として批准を求めるということは、当然あって然るべきだと思いますがいかがでしょうか。

○市長（豊留悦男） 一自治体の考えよりも、むしろ、県の市長会としての要望を国に投げかける、つまり、これは、国や県に対する我々の考え方というのは、一自治体ではなくて、市長会としての考え、九州市長会としての考え方を基に、国や県を動かしていくという、そういう方向でないといけないのではないかと思っています。

○13番議員（前之園正和） 核兵器廃絶と恒久平和都市宣言は禁止条約の批准を求める立場ということで、国へも言うべきじゃないか言いたすたら、市長会を通じてやるんだということでしたが、じゃあ市長会にその立場で届ける、語り掛けるということはあるんじゃないかと思いたすますが、それはどうですか。

○市長（豊留悦男） 議員が、今申し上げました、それも一つの方法だろうと思いたす。むしろ、19市の中で、共通した条約批准に向けて、同じような方向性でこの要望、または、申し入れというのは重要だろうかと思いたす。その点、私は、今後の県や国の動向等を注視しながら、この条約批准等についても検討させていただくと、そういう趣旨で答弁をさせていただいたところでもあります。

○13番議員（前之園正和） 50か国が批准すれば効力を発効すると。90日後でしたかね。ということ。現在、50に対して45まできています。世界で唯一の被爆国としてですね、残りあと5つという段階で、そういう状態でいいのかなというふうに思うんですが。日本がですね。その50でクリアしたとしても、50の中に入っていないということは恥ずべきことではないかと私は思うんですけれども、それについてはどのようにお考えでしょうか。

○市長（豊留悦男） やはり、この件につきましては、いろいろな思いがあるだろうと思います。何よりも、国際関係、国際情勢を踏まえての政府の判断だろうと思います。そこまで深く、私の方で考えて答弁というのはできないところであります。そういう意味から、私は、県や自治体との情報連携に努めながら考えたいと、そう申したわけでございます。

○13番議員（前之園正和） 核ごみ拒否条例について、先ほど私は、鹿児島県内で12あると言いましたが、市長の答弁では2だったですかね。それはまあ、市町村全部数えたか、市だけを数えたかっていうものの違いではないかと思っておりますが、南さつま市の場合は、第3条の基本政策で放射性物質等の市内持ち込みを拒否、関連施設等の南薩地域への立地及び建設に反対、第4条では立場の表明として、国や関係機関に通知するというふうになっております。この南さつま市の条例については、どのような評価をされておりますでしょうか。

○市長（豊留悦男） 南さつま市、つまり、これは国からある場所の候補地としての適切な場所であろうという、それが示されたことにより、南さつま市としては到底それは受け入れることはできないという意味で、このような対応をしているものだと思っております。

○13番議員（前之園正和） そのことは先ほどから言ってるわけで、じゃあ適地だというふうにされた所だけが、立場を表明すればいいということなんでしょうか。やはり、国から適地として指定されようがされまいが、我が自治体はそれはごめんだという表明は必要だと思うんですけどどうでしょうか。

○市長（豊留悦男） それぞれの自治体の思いがあるのではないかと思います。この核のごみ問題、これは全国的に、または国を挙げての大きな課題になっているのも事実であります。そういう意味から、この問題、私ども指宿市としても反対すべきではないかと、この拒否条例の問題に取り組むべきではないかということだろうと思いますけれども、今のところはその動向、方向性というのが、私どもも指宿市としてはっきりその方向性を示せないで、今のところはこの制定に向けての取組はやっていないというのが実情でございます。

○13番議員（前之園正和） 最初の答弁だと、国のマップで適地としたとされている、指宿はされていない、されていないからする必要はないというか、そういう方向だというふうに、私聞いたんですけど、今の答弁だと、条例をつくるかどうか、つまり、イエスカノーか、態度が明らかになってないというふうにも聞こえたんですけど、ちょっと整理していただけないか。

○市長（豊留悦男） この核ごみの問題というのは、全国的にと、私申し上げましたけれども、

県と自治体の考え方も相違するところもあるようであります。また、手を挙げているところもあるようでございます。そのところにつきましては、また、県がそれを拒否するとか、いろんな考え方が県と自治体ともある。そういう意味で、この条例の制定というのは難しいのではないのかというのが一つ。今の段階で核ごみの拒否というこのことを、指宿市は拒否するというような、そういう立場にはない、つまり、判断が難しいということで、先ほど、この拒否するかどうかというものについては、そのような意味で申したわけでございます。

○13番議員（前之園正和） 拒否する立場にないということは、拒否するかしないかについて、判断が現時点で確定していないという意味なんでしょうか。

○市長（豊留悦男） そのとおりであります。

○13番議員（前之園正和） それは一応伺っておきます。それから、川内原発についてですが、2011年3月11日の福島第一原発の事故が起きた、これは安全神話が崩れ去った瞬間だったわけですが、安全なものを造ることが課題だというようなことも出されておりますが、この福島の第一原発というのは自然災害との関係もありますけれども、予期せぬことだったわけですね。だから、いかに安全設計をしたとしても、予期せぬことというのはあったわけです。それでまた、一度起きれば、今の政府の放射性廃棄物の処理法、場所も解決されていないわけですけど、安全なレベルまで放射線量が下がるのは10万年以上とも言われております。岩盤のしっかりした所に埋めるとかいう話もありますが、それも10万年管理しなきゃいけないというような世界です。既に2万5,000本あるという使用済み核燃料は、再処理前の物も含めると2万5,000本あるといわれる。そういう中であって、安全性を高めていくということだけで済まないのではないかと。よくトイレなき住宅だと言われますけども、まさにそういうことではないかと思うんですけどいかがでしょうか。

○総務部参与（下吹越寿） 先ほど市長も申し上げましたけれども、原子力政策、エネルギー政策は、国策でございますので、国、県、地元、川内原発で言えば薩摩川内市です。それと九州電力等の責任において判断されるものと認識しております。

○13番議員（前之園正和） そういう中であってもですね、先ほど言ってるように、核兵器廃絶と恒久平和都市宣言というのをやるわけですよ。指宿市の立場はこれですっていうことをやるわけで、宣言をしながらですね、実際には、それは国の考えることだということで終わるのはいかなものかというふうに思います。1・2号機の即時停止、廃炉、3号機の増設をやめるよう、そういう結論を出していただいて、働きかけをしていただきたいということを申し上げておきます。

コロナの問題についてですが、先ほど、各団体からの要望内容もお答えがあり、どういったものをやってるという話がありましたが、それでは、要望に応えきれてない、それは駄目だという否定のものもあるでしょうし、財政上で、今はちょっとというものもあるでしょうけれども、各種団体から出された要望等で、要望に応えきれてないというものはどういった

ものがあるでしょうか。

○産業振興部長（大迫格史） 5月12日に提出された旅館事業協同組合からの要望の中で、ホテルの部屋数に応じた適正額の市の独自支援を、また、入湯税相当額を宿泊業支援にというものがございましたが、これにつきましては、中身を変えた形で緊急経営安定化助成事業、そして、その前にクーポン付き宿泊事業、宿泊減緊急対策事業という形で予算計上させていただいているところでございます。

○13番議員（前之園正和） PCR検査について1万円の助成、県内でも進んだ施策を取っていただいているわけですが、予算は確か2千人分だったというふうに思うんですが、現在、何人の方の助成の申し込み、あるいは、受けたか、そこはずれがあるでしょうけども、申し込みの段階でもですね、どれくらいだったのか伺います。

○健康福祉部長（西浩孝） 現在まで、13件の申し込みがあったようでございます。

○13番議員（前之園正和） 先に一般質問された方への答弁で12とあったと思うんで、それから一人、1件あったのかなというふうに思うところですが、それにしても、2千人で足りるのかなと、私は率直に思ったんですけど、意外や、こういう数字です。今後、コロナ感染がどのようになっていくか分かりませんが、助成の申し込みがちょっと少ないという気がします。そのことも、市としては2千人組んだわけですから、相当の覚悟をし、努力していただいたというふうに思うんですけど、この、非常に少ないということについてはどのようにお考えでしょうか。

○健康福祉部長（西浩孝） 全国的にも、まだ陽性者が出ておりますけども、これから、秋・冬にかけて第二波、第三波がやってくるんだろうというふうに考えております。そういう状況になった場合の、この委託事業の件数というところは、注視をしまいたいというふうには考えております。

○13番議員（前之園正和） PCR検査については、行政として保健所などからですね、やるという場合には公費負担ということになりますし、また、医者の方から必要性があれば、保険適用というふうになりますから、公費の分、医療保険が効く分、自由診療分と大きく3つあるかと思うんですが、先ほど、濃厚接触者がどうしても優先になっていくということは、当然そうだというふうに思うんですよね。それから、医療機関については、医療機関として全員に対してPCR検査をしてるところもあるというふうに思うんですが、そこは医師会なりとの調整もいるかもしれませんが、病院でする分、あるいは、そこに漏れが例えばあるとすれば、行政としても医療従事者については全員を対象にして、無料で受けられるような制度というのもですね、医療関係者については考えてもいいのではないかとこの気はするんですけど、今後、改善をしていくということでもありますので、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○健康福祉部長（西浩孝） 医療従事者に限らず、国の方で公的保険適用外のPCR検査の自己

負担の軽減を検討されているようでございます。そういうところを、国の動向を注視をしてまいりたいというふうに考えております。

○13番議員（前之園正和） 状況を把握すると、PCR検査だけではないわけですが、まあ入り口としてはPCR検査になりますけれども。状況を把握することによって対策が出てくるというわけですから、このPCR検査の果たす役割というのは大きいというふうに思うんですね。それで、必要なところは行政の方から受けてくださいってなるし、個人の方から心配なところは自由診療でも受けたいと、双方がかなわなきゃいけないのではないかとと思うんですが、PCR検査数を増やすということは、個人の心配に応えるだけではなくて、感染そのものを早く把握して終息をさせる、閉じ込めるという意味でも有意義なことだと思うんですけど、それはそういう理解でよろしいでしょうか。

○健康福祉部長（西浩孝） そのように理解をしております。

○13番議員（前之園正和） 指宿市は先んじて1万円の助成ということでやっていただいているわけですが、本来、個人の負担なしにPCR検査が受けられるようにと、いわゆる世田谷方式というのがありますけれども、これは国の責任で本来はやるべきだというふうに思うんですけど、そこで、国や県に対して、その件ではですね、どのような要望をされているのか。また、されていくつもりなのか。その点はどうでしょうか。

○市長（豊留悦男） やはり、本市ではPCR検査、この補助事業を実施いたしました。2つの問題点があるようであります。つまり、PCR検査を受ける側の様々な問題。つまり、受けることによって風評のいろいろな被害が起こる可能性もある。あの人はAという病院で検査に行ってみたんだ。どうやら新型コロナウイルスの感染症の疑いがあるらしい。これまでもそういう問題も起きました。あと1つは病院側の問題であります。かねての業務をしながらのPCR検査をしなければなりません。病院の経営への影響も出る可能性もあります。看護師等の負担も増える可能性もあります。その他、様々な病院としての問題、患者としての受ける側の問題、様々な問題をクリアしながらこの検査の事業というのは進めなくてはなりません。今回、指宿市ではこの事業を取り入れながら、改善すべきは改善していかなければならないというような答弁を前もいたしましたけれども、まずはやってみて、どのような問題が生じるのか、あるのか、そういう問題があったら、その度に改善を加えていきたいと思っております。一番大切なのはPCR検査の趣旨、理解を市民にどのように広げていくのか。正しくコロナ感染症を理解し、正しく恐れる、これは、新型コロナウイルスの感染症を防ぐためにも極めて大切なことでもありますので、広報等を通じてこの事業の理解に努めてまいりたいと思えます。

○13番議員（前之園正和） 昨日の地元紙の記事によりますと、全国自治体アンケートで、コロナで財政悪化した自治体が88%と出ておりました。県内では30市町村が悪化を見込んでいくということでした。そこで、21年度予算を組むにあたってのですね、当市、指宿市として

はコロナでの財政への影響というのは、財政悪化になるというふうに踏んでいらっしゃるのか、あまり影響はないというふうに踏んでいらっしゃるのか、その点はどうでしょうか。

○総務部長（中村孝） 昨日の新聞の報道の中で、コロナで財政悪化という形で記事があったところでございます。本市につきましても、その悪化が見込まれるという形になっております。その中で税収とか観光施設の施設使用料の減等が見込まれるということで、地方交付税の増額等を要望をしたいという形で考えているところでございます。本市の、今後の財政運営につきましては、市税の収入減が見込まれることから、歳入に見合った歳出構造の取組による持続可能な財政運営を行っていく必要があるという形で考えております。

○13番議員（前之園正和） 指宿市もコロナによって財政は悪化の方向を向いていると。方向というのは、方角としてですね。程度はまた別にしまして。ということですけども、そういう中であって、21年度予算を組むにあたってですね、事業の、地方交付税の増をお願いしているとか、ありましたけれども、21年度予算を組むにあたって、事業の絞り込みや先送りというものは検討しているのかどうか。また、市民会館については、その対象になっているのかいないのか。そのことを伺います。

○総務部長（中村孝） すみません。先ほども言っておりますけれども、新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、市税等の収入が見込まれてるところでございます。本市としましては、令和2年7月の20日付で各部課長の方へ予算の適正な執行について通知を出しているところでございます。通知の主な内容としましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、歳入面では、税や使用料の減収、それで歳出面では新たな財政出動が発生しており、今後、厳しい財政運営が予想されているので、コロナ禍により実施できなかったイベント等については、可能な限り執行残として確保するなどの財源確保に努めるよう指示を出しているところでございます。

○13番議員（前之園正和） それで、財政は悪化の方向を向いているということなので、収入確保に向かって努力することはあったとしても、事業の絞り込みや再検討というところに踏み込むのか踏み込まないのかということですか。

○総務部長（中村孝） 事業の絞り込みにつきましては、事業課の方につきましては、事業執行について先送り、先延ばしはできないかというような検討をお願いしているところでございます。

○13番議員（前之園正和） 財政論議に入っているんじゃないかという話もあるようですが、その絞り込み、再検討の中にですね、市民会館も検討したらどうだということを要は言いたいわけですよ。で、11月に入札をして、12月議会にかけて、令和3年の1月着工の場合、4年の5月か6月にオープンということのようです。これ、当初の計画のままというか、コロナが大きく出る前の計画であります。そこで、市民会館についてですね、再検討せずに、当初のままということでもいいのかどうかということを知りたいわけですよ。規模等もありますし、

今後、ソーシャルディスタンスというふうに言いますが、そのためには、例えば、設計もちょっと考える余地あるのではないかと思うんですよね。例えば飛び飛びに座席を使うとした場合に、即座にそれに対応できる切り替えというのがどうのこうのと、例えばの例で言いましたが、そういう面では広い意味での設計変更というの、考えられるんじゃないかと。そういうことを含めて再検討、場合によっては財政との関係で先延ばしということもあっていいのではないかとこのことを言いたいわけですよ。いかがでしょうか。

○市長（豊留悦男） 議員の質問、まさしく的を射た質問でもあります。市民会館が今できなかったら、5年、10年先にならないとできないと、庁議の中でいろんな方々の、部長さん方の意見をお聞きをいたしました。今回できなかったら、おそらく財政が安定するまではできないとなると、5年、10年後になるかもしれない。となると、市民会館は造らないと言っても、それで、もう造れないかもしれないというような、私は話をしました。なぜかと申しますと、空調関係、まさしく今換えないと、修理をしますと数億円かかります。照明もそうであります。放送機器・音楽機器もそうであります。水回りもそうであります。つまり、今、現市民会館は、それぞれの年限を過ぎて改修すると、相当額が必要であろう。その相当額というのはほぼ一般財源を投入しての改修になります。それと新しく800席の市民会館を造ったときの、財政的な裏付けというのを考えたときに、今やった方が、今、市民会館を造った方が良いだろうという判断を、私はいたしました。それは、これまでも関係部長が答弁しておりますように、いわゆる様々な有利な起債が受けられるからであります。つまり、この市民会館が、ほかの財政に与える影響というのを考慮したときに、今やった方がいだろうという判断を私はしたということでもあります。そして、あと一つは、スポーツ文化交流により、多くの交流人口を指宿で増やしたいと。それが、つまり、地域の振興につながるし、観光の充実、それにもつながってくるだろう。やるべきタイミングというのを非常に悩んだけれども、今がその時期だろうという判断を私はしたということでもあります。

○13番議員（前之園正和） 11月に入札をして、先ほども言いましたように、議会にかけて、着工して、令和4年の5月か6月にオープンということでした。片方で、合併特例債については、5年延長になれば令和7年度ということでしたので、全く時間がないということでもないと思うんです。例えば1年間延ばしても、4年にできるつもりが5年にできるという。単純に考えれば、単純にいかない部分もあるかと思うんですけれどもね。何も問題ないという結論になればすぐその場でいくし、変更すべきがあるとなれば、ちょっとまた時間がかかるということになるでしょうけれども、全く時間がないということではないんじゃないかという点で、その意味も含めてですね、ちょっと立ち止まる必要があるんじゃないかということも言いたいわけですが、どうなんでしょうか。

○教育長（吉元鈴代） 教育長の立場で答弁させていただきたいと思いますが、生活をする上で文化・芸術は生活水準のパロメーターとも言えます。今、子供たちがネット社会で本

物の芸術，そして演劇を観る機会が少なくなっておりますけれども，この指宿市の子供たちのためにも，市民のためにも，良いものを観せてあげたい。そして，自分たちのお遊戯会とかそういったところで，音響，素敵な照明を浴びながらさせてあげたい。一日も早くそういった子供たちの環境をつくってあげたいというのも願っております。令和5年度に全国の高等文化祭というのが鹿児島県で開かれますけれども，そこに全国の高校生が集います。この会場はまだ決まっておりますけれども，是非この風光明媚な指宿で集まっていただいて，そして子供たち，市民の人たちにも，是非ここで開催していただきながら，その文化に触れていただきたいという願いがあります。

○13番議員（前之園正和） 文化・芸術が非常に大切だと，その拠点として必要だという趣旨は十分わかります。ただこの，そういうコロナ禍の中で，財政もそういう方向を向いているという下で，全く時間がないというわけではないので，一歩立ち止まる必要があるんじゃないかというふうに思うんですね。そして，実際この間の市民会館の利用状況はどれくらいだったのか。例えば相当数が使ってて，なくなれば，その間本当困ることになるでしょうけど，例えばそんなに使ってないんであれば，被害も少ないわけですし，山川や開聞も含めて代替えを一時的にできないのかという問題もあります。そういう問題で，私は否定をしているんじゃないくて，コロナ禍の下で一度立ち止まる時間というのはないわけではないかということをお願いしたいわけですけど，どうでしょうか。

○総務部長（中村孝） 現在の市民会館につきましては，老朽化が進んでおります。特に電源系の故障リスクが日々高まっているような状態でございます。また，既存の類似施設につきましても，現在の市民会館と同等の，代替はできないものと考えておりまして，予定どおり執行すべきものと考えております。財政的な面におきましても，合併特例債を活用しておりまして，元利償還金の70%は交付税措置されますので，後年度の財政負担にしっかり備えて財政運営を行っていけるものという形で，努めなければならないという形で考えております。

○13番議員（前之園正和） サッカー・多目的グラウンドにいきますが，利用客数についてはこれくらい見込んでいます，各団体等についてはどうだ，Jについては30日くらい見込んでいというような話がありましたが，これは当初想定をした利用客数に基づくものなのか。それともコロナ禍においてですね，増えるか減るかっていうと減ると思うんですね，ですからその減る数字を見込んでそれくらいにしたい，あるいはなるであろうということなんですか。当初のままなんですか。少し見込みを減らしたんですか。

○教育部長（鶴窪誠作） 利用者数につきましては，当初の推定のみであります。

○13番議員（前之園正和） 当初のままというふうになるわけがないんじゃないかというふうに思うんですね。今，Jなんかの練習にしても何にしても規制が，規制がというか，最近少し観客数も緩めてきましたけれども，全体としては，まだまだだというふうに思うんですし，これまで当初立てた予測数字もですね，なかなか，大丈夫かなというところがあったん

ですけど、コロナ禍の下でもですね、その数字を引き継ぐっていうのがどうかと思うんですよ。それはもう、頑張ればできるという数字なんじゃないかな。ちょっと無理じゃないかなと思うんですけどどうでしょうか。当初のままということについてはですね。

○教育部長（鶴窪誠作） 先ほども答弁させていただきましたが、サッカー・多目的グラウンドのオープン後において、新型コロナウイルス感染症の拡大により、合宿・大会等における施設の利用に影響が出ることは予想されます。当初の見込みの利用者数を達成できるよう、関係機関と連携を図りながら感染防止対策に努め、安全・安心に施設を利用いただけるよう、管理運営に努めてまいりたいと考えております。

○13番議員（前之園正和） 予定どおりですね、観客数を確保する努力はそれで御苦労ですし、大変立派なことだと思うんですけど、実際問題としてコロナ禍の下でですね、当初の見込んだ数字が確保できるとはとても思わないんですけど、市長、その辺はどうですか。

○市長（豊留悦男） やはり、コロナ禍においては非常に厳しい数字であるかもしれません。しかし、私どもはこれを建設する、いわゆる設置する、サッカー場を造るという当初の目標だけは達成したいという、そういうつもりで、そのPRを含めて合宿誘致、大会誘致に努めているところであります。つまり、私たちはこのサッカー・多目的グラウンドというのは何のために造るのか、原点に戻ると、スポーツ交流人口によって指宿を元気にしたいという話もいたしました。そして、小・中・高校生含めて、青少年のサッカー、スポーツに対する夢と希望を与える場所としてここは整備する。そして、あと1つは、地域の高齢者を含めた障害者施設の方々も、ここを利用して元気になっていただく。様々な多目的なグラウンドであったわけですので、今、議員が心配されてる利用者数についても、私どもも心配がないわけはありませんけれども、できるだけ目標に達せられるような、そういう努力をしていきたいと思っております。

○13番議員（前之園正和） 通信環境整備のことについて伺いますが、イントラネットは3系統と言っていいんでしょうか、あるということでした。閉鎖空間と、それから、行政内のグループ、それから、ネットにつながる部分ということでしたが、また、Wi-FiについてはポケットWi-Fiで移動用の物があるということでしたが、それで大体、事は足りてるということになるのか、いつになるかわからんけど、Wi-Fiは必要な方向ではあるという考えなのか、そこをもう一度お答えいただけませんかでしょうか。

○総務部長（中村孝） 現在のWi-Fiについては3台を所有しております、4月から9月のネット会議等でも40回程度利用をされてるところでございます。現在につきましては、このポケットWi-Fiで対応は可能だという形で考えております。

○13番議員（前之園正和） 行政内についてはポケットWi-Fiで可能ということだと思うんですが、例えば行政と各種団体、例えば商工団体だとか、何とか団体だとかとの間でオンライン会議とかいうようなことはですね、議会もあるわけですけど、考えられないのか。そ

れも、今のシステムで対応できるのか、その辺はどうでしょうか。

○総務部長（中村孝） ポケットWi-Fiについては、そういう民間の団体とか、そういう中でオンライン会議をする場合に利用をできるところでございます。職員間の会議等につきましては、グループウェアの方で、言えば文字でございますけれども、そういう会議等が、対応ができるところでございます。

○13番議員（前之園正和） 一部勘違いをしておりましたが、庁舎内はグループの方でいくと。それから、外との関係はポケットWi-Fi。Wi-Fiの持ち運び版というだけで、Wi-Fiには変わらないということと外とつながっているということだと思んですが、3個というふうになると、どういう会議が想定されるか分かりませんが、精一杯頑張っても一緒に3個ということになるのかなという気がするんですけど、1つのポケットWi-Fiから複数をつなぐということも可能かもしれませんが、おのずと限界があるのかなというふうに思います。そこで、議会との関係ですけど、議会もネットということになれば、必要な条例改正とか出てくるでしょうけど、それはさておいて、議会との間での対応というようなことについては、今のシステムでいけるのか。必要な条例改正はするとしてですよ。やはり、本来のWi-Fiが要るということになるのか、その点を伺います。

○総務部長（中村孝） 市議会の関係のインターネットを利用した部分でございますけれども、会議につきましては行政機関や民間企業の場合と同じく、利用可能でございます。議会委員会においても、テレワークとリモートワークをする際には、まずは、法令等の整理を行い、環境整備を行うことになると思います。

○13番議員（前之園正和） 条例改正は前提として伺っております。その上でお答えいただけませんか。

○市長（豊留悦男） 全庁的なWi-Fiの導入・整備というのは、今後おそらく、また、求められる時期があると思います。経費等考えたときにどうすべきか、私もこれまで、全国の市長さん方とテレビ会議を何回かもう実施をいたしました。その中で、やはり、大きく、会議を含めた情報の連携を含めて、いろんな場面で利用する場というのは、増えてくるだろうということも予想されます。庁議においても、これからテレビ会議において、ネットを通しての会議も今後広がることも予想されます。そういう意味からもおいて、全庁的にWi-Fiの整備というのをどのようにしたらいいのか、経費を含めてですね、検討すべき時期であろうかと思えます。現在は3個のWi-Fiの使える、そういうのを持っておりますので、それをフルに活用しながら、今後のこの導入にあたっての具体的な取組というのについては、検討し勉強もさせていただきたいと思えます。

○議長（木原繁昭） これにて、一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時07分
再開 午後 2時17分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 議案第90号上程

○議長（木原繁昭） 次は、日程第3、議案第90号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第11号）について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） 今回、追加して提出いたしました案件は、補正予算に関する案件、1件であります。議案第90号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第11号）について、であります。

本案は、歳入歳出にそれぞれ7,765万4千円を追加し、予算の総額を335億7,471万9千円にしようとするものであります。

なお、議案の詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（中村孝） それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

追加提出議案の1ページを御覧ください。

議案第90号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第11号）について、であります。

別冊の令和2年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,765万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を335億7,471万9千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明いたしますので、12ページを御覧ください。

款6商工費、項1商工費、目2商工業振興費、節1報酬1,042万円から節18負担金補助及び交付金5万円までの合計7,765万4千円の補正につきましては、道の駅いぶすき彩花菜館に対し、国の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に伴い、市が休業を要請した期間の休業協力に係る指定管理料と、現在の指定管理者である株式会社ファインサプライから、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う収入減少による経営維持困難を理由とする指定取消しの申し出があったことから、11月から道の駅いぶすき彩花菜館を、市が直接運営するための費用を計上するものであります。次は、歳入について御説明いたしますので、11ページを御覧ください。款15国庫支出金940万9千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの事業に対す

る交付金であります。款17財産収入1万円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの貸付料であります。款21諸収入6,823万5千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの電気料実費徴収金、販売等収入及びその他雑入であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時22分

再開 午後 2時37分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 議案第90号（質疑、委員会付託）

○議長（木原繁昭） これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、前之園正和議員。

○13番議員（前之園正和） 彩花菜館のことについて、途中で運営をやめて、市の直営にするための予算と。そして、また、コロナでの補償も別途ありますけれども。ということでしたが、途中で運営をやめるということになれば、指定管理料というのは1年間を想定して計算してあるのではないかと思うんですけれども、1年間だったり、複数年度の場合には年度で割ったりするのかもしれませんが、いずれにしても、年度末まではやる予定での契約だと思うんですけれども、指定管理料の途中でやめたことによる精算、あるいは違約金といったものは発生しないのかを伺います。

○総務部長（中村孝） 指定管理料でございますけれども、現在の協定に基づく本施設の指定管理料はゼロとなつてるところでございます。それと、違約金につきましては、今回の議案には提案をしていないところでございます。

○13番議員（前之園正和） 指定管理料はゼロということなんですか。今そのように答えたんじゃないですか。それから、違約金については、今回は出ていないということは、今後出てくるんですか。ちょっとはっきりしていただけませんか。私が言ってるのは、途中での直営への切り替えですので、最初の契約と違うので、指定管理料は単純に言えばですよ、12分の6になりますかね。そういう月割りとかいうことは発生しないのか。それから、約束が違うわけですので、違約金は発生しないのかということをお伺いしたんですけれども。

○産業振興部長（大迫格史） まず、指定管理料でございますけれども、この施設では都市公園である園地管理や、国道事務所から管理委託を受けているトイレ、道路情報提供等、また、2階建ての地域交流施設の管理等をしなければなりません。これらの費用として、年間ある程度の費用が発生するわけですが、それにつきましては、道の駅彩花菜館の収益の中から充

てるという形で、市からの支払いは0円という形になっているところでございます。

○総務部長（中村孝） 違約金でございますけれども、不可抗力による指定の取消しの部分でございますので、これにつきましては、損害・損失及び増加費用については、合理性が認められる範囲内で、甲が負担することを原則として、甲と乙の協議により決定するものという形でなっているところでございます。

○13番議員（前之園正和） コロナによってお客さんが減って収入が減った分については、別途補償するんですか。別途補償するわけですので、それは論理がちょっと合わないんじゃないかと思うんですよ。年度末までやる予定がやらないわけですから。コロナによる減収分は補填するわけですから。ちょっとおかしいんじゃないかなというふうに思うんですけれども、いずれにしても今の答弁というのは、違約金は、名前は変わってくるかもしれませんが、今後の協議事項というふうに受け取ってよろしいんですか。道理的には違約金が発生するのは当然じゃないかと。額は分かりませんがね。というふうに思うんですけど、どうなんでしょうか。それから、3回目ですので、もう一つ伺いますが、直営になるとした場合に、これはとりあえず年度内直営ということなのか、現時点では引き続き直営ということなのか、伺います。それから、指定管理料はゼロで利益の中から補っていくということでしたが、そういうことでよろしいんでしょうか。今度、市で直営にすることによって、経費が何がしかかかる。そこから発生、幾らするかという問題もありますけど。何にしろ、整理しますと、管理料の途中解約による違約金はないのかということと、今後、直営というのは引き続きになるのか、年度内を考えているのかと、またいろいろありますけど、以上を伺います。

○産業振興部長（大迫格史） それでは、私から経営の方について、お答えさせていただきます。まず、市としましては、11月になりましてから直営で運営したいと考えておまして、その11月1日からということではなくて、11月になってなるべく早くという形で考えております。その期間につきましては、やはり、今から、今度は指定管理とかいう形で公募しますとなると、その準備期間等も必要となりますので、今のところ1年半程度、来年度末までを考えているところでございます。

○総務部長（中村孝） 違約金の部分については、先ほども説明をしておりますけれども、不可抗力による指定の取消しの部分でございますので、合理性が認められる範囲内で甲乙が協議をして決定するというところでございますので、これについては、今後の協議によるものでございます。

○議長（木原繁昭） 次に、齋藤佳代議員。

○7番議員（齋藤佳代） このコロナ禍において、国においても雇用を守るということで様々な政策が実施されてると思いますが、今回の道の駅彩花菜館の市の直営ということに際して、今現在、道の駅に従事している従業員の方々を、会計年度任用職員として市が雇用するのか

どうか。この点について伺います。

○産業振興部長（大迫格史） 現在、道の駅につきましては20人で運営されておりましたが、今回この内から本社3名と役員1人の4名を引き上げますので、残りが従業員が16人ということになります。この方につきましては、本人の意向を確認しながら、会計任用職員としての雇用につきまして検討してまいりたいというふうに考えております。

○7番議員（齋藤佳代） 報酬に関しましては、1,042万円ということですが、ここに記載されている給与費というのは何名分というふうに基準にしているのでしょうか。

○産業振興部長（大迫格史） 16人分でございます。

○7番議員（齋藤佳代） この雇用の継続に関しましては、現在の指定管理者等の要望を含めて、十分な、市との間で協議がなされたのでしょうか。

○産業振興部長（大迫格史） 現在の指定管理者とは幾度となく協議をしておりますが、また、現在働いていらっしゃる従業員の方々についても、意向確認を始めているところでございます。

○議長（木原繁昭） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。
ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、議案第90号については、産業建設委員会に付託いたします。

休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

△ 散 会

○議長（木原繁昭） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 2時46分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 木 原 繁 昭

議 員 井 元 伸 明

議 員 西 森 三 義

第 3 回 定 例 会

令和 2 年 9 月 28 日

(第 6 日)

第3回指宿市議会定例会会議録

令和2年9月28日 午前10時00分 開議

~~~~~

#### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第77号 指宿市手数料条例の一部改正について
- 日程第3 議案第78号 指宿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第4 議案第79号 指宿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第5 議案第80号 指宿市体育施設条例の一部改正について
- 日程第6 議案第75号 新たに生じた土地の確認について
- 日程第7 議案第76号 町の区域の変更について
- 日程第8 議案第81号 令和2年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第9 議案第86号 令和2年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第87号 令和2年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第88号 令和2年度指宿市温泉供給事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第82号 令和2年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第83号 令和2年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第84号 令和2年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 議案第85号 令和2年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 議案第90号 令和2年度指宿市一般会計補正予算（第11号）について
- 日程第17 審査を終了した陳情（陳情第6号）
- 日程第18 閉会中の継続審査について（議案第67号～議案第74号）
- 日程第19 報告第5号 指宿市の令和元年度決算に基づく財政の健全化判断比率の

報告について

- 日程第20 報告第6号 指宿市の令和元年度決算に基づく公営企業の資金不足比率の報告について
- 日程第21 議案第91号 令和2年度指宿市一般会計補正予算(第12号)について
- 日程第22 意見書案第2号 核兵器禁止条約の批准を求める意見書(案)
- 日程第23 意見書案第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見(案)
- 日程第24 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|          |         |          |         |
|----------|---------|----------|---------|
| 1 番 議 員  | 坂 元 茂 教 | 2 番 議 員  | 東 勝 義   |
| 3 番 議 員  | 西 田 義 哲 | 4 番 議 員  | 新宮領 實   |
| 5 番 議 員  | 前 原 五 男 | 6 番 議 員  | 山 本 敏 勝 |
| 7 番 議 員  | 齋 藤 佳 代 | 8 番 議 員  | 恒 吉 太 吾 |
| 9 番 議 員  | 東 伸 行   | 10 番 議 員 | 井 元 伸 明 |
| 11 番 議 員 | 西 森 三 義 | 12 番 議 員 | 吉 村 重 則 |
| 13 番 議 員 | 前之園 正 和 | 14 番 議 員 | 松 下 喜久雄 |
| 15 番 議 員 | 高 橋 三 樹 | 16 番 議 員 | 高 田 ちよ子 |
| 17 番 議 員 | 下川床 泉   | 18 番 議 員 | 新川床 金 春 |
| 19 番 議 員 | 福 永 徳 郎 | 21 番 議 員 | 木 原 繁 昭 |

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 市 長     | 豊 留 悦 男 | 副 市 長   | 有 留 茂 人 |
| 教 育 長   | 吉 元 鈴 代 | 総 務 部 長 | 中 村 孝   |
| 市民生活部長  | 鶴 本 八 郎 | 健康福祉部長  | 西 浩 孝   |
| 産業振興部長  | 大 迫 格 史 | 農 政 部 長 | 田之上 辰 浩 |
| 建 設 部 長 | 山 崎 一 磨 | 教 育 部 長 | 鶴 窪 誠 作 |

|        |         |       |         |
|--------|---------|-------|---------|
| 水道事業部長 | 園 田 猛 志 | 山川支所長 | 前 蘭 佳 生 |
| 開聞支所長  | 今 村 将 吾 | 総務部参与 | 下吹越 寿   |
| 総務部参与  | 谷 口 澄 子 | 建設部参与 | 荻 定 治   |
| 総務課長   | 野 元 伸 浩 | 財政課長  | 東 忠 孝   |
| 建設監理課長 | 東 恵 一   |       |         |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |         |         |         |
|-----------|---------|---------|---------|
| 事務局長      | 川 路 潔   | 次長兼議事係長 | 木 下 英 城 |
| 主幹兼調査管理係長 | 平 畑 卓 哉 | 議事係主査   | 古 川 浩 仁 |

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（木原繁昭） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（木原繁昭） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定より、議長において、吉村重則議員及び前之園正和議員を指名いたします。

## △ 議案第77号～議案第80号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（木原繁昭） 次は、日程第2、議案第77号、指宿市手数料条例の一部改正について、から、日程第5、議案第80号、指宿市体育施設条例の一部改正について、までの4議案を、一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

4議案は、文教厚生員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（山本敏勝） おはようございます。文教厚生委員会へ付託されました議案第77号、指宿市手数料条例の一部改正について、から、議案第80号、指宿市体育施設条例の一部改正について、までの4議案について、審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月4日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、4議案はいずれも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第78号について。家庭的保育事業者というのは、どういう施設を指すのかとの質疑に対し、認可定員が5名以下、保育者の居宅等を利用して保育を実施する事業であるとの答弁でした。

乳幼児保育については、既存の認可保育所等で一生懸命取り組んでくれているだろうと思うが、現在、乳幼児保育について待機者が存在するのかとの質疑に対し、国がいうところの待機児童という形では、現在はいない。ただ、特定の保育所等を希望している関係で、そこに入れられないという待機児童は数名いるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第79号について。放課後児童支援員は、令和5年3月31日までに講習を受ければ

支援員として採用できるのかとの質疑に対し、資格を有していなくても、それまでの間に資格を取る見込みのある人については支援員と見なして雇用できるとの答弁でした。

研修を受けることが前提になると思うが、新生山川小学校で支援員として資格を持っていないけれども、研修を受けるということであれば、資格を持っている支援員がいなくても運営はできるのかとの質疑に対し、今回の条例改正は新型コロナウイルスに関連している部分があり、休校などで急遽放課後児童クラブを長時間開けなければならないとか、単位を増やして運営をするといった場合に、資格を持っていないけれども、取る予定がある方を支援員と見なして雇用して運営できるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第80号について。メイングラウンドの使用時間が午後6時まで、他の施設は午後10時までとなっているのはどういう理由かとの質疑に対し、体育施設の使用料については、照明設備がある施設は午後10時まで、ない施設は午後6時までとなる。当初は、照明設備があるサブグラウンドとクラブハウスを午後10時までと考えているが、多目的広場と芝生広場についても、健康づくりのために利用があると思われるところから、午後10時までとしたとの答弁でした。

多目的グラウンドで、あるいは芝生広場について、午後10時までとなっているが、照明設備はあるのかとの質疑に対し、多目的グラウンドは、市民が健康づくりとしてウォーキングなどで使用することが想定されるので、周囲道路に誘導灯を点灯させて、市民に利用しやすいようにしたいと考えているとの答弁でした。

来年元日から施行ということだが、フットボールパーク全ての施設を来年元日から使えるということかとの質疑に対し、1月1日から条例は施行となっている。正月休みがあるので、体育施設は1月4日からだが、必要があるときは休日を変えられるとなっているので、1月1日に予定しているイベントがあれば使用できるとの答弁でした。

ティフトン芝は、ほぼ9月一杯くらいで成長が止まり、ある一定の芝の層を作らないとグラウンドとしては使えないという話も聞く。肝心の天然芝ができないうちに利用を始めて、途中で使えなくなったということがあれば大変だと思う。当然、今年も冬芝のオーバーシードもやると思うが、一番活躍してもらわなければならないティフトンがどれだけ痛むのか懸念される。芝の管理をする人と利用開始時期の検討をしたのかとの質疑に対し、今年6月に皆様の御協力をいただいて、夏芝ティフトンを植えたが、現在、7割、8割ぐらい生育している。成長を見ながら10月半ばぐらいに冬芝への入れ替えを行う。そうすると、1月1日には冬芝と言われる芝が成長している状態でオープンを迎えることになる。昨年1年間、熊本県大津町に職員1名を派遣して、芝の管理について研修をしてきたので、研修先とも連携を取りながら、芝の生育についてはしっかりと管理していくとの答弁でした。

委員の意見として。天然芝の管理などについては、現場責任者とともに、お互いに注意、

検討を重ねて、適正な維持管理を継続していただきたいというものがありませんでした。

なお、議案第77号については、質疑・意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（木原繁昭）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第77号から議案第80号までの4議案を一括して採決いたします。

4議案に対する委員長の報告は、可決であります。

4議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第77号から議案第80号までの4議案は、原案のとおり可決されました。

#### **△ 議案第75号及び議案第76号（委員長報告、質疑、討論、表決）**

**○議長（木原繁昭）** 次は、日程第6、議案第75号、新たに生じた土地の確認について、及び、日程第7、議案第76号、町の区域の変更について、の2議案を一括議題といたします。

2議案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

**○産業建設委員長（東勝義）** おはようございます。産業建設委員会へ付託されました議案第75号、新たに生じた土地の確認について、及び、議案第76号、町の区域の変更について、の2議案について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月9日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、2議案はいずれも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第75号について。新たに生じた土地というのは、海岸通りから砂浜までの間の土地のことかとの質疑に対し、海岸通り線の護岸から国が施工した護岸までの間の緑地の部分と、その護岸から養浜が施工された陸地部分になるとの答弁でした。

指宿市の竣工面積は8,520.87㎡ということだが、入口にある国有海浜地は含まれているのかとの質疑に対し、含まれていないとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第76号については、質疑・意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（木原繁昭）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第75号及び議案第76号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は、可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第75号及び議案第76号の2議案は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第81号（委員長報告、質疑、討論、表決）

**○議長（木原繁昭）** 次は、日程第8、議案第81号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道委員長の報告を求めます。

**○総務水道委員長（新宮領實）** おはようございます。総務水道委員会へ分割付託されました議案第81号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月3日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、健幸・協働のまちづくり課所管分について。自治会支援事業の補助率は、何割補助

で上限は決まっているのかとの質疑に対し、要綱に基づき補助金の率は決まっており、公民館建設補助は上限が200万円、放送施設については45万円である。補助率は、公民館建設補助が2割、放送施設が3割となっているとの答弁でした。

池田地区は、エリアトークを他の地区より早く採用したと思うが、なぜ変更になるのかとの質疑に対し、現在の350Hzから400Hz帯のアナログについては、電波法の改正により、令和4年12月1日以降は使用できなくなる。池田地区はこの領域にあり、変更せざるを得ないとの答弁でした。

地区単位の事業として、災害時には防災無線は聞こえづらいので、危険地域では、地区民の安心・安全のためにエリアトークの必要性を説明し、推奨する取組はできないかとの質疑に対し、補助率も満額ではなく、地区の予算にも関係するので、地区民に説明し、協議をしたいとの答弁でした。

委員の意見として、市民の安心・安全のために、危険地域には補助金を増やして、エリアトークを進めることを検討していただきたいというものがありました。

次に、市長公室所管分について。コロナウイルス感染症対策の臨時交付金の使途として、どのようなものという限定はあるのかとの質疑に対し、国の二次補正のコロナ対応の臨時交付金の中に20項目使えるものがある。その中で、高度無線に関しては、行政のIT化という部分で、専用のウェブについては、人との新しいつながりの創出といった部分で使えるとの答弁でした。

高度無線環境整備推進事業の中で、池田と利永は分かるが、他に整備されていない地域があるのかとの質疑に対し、どこという限定は難しいが、先行してやっている所は、採算性が取れる所までは光回線は整備できている。それ以外の部分については旧配線のままである。固定電話を設置している場所では、基本、光回線が使えるとの答弁でした。

高度無線環境整備推進事業に伴う事業者への補助金が2億690万円だが、補助率はどの程度か。歳入の内訳で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金から9,510万円で、残りはどこからの予算になるのかとの質疑に対し、補助対象経費の3分の1を事業者に支払い、歳入については、9,510万円が臨時交付金からで、残りの1億1,180万円は過疎債を充当するとの答弁でした。

委員の意見として。インターネットを市民が使えるという素晴らしい事業をしているので、整備した後につながらないということがないようにチェックをしていただきたいというものがありました。

次に、総務課所管分について。寄附金20万円はどういうことに使うことになっているのかとの質疑に対し、寄附者の方から、7月豪雨災害対応への活用が明示されているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、財政課所管分について。社会資本整備総合交付金の敷領団地建設費が減額された理由は何かとの質疑に対し、昨年度も交付金は減額された。当初では額が把握できないので、交付決定に従って減額したとの答弁でした。

国庫支出金が減額になったということだが、積算して出したものが減額されるということになれば、これ以外にも減額された事業があるのか、この見積りの仕方がおかしかったので減額されたのかとの質疑に対し、この補助金については建築課の所管になるが、予算算定時と交付決定のときでは時間的なずれがある。国が配分する際に、全体的な要望額を把握した上で決定されるので、予算計上時と異なった配分となったとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（木原繁昭）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

**○文教厚生委員長（山本敏勝）** 文教厚生員会へ分割付託されました議案第81号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月4日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、山川市民福祉課所管分について。山川老人福祉センター事務室の空調機が故障し、修繕として機器の取り替えをするということだが、それで十分に使えるのかとの質疑に対し、今使っているエアコンが平成14年に購入しており古く、冷えなくなっている。修理をするにも型が古くて部品がないということで取り替えになるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、国保介護課所管分について。補助事業があるという広報はしていたのか、わずか2事業者だけだがとの質疑に対し、市内の介護施設、グループホームといった所に照会をかけたところ、2事業所が手を挙げたとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、地域福祉課所管分について。児童措置費の負担金補助及び交付金の中に、小学校臨時休業時の放課後児童クラブへの補助金がある。年度末から新年度初めにかけて休校だった

が、それが補助金として確定をし、今回予算に出てきているのかとの質疑に対し、今回の補正予算については、これまでの実績をもとに予算計上したとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、健康増進課所管分について。公用車の購入は、議案の概要の中では、新型コロナウイルス感染症の予防対策や発生に伴う広報などで使用するとあるが、マイク付きの公用車と理解してよいかとの質疑に対し、2台のうち1台はスピーカーを搭載する予定であるとの答弁でした。

乳幼児健診について、コロナウイルス感染が拡大したら、個別健診に切り替えるため委託料の増ということだが、件数はどれぐらい見込んでいるのかとの質疑に対し、今回の補正では、3・4か月健診と1歳半健診と3歳健診で、それぞれ190人を見込んでいるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、スポーツ振興課所管分について。山川勤労者体育センター改修工事で、照明をLED化するということだが、これまでは、電球が切れたときには足場を組んで取り替えていたが、今後は自動で降りてくるのかとの質疑に対し、今回の工事は、水銀灯をLEDに替えるという工事で、今までと同じであるとの答弁でした。

サッカー場のイベントを計画しているが、コロナの関係で、多数の人を集めることなどについては、どのように考えているのかとの質疑に対し、オープンイベントについては、令和3年1月2日から3日にプレオープン、1月30日に本格的なオープニングイベントを計画している。イベントを開催することによって、市外のサッカー関係者、選手などに施設をPRして、利用を促すことは大切なことで、その際は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策をしっかりと行ってイベントを開催する予定である。今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況や今後の見通しによっては、イベントの規模縮小を含め、内容によっては事前に検討する必要があると考えているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、教育総務課所管分について。小学生、中学生に貸与するタブレット端末というのは、どこでも使えるというタイプではなくて、無線LAN、Wi-Fiがあるところしか使えないものかとの質疑に対し、今回、1人1台の端末を整備するわけだが、これは国のGIGAスクール構想に基づいて整備しようとするもので、その目的が、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を全国の学校現場で持続的に実現させていくためとなっており、この構想というのが、学校内における高速大容量の通信ネットワークを児童・生徒一人一人に1台の端末を一体的に整備することで、学校ICTの環境の充実を図ることを目指している。本市においては、平成29年度から年次的に小・中学校の校内無線LAN、Wi-Fi環境の整備を実施しており、昨年度で全ての小・中学校の

Wi-Fiの環境というのは整っているとの答弁でした。

各教室に保管庫があり、鍵をかけて保管するということであるならば、例えば、自宅に持って帰ってということについては、余り想定していないということになるかとの質疑に対し、基本的には、学校での授業で使っていくということで、1人1台の整備を今回していくものである。例えば、緊急事態、臨時休業などの場合は、自宅で使用するということも出てくるかと思うとの答弁でした。

子供たちにタブレットを持たせて休業に入った場合は、ドリルアプリをそれぞれ個人に配布して、オフラインで使えるということは、本屋などで売っている算数のドリルなどを子供に持たせて、ここまでやってきてという形と何ら変わらないというような印象を持つが、そういう理解でよいかとの質疑に対し、実際の内容については、プリントと同じような内容だが、タブレットのアプリの中には、視覚的に見えるような情報も入っているので、プリントでは味わえない情報が入っている。そこら辺はプリントと違う良さが出てくると思われるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、学校教育課所管分について。修学旅行費の補助金の増のところでキャンセル料が出てきたが、キャンセルがもう発生しているのか。あるいは、そこ辺りが見込まれているのかとの質疑に対し、今のところはキャンセルが見込まれているわけではないが、大きなコロナウイルス感染症の発生があったり、目的地がそういった状況になったりした場合、キャンセルする可能性があるとの答弁でした。

小・中学校の修学旅行はいつ頃の計画がされているかとの質疑に対し、2学期から遅くても3学期まで予定している。当初、1学期の学校もあったのですが、それから移動しているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、学校整備室所管分について。山川小学校体育館の舞台幕については、どれぐらいするのかとの質疑に対し、今回の舞台幕装置の更新については、全体を更新する予定としており、一文字幕に新生山川小学校の校章を入れたり、電動開閉式の前割幕の設置、美術バトンの更新などを考えており、予算の範囲内で対応することとしているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、歴史文化課所管分について。債務負担行為の補正の市民会館整備事業が、補正後は4年度までになった、この主たる理由としてはどのようになるかとの質疑に対し、6月議会におきまして、当初は、市民会館関連工事の契約案件を議案として提案をし、了承をいただいた上で7月に工事着工の予定だった。ところが、新型コロナウイルス感染症の蔓延を防ぐ目的で、政府が緊急事態宣言を発令したので、この入札について、県外の業者が市内に入ってくることをとどめるために、入札が5月段階で行えなかった。5月25日に緊急事態宣言が全面

解除され、6月19日には県をまたぐ移動の自粛要請が解除され、それ以降、入札手続を進め、8月5日を開札日とした入札を7月2日に告示をしたが、参加申し込みがなかったことから、入札中止となった。今後、本議会で、この債務負担行為の変更を了承いただいたら、議会後において、また入札手続を開始するということになる。その都合上、工事期間が17か月なので、入札が11月ぐらいになって、12月議会でまた契約案件について了承いただき、工事が1月から開始するとなると、工期が令和4年度まで伸びるということで、この債務負担行為の変更を上げさせていただいたとの答弁でした。

COCCOはしむれに設置するAIには、体温計の維持管理費はかかるのかとの質疑に対し、パソコンにつなぐカメラの備品購入で、カメラをパソコンにつなぎ、パソコンに処理ソフトを入れ、写った人の体温がその場でサーモグラフィ及び温度が出るというような設定内容であり、基本的には、機器関係がそれほど複雑でないで、大きなメンテナンスというのは必要ないと考えているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、学校給食センター所管分について。フードスライサー2台のうち1台の購入だけであるが、あと1台には故障などは発生していないのかとの質疑に対し、2台とも設置当時の平成15年の購入ということで古くなっているが、そのうち1台を今回の補正でお願いして、もう1台については来年度予算で要求したいと考えているとの答弁でした。

指宿市学校給食センター運営委員会委員の報酬2名分の追加ということだが、5名から7名になった理由は何かとの質疑に対し、委員については輪番制になっていて、学校長、給食担当教諭、PTA会長で、学校が重複しないような形で設定しており、今年度は7名だった。昨年5名で予算計上をしており、毎年5名だと勘違いして、そのまま予算計上していたため、不足分を要求したとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、指宿商業高等学校所管分について。無線LANの整備があったが、今後、タブレットなどの整備も行う予定かとの質疑に対し、県立高校、県内の市立高校で整備されているLAN整備が急務だったので、令和2年度中にLAN整備をし、併せてプロジェクターも購入する予定である。令和3年度は、LAN整備とプロジェクターによる授業を進めて、どうしても学習環境上、タブレットが必要となったら、今後相談したいとの答弁でした。

スクールカウンセラーの相談時間を増加したということだが、主な相談にはどのようなものがあるかとの質疑に対し、令和元年度の相談内容については、不登校の相談が延べ18名、友人関係が19名、その他が46名、延べ83名となっている。令和2年度は5回程度の開催となるが、不登校の相談が10名、友人関係が3名、その他が20名となっているとの答弁でした。

スクールカウンセラーの勤務体系や報償費は制度的にどのようなになっているかとの質疑に対し、スクールカウンセラーは、1回当たり3時間の勤務になって、年間15回を予定してい

る。令和元年度より、3時間を11回、4時間を4回という形で計画をしている。今後の補正については、どうしても相談者数が増えたということと、1人当たりの時間数が増加しているということで、10月以降、3月までの1回当たり1時間の増額をお願いをしているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（木原繁昭）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

**○産業建設委員長（東勝義）** 産業建設委員会へ分割付託されました議案第81号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月9日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、農政課所管分について。農政部に着任している地域おこし協力隊員は何人いるかとの質疑に対し、現在はいない。10月1日からの委嘱を前提に1名予定しているとの答弁でした。

指宿市地域おこし協力隊設置要綱の第12条に、車両・パソコンなど、原則、市が借り上げて無償で貸与するとあるが、準備してあるかとの質疑に対し、支援センターに駐在していただき、パソコンは市から貸与し、車両は複数台ある支援センターの車両を活用していただくことになるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、農産技術課所管分について。有害鳥獣被害を防止するための電気柵設置に係る経費の3分の1以内、上限を1農家当たり3万円ということだが、3分の1で3万円というと、総額9万円の費用をかけて、どれぐらいの面積に電気柵が設置できるのかとの質疑に対し、導入する物にもよるが、広くて1町歩、平均で3反程度対応できるとの答弁でした。

戸別に3万円の補助金を出しても、同じ地域内の農家の方々の取組がないと、根本的な解決には至らないのではないかとの質疑に対し、できるだけ多くの農家の方々に連携していただき、電気柵設置に取り組んでいただけるよう周知してまいりたいと考えているとの答弁で

した。

4WDの軽トラックを購入するとのことだが、農業支援センターには複数台の公用車があるという説明があったが、農産技術課専用の車両ということかとの質疑に対し、基本的には、共用車両を使用しながら業務を進めることとしているが、新規就農者などへの充実した技術指導に支障をきたしていることから、車両を1台追加したいと考えているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、耕地林務課所管分について。適伐期を迎えている山川大山の市有林を伐採するということだが、場所と面積、どのような木をどれほど切り出す予定なのかとの質疑に対し、鷲尾岳近くの市有林で、面積は2.8haぐらい、高さ15m、胸高で35cm程度の杉の木を450本ほど伐採予定であるとの答弁でした。

委託料130万7千円は伐採費用だけで、製材費用などは含まれていないのかとの質疑に対し、今回の補正は伐採・運搬費として計上した。森林環境譲与税846万3千円の内示の中には製材代まで対象になると県と確認していることから、製材費用については、12月の補正予算、もしくは次の当初予算で計上する予定であるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、商工水産課所管分について。飲食店ごとに専用のプレミアム付商品券を発行する自立型グルメ券事業は、いつ頃から開始する予定かとの質疑に対し、商店街の消費喚起事業については、他の事業を見極めながら12月から2月頃になる見込みと考えているとの答弁でした。

地元の養殖魚を学校給食に提供するための購入費用として210万1千円とあるが、ブリ、カンパチをキロ単価幾らで、何キロ買い上げるのか。また、いつ頃実施予定かとの質疑に対し、キロ単価2,860円で、340kgのブリ、カンパチを市内水産卸業者から購入すると考えている。1人当たり1食50gという計算で、11月から2月の間に2回と想定しているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、観光施設管理課所管分について。砂むし会館砂楽には、今までも待ち時間解消ツールがあったが、今回導入するアプリでは、時間設定など正確さが増すということかとの質疑に対し、受付用にiPadを導入し、受付券についてのQRコードを読み込むことで、あと何組待っているかが分かる。また、事前にメールアドレスを登録しておくことでメールにて連絡が届くなど、正確さが増すと考えているとの答弁でした。

メールアドレスを登録した場合というが、砂楽まで行かなくても指宿駅や市のホームページから登録できないのか。待ち時間が詳細に分かるのであれば、付近を散策するための情報が分かるシステムと一緒に付ける考えはないかとの質疑に対し、繁忙期では臨時駐車場等に

機器を持って行って受付できるようにと考えている。メールアドレスの登録については、他への利用は現段階では考えていないとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、土木課所管分について。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、観光施設周辺道路などをメインに整備するという条件のある交付金なのかとの質疑に対し、感染症拡大防止対策を十分に踏まえながら展開されているG o T oキャンペーン等の政策を利用した観光客の増加が予想されるところで、今回計上させていただいたとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、都市・海岸整備課所管分については、質疑・意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（木原繁昭）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第81号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま議案第81号が可決されましたが、係数の整理につきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 御異議なしと認めます。

よって、係数の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

### △ 議案第86号～議案第88号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（木原繁昭） 次は、日程第9、議案第86号、令和2年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について、から、日程第11、議案第88号、令和2年度指宿市温泉供給事業会計補正予算（第1号）について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（新宮領貴） 総務水道委員会へ付託されました議案第86号、令和2年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について、から、議案第88号、令和2年度指宿市温泉供給事業会計補正予算（第1号）について、までの3議案について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月3日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、3議案は全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第86号について。新型コロナでホテル・旅館等が営業を自粛しているが、水道事業の収入が激減しているのではないかとの質疑に対し、ホテル・旅館等はもとより、飲食店等も営業を自粛している状況の中で、昨年7月の調定額は、水道料金が6,786万2,500円あったが、本年度は5,709万9,890円で、1,076万2,610円減額となっている。そのうち、旅館・ホテルの調定額は、昨年同月が1,196万7,060円に対して、本年度同月が382万3,390円で、収益減が814万3,670円になり、12月補正予算の時期には、歳入減の対応もしなければならない状況になっているとの答弁でした。

新型コロナによって収入が激減する中、工事費の一時借入れが5億円に上る。これによって受益者負担が増えるのではないか。水道料金の値上げにならないように、収入に見合った事業をすべきではないかとの質疑に対し、一時借入金の5億円については、既に発注済等の支払いが遅れることを想定している。今年度末で一時借入金は全額返却するが、歳入に見合った歳出を念頭に次の補正予算も考えていくとの答弁でした。

委員の意見として。新型コロナウイルスで歳入減が見込まれることから、受益者負担が増えないような工事に取り組んでいただきたいというものがありました。

次に、議案第87号について。潟口ポンプ場の周辺の土砂浚渫はどれぐらいの規模でやるのか。満潮になると市道から10cmぐらいしかないのに、地域の皆さんも心配している。地域の声を聞いて、市民が安心できる対策を講じているのかとの質疑に対し、現在、自動で水位の調整をやっているが、地域の方々の心配があるようであれば、低水位での稼働をするように

調整をしていきたい。河川から導入水路に入る部分については、これまでも地域の建設業者が浚渫作業をやっている。今回の補正は、来年度に計画をしていたが、昨年と本年度の大雨、台風により堆積が想定以上であり、前倒しで建屋下の部分を浚渫するものであるとの答弁でした。

潟口ポンプ場ができたが、水はけが悪いという声が届いている。浚渫は地域の声を聞いてやってもらいたいが、高い経費を掛けたポンプ場があるにも関わらず、浸水した家があれば本末転倒である。水路の整備もしっかりして、ポンプ場にいくような環境も整えるべきである。公共下水道は受益者負担であるが、水路整備は市が市民生活を守るためにやる事業なので、地域との連携は欠かせないと思うが、今後、検討する考えはないかとの質疑に対し、今回の大雨により床上浸水が弥次ヶ湯で2件ほど発生した。新潟口ポンプ場が稼働してから、以前から浸水していた所が、今回はそのような状況にならなかった。弥次ヶ湯は、現在、仮設ポンプで運用しており、正式なポンプの設計等について検討をしている。浸水が心配なときは危機管理課と連携して、避難等も含めて、地域の方々と連携を取っていくとの答弁でした。

委員の意見として、7月の豪雨で浩然会病院周辺が床上浸水したが、市民の安心・安全を守るために、ポンプ場及び仮設ポンプ場の導水がしっかりできるように、水路の泥上げとかをしていただきたいというものがありました。

なお、議案第88号については、質疑・意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（木原繁昭）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第86号から議案第88号までの3議案を一括して採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は、可決であります。

3議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第86号から議案第88号までの3議案は、原案のとおり可決されました。

### △ 議案第82号～議案第84号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（木原繁昭） 次は、日程第12、議案第82号、令和2年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、から、日程第14、議案第84号、令和2年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（山本敏勝） 文教厚生委員会へ付託されました議案第82号、令和2年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、から、議案第84号、令和2年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、までの3議案について、審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月4日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、3議案はいずれも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第82号について。国民健康保険税の減免世帯はどのくらいあるのかとの質疑に対し、8月末現在の減免世帯は、令和元年度、令和2年度分で153件の申請があるとの答弁でした。

153件の申請をされる方は、全員が対象なのかとの質疑に対し、申請件数は153件だが、今のところ136件の減免を決定しているとの答弁でした。

申請の期間はどのようになっているのかとの質疑に対し、令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限が定められている分が対象なので、3月31日までに申請すれば減免という形になるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第84号について。居宅介護と介護予防で改修費の増額が予想されるということだが、今年度の予算の中で不足が予想されるのか。あるいは他に増額が予想される原因があるのかとの質疑に対し、本年度の当初予算を作成するに当たって、昨年度上半期の実績をベースに算定したが、そこをベースにしたところ、昨年度上半期から今年度上半期にかけて件数が伸びてきたということで補正をしたとの答弁でした。

住宅改修費の上限が定められているのかとの質疑に対し、原則20万円と決まっており、その1割を被保険者が2万円を負担していただいて、18万円を給付費の方で払うという仕組みになっているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第83号については、質疑・意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（木原繁昭）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第82号から議案第84号までの3議案を一括して採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は、可決であります。

3議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第82号から議案第84号までの3議案は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第85号及び議案第90号（委員長報告、質疑、討論、表決）

**○議長（木原繁昭）** 次は、日程第15、議案第85号、令和2年度指宿市唐船狭そうめん流し事業特別会計補正予算（第1号）について、及び、日程第16、議案第90号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第11号）について、の2議案を一括議題といたします。

2議案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

**○産業建設委員長（東勝義）** 産業建設委員会へ付託されました議案第85号、令和2年度指宿市唐船狭そうめん流し事業特別会計補正予算（第1号）について、及び、議案第90号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第11号）について、の2議案について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月9日及び9月23日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第90号について。現在、彩花菜館で雇用されている16人の方々を再雇用する考えのようだが、会計年度任用職員として給与など市の規定に合わせるのかとの質疑に対し、

休業の申し出が急だったので、条件など個別に説明していないが、雇用に関わる給与単価や雇用時間などは、できるだけ変えないような形での予算を組んでいるとの答弁でした。

しばらくの間、市直営ということだが、責任者として市の職員が担当するのか。それとも他に雇用するのかとの質疑に対し、外部からの雇用は難しい。市から2人ほど派遣しながら、今までと変わらない形で運営したいと考えているとの答弁でした。

彩花菜館の今後1年半の運営について、どのような収支の予算を立てているかとの質疑に対し、今回の補正予算では、新型コロナの影響で歳入が追いつかない部分として940万円計上している。彩花菜館自体は、通常であれば2,000万円程度の利益を生む施設と想定しているので、黒字に向けてがんばりたいと考えているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第85号については、人件費のみの補正であることから、特に説明は求めませんでした。また、質疑・意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（木原繁昭）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第85号及び議案第90号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は、可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 異議なしと認めます。

よって、議案第85号及び議案第90号の2議案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時16分

**○議長（木原繁昭）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 審査を終了した陳情（委員長報告、質疑、討論、表決）

**○議長（木原繁昭）** 次は、日程第17、審査を終了した陳情を議題といたします。

陳情第6号、核兵器禁止条約の批准を求める意見書（案）の採択については、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

**○総務水道委員長（新宮領實）** 総務水道委員会へ付託されました陳情第6号、核兵器禁止条約の批准を求める意見書（案）の採択について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、陳情文書表のとおりですので省略させていただきます。

本委員会は、去る9月3日、全委員出席の下、審査いたしました結果、日本は唯一の被爆国として、むしろ世界でもリードしていくべき役割を担っていると思います。そういう意味で、50か国が批准をして、それで効力を持つという仕組みですので、まずは自らも批准し、世界にも呼びかけるべきという意見書（案）は採択にすべきと考えますという意見と、国道226号の今和泉の瀬崎地区に、指宿市核兵器廃絶と恒久平和宣言都市という大きな両面の看板があることから、今回の陳情は採択すべきであるという意見などが出され、全員一致をもって採択すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

**○議長（木原繁昭）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、陳情第6号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 御異議なしと認めます。

よって、陳情第6号は、委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

#### △ 閉会中の継続審査について（議案第67号～議案第74号）

**○議長（木原繁昭）** 次は、日程第18、閉会中の継続審査について、を議題といたします。

決算特別委員長から、目下委員会において審査中の議案第67号から議案第74号までの8議案については、会議規則第111条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

決算特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 御異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

#### △ 報告第5号、報告第6号及び議案第91号一括上程

○議長(木原繁昭) 次は、日程第19、報告第5号、指宿市の令和元年度決算に基づく財政の健全化判断比率の報告について、から、日程第21、議案第91号、令和2年度指宿市一般会計補正予算(第12号)について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

#### △ 提案理由説明

○市長(豊留悦男) 今回、追加して提出いたしました案件は、財政の健全化判断比率の報告に関する案件1件、公営企業の資金不足比率の報告に関する案件1件、補正予算に関する案件1件の計3件であります。

まず、報告第5号、指宿市の令和元年度決算に基づく財政の健全化判断比率の報告について、及び、報告第6号、指宿市の令和元年度決算に基づく公営企業の資金不足比率の報告について、の2議案であります。

両案は、本市の令和元年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて議会に報告するものであります。

次に、議案第91号、令和2年度指宿市一般会計補正予算(第12号)について、であります。

本案は、歳入歳出にそれぞれ8,663万2千円を追加し、予算の総額を336億6,135万1千円にしようとするものであります。

なお、議案の詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしく御審議賜りませうようお願い申し上げます。

○総務部長(中村孝) それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

追加提出議案の1ページを御覧ください。

報告第5号、指宿市の令和元年度決算に基づく財政の健全化判断比率の報告について、であります。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、前年度の決算に基づく健全化判断比率として、4つの指標である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率をそれぞれ毎年度算定し、監査委員の意見を付けて議会に報告するものであります。

また、本市の比率の状況と併せて、早期健全化基準と財政再生基準についてもお示ししております。この基準の内容等につきましては、本議案の参考資料を提出しておりますので、参照していただきますようお願い申し上げます。

それでは、指宿市の令和元年度決算に基づく財政の健全化判断比率である4つの指標について御説明申し上げます。

1つ目の実質赤字比率ですが、一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、実質収支額は赤字でないため数値なしとなりました。2つ目の連結実質赤字比率ですが、一般会計等や公営事業会計に係る実質収支合計額における実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、実質収支合計額が赤字でないため数値なしとなりました。3つ目の実質公債費比率ですが、公債費に特別会計及び一部事務組合の公債費に充当された繰出金等を加えた実質的な公債費の標準財政規模に対する比率の3か年平均値で、9.3%となりました。4つ目の将来負担比率ですが、地方債残高のほか、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債の繰入見込額、一部事務組合の起債の負担見込額、職員の退職手当支給見込額、第三セクター等への損失補償見込額等、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、32.4%となりました。

早期健全化基準及び財政再生基準は、財政健全化法に基づき財政の早期健全化及び財政の再生を図るための計画を、議会の議決を経て策定の上、計画実施の推進を図るための財政上の措置を講ずることとなる基準であります。本市の比率は、いずれもこの基準を下回っているところであります。

次は、追加提出議案の2ページを御覧ください。

報告第6号、指宿市の令和元年度決算に基づく公営企業の資金不足比率の報告について、であります。

本案は、報告第5号と同様に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業ごとの資金不足比率を毎年度算定し、監査委員の意見を付けて議会に報告するものであります。

また、本市の資金不足比率と併せて経営健全化基準についてもお示ししておりますが、これは、報告第5号で説明しました早期健全化基準に相当するものであります。

それでは、指宿市の令和元年度決算に基づく公営企業ごとの資金不足比率について御説明

申し上げます。

資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額が事業の規模に対してどの程度あるかを示した比率で、まず、地方公営企業法が適用される水道事業会計、公共下水道事業会計については、資金不足でないため数値なしとなりました。

次に、地方財政法により特別会計を設けて運営する公営企業で、地方公営企業法が適用されない温泉配給事業特別会計、唐船狭そうめん流し事業特別会計については、いずれの会計も資金不足でないため数値なしとなりました。

経営健全化基準は、財政健全化法に基づき公営企業の経営の健全化を図るための計画を議会の議決を経て策定の上、計画実施の推進を図るための財政上の措置を講ずることとなる基準であります。本市の比率は、いずれもこの基準を下回っているところであります。

次は、追加提出議案の3ページを御覧ください。

議案第91号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第12号）について、であります。

別冊の令和2年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,663万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を336億6,135万1千円にしようとするものであります。

第2条で地方債の補正を計上しておりますが、これは7ページの第2表、地方債補正でお示しのとおり、地方債の限度額を変更するものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明いたしますので、14ページを御覧ください。

款1議会費、項1議会費、目1議会費、節12委託料2,857万6千円の補正につきましては、議場録音機材及び議会中継システムの更新に伴う委託料を計上するものであります。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1現年単独災害復旧費523万9千円の補正につきましては、台風10号により農道9か所、水路2か所、林道6か所、山川多目的研修館等の4施設において倒木や水路閉塞等の災害が発生し、現計予算で不足することから、災害復旧費を増額するものであります。

同じく、目2現年補助災害復旧費170万円の補正につきましては、7月の大雨により被害を受けた水路1か所の補助災害復旧工事の工法変更に伴い、工事費用の増加が見込まれることから、災害復旧費を増額するものであります。

同じく、項2土木施設災害復旧費、目1現年単独災害復旧費1,666万5千円の補正につきましては、台風10号により市道25か所、里道2か所、海岸6か所、都市公園3か所、団地27か所において法面崩壊や倒木、窓ガラス破損等の災害が発生し、現計予算で不足することから、災害復旧費を増額するものであります。

次のページを御覧ください。

同じく、項3教育施設災害復旧費、目1現年単独災害復旧費1,300万円の補正につきまして

は、台風10号により小学校6校、中学校2校、指宿商業高等学校、山川図書館、指宿橋牟礼川遺跡公園等において屋上防水シート、空調機、説明看板破損等の災害が発生し、現計予算で不足することから、災害復旧費を増額するものであります。

同じく、項4その他公共施設災害復旧費、目1現年単独災害復旧費2,145万2千円の補正につきましては、台風10号により防犯灯及びロードミラー等の破損、小田墓地公苑内の倒木、山川砂むし温泉保養館等4施設においてガラス戸の破損等が発生したことから、災害復旧費を増額するものであります。

なお、今回の災害箇所及びその状況については、台風10号被害に対する災害復旧費等に関する参考資料を配布させていただいておりますので、詳しい説明については割愛させていただきます。

次に、歳入について御説明いたしますので、13ページを御覧ください。

款15国庫支出金110万5千円の補正につきましては、節区分及び説明欄にお示しの国庫負担金であります。

款19繰入金8,502万7千円の補正につきましては、今回補正の財源調整として、財政調整基金からの繰入金であります。

款22市債50万円の補正につきましては、節区分及び説明欄にお示しの市債であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時35分  
再開 午前11時35分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 報告第5号及び報告第6号（質疑）

○議長（木原繁昭） これより、質疑に入ります。

まず、報告第5号及び報告第6号について質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、報告第5号及び報告第6号は終了いたしました。

#### △ 議案第91号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（木原繁昭） 次に、議案第91号について質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第91号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 御異議なしと認めます。

よって、議案第91号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第91号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 御異議なしと認めます。

よって、議案第91号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 意見書案第2号及び意見書第3号一括上程(説明・質疑・委員会付託等省略、表決)

○議長(木原繁昭) 次は、日程第22、意見書案第2号、核兵器禁止条約の批准を求める意見書(案)、及び、日程第23、意見書案第3号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書(案)、の2意見書案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

2意見書案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 御異議なしと認めます。

よって、2意見書案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより、意見書案第2号及び意見書案第3号の2意見書案を一括して採決いたします。

2意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号及び意見書案第3号の2意見書案は、原案のとおり可決されました。

#### △ 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果

○議長(木原繁昭) 次は、日程第24、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果を報告いたします。

令和2年9月17日付けで、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長から、同広域連合議会の議員の選挙に関する規則第15条の規定により、当選人の決定について報告がありましたのでお知らせいたします。

投票総数385票。投票のうち、有効投票376票、無効投票9票。有効投票のうち、川越桂路議員143票、木原繁昭議員142票、前川原正人議員91票、以上のとおりであります。

なお、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の当選人の決定につきましては、先に配布のとおりでありますので御了承願います。

#### △ 閉議及び閉会

○議長(木原繁昭) 以上で、本会議に付議されました案件は、全て終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じ、併せて、令和2年第3回指宿市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時40分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 木 原 繁 昭

議 員 吉 村 重 則

議 員 前之園 正 和

## 参 考 资 料

核兵器禁止条約の批准を求める意見書

核兵器を全面的に違法化する核兵器禁止条約は2017年7月、国連で採択されました。この条約は、核兵器の使用や開発、実験、製造、取得、保有、貯蔵、移転など幅広く禁止するとともに、核を使用するとの威嚇の禁止も盛り込まれ、核抑止力の考え方を明確に否定することにつながるものとなっています。さらに、条約の前文には、日本語に由来するヒバクシャという文言も盛り込まれ、筆舌に尽くしがたい経験を、核廃絶や平和への願いを世界に発信し続けてきた広島、長崎の被爆者の思いが汲み取られたものと言えます。

同条約は、50か国が批准の手続きを終えたのち90日後に発効することになっていますが、いまだ達していません。条約制定の交渉会議に加入しなかった日本政府は、条約に不参加の姿勢を貫いています。本来であれば、唯一の戦争被爆国として政府は、核廃絶に向け先頭に立って条約への参加を果たし、他国にも参加を促し、参加できない国もどのような条件であれば可能なのか議論しなければなりません。日本政府の姿勢は、核兵器の廃絶を求める国際世論に逆行するだけでなく、被爆者の悲願に背を向けたものです。

2017年には核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）がノーベル平和賞を受賞したものの、その後、米口のINF（中距離核戦力）全廃条約が2019年に失効、今年予定されていたNPT（核不拡散条約）再検討会議は1年間延期され、新START（新戦略兵器削減条約）は2021年に期限切れとなるなど、核兵器廃絶に向けた動向が世界的に停滞しています。日本は、米国の核の傘や核抑止力に依存するのではなく、核兵器廃絶に向けた強いイニシアチブを発揮する時です。そして核のない世界を目指す姿勢を積極的に発信し、核使用禁止の国際的機運を高め、核兵器禁止条約に参加すべきです。

よって国会及び政府においては、下記の事項について実現するよう強く求めます。

記

1. 核廃絶の先頭に立って、核兵器禁止条約を署名、批准すること。
2. 核兵器保有国に対して被爆国として署名、批准を促すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和2年9月28日

指宿市議会議員 木原 繁昭

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿  
外務大臣 殿  
防衛大臣 殿  
内閣官房長官 殿

意見書第3号

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方  
税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、わが国は、戦後最大の経済危機に直面しています。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっています。

指宿市では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想されます。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望いたします。

記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。
- 5 とりわけ、固定資産税は、本市の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和2年9月28日

指宿市議会議長 木原 繁昭

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿  
内閣官房長官 殿  
総務大臣 殿  
財務大臣 殿  
経済産業大臣 殿  
経済再生担当大臣 殿  
まち・ひと・しごと創生担当大臣 殿